

平成 2 1 年 第 2 回

名寄市議会定例会会議録目次

第 1 号（6 月 1 日）

1. 議事日程	1
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 出席議員	3
1. 欠席議員	3
1. 事務局出席職員	3
1. 説明員	3
1. 開会宣告・開議宣告	4
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	4
1. 日程第 2. 会期の決定（15 日間）	4
1. 日程第 3. 行政報告（島市長）	4
1. 日程第 4. 議案第 1 号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について	1 2
○提案理由説明（島市長）	1 2
○原案可決	1 2
1. 日程第 5. 議案第 2 号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について	1 2
○提案理由説明（島市長）	1 2
○原案可決	1 3
1. 日程第 6. 議案第 3 号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について	1 3
○提案理由説明（島市長）	1 3
○原案可決	1 3
1. 日程第 7. 議案第 4 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成 2 0 年度名寄市一般会計）	1 3
○提案理由説明（島市長）	1 3
○承認	1 4
1. 日程第 8. 議案第 5 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成 2 0 年度名寄市国民健康保険特別会計）	1 4
○提案理由説明（島市長）	1 4
○承認	1 5
1. 日程第 9. 議案第 6 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成 2 0 年度名寄市老人保健事業特別会計）	1 5
○提案理由説明（島市長）	1 5
○承認	1 5
1. 日程第 1 0. 議案第 7 号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成 2 0	

報告第 2 号	平成 2 0 年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について	
報告第 3 号	平成 2 0 年度名寄市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について	
報告第 4 号	平成 2 0 年度名寄市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について	
報告第 5 号	平成 2 0 年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について	2 4
○提案理由説明（島市長）		2 4
○報告済		2 4
1. 日程第 2 1. 報告第 6 号	公害の現況に関する報告について	2 4
○提案理由説明（島市長）		2 4
○報告済		2 5
1. 日程第 2 2. 報告第 7 号	名寄市土地開発公社の経営状況について	
報告第 8 号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	
報告第 9 号	株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について	
報告第 1 0 号	株式会社ふうれんの経営状況について	
報告第 1 1 号	名寄市社会福祉事業団の経営状況について	2 5
○提案理由説明（島市長）		2 5
○報告済		2 7
1. 日程第 2 3. 諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	2 7
○提案理由説明（島市長）		2 7
○適任と認める		2 8
1. 休会の決定		2 8
1. 散会宣告		2 8

第 2 号（6 月 1 1 日）

1. 議事日程	2 9
1. 本日の会議に付した事件	2 9
1. 出席議員	2 9
1. 欠席議員	2 9
1. 事務局出席職員	2 9
1. 説明員	2 9
1. 開議宣告	3 0
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	3 0
1. 日程第 2. 一般質問	3 0
○質問（佐藤 勝議員）	3 0
○質問（岩木正文議員）	4 1
1. 休憩宣告	5 2
1. 再開宣告	5 2
○質問（高橋伸典議員）	5 2
○質問（大石健二議員）	6 3
1. 休憩宣告	7 3
1. 再開宣告	7 3
○質問（東 千春議員）	7 3
1. 散会宣告	8 5

第 3 号（6 月 1 2 日）

1. 議事日程	8 7
1. 本日の会議に付した事件	8 7
1. 出席議員	8 7
1. 欠席議員	8 7
1. 事務局出席職員	8 7
1. 説明員	8 7
1. 開議宣告	8 8
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	8 8
1. 日程第 2. 一般質問	8 8
○質問（佐々木 寿議員）	8 8
○質問（黒井 徹議員）	9 8
1. 休憩宣告	1 0 9
1. 再開宣告	1 0 9
○質問（田中好望議員）	1 0 9
1. 休憩宣告	1 1 8
1. 再開宣告	1 1 8
○質問（日根野正敏議員）	1 1 8
1. 休憩宣告	1 2 8
1. 再開宣告	1 2 8
○質問（高見 勉議員）	1 2 8
1. 休会の決定	1 4 0
1. 散会宣告	1 4 0

第 4 号（6 月 1 5 日）

1. 議事日程	1 4 3
1. 本日の会議に付した事件	1 4 3
1. 出席議員	1 4 4
1. 欠席議員	1 4 4
1. 事務局出席職員	1 4 4
1. 説明員	1 4 4
1. 開議宣告	1 4 5
1. 日程第 1. 会議録署名議員指名	1 4 5
1. 日程第 2. 一般質問	1 4 5
○質問（渡辺正尚議員）	1 4 5
○質問（竹中憲之議員）	1 5 5
1. 休憩宣告	1 6 6
1. 再開宣告	1 6 6
○質問（川村幸栄議員）	1 6 6
1. 日程第 3. 議案第 1 7 号 工事請負契約の締結について	1 7 8
○提案理由説明（島市長）	1 7 8
○補足説明（扇谷上下水道室長）	1 7 8
○質疑（高見 勉議員）	1 7 9
○質疑（熊谷吉正議員）	1 8 0
1. 休憩宣告	1 8 0
1. 再開宣告	1 8 0
○原案可決	1 8 2
1. 日程第 4. 議案第 1 8 号 財産の取得について	1 8 2
○提案理由説明（島市長）	1 8 2
○補足説明（山内教育部長）	1 8 2
○原案可決	1 8 4
1. 日程第 5. 推薦第 1 号 名寄市農業委員会委員の推薦について	1 8 4
○推薦決定	1 8 4
1. 休憩宣告	1 8 4
1. 再開宣告	1 8 4
1. 日程第 6. 意見書案第 1 号 地方分権改革にあたり地域経済等に配慮し、地方財政 の充実・強化を求める意見書	
意見書案第 2 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書	
意見書案第 3 号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書	
意見書案第 4 号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書	

意見書案第5号 国直轄事業負担金に係る意見書	
意見書案第6号 新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書	
意見書案第7号 所得税法第56条の廃止を求める意見書	
意見書案第8号 基地対策予算の増額等を求める意見書	184
○原案可決	184
1. 日程第7. 決議案第1号 北朝鮮の核実験に抗議する決議	184
○提案理由説明(熊谷吉正議員)	184
○原案可決	185
1. 日程第8. 報告第1号 例月現金出納検査報告について	185
○報告済	185
1. 日程第9. 請願	185
○建設常任委員会付託	185
1. 日程第10. 委員の派遣について	185
○派遣決定	185
1. 日程第11. 閉会中継続審査(調査)の申し出について	185
○継続審査(調査)決定	185
1. 閉会宣告	185
1. 質問文書表	187
1. 議決結果表	192

平成21年第2回名寄市議会定例会会議録
開会 平成21年6月1日(月曜日)午前10時00分

1. 議事日程

- | | | | |
|-------|---|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員指名 | 日程第15 | 議案第12号 平成21年度名寄市一般会計補正予算 |
| 日程第2 | 会期の決定 | 日程第16 | 議案第13号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算 |
| 日程第3 | 行政報告 | 日程第17 | 議案第14号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算 |
| 日程第4 | 議案第1号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について | 日程第18 | 議案第15号 平成21年度名寄市介護保険特別会計補正予算 |
| 日程第5 | 議案第2号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について | 日程第19 | 議案第16号 平成21年度名寄市水道事業会計補正予算 |
| 日程第6 | 議案第3号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について | 日程第20 | 報告第1号 平成20年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について |
| 日程第7 | 議案第4号 専決処分した事件の承認を求めることについて(平成20年度名寄市一般会計) | | 報告第2号 平成20年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について |
| 日程第8 | 議案第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて(平成20年度名寄市国民健康保険特別会計) | | 報告第3号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について |
| 日程第9 | 議案第6号 専決処分した事件の承認を求めることについて(平成20年度名寄市老人保健事業特別会計) | | 報告第4号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について |
| 日程第10 | 議案第7号 専決処分した事件の承認を求めることについて(平成20年度名寄市介護保険特別会計) | | 報告第5号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について |
| 日程第11 | 議案第8号 専決処分した事件の承認を求めることについて(平成20年度名寄市下水道事業特別会計) | 日程第21 | 報告第6号 公害の現況に関する報告について |
| 日程第12 | 議案第9号 専決処分した事件の承認を求めることについて(平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計) | 日程第22 | 報告第7号 名寄市土地開発公社の経営状況について |
| 日程第13 | 議案第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて(平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計) | | 報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況について |
| 日程第14 | 議案第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて(平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計) | | 報告第9号 株式会社ふうれん望湖台 |

振興公社の経営状況について
 報告第10号 株式会社ふうれんの経営状況について
 報告第11号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について
 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
 日程第2 会期の決定
 日程第3 行政報告
 日程第4 議案第1号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について
 日程第5 議案第2号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について
 日程第6 議案第3号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
 日程第7 議案第4号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成20年度名寄市一般会計）
 日程第8 議案第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成20年度名寄市国民健康保険特別会計）
 日程第9 議案第6号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成20年度名寄市老人保健事業特別会計）
 日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成20年度名寄市介護保険特別会計）
 日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成20年度名寄市下水道事業特別会計）
 日程第12 議案第9号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計）
 日程第13 議案第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成20年

度名寄市食肉センター事業特別会計）
 日程第14 議案第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて（平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計）
 日程第15 議案第12号 平成21年度名寄市一般会計補正予算
 日程第16 議案第13号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算
 日程第17 議案第14号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算
 日程第18 議案第15号 平成21年度名寄市介護保険特別会計補正予算
 日程第19 議案第16号 平成21年度名寄市水道事業会計補正予算
 日程第20 報告第1号 平成20年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について
 報告第2号 平成20年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について
 報告第3号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について
 報告第4号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について
 報告第5号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について
 日程第21 報告第6号 公害の現況に関する報告について
 日程第22 報告第7号 名寄市土地開発公社の経営状況について
 報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況について
 報告第9号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について
 報告第10号 株式会社ふうれんの経

営況について
 報告第11号 名寄市社会福祉事業団
 の経営状況について
 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推
 薦につき意見を求めることについて

書 記 佐 藤 葉 子
 書 記 松 井 幸 子
 書 記 高 久 晴 三
 書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小野寺 一 知 議員
 副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
 1番 佐 藤 靖 議員
 2番 植 松 正 一 議員
 3番 竹 中 憲 之 議員
 4番 川 村 幸 栄 議員
 5番 大 石 健 二 議員
 6番 佐々木 寿 議員
 7番 持 田 健 議員
 8番 岩 木 正 文 議員
 9番 駒 津 喜 一 議員
 10番 佐 藤 勝 議員
 11番 日 根 野 正 敏 議員
 12番 木 戸 口 真 議員
 13番 高 見 勉 議員
 14番 渡 辺 正 尚 議員
 15番 高 橋 伸 典 議員
 16番 山 口 祐 司 議員
 17番 田 中 好 望 議員
 18番 黒 井 徹 議員
 20番 川 村 正 彦 議員
 21番 谷 内 司 議員
 22番 田 中 之 繁 議員
 23番 東 千 春 議員
 24番 宗 片 浩 子 議員
 25番 中 野 秀 敏 議員

1. 説明員

市 長 島 多慶志 君
 副 市 長 中 尾 裕 二 君
 副 市 長 小 室 勝 治 君
 教 育 長 藤 原 忠 君
 総 務 部 長 佐々木 雅 之 君
 生活福祉部長 吉 原 保 則 君
 経 済 部 長 茂 木 保 均 君
 建設水道部長 野間井 照 之 君
 教 育 部 長 山 内 豊 君
 市立総合病院 香 川 讓 君
 市 立 大 学 長 三 澤 吉 巳 君
 市 立 大 学 長 小 山 龍 彦 君
 福祉事務所長 扇 谷 茂 幸 君
 上下水道室長 成 田 勇 一 君
 会 計 室 長 森 山 良 悦 君
 監 査 委 員

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事 務 局 長 間 所 勝

○議長（小野寺一知議員） ただいまより平成21年第2回名寄市議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

11番 日根野 正 敏 議員

18番 黒 井 徹 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 会期の決定について、お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月15日までの15日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月15日までの15日間と決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 これより行政報告を行います。

島市長。

○市長（島 多慶志君） おはようございます。本日、平成21年第2回定例会の開会にあたり、これまでの主な行政事項について、その概要を御報告申し上げます。

定額給付金事業について申し上げます。

定額給付金は、申請受付を3月18日に開始し、5月20日現在、給付対象の14,824世帯のうち13,581世帯に4億5,898万円を給付いたしました。

5月からは、申請も少なくなっており窓口を市民課内に配置し、事務を進めています。今後、未申請者への周知に努め、受給を促してまいります。

平成20年度の決算概要について。

はじめに、企業会計を除いた平成20年度の各会計決算の概要を申し上げます。

5月31日をもって出納閉鎖となりました一般会計及び特別会計の決算につきましては、今後、計数整理を行うことから、ここでは、概要について申し上げます。

一般会計については、翌年度へ繰り越しすべき財源を除いて、概ね1億5,000万円の黒字となる見込みであります。国の2次補正にかかわる臨時交付金等の影響で現時点では数値が幾分増加しています。歳入では、年度末に交付された特別交付税が予算額を上回り、歳出では、各費目における歳出削減等不用額が主な要因と思われます。

財源調整的に、財政調整基金、公共施設整備基金、地域福祉基金を、合計で2億5,094万円取り崩しましたので、基金に依存した財政構造になっていますが、財政調整基金については、当初予算で予定していた4億4,000万円のうち、2億7,000万円を積み戻すことができました。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定につきましては、基金を1,968万8,000円取り崩したことなどもあり、概ね6,200万円の黒字となる見込みです。

介護保険特別会計の保険事業勘定につきましては、介護給付費負担金などが概ね6,000万円超過交付されたことにより、概ね1億2,000万円の黒字となる見込みです。

国保・介護の保険事業勘定を除く特別会計につきましては、一般会計繰入金で調整しますので、収支同額となる見込みです。

次に、基金の状況について申し上げます。

一般会計における5月末現在の基金残高は、34億4,264万円となりました。

当初予算の段階では、取り崩しを6億973万円予定していましたが、決算剰余金を含めた積立と、歳出の抑制などによる積み戻し、国の2次補正を原資とした地域活性化・生活対策基金の創設などにより、前年度を912万円上回りました。

主な基金の残高は、財政調整基金7億7,626万円、減債基金3億1,023万円、公共施設整備基金1億4,308万円、地域福祉基金1億2,489万円、地方交通確保基金1億6,801万円、合併特例振興基金12億3,160万円となっています。

このほか、特別会計で、国民健康保険支払準備基金2億8,969万円、介護給付費準備基金1億3,009万円となっています。

これらの基金につきましては、今後も、有効かつ適切に活用し、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、定住自立圏構想について申し上げます。

国が新たな地域活性化に向けた取り組みとして推進する「定住自立圏構想」につきましては、土別市と本市による複眼型中心市での取り組みが可能であり、先に開催されました上川北部地区広域市町村圏振興協議会総会におきまして、調査・研究を進めて行くことが確認されました。

具体的な内容の把握と、本年度から取り組まれている先行実施団体についての情報収集を含めて、圏域市町村間において調査・研究を進めてまいります。

次に、行財政改革の推進について申し上げます。

平成19年2月に策定した「新・名寄市行財政改革推進計画」の強化・迅速化を図るため、昨年度設置した名寄市行財政改革推進実施本部に3部会を設け、検討を重ねてまいりました。

負担金・補助金の見直しが一定程度終了し、公共施設のあり方につきましても一定の方向性が示されたことから、本年度は組織機構検討部会、事業等見直し検討部会の2部会制とし、健全な行財政運営の推進に向けて、簡素で効率的な行政運営、事業の見直し等に取り組んでまいります。

次に、新型インフルエンザ対策について申し上げます。

4月下旬、メキシコに端を発した新型インフルエンザの感染が世界各地に広がる中、世界保健

機関は4月30日に警戒レベルを「フェーズ5」に引き上げたところです。

新型インフルエンザH1N1は人から人に感染することが確認されたため、4月28日に全国の保健所に「発熱相談窓口」が設置され、4月30日には名寄市総合病院の感染症病棟に「発熱外来」が設置されました。

名寄市においても、去る5月1日、感染防止に向けた連絡体制の強化と今後想定される対応について、「名寄市新型インフルエンザ対策連絡会議」を設置し、関係機関との連携を図りながら、感染防止策を市民に周知してまいりました。

新型インフルエンザは、人から人への感染が確認され、感染力は強いものの弱毒性と報道されています。今後、道内でも感染が広がる可能性がありますので、引き続き、道や保健所等との連携により情報収集に努め、万が一の事態に備え、市民の皆さんには情報提供の徹底を図るとともに、冷静な対応を呼びかけてまいります。

次に、病院事業について申し上げます。

平成20年度の運営概要につきましては、患者数が、入院で前年度比1,456名減少の11万7,008名、外来では1,579名増加の26万671名となりました。

収支の概要は、病院事業収益が68億7,231万9千円で、病院事業費用は71億2,338万8千円となり、差し引き、2億5,106万9千円の単年度純損失を計上しての決算となりました。

収益の主な内訳では、入院、外来とも前年度を上回り、入院収益では1億4,442万3千円、外来収益では、1,734万円の増収となりました。

一方、費用の主な内訳では、人員増により職員給与費で1億583万8千円増加し、このほか薬品・診療材料などの材料費も、診療収入の増に伴い6,727万9千円の増加となっています。

今年度は、20の診療科に固定医50名と臨床研修医6名の、合計56名のスタッフで診療を行うとともに、看護部門と医療技術部門の充実を図

り、地域の皆さんの健康増進に努めてまいります。

また、経営の効率化につきましては、医療に対する経営環境が厳しさを増していますので、名寄市立総合病院改革プランを着実に推進し、目標の達成に努めてまいります。

次に、道北地域へのドクターヘリ導入について申し上げます。

昨年8月に各自治体や医療機関等による、道北ドクターヘリ運航調整研究会が設立され、道北地域住民が安心して救急救命医療を受けられるよう、早期の配備をめざして要望活動等が進められ、今年度での配備が決まりました。

本年10月の運航に向け、研究会において具体的な協議・検討が進められ、運航にかかわる経費負担については、格納庫建設費用の半分にあたる5,000万円の費用負担を北海道と関係市町村に求めているところです。このほど、名寄市の負担分として94万8千円の要請がありましたので、これに同意するものとし、今定例会に補正予算を提出いたしましたので、よろしくお願いいたします。

次に、子育て応援特別手当について申し上げます。

子育て応援特別手当は、多子世帯の幼児教育期に限定した子育て支援を目的に、対象児童一人あたり3万6千円を支給するものです。

申請は、平成21年4月3日から10月3日までの期間内に郵送または、窓口で直接申請をしていただくことになります。

対象者は、児童数で428人、支給予定額は1,540万8千円に対し、4月末日現在の申請状況は、338世帯、児童数で365人、支給総額で1,314万円となっており、支給率は世帯で84.9%、児童数で85.3%となっています。

未申請者への今後の対応といたしましては、改めて案内を発送するなど、周知に努めてまいります。

次に、廃棄物処理対策について申し上げます。

地球温暖化防止とごみの減量化を目的に、廃食用油・古着を公共施設で回収し、バイオディーゼル燃料・ウエスにリサイクルする利活用の取り組みを行っています。

環境衛生推進員協議会総会で、改めて取り組みに対する協力をお願いいたしましたが、今後、市民に対しても積極的に提供を呼びかけてまいります。

市内の環境美化活動につきましては、5月11日から17日までの間を春の清掃週間とし、各町内会等の御協力により実施いたしました。また、環境衛生推進員の活動として5月9日に、名寄高校前から緑丘霊園までの清掃作業を行いました。

次に、消防事業について申し上げます。

平成20年中の火災件数は15件で、前年比7件の増となり、住宅火災で高齢者が3名焼死する痛ましい結果となりました。火災種別では、建物火災11件、車両火災2件、その他火災1件、爆発1件となっています。

救急件数は、1,048件の出動で前年比35件の増となり、事故種別では、急病645件、一般負傷161件、転院搬送126件、交通事故62件、その他54件となっています。

防火対策につきましては、住宅用火災警報器の設置促進に重点を置き、春の全道火災予防運動期間中に住宅用火災警報器の普及に向けた展示及び説明会を開催いたしました。引き続き、住宅防火対策に取り組んでまいります。

救急体制につきましては、本年4月1日より救急救命士の有資格者が13名となり、本署に9名、出張所に4名を配置し、救急現場における応急処置の充実に努めています。また、救命効果向上のため普通救命講習を積極的に実施し、救急現場に居合わせた人による応急手当の普及に取り組んでいます。

次に、智恵文排水機場の油漏れ事故について申し上げます。

智恵文排水機場は、智恵文智北地区農業地帯の

洪水対策のために、昭和61年に建設した農業施設です。

4月の定期点検時に燃料タンクから場内へ輸送する配管より油漏れが発覚しました。畑、河川、地下水への影響がなかったため、各関係機関と協議の上、油が混入した土砂を所定の廃棄処分場に搬入し、処理いたしました。施設の復旧を夏の降雨時期までに完了する予定です。

次に、住宅の整備について申し上げます。

北斗・新北斗団地建替事業は、平成22年度工事分の実設計を6月に着手し、11月に完了を予定しています。

継続事業の屋根張替工事は、新北栄団地3棟12戸が5月に完了いたしました。

改善事業では、老朽化に伴うリンゼイ団地のガスパ取替工事を5月に完了し、平成21年度から全団地を対象に2ヶ年で実施する住宅火災警報機の設置につきましては、今年度分を7月に着手し、9月に完了を予定しています。

次に、水道事業について申し上げます。

安心して安定的な給水を確保するための配水管網整備及び老朽管更新工事は、豊栄西10条仲通など4路線のほか、計量法に伴う量水器取替工事5件の発注を6月に予定しています。また、漏水調査及び風連地区の配水管洗浄委託業務は4月に着手いたしました。

簡易水道事業は、平成22年からの風連地区給水統合事業の着工に向け、簡易水道統合計画の策定を進めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

合流式下水道における雨天時の河川水質汚濁防止対策として、昨年度末に完成した名寄下水終末処理場滞水池は、試運転を終え5月から供用開始をしています。下水処理場設備の老朽化対策としての受変電設備更新工事は6月に発注を予定しています。

個別排水処理施設整備事業は、5月中旬から風連地区で3基の合併浄化槽工事に着手いたしまし

た。

次に、道路整備について申し上げます。

国土交通省関連事業は、新たに創設された地域活力基盤創造交付金により、都市計画街路緑丘通改良工事ほか3路線を5月に発注いたしました。

まちづくり交付金による風連地区北栄2丁目線歩道改良工事は、6月に発注を予定しています。

新規事業の南2丁目通踏切拡幅改良事業は、6月中旬に日本貨物鉄道株式会社と協定書を締結し、軌道施設の撤去を含めて事業を実施してまいります。

次に、除排雪について申し上げます。

この冬の降雪状況は、2月から3月にかけて降雪日が集中し、降雪量は、過去5ヵ年平均と比較して4.5パーセント増となり、除雪出動回数でも、名寄地区、風連地区ともに過去5ヵ年平均に比べ、やや上回る出動回数となりました。

排雪作業では、名寄地区の生活道路90キロメートルにおいてカット排雪を1回実施し、幹線道路及び通学路34キロメートルにおける積込運搬排雪を2回から3回、さらに交差点排雪を一部複数回実施し、交差点の見通しや車両の交差箇所確保を図ってまいりました。

風連地区は、市街地路線17キロメートルにおいて2回の排雪作業を実施してまいりました。

排雪ダンプ助成事業は、多雪の影響もあり利用件数は1,060件と、前年度比57.7パーセントとなり、ダンプ台数では2,112台で前年度比25.1パーセントの増となっています。

次に、農業・農村行政について申し上げます。

はじめに、5月15日現在の農作業及び農作物の状況ですが、今年の融雪期は、平年より2日早い4月11日となりました。

耕起作業につきましては、田で1日早い4月29日、畑で平年並みの4月28日となりました。

各作物の生育状況ですが、水稻につきましては、移植始めが平年並みで順調に推移しています。畑作物は、播種、移植とも順調に進み、馬鈴しょ、

てん菜とも4日から8日早く終了しました。秋まき小麦は、雪腐れ病の発生が少なく越冬状況は良好で、幼穂形成期は3日早く順調に生育しています。また、露地のアスパラガスにつきましては、平年より5日早い5月14日から受入れを開始しましたが、15日早朝の降霜・低温によりほぼ全面積に被害を受けました。その後、本格的な受入、共選開始は5月23日となりました。

このように、農作物全般では平年並みの生育状況ですが、遅霜や低温の影響で生育停滞もあり、今後も関係機関等と連携し、適期栽培管理の徹底を図ってまいります。

次に産地確立対策について申し上げます。平成21年度から新たに3年間の対策として、水田等を有効活用して自給力・自給率向上に結びつく作物の需要に応じた生産拡大の推進を支援する「水田等有効活用促進交付金」が創設され、併せて、既存の産地づくりの取り組みへの支援策としては、従来の「産地づくり交付金」を見直し、「産地確立交付金」として引き続き支援されますが、高額な助成単価について北海道協議会の指導があり、上限金額を反当6万5千円以内には是正したところです。交付金については、総額約10億9,100万円を見込み、地域水田農業の発展に向け、担い手の育成、各作物の生産振興等、効果的に活用されるよう、農業関係団体・生産者と連携して推進してまいります。

また、平成21年度の水稲は、主食米生産数量で、うるち米2,110トン、もち米では需要環境が大幅に緩和されたことから、過去2カ年実施された10パーセントの自主削減が終了し、1万1,858トンの配分がありました。作付面積では、うるち米424ヘクタール、もち米2,341ヘクタール、加工米については、うるち米36ヘクタール、もち米428ヘクタールの計画となっており、水稲作付面積全体では3,229ヘクタールの見込みとなっています。

次に、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事

業について申し上げます。

この事業は、認定農業者等が農業経営の発展・改善を目的に、主として融資を活用して行う農業用機械・施設の整備に対し、融資残の自己負担部分に補助される事業です。平成21年度においても名寄市が採択となり、138経営体189件の機械・施設整備で、事業費約7億2,800万円に対し約2億4,100万円の助成が見込まれ、担い手農家における、効率的かつ安定的な農業経営に寄与するものと考えています。

次に、畜産の振興について申し上げます。

公共牧場につきましては、名寄市営牧野と母子里地区共同牧場において、指定管理者の「JA道北なよろ」に管理運営を委託し実施しています。本年度も受精対象牛を中心に、名寄市営牧野が5月25日から265頭を受け入れ、母子里地区共同牧場については、99頭の申し込みがあり、融雪の関係から遅れていましたが、本日、入牧作業を進めています。関係団体の協力を得ながら酪農家の経営安定を図ってまいります。

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

本年は、2月から3月にかけて降雪量が多く例年以上の積雪量となり、雪解け時期が心配されましたが、冬工事の暗渠排水の埋め戻しや客土の整地等、春の農作業に支障なく工事が進みました。

継続中の「道営農地集積加速化基盤整備事業」東豊地区、瑞生地区及び共和地区、「道営地域水田農業支援緊急整備事業」風連地区及び名寄地区において、それぞれ暗渠排水、整地工等の工事を実施しています。

また、本年度から「道営農地集積加速化基盤整備事業」名寄東地区では、実施設計測量及び換地業務を実施しています。

次に、商工業関係について申し上げます。

全国的な不況の中、名寄地方でも全ての業種において経営環境が、より厳しさを増し、引き続き停滞感を強めている状況にあります。

昭和57年から市内中心部で営業を続けていま

した「グランドホテルメープル」が4月30日をもって営業を終了いたしました。市内経済・観光事業等に大きな影響を及ぼすものと感じています。従業員対象として、上川支庁・ハローワークなよろ・名寄市等の関係機関による離職者説明会を開催いたしました。再就職にむけた情報提供など、引き続き支援をしております。

住宅リフォーム促進助成事業につきましては、今年度が最終年度となり、4月末における申請件数は81件となっています。今年度予算では100件分の2,000万円を計上していますが、今後さらに申請件数の増が予想され、今定例会に100件分2,000万円の追加補正を提出いたしましたので、よろしくお願いたします。

次に、昨年度発売されたプレミアム付「なよろ地域商品券」は、3回の販売で1万2,500セットを完売しており、地元商店での販売促進や消費拡大につながったものと考えています。商品券の使用動向については、今後調査等により明らかにしていくこととしています。

次に、物産振興事業につきましては、物産振興協会に委託している畑自慢倶楽部において、名寄ブランドの推進と特産品のPRを目的として、6月3日から3日間の予定で、友好交流都市「東京都杉並区」で、アスパラ販売を行います。販売期間中は「東京なよろ会」会員の皆さんの御協力をいただくことになっています。

丸鱈名寄魚菜卸売市場株式会社の昨年度の実績につきましては、取扱量が410万1,878トン、前年度比100.2パーセント、取扱高は12億7,697万円、前年度比96.0パーセントとなり、引き続き厳しい状況です。今後も内部努力と販路拡充が求められており、市としても一層の支援に努めてまいります。

次に、労働関係について申し上げます。

名寄公共職業安定所管内における本年3月高卒者の新規就職状況は、就職希望者145名のうち内定者が132名となり、就職率は91パーセン

ト、前年度比で3.3ポイントの上昇となりました。

北海道における月間有効求人倍率は0.38倍で前年度比マイナス0.14ポイントとなり、当管内の有効求人倍率は0.48倍で前年度比0.14ポイントの低下となっています。有効求人倍率など前年度比で低下となった主な要因は、大型商業施設による雇用が、一定程度落ち着いたものと分析しています。

次に、観光について申し上げます。

平成20年度のピヤシリスキー場リフト輸送人員は、47万2,222人で、前年度実績の86.3パーセントとなりました。全国的なスキー離れ、スキー人口の減少が続く中、シーズンを通しての未就学児のリフト無料化やスノーモビルランド開設等が浸透する一方、昨年は雪不足や降雨による影響で19日遅れのオープンとなり、さらに、シーズン中盤から終盤にかけて、週末に天候が恵まれなかったことなどが影響しています。

なよろ温泉の利用につきましては、各種プランを企画いたしました。総利用者数で9万1,613人、前年度実績の99.8パーセントと、微減となりました。

ふうれん望湖台自然公園につきましては、施設利用件数で8,620件、前年度実績の75.2パーセントとなり、宿泊客、入浴客ともに減少しました。

スキー場、なよろ温泉、ふうれん望湖台の利用者確保に向け、引き続き両公社と連携した取り組みを進めてまいります。

次に、道の駅事業について申し上げます。

昨年4月に道の駅「もち米の里☆なよろ」を開設し、道内で102番目の道の駅として多くの皆さまに御利用いただいています。

平成20年度の利用者数は延べ26万3,900人と当初計画を大きく上回り、「北海道じゃらん」が実施した2009年度道の駅満足度ランキングで2位と、高い評価を受けました。また、4月18日～20日には、オープン1周年感謝祭を開

催いたしました。

今後もさらに利用者の皆さんに満足いただけるサービス提供を心がけ、広く情報発信してまいります。

次に、市街地再開発関係について申し上げます。

風連地区の市街地再開発事業は、平成20年度に着手された事業のうち、9個人・2法人に対する工事が完了し、関係者に対する権利床が3月9日に交付されました。この4月からは、本年度工事区域の既存建築物除去工事が進み、地域交流センター及び道北なよろ農協等の建築工事が、6月下旬から着手される予定となっています。市といたしましては、引き続き施工者と連携を図り、事業完了に向け支援してまいります。

次に、名寄地区について申し上げます。

これまで中心市街地活性化基本計画として、多数・多方面の意見提言をいただき、事業の精査を行ってきましたが、この度、北海道・北海道開発局との事前協議において、都市再生整備計画で市街地の整備改善を進める準備が整いました。

駅横の整備事業につきましては、これまでの経緯から市内民間企業と検討を行い、バス待合所と商業施設を併設し、公共交通機関利用者の利便性を高め、かつ、賑わいの創出も可能な複合施設整備とまちなか居住を進めていく整備計画案として、基本協定を関係者で締結することができました。

今後は、駅周辺の賑わいを市内中心部に誘導する手法のほか、その効果が多方面に及ぶ方策について、上部関係機関を含めて検討してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

高齢者が対象で30年目を迎える名寄ピヤシリ大学は、男性7名、女性8名の新生15名と17名の大学院生を、また38年目を迎える風連瑞生大学は、男性2名、女性10名の新生12名と13名の大学院生を迎え、それぞれ4月28日、27日に入学式を行いました。新入学生をはじめ在学生の皆さんは、生涯学習社会を見据えた今後の学習活動へ意欲を燃やしているところです。

また、今年度の市民講座は5月14日の「なよろ入門」から開講し、「心と暮らしに潤いを」「暮らしに役立つ」「世の中を考える」の3つをシリーズとして、学習活動の場を提供してまいります。

次に、市立図書館について申し上げます。

4月から5月にかけての「こどもの読書週間」におきましては、本館での「こども図書館まつり」、風連分館では「春のおはなし会」を開催しました。

また、「子どもによんであげたいおすすめの本（3才～6才）」を作成し、保育所や幼稚園及び関係機関に配布いたしました。

今後も、子どもが本に親しむことができるよう、読書活動推進に努めてまいります。

4月にマイクロフィルム閲覧機器を更新したことにより、新聞の閲覧及び複写が可能となりましたので、多くの市民の皆さんに利用していただきたいと考えています。

次に、市立木原天文台について申し上げます。

今年は、ガリレオ・ガリレイが初めて望遠鏡による宇宙への扉を開いた観測から、400年を記念する世界天文年です。

天文台では、4月4日に世界天文年企画による「世界一周観望会」を実施し、市内外から多くの参加があり好評をいただきました。

また、北海道大学及び北海道教育大学旭川分校学生の観測実習を、実施しています。

新天文台建設につきましては、2期目の本体工事に着手し、建設が進められているところです。

次に、学校教育について申し上げます。

各小中学校では、新入生を迎え、それぞれの教育課程に基づき、児童生徒が自ら学び、自ら考える力を育成するため、特色ある教育活動が展開されています。

特別支援教育として、名寄市立大学の協力の下に実施していますティーチングアシスタント事業では、特別支援教育研究実践推進学校に風連中央

小学校を新たに加えた3校を指定し、学力の向上に努めてまいります。

名寄東小学校屋内運動場の改築事業につきましては、広く関係者の方々に御協力をいただき、改築に関する要望等をお聴きするため、仮称・名寄東小学校屋内運動場改築等準備協議会の設置に向けた作業を進めているところです。

また、風連中学校の施設移転につきましては、北海道教育委員会と風連高等学校閉校後の施設の譲渡等について、具体的な協議を始めたところであり、移転に伴う施設の改修等については風連中学校移転準備協議会を教職員、父母など関係者の方々の御協力により立ち上げ、改修実施設計などの具体的な検討を開始いたしました。

次に、名寄市立大学について申し上げます。

去る、3月18日に短期大学部第48回卒業式を行い、児童学科55名の卒業生を送り出しました。

また、平成21年度の入学生は、保健福祉学部149名（内3年次編入生3名）、短期大学部49名でした。4月3日には、198名の新入生を迎えて入学式を終えたところです。

これで保健福祉学部は、1学年から4学年まで揃う学年完成を迎え、栄養学科161名、看護学科211名、社会福祉学科212名、合計584名となり、短期大学部児童学科105名を合わせた学生総数は、689名となったところです。

次に、学校給食センターについて申し上げます。

昨年度、学校給食会が実施した「学校給食費に係わるアンケート調査」の結果、安全・安心の確保、栄養価の維持など様々な御意見をいただきました。

これまで、名寄市の学校給食センターでは、安全・安心な学校給食を提供するため、地産地消を基本とした地場産食材を多く使用してまいりました。

今後も、安全・安心な食材選びに心がけ、保護者の方々の要望に応じてまいります。

次に、学校給食主食用パンの製造について申し上げます。

昨年度整備した学校給食用食材供給施設において、新しく設置したパン製造機器を使用し、学校給食主食用パンの提供が4月から開始されました。

6月には、名寄産のもち粉を2割使用した「もち粉パン」が給食に登場いたします。

今後は、地場産野菜も活用したパンの提供に努めてまいります。

次に、スポーツの振興について申し上げます。

長い歴史を誇る第57回憲法記念ロードレースが、5月10日、健康の森陸上競技場を発着として開催いたしました。

本年も353名のエントリーがあり、それぞれのクラスで、春の風を受けた選手が、さわやかに力走いたしました。

次に、女性児童センターについて申し上げます。

4月の利用団体登録状況は35団体384名で減少傾向が続いています。また、自由来館型となっている児童センターでは小学生の放課後利用が増加傾向にあります。

南児童クラブでは、年度当初に63名の利用登録で増加傾向になっていますが、引き続き児童・保護者にとって安全で安心できる児童クラブの運営を推進してまいります。

次に、教育相談センターについて申し上げます。

4月に全ての学校訪問を行い、平成20年度の電話相談等の相談傾向を伝え、悩み相談の「ハートダイヤル」の利用PR、さらには登校できずに家庭で過ごしている子どものために「適応指導教室」が開設されていることを紹介し、パンフレットを配布いたしました。

次に、芸術文化の振興について申し上げます。

優れた芸術に触れる芸術文化鑑賞バスツアーは、本年も6回の開催を予定し、4月28日の第1回ツアーには、多くの方々に応募をいただき、初めてバス2台での開催となりました。

今後も、絵画や演劇、札幌交響楽団演奏会などの鑑賞ツアーを実施することとしています。

次に、北国博物館について申し上げます。

平成20年度の入館者数は12,190名で、減少傾向に一定の歯止めがかかったところです。

4月25日から5月6日までのゴールデンウィーク企画「博物館であ・そ・ぼ・う!!」では、延べ1,480名の入館があり、市立大学の学生ボランティアの応援もいただき、木製遊具やリサイクル遊具、木工作を楽しみました。

国の文化財審議会は、意見具申をしていました当市の「九度山（くどさん）」を、アイヌ文化に関連する名勝として指定すべきとして、5月15日に文化庁に答申しました。8月前後に、文化庁より国の名勝として指定される予定となっています。

以上、主な行政事項について、その概要を申し上げ御報告といたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で行政報告を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 日程第4 議案第1号 名寄市手数料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第1号 名寄市手数料徴収条例の一部改正について、提案の理由を御説明申し上げます。

本件は、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅を認定する制度である長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に伴い、認定事務コストに応じた対価の徴収原則から、受益者負担分を長期優良住宅建築等計画認定申請手数料として名寄市手数料徴収条例の中に新設するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 議案第2号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第2号 名寄市地域包括支援センター条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

本件は、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行に伴い、名寄市地域包括支援センター条例で引用している介護保険法の条項が繰り下がることから所要の条項整理を行うものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第2号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第6 議案第3号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第3号 名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について、提案の理由を申し上げます。

これまで名寄市立総合病院では、名寄市病院事業の設置等に関する条例第12条に基づき運営委員会を設置し、病院事業の円滑な運営を図るための意見、提言を受けてきたところですが、近年名寄市立総合病院の地域医療への責務が増大し、また実際に医療サービスを受けている患者からの当病院に対する期待が増加の傾向にあります。病院がその責務と期待にこたえるためには、診療内容の充実とあわせ、健全な事業運営を推進していく必要がありますので、運営委員会の委員定数を7名から9名にふやし、充実を図ろうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第3号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 議案第4号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第4号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年度名寄市一般会計補正予算の専決処分でありまして、歳入歳出それぞれに8,129万3,000円を追加し、予算総額を199億3,577万8,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款総務費の備荒資金組合超過納付負担金8,000万円の追加は、大学校舎整備の際に借り入れた満期一括債の償還財源と退職手当組合負担金の精算に伴う追加負担分に備えるため、備荒資金組合に対して納付するものであります。

10款教育費の大学振興基金積立金30万円の追加は、大学振興に対しての寄附金を積み立てするものであります。

次に、歳入について申し上げます。11款地方交付税の1億7,107万5,000円の追加は、3月に交付決定されました特別交付税が増額となったことによるものであります。

19款繰入金の財政調整基金繰入金4,212万5,000円の減額は、特別交付税の増加などによる財政調整基金への積み戻しであります。

次に、第4表、地方債補正につきましては、経営体育成基盤整備事業ほか1事業を変更するものであります。

次に、第5表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しない情報化推進事業ほか37事業について繰り越しするものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第4号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 議案第5号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第5号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理

由を申し上げます。

本件は、平成20年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、保険事業勘定におきまして歳入歳出それぞれ153万5,000円を追加し、予算総額を33億2,666万8,000円に、直診勘定におきまして歳入歳出それぞれ29万9,000円を減額し、予算総額を1億3,029万円にしようとするものであります。

補正の主なものを保険事業勘定の歳出から申し上げます。2款保険給付費では、出産育児一時金で76万円を減額し、11款諸支支出金では電子カルテ導入に伴う直診勘定に対する繰出金を200万円追加するものです。

次に、保険事業勘定の歳入について申し上げます。交付金等の額が確定したことにより、国庫支出金などの特定財源の調整を図るほか、8款繰入金では一般会計繰入金を50万7,000円減額し、基金繰入金を813万9,000円追加するものです。

次に、直診勘定の歳出について申し上げます。3款施設整備費では、電子カルテシステム導入費用が確定したことに伴い、29万9,000円を減額するものであります。

次に、直診勘定の歳入について申し上げます。4款繰入金では、保険事業勘定における特別調整交付金の額の確定及び予算調整のため210万1,000円を追加し、6款市債では電子カルテシステム導入事業債で240万円を減額するものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第5号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 議案第6号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第6号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、歳入歳出それぞれ1,077万4,000円を減額し、予算総額を3億2,964万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。医療給付費等の確定により、2款医療諸費では534万9,000円を、3款諸支出金では542万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。医療給付費の減に伴い、交付金等の交付額が確定したことにより支払基金交付金などの特定財源の調整を図るものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第6号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第6号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第10 議案第7号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第7号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年度名寄市介護保険特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、サービス事業勘定・名寄の歳入歳出それぞれ4万6,000円を追加し、予算総額を6億4,405万円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。1款事業費の利用者負担軽減制度事業費4万6,000円の追加は、介護サービス利用者負担軽減事業に係る補助金の額の確定に伴い、補助金を追加及び減額するものであります。

次に、歳入につきましては、2款繰入金で一般会計繰入金4万6,000円を追加し、歳入歳出の

調整を行うものであります。

次に、第2表、繰越明許費につきましては、年度内に完了しないサービス事業勘定・名寄の介護用車両購入事業費及びサービス事業勘定・風連の施設介護サービス事業費について繰り越すものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第7号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第11 議案第8号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第8号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年度名寄市下水道事業特別会計補正予算の専決処分でありまして、第4表、繰

越明許費について、年度内に完了しない下水道維持管理事務費を繰り越すものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第8号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第12 議案第9号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第9号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計補正予算の専決処分でありまして、第2表、繰越明許費について、年度内に完了しない智恵文地区簡易水道管理運営事務費を繰り越すものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専

決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第9号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第13 議案第10号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第10号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計補正予算の専決処分でありまして、第3表、繰越明許費について、年度内に完了しない食肉センター整備事業費を繰り越すものであります。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上

げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第10号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第14 議案第11号 専決処分した事件の承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第11号 専決処分した事件の承認を求めることについて、提案の理由を申し上げます。

本件は、平成20年度名寄市後期高齢者医療特別会計補正予算に係る専決処分でありまして、年度途中で実施された保険料軽減制度により、歳入歳出それぞれ1,370万8,000円を減額し、予算総額を2億8,125万1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款後期高齢者医療広域連合納付金では、保険料の軽減により1,370万8,000円を減額するものであります。

次に、歳入について申し上げます。1款後期高齢者医療保険料では、特別徴収保険料で5,006

万5,000円を減額、普通徴収保険料で3,635万7,000円を追加し、調整を図るものであります。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号は承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は承認することに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第15 議案第12号 平成21年度名寄市一般会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第12号 平成21年度名寄市一般会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、各款の臨時的経費を中心に補正しようとするものでありまして、歳入歳出それぞれ8,029万1,000円を追加して、予算総額を200億8,465万5,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。4款衛生費のドクターヘリ導入自治体負担金9万4,800円の追加は、道北ドクターヘリ運航調整研究会と道北市長会、道北各地域の町村会が一体となって導入を進めている道北ドクターヘリ導入の初期投資に対する名寄市の負担分であります。

7款商工費の住宅リフォーム促進助成事業費2,000万円の追加は、平成19年度から3年間の予定で始めた同事業の利用が大変好調で、当初予算に計上している100件、2,000万円では不足することから、さらに100件分を追加しようとするものであります。

10款教育費の新天文台整備事業費については、観測室への昇降機の設置など、工事費増加による1,500万1,000円の追加と委託料と工事請負費の一部を組みかえしようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。事業の実施に伴う特定財源の追加のほか、収支不足を財源調整基金繰入金で調整いたしました。1款市税では、固定資産税で主に償却資産の設備投資額が増加したことから3,373万4,000円を追加し、また都市計画税では家屋の減少により645万7,000円を減額しようとするものであります。

22款市債の1,930万円の追加は、市立天文台整備事業の事業費の増加に伴うものであります。

次に、第2表、債務負担行為補正では、戸籍専用複写機借上料を追加しようとするものであります。

次に、第3表、地方債補正及び第4表、継続費補正では、事業費の増加により天文台整備事業について変更しようとするものであります。

以上、補正の概要について申し上げますが、細部につきましては総務部長より説明させていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、一般会

計の補正予算につきまして市長より申し上げた分の重複を避けて補足説明をさせていただきます。

まず最初に、歳出から説明させていただきます。議案第12号の10ページ、11ページをお開きください。2款総務費、1項7目財産管理費で、需用費と公共施設改修工事費で合わせて2,000万円の減額は、公共施設の補修、修繕などのため当初予算で地域活性化・生活対策基金を財源に仮計上していた予算を減額し、修繕などを実施する各公共施設等の各款、項、目に振りかえを行うものであります。

同じく12ページ、13ページをお開きください。4款衛生費、1項3目保健活動推進費で、妊婦一般健康診査委託料1,640万4,000円の追加は、妊婦健康診査の助成回数をこれまでの5回から14回に拡大するもので、財源の2分の1は道支出金を充当しています。

14ページ、15ページをお開きください。7款商工費、1項1目商工業振興費で、チャレンジ支援事業補助金100万円の追加は、6丁目の旧竹内時計店跡を買い取り、新たな事業展開を進める事業者に対して助成するものであります。

16ページ、17ページをお開きください。9款消防費、1項2目災害対策費で、排水機場維持管理事業費455万1,000円の追加は、4月28日に起きました智恵文智北排水機場での油流出事故の処理及び復旧工事費であります。

18ページ、19ページをお開きください。10款教育費、6項6目図書館費で、需用費5万円の追加は、国際ソロプチミスト名寄からの寄附金を充当し、児童図書の購入に充てるものであります。

同じく7項2目体育施設費で、需用費209万円の追加は、基金を活用してのシャントエリフト滑車軸などの修繕経費であります。

次に、歳入について説明させていただきます。戻っていただきまして、6ページ、7ページをお開きください。16款道支出金で、地域政策補助

金100万円の追加は、天文台整備事業費の増加により、合併特例債充当後の5%相当に当たる地域政策補助金の増額分であります。

8ページ、9ページをお開きください。19款繰入金で、財政調整基金繰入金を1,058万2,000円の追加は、収支不足を調整するものであります。

以上、補足説明とさせていただきますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 2点についてお伺いをしたいと思います。

1点目は、7款商工費の住宅リフォーム助成制度です。前回予算審議のところでもお聞きしました。その時点で、最終年度ですので、希望者があればすべて受け入れたいというようなお話でした。今回いち早く100件分がいっぱいになったということで追加補正になっているわけですが、またもっともっと希望者があれば、これ以上補正というか、受け入れをしていく予定でいるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、ちょっと細かいことなのですが、10款教育費の博物館のところなのですが、展示映像更新業務委託料、これ当初予算のところでは610万円ついていて、映像を新しくするというふうにおっしゃっていたのですが、それが426万円の減になっているということで、ちょっと大きい差ですので、このところをお知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 住宅リフォームの関係について御質問をいただきました。今回新たに100件分補正ということでございますが、4月末で81件、5月末では116件の申請がございます。これからもまだあるだろうということも含

めて、今回100件分の補正をさせていただきました。今後もさらに申請が出てくれば追加する予定があるかどうかということでございますが、一応9月末ぐらいの時点で状況判断をしながら、3月末で工事がすべて終わるといふ部分については補正対応する予定でございます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 博物館の映像展示部分につきまして質問をいただきました。映像の部分につきまして、当初委託料で610万円ということで見ておりましたけれども、そのうち610万円の中で410万円が機器の整備ということで備品で支出するのが妥当だろうということで、そうした組みかえをしたということであります。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 博物館のことにつきましては理解をいたしました。ありがとうございます。

住宅リフォーム助成の件なのですけれども、実は9月末まで状況を見ながらというお話でした。ある業者さんにお話を聞きましたら、本当に100件分どっと申請があったということで、忙しくて忙しくて大変なのだ、うれしい悲鳴だというふうにおっしゃっていました。好評だというのは大変喜ばしいことかなというふうに思うのですけれども、ただお聞きしますと登録業者さんのうちの大体半分ぐらいの業者さんが請け負っているということです。今言ったように大変忙しいというふうに、うれしい悲鳴なのですけれども、ただどんどん、どんどん注文を受ける中で、この登録業者さんの中で賄えるのかどうかというちょっと不安、心配も、余計な心配かもしれないのですけれども、そんな心配もちょっと出てくるところなのですけれども、やっぱり市民の方から個々の業者さんに、リフォームの中身によっても注文する業者さんもそれぞれ違ってきて、当然偏ってしまうというのはあり得るかなというふうに思うのですけれども、この今登録されている業者さんの中

で賄えるのかどうかというちょっと不安もあるのですが、その辺についてどのようにお考えかお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） その辺の部分については、詳しい判断はしておりませんが、一応平成21年度の数字はまだ集計しておりませんが、平成19年度で39の業者がこの事業をやっていただきました。平成20年度は47の業者がやっていただきました。企業のそれぞれの営業努力によりまして、多少偏る部分はございますけれども、やはり1つの工務店なんかがとりますと、いろんな業種の部分を含めて事業がなされるということで、いろんな意味の波及効果はあるというふうに思っておりますけれども、現段階ではたくさん申し込みがあっても賄い切れないというような、まだそういうところの判断といえますか、そういった部分については私どもも承知しておりませんので、状況をいろいろ調査してみたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 実は、注文が殺到しているということの反映かなというふうに思うのですけれども、何名か、結構多くの方からなのですけれども、それが事実かどうかはわからないのですけれども、市外の業者さんが結構目につくのだけれども、どうなんだいというふうに、川村さん、ちょっと確認したらどうだいというふうに、こんなふうに言われているのです。それが実際そうではない、この助成制度を使っていない工事かもしれないし、はっきりしませんので、何とも言えないのですけれども、ただそういうふうに市民の皆さんの中に、せつかく市内の業者さんが繁栄して市民が喜ばれるこういった制度なのだから、やっぱりほかのところから来られたらどうなのかなというような疑念といえますか、そういった部分が出されては、せつかくこれだけ好評だった制度が台なしかなというふうに思うのです。それで、

やっぱり殺到している部分で忙しくなれば、どうしても違うところにもというふうになるやもしれません。私は、そんなふうに思ったりもするのです。

それで、確かに最終年度ということで希望者は受け入れたいという、そういう思いもあるかとは思いますが、ただ業者さんに言えば、ことしこれだけ殺到すれば、来年はもうリフォームの仕事はゼロに近いのではないかというふうに言っているわけです。それが経済効果、来年さっと引いてしまうようでは、せっかく経済効果を図ったこの制度が台なしになってしまうのではないかなというふうに思うわけです。ですから、ことしはある程度の数で抑えていただいて、また来年新たな制度としてスタートさせていただき、何回も言わせていただいているのですが、引き続きこうやっていただく。全国的にもかなりの地域でこのリフォーム助成制度がされているわけです。これは、業者さんの新聞なのですけれども、随分広がってきています。こういった部分も含めて、やっぱり実績もあるわけですから、続いてやっていただく。そうすれば、安心して業者さんも今請け負っている分しっかり工事をし、そしてまた来年も新たな仕事がふえるのではないかという予想といいますか、それとまた市民の中にも新築は本当に難しいと、今のこの経済の中で。であれば、リフォームで何とか直して住み続けたいと、こんな人がふえているようです。こういう人たちにとっても今回限りではなくて、また次に予定していかれるという見通しが立てられるという部分では、本当に市民に優しい、市民が喜ぶ施策になっていくのではないかなと、こんなふうに思っていますので、ぜひ続けていただけることをお願いしたいというふうに思いますが、その点について御見解をいただいて終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 事業によって他の市外の業者が出入りしているという部分については、

私ども把握していないのですが、ただ例えばお風呂であったり、台所のキッチンであったり、こういったものについては業者から、市外の例えば旭川だとか、そちらのほうに注文をして出入りして取りつけるというようなことは当然考えられるわけですが、市のほうでも中間検査だとか、あるいは完了時に建築課の職員と検査をきちっとしておりますから、そういったときにきちっとそういった状況がないのか一応確認はしてみますが、そういうことはあり得ないだろうというふうに認識をいたしております。

それから、この事業の継続の問題でございますけれども、当初段階から3年間というような期限を切つてということで実施をいたしております。さらにはことしはできるだけ市民の要望にこたえるというようなことで、今回も大きな補正を組んでというようなことでございます。確かに好評を得ているという、そういった状況は理解しておりますけれども、現在の段階では今年度をもって終了させていただくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第16 議案第13号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第13号 平成21年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、直診勘定におきまして電子カルテシステム導入事業に伴う施設整備事業債の確定により、歳入歳出それぞれ9万円を補正し、総額を1億2,766万5,000円にしようとするものであります。

まず、歳出について申し上げます。4款公債費におきまして、本年度償還いたします長期債償還利子として9万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。4款繰入金におきまして、一般会計繰入金9万円を追加し、歳入歳出の調整を行おうとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決され

ました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第17 議案第14号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第14号 平成21年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、平成20年度医療諸費の確定に伴う調整が主なものであり、歳入歳出それぞれ300万円を追加し、予算総額を1,628万2,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。3款諸支出金では、平成20年度支払基金交付金及び道費負担金に係る精算返還金等におきまして300万円を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。平成20年度交付金等精算金の確定により、2款国庫支出金では390万1,000円を追加し、4款繰入金では一般会計繰入金90万1,000円を減額しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第18 議案第15号 平成21年度名寄市介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第15号 平成21年度名寄市介護保険特別会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、保険事業勘定におきまして、歳入歳出それぞれ4,282万3,000円を追加し、予算総額を18億6,594万1,000円にしようとするものであります。

補正の主なものを歳出から申し上げます。2款保険給付費では、介護報酬改定に伴う居宅介護サービス給付費等の増額分を追加しようとするものであります。

次に、歳入について申し上げます。歳出の保険給付費の増額に伴い、4款国庫支出金などの特定財源について、それぞれの負担割合に応じて追加しようとするものでありますが、8款繰入金のうち基金繰入金では介護給付費準備基金繰入金を839万円減額、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金で第1号被保険者に対する介護保険料の周知費用を含む860万4,000円を追加しようとするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第19 議案第16号 平成21年度名寄市水道事業会計補正予算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第16号 平成21年度名寄市水道事業会計補正予算について、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、水源開発整備事業に係る負担金が確定したことによるもので、資本的支出について補正しようとするものであります。

4款資本的支出において、第1項建設改良費に4万6,000円を追加し、総額を3億4,951万8,000円にしようとするものであります。

なお、資本的支出の追加に伴う資本的収入の不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度消費税資本的収支調整額で補てんするものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。
よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第20 報告第1号 平成20年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について、報告第2号 平成20年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について、報告第3号 平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について、報告第4号 平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について、報告第5号 平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について、以上5件を一括議題といたします。
提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第1号から報告第5号までの平成20年度名寄市一般会計外4特別会計予算の繰越明許費の繰越について、一括して御報告申し上げます。

初めに、平成20年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について申し上げます。議会運営事業費ほか42事業は、平成20年第1回定例会から平成21年第1回臨時会までに予算計上し、専決処分により繰越明許費の設定をしていただいたものであります。

次に、平成20年度名寄市介護保険特別会計予算の繰越明許費の繰越については、サービス事業勘定・名寄では介護用車両購入事業費を、またサービス事業勘定・風連では施設介護サービス事業費をそれぞれ平成21年第1回臨時会で予算計上し、専決処分により繰越明許費の設定をしていた

だいたものであります。

次に、平成20年度名寄市下水道事業特別会計予算の繰越明許費の繰越については、下水道維持管理事務費を平成21年第1回臨時会で予算計上し、専決処分により繰越明許費の設定をしていただいたものであります。

次に、平成20年度名寄市簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費の繰越については、智恵文地区簡易水道管理運営事務費を平成21年第1回臨時会で予算計上し、専決処分により繰越明許費の設定をしていただいたものであります。

次に、平成20年度名寄市食肉センター事業特別会計予算の繰越明許費の繰越については、食肉センター整備事業費を平成21年第1回臨時会で予算計上し、専決処分により繰越明許費の設定をしていただいたものであります。

名寄市一般会計及び各特別会計繰越明許費繰越計算書は、出納閉鎖に当たり、これを翌年度に繰り越しするためのものであり、地方自治法施行令第146条第2項の規定により御報告を申し上げます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、報告第1号外4件について一括質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 質疑なしと認めます。
報告第1号外4件を終結いたします。

○議長（小野寺一知識員） 日程第21 報告第6号 公害の現況に関する報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第6号 公害の現況に関する報告について、名寄市公害防止条例第4条第2項の規定により御報告申し上げます。

平成20年度につきましては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動及び悪臭の5項目を中心に、関係機関の御理解と御協力をいただき、指導及び監視を行うとともに、地球温暖化対策についても取り組んでまいりました。

まず、大気汚染では、ダイオキシン調査を中心に実施しており、炭化センターにおきまして法による基準値5ナノグラムのところ、6月及び12月の測定では排出基準を大きく下回り、ほとんど検出されない結果となっています。また、粉じん発生源と言われておりましたスパイクタイヤにつきましては、装着率が最高で1.0%と前年よりも減少しており、スタッドレスタイヤが市民生活に定着しているものと思われま

次に、水質汚濁では、公共用水域の環境保全におきましては、本市から天塩町間の天塩川及び本市の上水道水源である名寄川の水質検査を実施しており、いずれも平水時における河川の環境基準を満たした水質を維持しております。また、ゴルフ場の農薬使用に関する問題につきましては、関係する環境保全指導要綱に基づく水質分析調査を2回実施し、いずれも基準値以内の水質が保たれておりました。

次に、騒音、振動及び悪臭では、低騒音工法による建築工事が一般的になっており、建築作業による騒音、振動等への苦情は減少している状況となっています。

次に、地球温暖化対策では、名寄市地球温暖化防止実行計画に基づき、パンフレットの全戸配布や講演会の開催のほか、市内各小学校におきまして出前講座やパネル展等を実施いたしました。

以上、公害の現況について申し上げましたが、今後とも継続した調査、啓発等を行い、市民の健康と生活環境の保全に向けて努力をしてまいります。

なお、詳細の内容につきましては、さきにお届けしております公害の現状と対策を御高覧ください。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。報告第6号を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第22 報告第7号 名寄市土地開発公社の経営状況について、報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況について、報告第9号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について、報告第10号 株式会社ふうれんの経営状況について、報告第11号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について、以上5件の一括報告を行います。

提出者の報告を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 報告第7号から報告第11号、名寄市土地開発公社、株式会社名寄振興公社、株式会社ふうれん望湖台振興公社、株式会社ふうれん及び名寄市社会福祉事業団の経営状況について、一括して御報告申し上げます。

まず、報告第7号 名寄市土地開発公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成20年度の収支状況は、貸借対照表及び損益計算書のとおり327万7,919円の当期純損失となっております。その内容は、事業収益の部で、住宅用地2件の賃貸収益から販売費及び一般管理費の部を差し引きし、30万3,655円の事業損失となっております。一方、事業外収益の部では受取利息、公社土地貸付料、償還金利息収入等から事業外費用の短期借入金支払利息を差し引きし、297万4,264円の事業外損失となっております。

なお、当期の純損失327万7,919円につきましては、翌年度の保有地簿価に加算されます。今後とも経営努力の中でできる限り借入金の縮減

を行い、金利負担の軽減に努めてまいります。

次に、報告第8号 株式会社名寄振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成20年度第37期の経営内容につきましては、5月25日の株主総会で報告を受けたところであります。名寄ピヤシリスキー場につきましては、暖冬少雪の影響によりオープンが予定より19日おくれ、さらにオープン後もまとまった降雪がなく、すべてのリフトの稼働による営業は年明けの1月11日になるなど厳しいシーズンとなりましたが、未就学児のリフト無料化、親子を対象としたイベントの開催等により一定の実績を確保できたところです。リフト輸送人員は47万2,222人、前年度比86.35%、リフト収入は3,251万3,850円で、前年度比88.76%の実績となったところです。

なよろ温泉サンピラーにつきましては、リピーターの定着化を図るとともに、サンピラーパークなどと連携した四季折々の商品の企画、販売に努めたところです。しかし、スキー場オープン的大幅なおくれにより合宿利用者のキャンセルが延べ400泊を数えたことが宿泊、飲食部門に大きく影響を及ぼし、総利用者数で9万1,618人、前年度比99.82%、総売上高は1億9,079万2,052円で、前年度比95.29%の利用実績となったところであります。

サンピラーパークにつきましては、昨年5月にレストハウス、せせらぎ広場等の供用開始をもって待望の全面開園となりました。また、冬期間には全国、全道のカーリング大会の会場として利用されましたほか、学校授業の利用も増加傾向にあり、総利用者数12万5,488人、前年度比108.69%と北海道の指標値11万4,000人を上回る実績を確保することができました。パークゴルフ場につきましては、健康の森及び名寄公園での利用者数で延べ6万664人、前年度比102.94%となり、引き続きにぎわいを見せております。

営業の詳細につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりですが、当期は原油の高騰による燃料費の増加、合宿のキャンセルなど厳しい経営を余儀なくされ、売り上げ総利益で1億3,633万9,274円、一般管理費等を差し引いた当期純損失が715万6,181円となりました。今後も引き続き経営の健全化を進めるよう努力を促してまいります。

次に、報告第9号 株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について御報告申し上げます。

平成20年度第22期の経営内容につきましては、5月15日の株主総会で報告を受けたところです。昨年度の望湖台センターハウスの利用状況につきましては、施設利用件数で8,620件、前年度比75.2%、入浴客数で5,525人、前年度比82.9%、宿泊客で2,599人、前年度比63.1%、宴会売り上げで495万2,357円、前年度比100.1%、レストラン売り上げで179万円、前年度比79.9%、宿泊食事売り上げで571万5,580円、前年度比64.8%となり、総売り上げ2,390万5,741円、前年度費77.4%となりました。

営業の詳細につきましては、お手元の事業報告書に記載のとおりですが、当期は工事関係者の宿泊客及び入浴客の減少により厳しい経営を余儀なくされ、売り上げ総利益が1,653万2,007円で、一般管理費等を差し引いた278万7,535円が当期純損失となり、前期繰越損失額152万578円と合わせた430万8,113円が当期末処分損失額となりました。今後団体利用客を中心とした宿泊客の増に取り組むとともに、経費節減など一層の経営の健全化を進めるよう努力を促してまいります。

報告第10号 株式会社ふうれんの経営状況について御報告申し上げます。

平成20年度第5期の経営内容につきましては、5月28日の株主総会で報告を受けたところであります。平成20年度は、風連本町地区第1種市

街地再開発事業の施行者として事業に取り組み、第1期建築工事であります商業ゾーン及び住宅ゾーンの解体工事及び建築工事を行い、2棟の完成を果たしたところであります。全体事業で見ますとまだ一部ですが、風連地区の新しい顔として今年度以降の施設整備に向けて、なお一層の努力を促してまいります。

なお、収支面では、活動を市街地再開発事業の業務に絞ったことにより売り上げはありませんでしたが、繰り延べ資産の減価償却を行ったことから、単年度で9万782円の損失となりました。これにより前期繰越利益剰余金2万8,881円を差し引いた6万1,901円が損失となりましたが、事業の清算時には収支の均衡を図るよう指導してまいります。

営業の詳細につきましては、お手元の営業報告書に記載のとおりであります。

次に、報告第11号 名寄市社会福祉事業団の経営状況について御報告申し上げます。

社会福祉事業団では、地域社会の高齢化がますます進む中で、高い倫理観を保ちながら専門的なサービスの提供に努めております。平成20年度における名寄市社会福祉事業団の運営につきましては、まず特別養護老人ホームでは質の高いサービス、安全、安心、利用者のニーズに即した自立支援を目標に掲げ、入所者一人一人のケアプランに基づいた適切なサービスの提供に努めてまいりました。昨年5月からしらかばハイツの指定管理を受託したところでありますが、年度途中での移管であったことから、決算の数値上だけではその収支の内容を的確にあらわすことにはなっておりません。

次に、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業におきましては、地域の老人福祉サービスの拠点として、施設の持つ専門的機能の効果的活用を図り、利用者及び家族の身体的、精神的負担の軽減につなげるよう努めてまいりました。また、居宅介護支援事業所につきましては、介護

に関する総合的な相談に応じ、ニーズに対応した各種保健福祉サービスが適切に利用できるよう、要介護者とサービス提供事業者や行政との調整を行ってきたところであります。高齢者世話つき住宅生活援助員派遣事業におきましては、市営シルバーハウジングの入居者が地域の中で自立して安心かつ快適な生活を営めるよう生活指導、生活相談、緊急時の対応などの支援に当たってまいりました。

次に、平成20年度の収支の状況について申し上げます。一般会計と市営シルバーハウジング特別会計を合わせて、収入総額8億5,659万3,198円に対し、支出総額は8億554万6,496円で、収入から支出を差し引いた5,104万6,702円を翌年度に繰り越したところであります。今後とも利用者のさまざまなニーズにこたえ、施設の機能と特性を生かしながら地域福祉の増進になお一層努めてまいります。

以上、5件を一括して御報告をさせていただきました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で報告第7号外4件の報告を終わりますが、本日の会議終了後、議員協議会で質疑を行いますので、お含みおきを願います。

○議長（小野寺一知議員） 日程第23 諮問第1号 人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 本件は、人権擁護委員を平成21年9月30日をもって任期満了となる安澤純子氏、関口芳子氏について、安澤純子氏を再度候補者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

本市の人権擁護委員数は、法務省令により人口

規模に基づき8人となっています。合併に伴う特例で合併前の委員数である9名の委嘱がされております。このたびの推薦に当たり、省令どおりの委員数とするべく1名推薦とさせていただきます。

署名議員 日根野 正 敏

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、市長が推薦する者について適任と認めることに御異議ございませんか。

署名議員 黒 井 徹

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は適任と認めることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、6月2日から6月10日までの9日間を休会にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、6月2日から6月10日までの9日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまです。

散会 午前11時54分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

平成21年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年6月11日(木曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 間 所 勝
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐 々 木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐 々 木 雅 之 君
生 活 福 祉 部 長 吉 原 保 則 君
経 済 部 長 茂 木 保 均 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市 立 総 合 病 院 長 香 川 讓 君
市 事 務 部 長 三 澤 吉 巳 君
市 立 大 学 長 小 山 龍 彦 君
福 祉 事 務 所 長 扇 谷 茂 幸 君
上 下 水 道 室 長 森 山 良 悦 君
監 査 委 員

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

2番 植松正一 議員

16番 山口祐司 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

ふうれん望湖台自然公園と望湖台センターハウスの将来的な位置づけについて外2件を、佐藤勝議員。

○10番（佐藤 勝議員） おはようございます。議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして大きな項目で3点について一般質問を行います。

初めに、ふうれん望湖台自然公園と望湖台センターハウスの将来的な位置づけについてお伺いをいたします。ふうれん望湖台自然公園は、戦前からあった農業用貯水池が昭和53年、道営施工による生活環境保全林整備事業が指定を受け実施されたことから周辺整備が始まり、56、57年度で当時の雇用促進事業団が事業主体となり、入浴施設を備えたセンターハウス、全天候型テニスコートなどが整備され、今日に至っております。その間、旧風連町直営から昭和63年には株式会社ふうれん望湖台振興公社が設立されて民間活力による経営努力が続けられてきたところであり、現在は名寄市からの指定管理者として同公社がセンターハウスも含めた自然公園全体の管理に当たっているところであります。

望湖台自然公園は、もともと大がかりな集客施設をつくって観光客を呼び込もうというものでは

なく、潤いとくつろぎのある自然と調和した施設整備を進めてきていて、今もスズランを初め、さまざまな草花が咲き競って湖面を渡る風と相まって訪れる私たちをいやしてくれます。

望湖台振興公社の平成20年度決算が約278万円の赤字決算となり、累積赤字が約430万円に上り、行革の見直し施設の対象施設として同様の施設があること、あるいは老朽化施設の見直し対象として急浮上してきておりますが、改めて望湖台自然公園の評価と将来展望、センターハウスの評価についてお聞かせを願います。

さらには、センターハウスが現在担っている役割を市としてどのように御認識されているのかお知らせをください。

さらには、センターハウスの中長期的な位置づけについてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、（仮称）地域交流センター建設に関してお伺いをいたします。「小さなまちで身の丈再開発」、「駅前が変わる」、「R40の風景が変わる」のコピーで平成19年度から22年度の事業期間で始まった名寄市風連本町地区第1種市街地再開発事業は、平成20年10月に第1期工事としてB、Cブロックが着工し、21年3月完了、現在は第2期工事としてA、Cブロックの工事が進行中であります。Aブロックには、現在の風連福祉センターにかわる施設として（仮称）地域交流センターの建設が予定されており、風連地区の市民活動の中核施設としての役割が期待をされています。

そこで、住民主体の運営と市民ニーズのより迅速な反映等を図るために仮称ではありますが、地域交流センター運営市民委員会の設置を求めるものであります。

また、同センター周辺には駐車場の不足が予想されており、至近距離に駐車場を確保することが必要であります。平成22年からの第3期工事では診療所の建設が予定されており、現在の診療所が移転した後、有効な活用法として駐車場用地と

して活用することが適切と考えますが、いかがでしょうか、検討を求めます。

同センターは、風連市街地のまさに中央に位置し、さまざまな機能を発揮することが可能であり、多くの市民が集うところとなります。市民が休息したり待合に利用したりと、だれもが気兼ねなく立ち寄ってくつろぐことができるコーナーの設置は検討されているのかどうかについてもお伺いをいたします。

最後に、正式施設名のほかに愛称、ニックネームを広く公募することを提案いたします。

3点目といたしまして、農地法改正についてお伺いをいたします。農地の所有と利用を切り離し、農地の流動化、面的集積を進めるいわゆる農地の有効活用を進める農地法改正案が衆議院を通過し、現在参議院で審議中であります。同改正案は、農地法の基本理念を所有から利用に転換し、賃貸を柱に担い手の規模拡大を促すもので、農地の転用規制を強化する一方で、一般企業が利用権を使って農業に参入する場合の規制を大幅に緩和する内容のものであります。耕作放棄地の広がりを防止し、食料供給の強化を今回改正の目的としていて、一般企業も含め、多様な担い手に農地利用の門戸を開く内容は、JAが本格的に農業経営を行うことができるようになる一方、既存の株式会社が賃貸で農業参入をする機会が拡大し、地域に混乱を与えることが懸念されています。自作農主義から決別を明確にした農地法改正案は、耕作者主義さえも危うくし、家族経営という農業を担う大宗、一番主なものという意味であります。大宗の根底を揺るがしかねない内容を含んだものであり、農業委員会による農地の利用状況の監視の強化、利用の取り消しなど厳格な措置はもちろん、行政としての機能強化も求められてくることは必定であります。農地法改正案に対する市の御見解をお聞かせください。

さらには、この6月中には成立する見通しにある同農地法改正案であります。改正案成立後の

名寄市農業の向かうべき道についてもお尋ねをいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） おはようございます。佐藤議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目、3点目については私から、2点目については教育部長からの答弁となりますので、よろしくお伺いいたします。

初めに、大項目1点目、ふうれん望湖台自然公園と望湖台センターハウスの将来的な位置づけについて、（1）番、ふうれん望湖台自然公園の評価と将来展望についてお答えを申し上げます。ふうれん望湖台自然公園につきましては、道有林及び忠烈布湖を中心に131ヘクタールの広大な自然豊かな環境で、夏にはキャンプやカブトムシなどの昆虫採集等で多くの方が訪れております。また、四季折々の花木を観察しながらの遊歩道の散策は、名寄にございます健康の森とはまた違った趣がございますし、パークゴルフやグラウンド、テニスコートなどのスポーツ施設もあり、さらには6月中旬にはふうれん白樺まつりが開催されるなど、豊かな自然環境を生かした自然公園として名寄市民はもとより、リピーターに親しまれております。

望湖台自然公園区域内における森林整備等につきましては、昭和53年から治山事業で整備した歩道、木道などの老朽化により施設の利用に危険性があるための取りかえ、整備を北海道に要望のところ、今年度と来年度にかけまして北海道が事業主体で共生保安林統合補助事業で立木の密度の高い箇所伐採が9.5ヘクタール、生育の悪いところにナナカマドなどの植栽が3.1ヘクタール、丸太枠のない水路に丸太枠の設置が45メートル、木道に続く遊歩道に手すりさくの設置、作業路新設等の管理歩道366メートルについて事業の採択となり、実施されることになってございます。老朽化や花木園の整備を含め、整備や修理の要望

箇所はたくさんありますが、対象事業費の限度があり、今回の要望は一部にとどまっております。今後も強く要望して自然公園の維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、小項目2番目の望湖台センターハウスの評価についてでございます。昭和53年度に北海道がふうれん望湖台に花木植栽や遊歩道の設置、芝生造成など公園として整備し、昭和55年度から58年度には国と道の補助を受け、キャンプ場、あずまや、バンガロー、炊事施設などを設置いたしました。昭和56年度には、勤労者野外活動施設整備事業として望湖台センターハウスを建設し、テニスコート、ソフトボール場等のスポーツ施設を整備いたしました。センターハウスでは、スポーツやキャンプで訪れた人々に菓草ぶろを提供し、入浴施設として大勢の方に御利用いただき、観光施設としても大きな役割を果たしてきたと考えております。しかし、近年においては地元東風連地区の老人クラブの定例会等がセンターハウスで開催されると聞いており、保養施設や福祉施設としての意味合いも強いと考えてございます。行財政改革推進本部の公共施設検討部会での施設の廃止検討となった理由につきましては、類似施設の見直し検討の中で利用者の減少、赤字経営といったものも要因ではございますが、施設の老朽化が最も大きな要因となっております。

次に、小項目3番目の望湖台センターハウスが担う役割についてでございます。従来は観光施設としての役割は既に果たし、現在は先ほど申し上げたように保養施設、地域のコミュニティーの場としての御利用も多くなってきております。望湖台センターハウスは昭和56年建設で、浴槽、レストラン等を建設しましたが、老朽化が激しく、昭和60年建設の宿泊施設は大部屋が中心で個人対応の宿泊施設とはなってございません。いずれにしても、年数が経過し、老朽化が激しく、利用者は減少している状況でございます。一例を申し上げますと、入浴者につきましては平成10年2

万2,594名、平成15年9,098名、平成20年、昨年ですけれども、5,519名となっております。宿泊につきましては、平成10年で1,662名、平成15年が2,864名、平成20年が2,599名となっております。今後は、より多く御利用いただいている地域の老人クラブや住民の方々、株主の皆様方の御意見を伺い、早期に一定の方向性を見出していきたいと考えてございます。

小項目4番目の望湖台センターハウスの中長期的な位置づけについてでございます。行財政改革推進実施本部公共施設検討部会の廃止検討との結論は、あくまでも望湖台センターハウスのみで、自然公園については今後もより一層整備を進め、スポーツ施設や公園内の遊歩道、キャンプ場としての機能を充実させていきたいと考えてございます。そのためには、今後多くの住民の方々の意見を伺う場を設け、望湖台センターハウス自然公園を含めた全体の施設についてあり方、位置づけを検討しなければならないと考えております。

続きまして、大きな項目の3点目、農地法改正について、小項目2番目の農地法改正案の要点から先にお答えを申し上げたいと思います。農地法の一部改正案が本年2月24日に閣議決定されまして衆議院に提出されました。今回の農地法改正の背景には、食料の多くを海外に依存している我が国の食料自給率向上や安定供給を図る上での重要な生産基盤である農地について、農地の賃貸や転用規制の見直しなどにより農地の有効利用を促進することがねらいでございます。

今般の農地法改正当初案では、法律の目的、第1条に農地は耕作者みずからが所有することを最も適当であるという耕作主義から農地を効率的に利用する者による農地についての権利を促進に改正され、所有にこだわることなく農地の適切な利用が図られる制度に再構築しようとするものであります。その後の修正案において法律の目的、第1条に耕作者の文言が復活、耕作者みずからに

よる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつを追加、農地の利用は緩和するが、所有については耕作者に限ることを明確に言い出しました。第3条、関連においては、企業などが参入する場合の要件として、地域農業者との適切な役割分担のもと、経営の継続性、安定性や法人の業務執行役員が農業に常時従事することなど、現行の特定法人貸付事業に沿った仕組みとし、権利移動規制関係では農業委員会が農業生産法人以外の法人貸し借りを許可する際、市長への通知が義務化され、市長は必要に応じ意見が述べられる、その際許可を受けた者は毎年度利用に関する報告の義務を負うという責務が発生しております。また、参入した法人などが周辺地域の農業に悪影響を及ぼしたり、許可の条件が守られない場合は農業委員会の勧告と許可の取り消し規定が追加されました。なお、修正案は5月8日、衆議院本会議で可決、参議院へ送付されたところでございます。

次に、小項目1番目の農地法改正案に対する名寄市の見解でございます。今回の農地法改正当初案では、農業への企業参入の道を開くことが最大のねらいでありました。農業関係団体など改正法案にこれまで懸念を抱いておりましたが、その後の修正案において農地耕作主義の原則が維持されたことは大きな意義があると考えております。平成15年から実施された構造改革特区制度において、農業生産法人以外の法人に対する農地の貸し付けを可能とする農地法の特例措置、リース特区が講じられ、また平成17年9月に農業経営基盤強化促進法が改正され、道内では既に農業生産法人以外の法人への農地貸付制度、特定法人貸付事業で企業、NPOが参入している実態があります。

しかし、この地域に企業が進出した場合、地域の農業担い手との競合や地域における賃貸料のバランスまたは企業の事情などによる撤退など、地域に与える影響が懸念されます。名寄市におきましても耕作放棄地の解消対策など一体的な取り組みが求められており、昨年耕作放棄地の現地調査

を実施、また農業経営基盤強化促進法に基づく市の農業基本構想の見直しを図り、北海道知事の同意を得て特定法人貸付事業制度の整備を図ったところでございます。これらを踏まえ、名寄市における特定法人貸付事業を参考としながら行政、農業委員会、農協、農業改良普及センターなど関係機関と連携協力し、対応してまいりたいと考えてございます。

次に、小項目3番目の農地法改正後の名寄市農業の向かうべき道についてでございます。先ほど農地法改正案の中で、農業委員会が農業生産法人以外の法人に貸し借りを許可する際、市長への通知が義務化され、市長は必要に応じ意見が述べられることになっていきますので、名寄市農業の現状、また将来を見据えた判断が必要になってくるものと考えてございます。現状の農地移動の状況を見ますと、高齢化の進行や農業の先行き不安などによる新規投資の手控えなどから、売買よりも賃貸借が多い傾向にあります。こうした中、これまでのように中核的担い手の規模拡大だけに頼る利用集積では限界になるものと懸念しております。

現在国においては、食料・農業・農村基本計画の見直しに向け、ことし5月に農水省で農政改革の検討方向についてを示し、幅広く意見を聴取しております。その中で担い手の育成確保については、1つとして持続性確保のための最大の課題であると。経営感覚を持った経営体の育成と絶えず新たな人材が確保される環境づくりを主軸に検討されています。2つ目には、担い手の新規参入を促す仕組み、育てる仕組み、支える仕組みに分けて支援の総合化を検討しております。3つ目には、平成の農地改革の現場での実効を期す有効な政策の検討でございます。以上3点が検討項目として掲げております。食料・農業・農村基本計画の見直しで日本の農業政策自体が大きく変わる可能性を含んでおり、今後の国の方針で市の農業政策に大きな影響が出てくるものと考えております。市といたしましても関係機関、団体と連携を密にし、

国の計画や政策に注視しながら基幹産業である名寄市農業、農村の振興に努力してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の2、地域交流センター建設に関してお答えをいたします。

初めに、地域交流センター運営市民委員会の設置についてお答えをいたします。新しく建設される地域交流センターの母体となっている風連福祉センターは、風連公民館としての機能も兼ねていることから、風連公民館運営審議会の委員の皆様は公民館のあり方、活動について御意見をいただいております。また、その活動を展開するための施設である風連福祉センターについての活用、運営についても御意見をいただいております。新しく建設される地域交流センターについても多くの住民の方々が活用しやすい運営に向けて、センター運営委員会の設置を予定しております。

次に、市街地再開発で確保している駐車場台数についてお答えをいたします。Aブロック、地域交流センター関係では10台、うち身障者用2台、同じくAブロック、JA名寄関係19台、うち身障者用1台、Bブロック、商店街32台、うち身障者用3台、Cブロック、住宅5台、Dブロック、国保診療所関係19台、うち身障者用1台、合計85台、うち身障者用7台の駐車スペースを確保されてございます。商店街等の方々からは、特定者の専用使用をしないということでの合意書を取り交わしており、どなたでも自由に基本的に駐車していただけるようになってございます。

診療所跡地の部分について、駐車場にという部分の質問がございました。この利活用については、平成22年度新しい診療所の工事着手ということで、現状では跡利用の部分につきましてまだ検討に入っていないということで御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、地域交流センター内の休憩コーナーについてお答えをいたします。地域交流センターは4階建ての建物となっており、各階にロビーがございます。この各階のロビーにイス、テーブルの設置を予定しており、どなたでも気軽に休憩できるよう配慮してございます。また、情報コーナーとしてのスペースも2階に予定してございます。

次に、名称の公募についてお答えをいたします。市街地再開発事業が始まって以来、地域住民には地域交流センターの名称が幅広く周知、浸透しておりますことから、名称をそのまま使用させていただくことがよいのではないかというふうに考えてございます。現在施設の条例案制定の作業を進めておりますので、皆さんの御意見を伺いながら決定していく予定であります。また、地域の皆さんに親しみを持って呼んでいただける愛称の公募も考えてございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） それぞれの項目にわたって御答弁をいただきました。改めて再質問をさせていただきます。

初めに、ふうれん望湖台自然公園と望湖台のセンターハウスについて再質問いたしますが、今御答弁の中では望湖台自然公園については今後も管理維持していくということですが、問題のセンターハウスの部分について、現時点では検討課題に上げるという、まだ玉虫色の段階かなというふうに思うわけですが、御答弁にもありましたとおり、この施設は近年地元の老人クラブ、3つあるのですが、2つの老人クラブが例会場として定期的に毎月活用をさせていただいております。それから、もう約30年近くなる施設、それから周辺も含めてでありますので、地元はもちろん内外も含めて、草花を愛する人方も含めて非常に親しみを持っていただいているところでもあります。そんなことで、保養センターとしての位置づけあるいは福祉センターとしての位置づけが重要であ

るといような御認識を市としてもお持ちのようであります。その言葉を聞いて、一方で一安心をしたわけですが、しかしながら現実として施設の運営については、振興公社のほうで20年度決算で278万円の赤字を出しているという厳しい現実がございます。

それで、具体的な数字になりますが、先ほど示されました振興公社の20年度の決算を見ますと278万円という赤字なわけですが、21年度の事業計画を見ますと400万円の黒字決算に持っていくと。200万円、現在の400万円を埋めて黒字決算に持っていくというような事業内容が示されておりますが、その中で一番気になるのが人件費にかかわる部分で役員報酬、それから雑給の部分で、20年度では870万円が21年度では560万円ということで一気に210万円引き下げられるということであります。これは、通常の間ゆる人件費のダウン率としては驚くべき数字だというふうに思います。これは、だれしものが認めるところだと思っておりますが、このことについてまずお考えをお聞きいたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 21年度の望湖台振興公社の計画の内容の中でのこの人件費の削減の関係について御質問がございました。

ふうれん望湖台振興公社の経営として、なかなか利用客を大幅にふやすことが望めない、という中で人件費の削減計画が出されたのではないかと推察をいたしてございます。しかし、人件費についてはなかなか限りがあるというふうにも考えておまして、社員の士気にも影響するものではないかなと考えております。そのことがまさしく負の連鎖といいますか、そういったもので望湖台センターハウスの経営そのものが全体的にうまくいかないという、こういった状況にもなるかなというふうに思っておりますから、なるべく早い時期に一定の方向を見出さなければならぬというふうに考えております。

ただ、あくまでも21年度の収支予算といえますか、その部分については望湖台振興公社の中ではあくまでも計画ということですから、実績が上がればそれ相応の対応はしていくという、ということだろうというふうに思っておりますが、やはり会社としてこの累積赤字の四百数十万円というものを何とか解消したいと。そういう思いの中でこういった計画が出されたものというふうに考えてございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今御答弁の内容は理解いたしますが、しかしながら今も話にありましたとおりに士気にかかわる。この30%にも及ぶダウンというのは、これは生活給でありますから、当事者にすれば本当に青天のへきれきと、赤字の責任すべて人件費で賄うというようなことになってくると。その結果、21年度は前年度比で480万円ほどの経費の減額を図って黒字決算に持っていくというふうなことでありますが、士気の低下でおさまるのでしたら、まだよろしいのでしょうか、よろしくはないのですが、さらに心配されることはその結果もたらされる影響、例えば管理が行き届かなくて事故が発生する。それは、いろんな事故が想定されるわけですが、食中毒もあるでしょうし、それから施設の利用に関しての事故も発生する、目が行き届かないというようなことも含めまして。そんなあたりについては、御検討をされた経過があるのかどうか、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 今言われた部分というのは、懸念される部分としてあるわけですが、それで、毎月営業会議といいますか、常務会というのをやっております、毎月の計画、実績等々を勘案しながら綿密に翌月の計画を立てるといって、こういうことをやっているわけです。それで、そういう中でもやはり今議員がおっしゃったようないわゆるこの給料を下げることによってのいろん

な施設の管理上の不備、そういったものも懸念する声も出ておりましたが、その辺についてはもう十分配慮してやるというようなことで従業員はもとより、役員も含めて対応をきちっとしていくという、そういう確認をとっているということで私もその場に同席いたしました。

○議長（小野寺一知識員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 小室副市長が公社の社長ということでもありますので、後ほど社長としての見解もお伺いをしたいというふうに思いますが、その先にあと何点か質問させていただきます。

今宿泊者が減少しているということで、これは時代の流れで個室化していることに対応し切れないということなのでありますが、ことしも今のこの21年度の主な事業予定の中では各種合宿、野球であるとか、それからいろんな合宿等も含めて団体予約が入ってきているようでございます。合宿とか、そういう子供たちの育成にかかわる部分で大部屋でもいいと、雑魚寝でもいいというような状況の集まり、宿泊というのはかなりまだ探ることができるというふうに思うわけです。ですから、個室化されない結果、宿泊者が減ったというのは一方の理論であって、もう一方ではやはり相部屋でも全く問題ないというようなことも眼前としてあるわけですので、その辺は新たな営業努力の中でお客様を見出していくべきだというふうに考えますが、そのあたりいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知識員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 言われるとおりでございますが、なかなか観光的な部分である場所に宿泊するという状況というのがなかなか最近では難しくなっているという意味では、例えば合宿であったり、それから合宿のほか、いろいろ青年の家的な研修といいますか、そんな場だとか、そういったことも含めて、今までの過去の実績も含めて営業活動もやっているようですが、なかなか実態としてはそう大きくは伸びていかないという、

漸減傾向というような状況でございます。

ただ、いずれにいたしましても全体の経営という部分の中で見ますと、この収支がプラスになるというような状況というものがここ10年ぐらいの状況の中でもなかなか見出せないということで、こういった施設があれば、それにこしたことはないというふうに私も考えますけれども、合併をして同様の施設がこの名寄市の中にあるというところでは、行政改革を含めて推進しなければならない。そういう名寄市の一つの目標としては、老朽化あるいは先ほど申し上げましたように収支の問題、利用者の減少ということをやはりきちっととらえて一定の判断をしていかなければならないと、こういうふうに考えてございます。

○議長（小野寺一知識員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今の部長の御答弁ですと、閉めたいという思いがひしひしと伝わってくるわけですが、そうではなくて、やはり先ほど申し上げましたとおり地元の老人クラブを初め、いわゆる福祉施設、それから保養施設としての働きは年々増してきているわけですから、すべて収支決算で判断していくというのはいかがなものかというふうに思います。

次の質問なのですが、今現在名寄市内でいろんな市役所関係、それから関連をする会合というのがかなりの数、年間あると思うのです。それは、ほとんどが民間の施設を利用しているというのが実態かと思いますが、例えば去年市役所関係で職員の福利厚生の部分も含めて望湖台をどの程度、これは本当のつかみでよろしいのですが、利用したか、その辺を把握されていればお伝えをください。

○議長（小野寺一知識員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 市役所関係でどれぐらい利用したかという部分については、実は把握しておりません。

○議長（小野寺一知識員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 私は、新聞の地元紙

の行事等を含めて把握する程度なのですが、これはもう1日に複数回あるのが常時ですね。それが土日も含めて365日あるわけですから、かなりの使用回数になると思います。ですから、まずは市が半額出資している公社でございますので、みずからの経営を向上させるという意味から利用を適正な会合に、適正規模の会合については積極的に望湖台、あるいはそれはサンピラーも含みますが、公共の施設を利用していくということがまずは第一歩だと思うわけですが、今後の方向についていかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 詳細については承知をしておりますけれども、例えば去年私どもが利用させていただいたことからしますと、職員の市民の方となべを囲む会ですか、それで活用させていただいたり、あるいは鈴石会でセンターハウスではありませんけれども、バーベキューハウスのほうを活用させていただいたということで、できるだけ市の職員も含めて私どもが活用するときは民間も含め、あるいは望湖台あるいはピヤシリも含めてバランスよく活用させていただいているということで努めて利用させていただいておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） これは、その結果、民業圧迫になってはいけないわけでありまして、その辺はバランスが大事だと思いますが、いずれにしても今中尾副市長の御答弁は、ほんの一部分だけをとらえたものかなというふうに、まだまだ全体的な数字から見ると数字としてあらわれてくるかこないかの程度の数字だというふうに思います。これは、もう新年度が始まっているわけですが、これからの会合については私も見詰めていかなければいけない、チェックしていかなければならないというふうに思っていますが、そのあたり市当局としても十分に活用するものは活用する、利用すると。送り迎えはしているわけですから、

その辺はしっかりやっていくべきだというふうに思います。

それから、もう一点、ふろなのですが、ふろのボイラーがそろそろ寿命が来ていると、いつパンクするかわからないというような状況で、これが聞くとところによると、入れかえをすると600万円ほどかかるのではないかというような話も聞くわけですが、ボイラーが仮定の話になりますが、パンクした時点はどのように対応されるのか、程度にもよるでしょうが、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 今、浴室の関係で、ボイラーの寿命が来ていると。これは、相当前から来ております。何とかこしも点検をさせていただいて、そして今のところ肝心なところは直しているわけですが、いずれにしても新しいような状態ではないですから、パンクする可能性は出てくると思います。しかし、今からそれを想定して取りかえるということには今はなっておりませんから、これらのゴーサインが出た段階で考えていかなければいけないのかなと。例えばパンクした場合についても、そこを取りかえとした場合でも、あそこは部屋が別になっておりますから、取りかえる手間ぐらいだけなのかなと。あとは配管の整備だけなのかなというふうな思いをしておりますから、何週間かかるかちょっとわかりませんが、休館させていただいて、万が一のときにはそういう対応をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 閉める方向にひたすら走るのではなくて、先ほど申し上げましたとおり合宿あるいは研修を誘致する、それから市関係の集まりを望湖台です。それから、鉛筆一本買うのにもチェックを入れるのではなくて、必要な投資はやはり逆に積極的にしていくと。そういう姿がなければ、もう閉鎖するという結果待ちの状況に陥っていくことは、これは火を見るより明ら

かなわけですから、ですから地元の利用されている方々の御意見も十分にお伺いしながらいかにして、その言葉だけで存続、残したいということではなくて、では具体的にどういう手を打つのだということ、それは当然市も含めて、公社も含めてやられていることは知りつつ申し上げているわけですが、いずれにしても前向きな姿勢でやっていかなければいい数字は出てこない。職員の給料は削る、鉛筆一本買うのにもチェックが入るといことでは職員の士気も上がりませんし、それからお客様が訪れても決していい雰囲気でお迎えることはできないということは、これは明らかでありますので、まずやれるところをしっかりとやって、それから次の段階に行くということが重要だと思いますが、この問題に関して小室社長の人件費も含めて、今後の経営方針を含めて端的に申し述べていただければというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 人件費の削減が大きく見えます。しかしながら、会社を預かっている以上、黒字にしていくという方針は何とかしてもやっていきたいということは……ただ、それだから人件費を切ったということではございません。今職員が2人と、それから役員が1人、それと大体常時来ているようなパートさんが1人と、その体制でやっておりますし、そのほかにその都度状態において雑給を入れながら運営しております。その雑給を常時いる4人の中で手分けしてやれないかと、こういう話し合いをしております。だから、常にその分はどこかでみんな頑張っていこうということで、それぞれ話し合いをしながら進んでおりますから、それは雑給の分が減るということでございますので、決して今のいる常時体制の部分が相当大きく減るという考え方はしておりません。

したがって、今過去の経営分析をしておりますので、そしてどうしても4月、3月、2月、その辺が一番人が集まらない時期だと。その時期に雑給

の人方を使っているような状態がずっとあったということも含めて、その辺はきちっと減らそうということ、この話し合いの結果、そしてサービスには十分気を使っていこうと。それと、あわせて安全面の関係もありますから、ふろについても今まで雑給でやっていた分をそれぞれ朝早く、30分早く来て自分たちがやっていくと。そのかわり30分早く上がってもらうとか、そういうような工夫をしながら、それぞれ交代制を含めながら、労働過重にならないようにということも含めてローテーションを組んで今検討しているところでございます。

それから、合宿、それから寄宿舍等の通称飯場というのですか。そういったものに対する営業もその中でやっていこうということで、その時期のすいている時期に3人があそこにいる必要はございませんので、そのすいている時期に1人を残して、あとの方は営業のほうに回ってもらうとか、そういう工夫をしながら何とか努力してまいりたいなど、このような思いをしております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 頑張っていたきたいと、頑張るしかないわけですが、削る一方ではなくて、ふやすほうも削る努力以上にさせていただかなければいい数字は出てこない。やはりそこで働く人たちが意欲を持って働くことがいい雰囲気でお客様を迎える、お客様をふやしていくことに尽きると思いますので。

それから、加えて風連地区には今公衆浴場がございませんので、公衆浴場としての機能も持っているわけでありまして、福祉施設としての機能、それから保養センターとしての機能、これは北にサンピラーがあるからといって、2つを1つにして事足りるということでは決してありませんので、削る、なくす、閉める理論から抜け出して、いかに残すかというふうな方向にかじを大きく切っていかなければなりません。

時間が迫ってきておりますので、次の質問、まだ望湖台については言い尽くせない部分が多々あるわけですが、次の問題に移ります。（仮称）地域交流センターについてなのですが、駐車場の問題であります。今お聞きをしますと85台しかないということで、もう本当にこれは本来必要とされる3分の1ほどの数字かなと。しかも、これは一般商店、コンビニも含めた商店前の駐車場もこれは使えるということで合意ができていているということですが、例えば11月の文化祭、朝から晩まで町民の方でにぎわうわけですが、かといってコンビニの前に朝から晩までその関係者の車がとめていくことにはなかなか現実問題ならないわけでありまして、けさの地元紙の囲みにもありましたが、やはり施設をつくると同時に、今町中の施設については駐車場も当然セットとして考えていかなければならないのは口幅ったく私が申し上げるまでもありません。

そんな中で今考え得るのは、至近距離にあるのが今の診療所の用地ということになるわけですが、お話の中では旧風連庁舎のあったところが今空き地になって草地化しておりますが、そこを砂利を敷いて臨時駐車場として使うというようなお話もあるわけですが、そこは冬期間大きなイベントが毎年持たれておりまして、年前から雪の堆積が始まるという場所でもありますので、そのあたり夏場はいいとしても冬場はあそこはほとんど使えるものではないし、使うべきではないというふうに思うわけですが、そのあたりの御認識についてまずお伺いをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今駐車場の件に関して御質問をいただきました。

駐車場の問題は、けさの地元紙でも報道されていまして当初から計画すべきだというふうに私どもも考えていましたけれども、市街地再開発事業当初から駐車場の台数不足については少し懸念がございまして、ただ事業地エリアが2ヘク

タール弱ということもございまして、何とか検討は加えたのですけれども、100から150台ぐらいの駐車スペースをとることが非常に困難であったということでありました。

今御指摘のように、ことしもありましたけれども、JAの総代会等では200台を超える車が福祉センターの周りに集まったということもございまして、私どもも……ただ、来年以降交流センターが使われると、今言われたように文化祭等にも使われるというふうに考えておりまして、主催者側の責任として、路上駐車も風連の場合はできるのですけれども、駐車場のスペースの用意は必要だというふうに考えております。したがって、今旧庁舎跡地の利用をとりあえずは考えさせていただきたいというふうに考えています。

今御指摘があったように冬の祭りに使う会場と、あるいは私どもが今考えている例えば将来に向けて瑞生団地の建てかえなどにはあの敷地が今の名寄市と一緒に、南団地のような建てかえ住宅のスペースとしても使える可能性があるということも含めると、あの空き地は重要な空き地ということも認識していますので、その辺も含めて今とりあえずは簡易的な駐車場、冬場は今御指摘がございましたが、期間が限られた期間でございまして、除雪でも圧雪でも可能な行事があるときには駐車場としてすぐ対応できるような体制をとらせていただきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいと。今構造的にも担当のほうでどの対応がいいか、夏場も広場として使えるかどうかも含めて、観光協会のほうの御指摘もありますので、その辺も含めて今検討中でございまして、御理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） そういことなのですけれども、診療所、これ事業年度が22年度で終了してしまうということで、事業費用を活用した中での診療所に対する手当てができれば一番よ

ろしいのでしょうか、最終年度に診療所が動くものですから、なかなかそうはいかない。財政的な問題もあろうかと思うわけですが、診療所を例えば駐車をするとしたら、何台駐車可能か検討された経過はありますか、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 現行は、50台から60台というふうに思っています。今もし診療所を解体したとしても敷地そのものがそれほど広くないというふうに考えていますから、建物の面積そのものが延べ床で900ですから、400平米ほどですから、できても30台ぐらいかなと、つぶした跡地を駐車場としても。それ以上に通路としても必要ですから、総体でつぶしたとしても多くて80台になるかどうかというふうに考えています。ただ、先ほど山内部長のほうからも答弁させていただいたように、まだこの跡地利用が決まっておきませんので、駐車場とすればその程度の台数かなというふうに今のところは考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 跡地利用がまだ定まっていないということなのですが、聞くところによると一つの考え方として民間に売却というか、そんな方向も一つの検討課題というふうに上がっているというふうには聞くわけですが、やはり今あそこ以外には先ほど申し上げましたけれども、旧庁舎についてはまだまだイベントも含めて利活用が予想される部分でありますので、本来的な駐車場としては想定できませんので、そうするとやはり今の診療所の用地しかないという、消去法でいくとあそこしか残らないわけでありますので、80台ということであれば、かなりの台数がそこにとまれますので、通常のイベント、会合であれば大体そこで押さえることができるということでもありますので、ぜひこの問題については診療所を解体する財政負担も含めて補助事業メニューも探りながら検討すべきだというふうに思いますが、

いつぐらいまでにこの問題についてめどをつける予定でおりますか。時期をお持ちでしたら、お示してください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今議員が御指摘のように期間内では解体ができないということも含めて、診療所の移転後に庁内検討委員会を設けまして跡地利用については検討させていただきますので、もう少し時間をいただきたいというふうに思っています。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） 今回のこの問題に限らず、跡地利用についてはどうも後手後手に回っているケースがありますので、同時進行で確実にそこはあくわけですから、想定される有効な利活用もあるわけですから、余計な時間を使うことなく同時進行で進めていくということが必要かというふうに思いますので、鋭意進めていただきたいというふうに思います。

最後になりましたが、農地法の改正の問題なのですが、これは日本農業新聞の6日付の記事を見ますと、今参議院に送られているわけですが、この耕作者で与党、野党がまた、一度衆議院のほうで修正案について決着を見たわけですが、また耕作者に対する解釈の仕方で違いが出てきて紛糾をしているというふうに書かれております。農林水産大臣は、現行農地法においても必ずしも農作業に従事しなければならないとはなっていないということで、耕作者イコール農業に従事しなくてもいいという、これは衆議院の段階では修正で一定結論を出した部分なのですが、またもとに戻ったようなことでもめているようなわけですが、名寄市は本州方面とは違ひまして、余り農地を投機対象としてというふうな考え方はないかとは思いますが、それでもこういう大きな問題、根幹にかかわる問題がなかなか国の段階でにつきもさつきもいなくなっているということなのですが、この耕作者に対する市の見解をお持ちでしたら、御答

弁を願います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） やはり考え方の基本としては、所有者、耕作者は常時きちっと従事するという、所有者は常時従事するという、この基本原則はやはり農業の世界ではある意味当然だと思うのです。だから、土地は持つけれども、常時従事しないというような形の考え方は、私としてはこれはやはりなかなか納得いかない部分があるかなというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐藤議員。

○10番（佐藤 勝議員） これは、農業に従事するのと農作業に従事するというこの2つの言い方がありまして、農業に従事するのであれば具体的に实际的に現場で農作業にかかわらなくてもよろしいということで、これはそうなると非常に広範囲な企業も含めて農業参入が可能になるということですが、これが現場において農作業に必ず従事しなければならないというような項目がやはり私たち農業者、家族経営をする農業者が求める部分ではありますが、このところは今の部長答弁ではしっかり市としても認識されているということで一安心したわけですが、いずれにしても今この問題が6月中には一定の結論を出されるということですので、注意していかなければならないというふうに考えております。市としてもしっかりとした見解を持ちながら、それから農業委員会、それから市当局の今まで以上に責務がふえてくるというふうなこともこの改正案の中には言われていますので、そのあたりもしっかりと責務を担っていただきたいということをお話し申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐藤勝議員の質問を終わります。

インフルエンザ対策について外3件を、岩木正文議員。

○8番（岩木正文議員） 議長より指名をいただきましたので、通告順に従い質問をしまいりま

す。

メキシコに端を発した新型インフルエンザが世界的に流行し、WHOは警戒水準をレベル5まで引き上げました。昨日の報道によりますと、冬を迎えるオーストラリアで1,000人規模の発生によりフェーズ6、パンデミックにさらに引き上げを検討しているようです。日本においても大阪、兵庫に端を発したこの新型インフルエンザ、6月10日現在21都府県で516人に拡大しています。幸いなことに弱毒性であります。名寄市はもとより近隣の市町村に罹患者が出ないことを願わずにはられません。専門家によりますと、第2次のピークは本年10月から始まり、その毒性は現状を上回るとも言われております。名寄市においても大阪より帰名した市民が発熱し、市立病院の発熱外来を受診したということもあったようです。幸い新型インフルエンザではなかったということです。

そこで、保健所の発熱相談センターと発熱外来、また民間病院との連携等の対策、そして今回の国内感染を確認以降、自治体の要請を受けて小、中、高校の休校やスポーツ、イベントの中止などの影響が出ております。2次ピークの際もその状況もあり得ます。秋、冬に向けての対策についてお知らせください。

この新型インフルエンザの被害を最小限に食い止めるには、個人、家庭での対応が不可欠です。新型インフルエンザ対策は、通常のインフルエンザ対策の延長線上にあります。飛沫感染であり、接触感染であること、予防対策をきちんと理解すること、市民の安全を守る情報を周知することが重要です。5月、6月の広報に緊急のチラシが折り込まれました。しかし、非常にインパクトの薄いものであったと感じております。市民にしっかりと正しい知識をもっと強くアピールすることが大切だと考えます。また、今回の新型インフルエンザは1957年以前に生まれた方の発生が少なく、私を含め、この場におられる方のほとん

どの方には何らかの免疫があると言われております。特に中、高校生へのしっかりとした周知も忘れてはなりません。その点の見解をお伺いいたします。

2点目、AED、自動体外式除細動器の周知についてお尋ねいたします。AEDは、2004年7月より一般の使用が認められ、名寄市においても拡充され、市民よりの寄附もあり、現在市内小中学校15校を含め、三十数台が設置されております。この4年間でAEDを使用して助かった事例が約7件に上っております。いつどこで起こるか分からない事態に対し、市民よりどこにあるのか分からないとの声もあります。本年度予算において、パッドと充電器の交換の予算は計上しておりますが、さらなる設置場所の拡充とその対する考え方、そして設置場所案内の整備が必要と考えますが、その取り組みについてお伺いいたします。

次に、スポーツ大会での使用状況について。本年3月に行われた東京マラソンでは、市職員を含む2人が完走を果たすという健闘を見せてくれました。また、タレントの松村邦洋さんが走行中に倒れ、心肺停止状況となり、AEDを使った蘇生処置で一命を取りとめたことが大きなニュースとなりました。この大会、42.195キロ、36キロまでは1キロごとに1台、36キロ以降は800メートル置きに1台を設置し、ランナーの安全のため設置しております。また、それプラスAEDを背負ったモバイル隊がコースを巡回するほど気を使っております。名寄市においても健康マラソン、名寄～下川間駅伝に多くのランナーが健脚を競っておりますが、陸上を初め他スポーツ大会での活用状況についてお知らせ願います。

3点目、学習指導要領について。平成21年度4月より先行実施が行われていますが、今回は小学校についてお尋ねいたします。小学校では、各学年で週1コマ相当分の授業がふえ、低学年の補助授業の増加や学校裁量の時間の授業への転換、さらには外国語教育と総合的な学習の時間のバラ

ンスなどが課題として取り上げられておりますが、名寄市での取り組みについてお知らせ願います。

今回5年生の小学校の参観の授業に外国語、英語授業がありました。英語ノートを使い、「世界のこんにちを知ろう」というテーマで取り組んでおりました。ハロー、ズドラーストヴィチェ、ニーハオ、ジャンボ、ボンジュール、アンニョンハセヨと世界にはいろいろな国の言葉があるのだよということをお子に楽しく知らせ、英語へつなげていこうというねらいだと思います。子供たちは、楽しそうに本当に取り組んでいたそうです。名寄市として英語に取り組んでいただいたことは非常に評価いたしますが、全国の校長会のアンケートでは7割が不安であると考えております。名寄市の英語の先行実施の考え方、取り組む時数についてお知らせ願います。

次に、授業時数確保の対応についてですが、授業時数増に対応する時間割編成に本当に御苦労されていることと思います。単位時間を10分、20分などのモジュールに分けて基礎、基本の習得などの学習を教育課程に位置づける学校もふえております。名寄市のモジュール学習活用についての考え方をお尋ねいたします。

さらに、本年度より小学校5年生、6年生で遠足をやめたという学校が数校あります。皆さん、思い出してください。私も小さいころ、運動会、学芸会よりもやはりお弁当を持ち、お菓子を持ち遠足へ行く、照る照る坊主を下げたのは遠足だったような気がしております。やはり名寄川であったり、名寄公園であったり、当時は砺波のテレビ塔であったり、本当に楽しい思い出がいっぱいあります。その遠足を5年生、6年生、研修旅行があり、6年生は修学旅行もあるという理由でしょうが、時数確保のためにそういったことをしたのではないかなと思っております。そういったことがやはり将来の全部の遠足の中止であるとか、学芸会、運動会の縮小ということにもつながりかねないという危惧を持っておりますので、その件に

ついでの見解をお尋ねいたします。

次に、中1ギャップですが、中1ギャップは中学入学後、教科担任制や部活動、新しい仲間との出会いなど環境の変化に戸惑い、結果として不登校やいじめがふえるという現象です。この現象は、全国で3倍にふえているそうです。本市の小学校6年生から中学校1年生の不登校の現状についてとこの中1ギャップの解消の対策についてお尋ねいたします。

4点目、児童虐待についてお尋ねいたします。昨年北海道警察の発表によりますと、児童虐待防止法が施行された2000年以降、最大の数となったそうです。虐待の種別は、心理的虐待が半数を占めております。そのほかに身体的虐待、ネグレクト、性的虐待ということが行われているそうです。皆さんも御存じのとおり、昨年札幌では8年間女の子が監禁をされていた、稚内では保育所より通報を受けていながら母親と同居の男性によって子供が殺害された、そして福岡ではADHDの子供を母親が殺害してしまった、このような事件が多数起きております。本当にそういった事件を1件1件聞くたびに心が痛むのは皆さんと同じだと思います。やはりこれは兆候の見逃し、判断のずれが大きな原因ではないかなと思います。名寄市におきましてもこの大事な家庭児童相談員が1カ月間不在であったと。3月の退職者、それを補うのに一月かかっております。やはりこの時代、そういったことがあってはいけないと思いますが、そこら辺の見解を伺わせていただきます。

また、乳児家庭訪問の実施、そして長期欠席者への対応、要保護児童対策地域協議会の活動、そういった施策が児童虐待を防ぐために行われておりますが、名寄市の対応についてお知らせいただきたいと思っております。

最後に、ハートダイヤルの子供への対応です。ハートダイヤルで何か心配事があったら、ここに電話してください、先生にも連絡を下さいという案内を子供にもしていますが、やはり子供が自分

の親のことをなかなか言うというのは、非常に難しい面があると思います。お父さん、お母さんに冷たくされた、殴られたなどなかなか言えない。やはりそういったちょっとした相談をしたことの兆候をいかにとらえて問題解決に結びつけていくかということが大切ですので、子供にハートダイヤルの意味ともっと気楽に使えるような環境づくりというものも必要と考えておりますので、その見解をお伺いして、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 岩木議員から大項目4点の御質問がございました。大項目1番目のインフルエンザ対策について、2番目のAEDの周知について及び4番目の児童虐待については私のほうから、大項目3番目については教育部長からの答弁となりますので、よろしく願い申し上げます。

最初に、大項目1点目、小項目1点目の新型インフルエンザの対応について申し上げます。4月下旬からメキシコで発症が確認されました新型インフルエンザは各国に広がり、国内においても5月中旬から関西方面を中心に人から人への感染が拡大し、厚生労働省のホームページでは現在の人数では480人という数字が表示されております。それで、現在も終息には至っておりません。

今回の新型インフルエンザは、当初想定した鳥インフルエンザのような強毒性のものでないことが確認されておりますが、新型インフルエンザに対してはだれもが免疫を持っていないことから感染が広がりやすく、またウイルスが変異を起こし、爆発的な感染力や毒性を持つ可能性があるため、常に最新の情報に注意を払っていく必要があります。

これまで国内での新型インフルエンザ感染防止対策に向け、各都道府県に新型インフルエンザ対策本部が立ち上げられ、それに基づき名寄保健所に発熱相談センター、さらに市立総合病院には発

熱外来が設置され、対策を進めてきたところであり、当市においても5月1日、名寄市新型インフルエンザ対策連絡会議を設置、保健所との連携をもとに市内における連絡体制の強化、さらに市民相談窓口を保健センターに設け、可能な範囲で市民対応を図ってまいりました。また、国、道では毒性の強い新型インフルエンザが発生した場合を想定し、行動計画が作成されており、その中では市町村の役割分担として地域の実情に応じた計画として危機管理体制を踏まえた行動計画の策定が求められています。これを受け、現在市内や近隣市町村で感染者が発生した場合を想定した市民への情報提供や相談窓口の設置など、現在も実施している対応策と発生段階に応じた具体的な担当部署の役割を明記し、適切な対策が図れるよう行動計画の策定に取り組んできているところでございます。

次に、小項目2点目、市民の安全を守る周知についてお答えをいたします。これまでも新型インフルエンザの特徴やうつさない、うつらないための家庭でできる予防対策、さらに発熱などの症状があった場合の相談窓口、受診行動や病院の受け入れ態勢、市の相談窓口などチラシを作成し、全戸配布をするとともに、新聞、ラジオ等を通じて市民周知を進めてまいりました。今後秋から冬にかけてウイルスが変異し、毒性が強まっていくのではないかと懸念され、さらに流行をした場合の医療機関の受け入れ態勢など、さまざまな課題の検討が必要であります。予測がなかなかできない状況ではありますが、発症した際の混乱を避け、市民の安全を守るためにも日ごろから予防対策に向けて市民周知を図っていくことが重要と考えます。特に季節型のインフルエンザと同時に流行した場合、医療機関が大混乱になるおそれがありますので、10月下旬からの接種可能となる季節型インフルエンザの予防接種を一人でも多くの市民が受けられるよう勧奨し、今後わかりやすい情報の提供や予防対策に努めてまいります。

次に、大項目2点目、AEDの設置場所の周知についてお答えいたします。AEDは、突然起こる心臓停止に電気ショックを与えることで心臓の鼓動を促す救命装置で、企業からなどの寄附を財源に平成18年度7台、平成19年度8台、平成20年度15台を購入し、平成21年度購入分と合わせ現在16カ所の公共施設と15の小中学校に配備しております。また、公共施設以外にも上川北部医師会や歩くスキー協会等の団体、多くの市民が利用するデパート等の大型店舗においても企業が独自で購入設置され、事故に備えております。平成18年度からAEDの配置を開始しておりますが、平成20年度に1度使用になったというふう聞いております。

御質問の設置場所に関する市民周知につきましては、公共施設の設置については広報なよりに掲載いたしましたが、民間の団体、事業者の設置場所について詳しい調査を実施したことがありませんでしたので、今後調査を行い、どこにAEDが設置されているのかがわかる一覧表などをつくり、周知してまいりたいと考えます。また、利用方法についても消防署などが実施する利用法の講習会に参加して使用方法を学んでいただき、救急車が到着するまでの間の十数分間の間に素早い処置を行うため、AEDの利用を促進してまいります。市は、福祉事務所に貸し出し用のAEDを保有しており、団体や町内会での行事、イベントの際には貸し出しいたしますので、御利用や周知方をよろしく願いいたします。

次に、小項目2点目、スポーツ大会での活用状況について申し上げます。市が主催する憲法記念ロードレース、名寄～下川間往復駅伝競走大会、名寄市民スキー大会については、大会会場となるスポーツ施設備えつけのAEDや市所有のAEDに加え、救護を依頼する団体のAEDを活用するなど大会の安全確保に努めており、今後も十分留意してまいります。また、民間団体が主催するスポーツ大会については主催団体の責任のもと、そ

それぞれの救護対応を行っており、市主催の大会同様、会場備えつけのAEDや救護を依頼する団体のAEDの活用などの方法により安全性の確保に努めています。しかし、現状隣接の施設も含め、AED未設置のスポーツ施設においてはAED未活用の大会も見受けられることから、これらの施設の利用に際しては市所有の貸し出し用AEDを有効に御活用いただきますよう市民及び関係団体へ周知、指導を行ってまいります。

次に、大項目4点目、児童虐待についてお答え申し上げます。まず、1点目の子供を守る対策について申し上げます。議員御指摘のとおり、ここ数年児童虐待の事例が数多く発生し、新聞等に報道されております。ネグレクトや虐待の発見は対象児の身体の状態、すなわち栄養不良であったり、けがを負っているなどの確認や虐待行為の目撃がされない限り発見は難しく、近所からの通報や保育所や学校での健康診断あるいは学校への長期欠席等で発見されます。

名寄市では、平成19年度に要保護児童対策地域協議会を設立し、虐待が疑われる場合には迅速な対応が必要なことから、地区の民生委員、学校、市関係課等によるケース検討会議を招集し、家庭児童相談員等が訪問し、保護者との面談の上、状況の確認を行い、旭川児童相談所と協議しながら児童の安全確保に努めており、最悪の場合、緊急保護を旭川児童相談所に要請し、一時保護や施設入所に至ることもあります。また、児童生徒の学校長期欠席者への対応につきましては、学校ごとの先生が家庭訪問を行う中で確認を行っております。

虐待は、このほかにも心理的な虐待あるいは性的な虐待などもあり、なかなか事例そのものの把握が困難であったりいたしますが、虐待が疑われる場合には児童相談所や市関係者等が保護者と面談し、引き続き子供との生活が可能で受け入れられる状態にある場合でも定期的に家庭訪問しながら生活状態を確認するなど、注意深く見守ってい

くことにしております。

次に、小項目2点目、ハートダイヤルの子供への対応についてお尋ねがありましたので、お答えいたします。子供電話相談ハートダイヤルは、ほっと21に設置し、その対応を行っており、現在児童虐待に関する相談はありません。しかし、相談の主訴が児童虐待にかかわる相談でない場合でも話題の中に児童虐待と思われる内容が含まれているときは、相談者に早目に福祉事務所や児童相談所に相談するように勧めます。なお、子供の悩み相談ハートダイヤルの利用PRにつきましては、今度も気軽に相談、活用ができるよう工夫してまいります。

以上、この場から私の答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の3、新学習指導要領についてお答えをいたします。

初めに、先行実施の現状についてお答えをいたします。平成20年3月に告示された新学習指導要領では、現行指導要領の全部またはその一部について新学習指導要領の先行実施ができると示されており、市内小中学校では算数、数学や理科の時数の増加や総合的な学習の時間の活動内容の見直し、選択教科の段階的削減など自校の実態を踏まえながら今年度より計画的に取り組んでおります。道徳につきましては、先行実施している学校もありますが、全体計画の作成や副読本の選考中の学校もあります。また、小学校5、6年生における外国語活動につきましては、今年度は各学校それぞれに15時間から35時間とばらつきはありますが、今後段階的にふやすなど計画的に進めております。いずれの教科領域におきましても小学校は23年度、中学校は24年度から完全実施となります。教育委員会といたしましても教材の整備や研修活動の充実を図りながらハード面、ソフト面で各学校に指導、支援を行っているところであります。

次に、授業時数確保の対応についてお答えをいたします。新学習指導要領への移行に伴い、小学校では今年度から1週間当たりほぼ1時間の増となっています。また、平成22年度からは小学1、2年生でさらに1時間の増となります。中学校においても平成24年度から1週間当たり1時間の増となります。新学習指導要領では、特色ある教育活動を展開する中で生きる力の育成を目指し、基礎的、基本的な知識や技能を確実に習得させることをねらいとしております。各学校では、行事の見直しや精選を通してカリキュラムを見直すなど創意工夫を重ねながら、改訂の重点である確かな学力の定着に向けて教科時数の確保に努めております。

岩木議員のお話にありましたモジュール学習につきましても、効果的な指導に向けての研修の場にもその視点も組み入れるなど、今後の研修課題としてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

平成14年の学校5日制の完全実施に伴い、教科時数の確保を図るとともに、この制度の趣旨を踏まえ、学校行事などの見直しが行われました。そこで、遠足のねらいと同じである5年生の宿泊研修や6年生の修学旅行を遠足のかわりとした学校がふえました。小規模校や特色ある教育活動の一環として全学年で遠足を実施している学校もありますが、新学習指導要領では学校行事の統合、精選を図るように示されており、5、6年生の遠足を実施しない学校もふえてきています。移行に伴う教育活動につきましても、保護者への十分な説明と理解を図るようさらに各学校へ指導してまいります。

次に、中1ギャップの現状と方策についてお答えをいたします。現在名寄市では、小学校担任が児童の様子について中学校担任へ知らせる情報交流、いわゆる引き継ぎを綿密に行っております。各中学校においては、生徒指導部が中心となって生徒への声かけや素早い対応、家庭との連携など

きめ細かな対応を通して生徒のギャップ感の解消に努めています。また、校区内の小中合同清掃活動や中学校の先生が小学校に出向いて授業をしたり、6年生が中学体験入学をして部活動の体験をするなど工夫している学校もあります。中1ギャップが主たる原因で不登校となっている生徒の報告は受けておりませんが、教育委員会といたしましても小学校と中学校との連携を一層図っていくよう今後も取り組んでまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、インフルエンザについてなのですが、やはり最初にかかった神戸の高校生が退院してきて言ってきたことが非常に印象的でした。何もすることがなくてメールを見ると、私への誹謗中傷がいっぱい書き込まれていたと。これは非常に悲しいことですね。インフルエンザになりたくてなっているわけではないので、そういったことが名寄市で万が一発生した場合においてもそういったことがないように気遣いと指導をしていただきたいなと思っております。

それと、大阪、神戸におきまして新型インフルエンザにおける学校閉鎖が行われました。そうすると、その高校生たちは何を思ったのか、この機会とばかりにカラオケボックスへ行って歌を歌っていたというようなことがマスコミ報道されておりますし、偶然にもうちの長男が通っています京都も1人感染者が出まして、大学で10日間学校閉鎖になりました。そのときの状況を聞いてみますと、やはり若い人たちに家にいろと言ってもなかなかこれは難しい現状がございます。やはりこういったことが本当に強毒性のインフルエンザであれば大変な事態を引き起こすということをしつかりともしっかりと教育し、またお年寄りや何か、まず人と会わない、家にいるということが一番自己を守ることにありますので、そういったお年寄り

に対するフォローですとか、そういったこともぜひ気にかけていただきたいなと思います。

私も偶然5月のゴールデンウィークに「感染列島」、「パンデミック」という映画が名寄に来ていましたので、見ていました。やはりパンデミックになってしまったら、医療機関がどうだこうだの世界ではなくて、そういった人に接触しない、もう本当に自分で自分の命を守るしかないのだなというように強く感じております。やはり間違った情報、また情報の空洞化などが起きないように行政としての取り組みをインフルエンザについては望んでおきたいと思います。

それと、実質インフルエンザの市立病院の発熱外来も4床しかないわけですから、これ大量に発生したら、もう市立病院での対応というのは現実できなくなってしまうというのがあります。民間病院との連携や何か非常に重要になってきます。やはりわかっているのとできるということは、これ意味が全然違うと思うのです。やはりこういったことが実際この目の前で名寄市に起きてみないとわからないということもありますが、子供たちの避難訓練であるとか火災訓練をやっていますようにインフルエンザに対する予防をしっかりと正式な知識として市民に周知していただきたいなと要望をしておきます。

次、AEDにつきましてですが、自動体外式除細動器と言わなくてもAEDと言われれば、こういったものなのかなというのがもうある程度市民のほうにも理解されてきている段階ではないかなと思います。あとは、それをいかに有効に利用し、いざというときのために活用できるかということが大きな課題ではないかと思っております。今の部長答弁の中で、民間企業の実態も調べ、一体化した地図をつくっていくということを言われましたので、そういったいざ使うときにどこにあるのかを市民に周知していただければありがたいなと思います。

さらに、スポーツ大会での活用なのですが、やはりもうこれだけAEDが行政として市民の安全

のために用意してありますよということが広まってきた以上、いざというときに使えない状況では何の意味もなさないので、特に一番AEDの活用が必要となる野球場、これはどうとらえているのか。大会のために義務づけするだとか、やはり野球場にもAEDの設置というのが必要ではないかなと思いますけれども、その点の見解をお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） スポーツ大会での活用ということであります。現在そういったようなスポーツ大会で活用をしたという事例はございませんけれども、多くの公共施設の中にAEDを設置をしているという状況でございます。ただ、今御指摘のありました市営球場については、まだ設置がされていないということですので、それらについては大会のあるごとにそうしたAED、貸し出し用のAEDがございますので、それを活用してもらうということが現状ではベターだなというふうに思います。ただ、これからAEDを設置をするということになれば、それらの優先順位というのがあるかと思っておりますけれども、常時設備をしなければならないところ、あるいは期間的にやらなければならないというところもございますので、その辺を検討しながら配置を考えていきたいなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） ぜひ野球であるとか、大会のときには義務づけというか、貸して欲しいと言ってきて貸すのではなくて、行政として大会でその設置を、貸し出しをしますという、ぜひ必ず大会のときにはAEDを用意してくださいという義務づけまで必要な時代ではないかなと思っております。何かあって、なかったということになったら大変なことになりますので、そういったことも検討していただければなと思います。

続きまして、児童虐待につきましては、本当にプライバシーもありますし、なかなか踏み込んで

いけない。これは、名寄市においても現実あると思うのです。だけれども、これは個々の事例というのではないですけれども、やはり起きてから話題になって何とか対策を練るとというのがいつも、いじめの問題のときもそうです。いじめが滝川市みたく起きてから後手を踏んでいく。ですから、やはりこういったことはあってはいけないことで、すし、子供の権利を守るためにもしっかりとした対策をぜひ継続し、やっていただきたいなと思います。

それと、名寄市の家庭児童相談員、この一月の空白、この間の対処についてお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 家庭児童相談員、これまで務められていた方が家庭の諸般の事情によりまして3月末で退職いたしました。それで、その後の補充ということで有資格者を対象に2度ほど募集を行いましたけれども、1度目につきましては、こちらのほうで面接をさせていただく中で対象とする方に至らなかったということで2度目の募集をやっております。それで、現在は行政職のOBの方でございまして、過去にそういう部分をやっておられた方ということで現在やっておられまして、過去前段の担当をされていた方のケースが、正確な数字ではないのですけれども、おおよそケースでいくと100件を超えるような状態で恒常的に見守っている部分というのがかなりありましたので、それにつきましては児童家庭相談員ですとか母子家庭支援員とか、そういう類似している社会福祉課の嘱託職員等で十分フォローしながら1カ月間の間は乗り越えてきて、特に表立った大きな部分について御報告するような事件はなく、無事大過なく1カ月を過ごしております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 何もそういった大きな事件があるとかないとかという問題ではなくて、やはりきっちりとしたその体制づくりをしっかりと

とっていただきたいなと思います。

また、乳児家庭訪問は名寄市はどうなっておりますか。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 乳児家庭訪問につきましては、ことし保健センターのほうでそういう部分の職員を増員して対応しておりまして、今までの流れの中で赤ちゃんの部分からかわりのある部分にさらにパワーアップして対応しておりますけれども、社会福祉課の中では児童家庭係の部分に嘱託職員を1名配置している中で、乳幼児相談を含む児童手当等の支給などにつきましてもその部分で対応しているところでございます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） この児童虐待とか、本当に大変なことにつきましてはやはり兆候の見逃し、さっきも言いましたけれども、これが第一だと思いますので、細かなことを気を使ってやっていただければなと思います。

それと、最後に新学習指導要領についてお尋ねいたします。これ何度も言い続けていることなのですけれども、やはり遠足をなくしたということは私は非常にショックなのです。学校裁量におけるあれですから、先生方も非常に苦渋の決断であったということはわかりますけれども、学習指導要領には学校行事の目標として次のように書いてあります。学校行事を通して望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を含め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。このことからわかるように、楽しい思い出をつくるとともに社会性を育て、公民としての資質をはぐくむことがねらいとなっているということがうたわれているのは御存じだと思います。教育長は、この件につきまして、各学校の裁量でことしから5年生、6年生の遠足をなくしたということをお存じでしたか。もし御存じであれば、そのことをどう許可

したのか。もし御存じでなければ、こうなってしまったことにどういう感じを持たれたかをお知らせください。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 新しい学習指導要領の移行措置期間が今年度から始まったところであります。教育課程の編成は、基本的には各学校の裁量権の範囲にございます。しかし、名寄市教育委員会としては、これまでもそうでありましたけれども、それぞれの教育課程の編成については届け出をさせていただいております。その中では、どの学校が何年にどういう教育課程を編成したか、私たちは十分に把握しております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） ちょっと、御存じなかったということですか。

（「把握しております」と呼ぶ者あり）

○8番（岩木正文議員） 把握しているということは、こうなったことはすべて時間数の確保ということがやはり大きな原因ではないかなと思っております。学校教育法の施行令、学期及び休業日、第29条に公立の学校の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、該当学校を設置する市町村または都道府県の教育委員会が定めるということ、これはすなわち今までは都道府県教育委員会に決定権があったのが平成11年4月から市町村教育委員会の判断で決めることができるようになったという法律でございます。それ以降、私ども総務文教常任委員会ですとか市政クラブでも各全国を見てきました。やはり今の教育課程でなかなか時間がとれない、ゆとりがないという中で2学期制であるとか……2学期制に取り組む地方公共団体もあります。それとは別に、やはり東京都の各区であるとか、全国を調べてみますと3学期制であっても冬休み、夏休みを減らしている市町村も実際もうあるわけです。そこの市町村を見てみますと、やはりそういうことによって非常にゆとりができた、教育もやりやすくなった

というようなことを言っております。教育長は、今の現状のこの時数確保のためにやっていることが子供たちのために本当にこのままでいいのかどうか、まずお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 先ほども部長の答弁の中にございましたが、今年度から例えば小学校では6時間目の授業がそれぞれ1時間ぐらいずつふえてきているとか、こういう実態にあるわけでございます。そういう中で、それぞれの学校につきましては教育課程の中で、例えば児童会の活動を前期、後期と分けていたのを1期制にして、その児童会活動の部分で創意工夫をするとか、そういうような工夫をしながらその時間を割り出しているという実態がございます。そのことがいいのかどうなのかという質問でございましたが、いい悪いではなくて、やはり新しい学習指導要領でうたっている子供の教育活動を保障することと、もう一つは学校行事その他について、先ほどの答弁にもございましたが、例えば修学旅行と宿泊研修などは、いわゆる趣旨が遠足などと非常に似ている部分がある。そういうところから精選をすると、こんな取り組みになってきたものと、こんなふうを考えております。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 教育長は12月の答弁で、学芸会や学習発表会あるいはその他いろいろな行事なども子供たちにとっては大切な営みであるということから、これを切ることによって授業時間だけをふやすということについては、名寄市教育委員会としても慎重に考えていかななくてはならないと。これ12月の私の質問に対する御答弁だったわけですが、やっぱりこれ慎重に考えていかななくては本当にならないと思うのです。学校の裁量だからといって、そういう各学校におけるばらつき、うちの子供も学校名を言うわけにはいきませんけれども、あそこの学校は遠足あるのだった、きょうなのだよ、うらやましいなど。これど

これを基準にするかということであって、やはり子供たちの幸せであり、子供たちの環境をしっかり守ることが重要な部類だと思っておりますので、そこら辺をしっかりとらえて対応していただきたいと思っております。

今部長の答弁にありました英語の外国語教育、これ2年間の移行措置で5年生はいいですけども、5年生では世界を知ろうだとか、ジェスチャーだとか、英語ノートを見ますと。ですが、6年生は文字にも親しんでいくという課程にもなっています。今年度ただ1年しか英語の先行実施ができない6年生への対応についてお伺いしたいのと、その英語の時数ですけども、各学校のこれも裁量に任せて15時間から35時間、こういうふうにはこれは統一しないでいいものなのですかね。同じ名寄市の小学校で勉強することによって、各学校では15時間、ほかの学校では35時間の授業を行いますよと。本当にこういったことは、やっぱり教育委員会として最低のラインはしっかりと押さえてやらなくてはならないのではないのでしょうか。学校教育、そして中学校に行くわけですから。そこで、英語というのは私も中学校から習いましたけれども、なかなか苦手で親しんでいけなかった記憶がありますけれども、そういったことからまた中1ギャップ、なじめなくなってしまうことをつくってはいけませんけれども、その英語に関することについて御答弁を願います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 私も英語ノートを今持ってまいりました。これは、1と2とございまして、例えば1では教材の中にジェスチャーで楽しもうとか、こういう部分がございまして、英語2のほうでも主としては、例えばこういうふうにいるんな職業を学ぼうと。ただ、ここに確かに英語で単語が書いてございます。しかし、この単語そのものは高校でもしっかりと覚えるのが難しいような単語がたくさん並んでいるということは、この言葉を覚えるということでは決してないものと。

もともと小学校の外国語活動というのは、言ってみれば中学校に当たる英語教育とか、こういうものと趣が異なりまして、1つは外国語に興味を持つということ、1つは例えば外国人、ALTとか、こういう方たちと接しながら外国の文化を知っていくとか、こんな主なねらいがあるわけでありませう。そういう中で、コミュニケーションについての理解度を高めると、こういうことでありまして、必ずしも英語の単語を覚えていくこととか文法を覚えることはその目的にはなっていないと、こういうのが大きな押さえにあります。その中で、現在は総合的な学習の時間がこの外国語活動に充てられております。したがって、1つにはそれぞれの学校における総合的な学習の時間の位置づけが大きなポイントになってまいります。

それから、もう一つは、やはりこれまでのALTなどを通じた活動が名寄の場合は小学校1年生から続けられております。したがって、ある学校が15時間である学校が35というのは、たまたま5年生と6年生の時間でありまして、これまでの積み重ねで十分15時間もしくは20時間でもこの趣旨、英語ノート等に沿った趣旨にかなうという、そういう考えが学校にあれば、それはそれでよろしいわけでございます。そんなことから、それぞれの学校で15から35までの開きが出てきていると、こんなふうには私は判断しておりまして、ただこれは本格実施に当たる平成23年度からは35というふうには定められますので、全校とも35時間で実施し、さらに今後は評価も入ってまいりますので、今度は評価についての研修、研究もしていかなければならないものと、こんなふうには考えています。

ただ、いずれにしても学校の実態がそこにもあるわけございまして、道教委が主催する小学校の教員に対する研修も昨年6校、そしてことは6月に開催されたのですが、そこで5校の担当の先生が受講していると、こういう実態にもあります。したがって、単に外国語活動の時数

をふやせば、それで十分効果が上がるかといえますと、必ずしもそうも言えない。そして、その時数すべてにALTが行くわけではございません。その中の半分か3分の1ぐらいしかALT自体は名寄市としても派遣しておりませんので、残りの時間についてどう効果的に外国語活動を行うか、これはこの移行期間の間にしっかりとまた取り組んでいかなければならない問題だと、こんなふうに考えています。いずれにしましても、名寄市は大変取り組みが進んでおりまして、小学校1年生から市内の全小学校にALT等が派遣されているというのは北海道でも大変珍しいのではないかと、こんなふうに自負しているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 言っていることはわかるのですが、やはりその学校に応じて15時間から35時間の取り入れということは20時間の違いがあるわけですね。これは、もう校長であり教職員の学校の考え方でやはり遠足をなくすところそのまま継続するところが出てきたりすることですけれども、それは学校の裁量の中ということなのでしょう。だけれども、やはり同じ名寄市の小学校として余りばらつきがあってはいけないのではないかなと思っています。

最初にインフルエンザの質問をさせていただきましたが、ことし3月、多くの学校閉鎖があったり、学級、学年閉鎖がありました。ちょうど3月で、今回はもうほとんどの生徒たちが授業を終わって、最後のまとめの部分の時間帯だったからよかったと思うのですが、インフルエンザで例えば2週間で時数が足りなかった場合の対応というのはどのように行うのですか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 特に緊急の場合における例えば集団インフルエンザ、学校閉鎖とか、こういう場合は、通常は間に合う範囲で長期休業などを削りながら調整していくと、こんな方法をとっております。ただ、今回の場合は2月、3月と

いうもう調整のきかない時間でございましたので、万やむを得ない、その実態のままですと学期を終えたと、こういう状況にあります。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） やむを得ない、学期を終えたということは、すべての教育課程を終わらないで次の学年にいくということもあり得るということですか。例えば5年生の教育課程、5年生なら5年生で本来はここまでやらなくてはいけないものをインフルエンザで2週間休んだために全部終わらなかった場合の対応はどうするわけですか。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 学校閉鎖とか、あるいは学級閉鎖、学年閉鎖もあるわけでありますが、このもちろん期間にもよろうかなと私は考えております。それがこれまでの例ですと、通常その直接該当する学級等では二、三日というのが大体相場場で、これが10日とか半月、1カ月にわたる場合はやはり特別な措置をとらなければならないと。そして、その2日、3日の間であれば、これは学校の中の創意工夫で一定程度の学ぶべきことは終わらせなければなりません。これは、学校の義務であります。したがって、それをないがしろにして仕方ないから終わりということにはなりません。ただ、十分創意工夫で補える範囲の中で今回の学級閉鎖とか学校閉鎖があったという、そういう意味でございませぬ。

○議長（小野寺一知議員） 岩木議員。

○8番（岩木正文議員） 最後、この間雑誌を見ていましたら、学力が世界一と言われるフィンランドの教育長とイギリスのブレア首相の対談でした。イギリスのブレア首相は教育について、1に教育、2に教育、3に教育と。ところが、フィンランドの教育長の方は、1に教師、2に教師、3、4がなくて5に教師と。やはり学習指導要領が変わろうと、いろんなことが国の方針でされようと、子供たちに接し教えるのは先生なわけです。やは

りそういった先生ということですから、子供たちのためのということをもっとちゃんときっちりと考えた体制を今後つくり上げていていただきたいなと思います。そういうことです。

あと、名寄市学校裁量の中身について、これからちょっと私も勉強させていただきますが、やはりある程度の教育委員会としての決まり事はしっかりにとらえて、それで本当にいいのかということも検証していただくことをお願いして、質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で岩木正文議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

スクール・ニューディール政策について外2件を、高橋伸典議員。

○15番（高橋伸典議員） 議長の御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問をさせていただきます。

まず初めに、大きい項目の1番目、スクール・ニューディール政策についてお尋ねいたします。新経済対策は、中長期的な政策戦略の柱として二酸化炭素排出の少ない社会を目指して低炭素革命を位置づけられております。中でも世界で最先端のレベルである日本の環境関連技術を生かすため、太陽光発電を掲げております。政府として2020年までに現在の発電量を20倍程度まで拡大することを目標にしております。このような大きな推進力がスクール・ニューディール構想です。これは、全国約3万2,000の公立小中学校を中心に太陽光パネルを設置するため、エコ改革、インターネット、ブロードバンドの改修等を行う事業であります。校内LANの充実などICT、情報通信技術環境の整備や耐震化を3年間で事業を進

めるものであります。国費5,000億円、事業規模1兆円で実施することになっております。現在1,200校に設置されている太陽光パネルを差し当たり10倍の1万2,000校に設置することを目指しております。また、学校耐震化に関しては特に緊急性の高い1万棟余りについて、11年度までに5カ年計画で完了するとしていたものを来年補正予算で2年前倒ししております。本市小中学校数と小中学校生徒の現状をお知らせください。

また、各学校の教育用パソコンの数と現状をお知らせください。

学校は、子供が1日の大半を過ごす活動の場であり、災害時には地域住民の応急避難場所として役割を果たすことから、安全性の確保が極めて重要に感じております。子供たちの災害時のことを考えれば、各地の学校耐震化の実現は一日でも早いほうが望ましいと思われれます。本市の耐震化への考えとこれからの施策について理事者の御見解をお願いいたします。

また、エコ対策としてエアコンの設置と、また省エネ改修、二重窓の改修等がありますが、名寄は小学校、中学校の再編等があり、また校舎が古い等の現実問題がありますので、更新を掘り進めていただき、現実性のある省エネ対策として現在のある学校用テレビを地デジテレビ対応のテレビに更新し、電気料の削減をするという考えと情報の共有化の考えからも電子黒板の各学校への設置のお考えをお知らせいただきたいと思ひます。

また、エコ対策には、多様な生物が生息する空間で環境教育の教材にも対応されるビオトープ、また夏の日差しの照り返しの緩和と安心で外を走り回れる安心なグラウンドとしてあります。国立競技場のような、また日本庭園のような、また土別のつくも公園サッカー場のような芝でしたら、高額で維持管理も大変高額になりますが、鳥取方式の校庭芝生化は単価も安く、維持管理も安価であるとテレビ中継されておりました。本市の校庭芝生化の理事者のお考えをお知らせいただきたい

と思います。

最後に、現在の発電量の20倍程度の拡大を目指す太陽光発電の学校への設置の本市の考え、またスクール・ニューディール政策の取り組みについての理事者の御見解をお願いいたします。

大きい項目の2番目、高齢者福祉対策についてお伺いいたします。高齢者が生きがいを持ち、健康で自由に働き、また楽しみ、積極的に社会に参加するなど、さまざまな形で地域社会の貢献に活躍することがごく普通のことになるような社会づくりが大変に重要であります。しかし、名寄市も約3万1,600名の人口のうち、平成20年度で65歳以上の高齢者が8,119名、25.9%、人口の4分の1を超えるようになりました。世帯では、平成17年国勢調査で1万3,690世帯のうち、65歳以上の世帯4,987世帯、うち単身世帯1,203世帯、夫婦のみの世帯1,808世帯、その他お子様等と同居されている世帯が1,975世帯となり、全部で3,011世帯が高齢者世帯となっております。名寄の約22%という高い割合になっております。

そのような状況の中、名寄市は住みやすいまちランキングでも北海道の上位にあり、福祉のまち、また教育のまちとして機能していると私は自負しておりますが、この高齢者のうち単身世帯1,203世帯、また夫婦世帯1,808世帯の年金生活者はぎりぎり生活されており、病院に入院したり、また民間の高額な老人ホームへの入所といったことができない方も大変多くおられます。その意味で、名寄市の外出支援サービス事業と自立支援サービス事業の現状をお知らせいただきたいというふうに思います。

また、名寄市の養護老人ホーム及び軽費老人ホーム、ケアハウスの入所希望の状況についてお知らせいただきたいというふうに思います。

名寄市の小規模多機能型居宅介護、短期入所の状況についてもお知らせいただきたいと思います。

名寄市の今後の高齢者自立支援事業、ケアハウ

ス、またシルバーハウジングの建設のお考えについてお知らせいただきたいというふうに思います。

大きい項目の3点目、行財政改革の公共事業のあり方についてお聞きしたいというふうに思います。名寄市は、平成20年度名寄市行財政改革推進実施本部を立ち上げました。組織・機構、使用料・手数料及び負担金・補助金見直し、また公共施設のあり方等の検討委員会で検討が行われてきております。公共施設検討委員会では660件の施設のうち、最終75件のうち前期、中期、後期、3期にわたり計画期間を分け、存続、継続、廃止の方向が出されましたが、そのうち生きがいホビーセンターの部会での今後の検討をした。この中での検討経過をお知らせいただきたいというふうに思います。

新聞紙上では、生きがいホビーセンターや風連福祉センターなど6施設を廃止、北体育館4施設の廃止、解体、望湖台自然公園センターハウス、また日進保育所を廃止検討となり、ホビーセンターは当初目的を達成と書かれておりましたが、高齢者にとって毎日朝を迎えるのが楽しみだ、きょうはあれをしなければ、あすはこれをしなければといった充実した毎日を過ごすための施策が必要であります。あるまちは、生きがい対策として焼き物をしては、毎日毎日できないものですから、月曜日は焼き物をする、また火曜日は老人大学講座、俳句を勉強する、また水曜日は絵といったように変化に富んだ施策をして老人、また高齢者の充実した日々を過ごしているそうであります。新聞紙上では、当初の目的達成と書かれておりましたが、そのお考えをお知らせいただきたいというふうに思います。

ホビーセンターの前期、中期、後期のどこの廃止時期をお考えなのか。また、名寄市生きがいホビーセンターの設置目的は、65歳以上の高齢者が手工芸等を趣味として学び、創造と生産する意欲を高め、生きがいある心豊かな老後の充実を図るため設置とありました。ホビーセンターでは陶

芸、アートフラワー、シニアコーラス、習字、木彫工、囲碁等、108名の方が生きがいを感じながら月曜日から金曜日まで講座と同好会の開催をされています。アートフラワー、シニアコーラス、習字、囲碁等は、代替施設を与えれば可能ですが、陶芸、また木彫工等は場所や機材の搬入を考える必要があると思いますが、今後の生きがいホビーセンターの考えについて理事者の御見解をお願い申し上げ、この壇上での質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 大きな項目で3項目の御質問をいただきました。1点目については私から、2点目と3点目については福祉事務所長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、スクール・ニューディール政策についてお答えをいたします。本市小中学校数と小中学校生徒数の現状についてお答えをいたします。平成21年度4月末現在の小中学校数は、小学校が11校、中学校が5校となっております。また、児童生徒数は、小学校が1,549名、中学校が764名となっております。

次に、各学校の教育用PCの数と現状についてですが、名寄市は平成11年度より教育用PCの導入を始め、現在ではPC教室を設置し、すべての小中学校に教育用PCを配備しております。配備の状況は、平成21年3月末で小学校に166台、中学校に141台となっております。児童生徒に対する台数は、小学校で9.2人に1台、中学校では5.4人に1台で、児童生徒全体では7.5人に1台となっております。文部科学省では、IT新改革戦略として児童生徒3.6人に1台を達成目標としておりますが、全国平均では現在7.0人に1台となっている状況にあります。名寄市といたしましても国のスクール・ニューディール構想の公立小中学校等のICT環境の整備事業を活用し、本年度146台の教育用PCの導入と校内

LANの整備を検討してございます。今後も文部科学省の達成目標にできるだけ近づくよう努力してまいります。

次に、耐震化への考え方とこれからの施策についてでございます。文部科学省が実施いたしました平成20年度公立学校施設の耐震改修状況調査では、耐震診断の結果Is値、これは地震による倒壊等の危険性が高い数値をあらわすものですが、これが0.3未満となり、大規模な地震により倒壊などの危険性の高い公立小中学校施設は全国で約1万棟存在するとしてございます。国は、平成21年度補正予算においてスクール・ニューディール構想として公立小中学校施設の耐震化をさらに推進しようとしてございます。本市では、昭和56年以前に建築された27棟の学校施設が現行の法令等による耐震性能を満たしていないため、耐震化を図らなければならない建物となっておりますが、これら27棟の建物についてはIs値を求める耐震診断の2次診断等を実施していないため、この1万棟の中には分類されてございません。

名寄市教育委員会では、平成18年度に実施した学校施設耐震化優先度調査報告に基づきまして、平成20年度に名寄市立小中学校施設耐震化計画を策定し、耐震化の基本的な考え方や進め方を定め、市内12棟の建物について耐震化事業実施の優先順位と耐震化の方法などを定めております。特に平成23年度までの新名寄市総合計画の前期計画に対応する期間では、名寄東小学校屋内運動場の危険改築と風連中学校校舎及び屋内運動場の施設移転による耐震化事業を実施することとしております。国の平成21年度補正予算におけるスクール・ニューディール構想に係る学校施設の耐震化につきましては、安全で安心な教育環境の実現のための学校耐震化の早期推進を図るための財源活用を検討してまいりたいと考えております。

次に、エコ対策の考え方でございます。エコ対策の考え方につきましては、小中学校におけるエコ対策につきましては、従来から学校周辺での花

壇の整備や学校農園の運営など対応してまいりましたが、本年度からスクール・ニューディール構想の公立小中学校等のICT環境の整備事業を活用し、各小中学校に配置している既存のアナログテレビを廃止し、デジタルテレビに変更することとしております。計画導入台数は、小学校で137台、中学校で56台と計画してございます。電子黒板については、小中学校15校すべてに1台ずつ導入を計画してございます。設備それぞれの省エネ機能を活用するとともに、児童生徒へもエコの重要性を指導してまいりたいと考えております。

次に、校庭の芝生化の考え方でございます。名寄市内の現況を申し上げますと、校庭の芝生化はされてございませんが、各小中学校とも前庭、裏庭があり、そのほとんどは芝生化されている状況にあります。校庭の芝生化については、昭和40年代に名寄小学校のグラウンドで実施していますが、数年たつと芝の根が固まって面がぼこぼこになったり、芝生がはがれてくるなど、子供たちが転倒する危険性も高まりました。また、補修等の維持管理もうまくいかなかったことから、数年後には芝生の全面撤去という経過がございました。

鳥取方式の校庭芝生化については、芝の単価が安い、維持管理も安価ということでもありますから、非常に魅力的でございます。鳥取を中心とする本州での芝生化が雪国北海道でも同様の効果と維持管理も安くできるのか、詳しく承知しておりませんので、研究したいというふうに思います。

次に、スクール・ニューディール政策の取り組みであります。スクール・ニューディール構想は国の経済危機対策の一環として文部科学省が取り組む施策であります。この構想は、1つに学校耐震化の早期耐震、太陽光パネルを初めとしたエコ改修の拡大、2つとして地上デジタルテレビ、電子黒板を含む整備、3つとして学校のICT環境の整備の3つの事業となっております。名寄市では、今年度すべての事業に取り組むこととし

てございまして、地上デジタルテレビ、電子黒板を含む整備と学校のICT環境の整備についてはさきに答弁したとおり計画をしているところでございます。また、小中学校への太陽光パネルの設置について、太陽光発電により生み出される再生可能エネルギーは消費電力に活用され、CO₂の削減や経済的効率性も期待できるなど大きな意義があることから、今年度モデルとして小学校1校に設置するよう計画をしているところであります。今後もスクール・ニューディール構想の活用を図り、各小中学校のよりよい環境づくりを進めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） それでは、高齢者福祉対策ということで、大項目2点目について質問がございました。順次お答えしてまいりたいと思います。

最初に、小項目1番目、外出支援サービス事業及び自立支援デイサービス事業の現状についてお答え申し上げます。高齢者の方が病院退院直後や在宅において日常生活を営むことに困った場合は、名寄市では地域包括支援センターが総合的な介護相談に当たっております。本人の心身の状態や生活実態、本人、家族の要望に合わせて保健福祉サービス、介護保険制度等の紹介や制度利用について支援しております。

外出支援サービス事業では、寝たきり、この場合おおむね要介護度が4もしくは5に該当いたしますが、寝たきりの人あるいは身体障害によりハイヤー等の利用が不可能な方の通院、入退院をリフト車で送迎を行う事業で、平成20年度の利用状況は68人の方に1,158回の御利用がありました。

次に、自立支援デイサービス事業では、要支援状態、要介護状態になるおそれのある虚弱な高齢者の方や要介護認定において自立と判定された高齢者の方に対して、総合福祉センター等において

送迎、入浴、レクリエーション等のサービスを提供する事業で、平成20年度利用状況は44人に1,249回の御利用がありました。今後とも介護を必要とする方の地域の皆様の協力をいただきながら、高齢者の方が可能な限り住みなれた地域、町内会等で日常生活を営むことができるように支援してまいります。

次に、小項目2番目の養護老人ホーム及び軽費老人ホームについてお答えいたします。現在名寄市内には、養護老人ホームは所在していません。ただし、老人福祉法に基づく措置が発生した場合には、士別市や旭川市などの施設に依頼しており、その数は18名となっております。御質問にあります養護老人ホームへの入所希望者数については、有料老人ホームを含め把握をしておりません。なお、特別養護老人ホームでは清峰園に約100人、しらかばハイツに約70人の方が入所を希望しており、待機の状態となっております。

次に、軽費老人ホームの状況ですが、旧風連町に定員50名規模の民間による施設、フロンティアハウスふうれんがあり、入所待機者は約20名で全員が独身者であると聞いております。なお、年間7から8人の方が入院その他の施設への移動により入れかわりがあるようでございます。

次に、小項目3番目、小規模多機能型施設につきましては、現在市内には設置されておられません。短期入所施設としては、清峰園で15床、しらかばハイツに10床、民間老健施設に2床の計27床が設置され、計画的な入所に対応しております。しかし、計画の運営においてほぼ満床にあるため突発的な入所には苦慮している状態にあります。在宅介護が個人の尊厳を遵守する意味からも最良の介護と考えておりますが、長期にわたる家族介護の疲労から介護放棄や虐待の増加が新たに問題として浮上し、在宅介護の軽減を図る上でも小規模多機能型施設の整備は必要と考えているところです。これらの状況から、昨年度に策定いたしました名寄市第4期高齢者保健医療福祉計画及び介

護保険事業計画では、平成22年度において民間活力による小規模多機能型居宅介護を計画したところでございます。設置に当たっては、市内の民間活力に期待しているところではありますが、必要性の高まりとともに、市外の事業者も視野に入れて検討をしたいと考えております。

なお、参考に申しますと、老健施設100床程度を建設した場合には、この老健施設に対する部分からの事業費の膨らみにより、介護保険料の基準額は最大で年間6,800円ほどの増額になるというふうに試算してありまして、年額が現在4万4,000円の保険料が年額5万1,000円程度になるものと推定しております。

次に、小項目4点目、ケアハウス、シルバーハウジングの建設について御質問がございました。東洋経済新報社調査による2009年版住みよさランキングで名寄市は全道2位という結果が報じられましたが、この調査の中で病院や介護施設の充実度を示す安心度で全国18番という評価を受けております。この評価からも介護施設等の整備は、一定水準に達していると判断するところであります。御質問のケアハウスにつきましては、旧風連町に50床、シルバーハウジングは旧名寄市内に52戸が配置されており、現在すべてに入居しております。ケアハウス、軽費老人ホームですが、新築につきましては、現存施設の増改築の計画は名寄市総合計画の後期計画に位置づけてありまして、今後も高齢者の増加傾向が続くと想定されますので、第5期高齢者保健医療福祉計画・介護保険事業計画策定の中で利用者の動向を見きわめながら検討してまいりたいと考えております。シルバーハウジングの建設計画は、平成19年度に策定した住宅マスタープランに示すとおり平成30年度までに新たに50戸を新設し、計102戸を計画しております。

次に、大項目の3点目、行財政改革に係る公共施設のあり方について、その1点目、生きがいホビーセンターの今後についてお答えいたします。

最初に、生きがいホビーセンターの経過について若干説明を申し上げます。生きがいホビーセンターは、昭和55年に工芸を通しての生きがいづくりを目的とし、愛知県にある陶磁器の製造元である玉善の協力を得て、デザイン陶芸講座を主としてスタートしました。その後、時代の流れとともに趣味も多様化し、木彫、手びねり陶芸、アートフラワーの講座も開始し、囲碁、書道などの同好会も活動するようになりました。しかし、平成15年ころから講師の方の引退とともに利用者の減少が見られたため、平成20年度からは利用者の要望でコーラスを導入しております。これまで経費削減のため、利用者による自主運営を提起した経緯もありますが、電気窯の取り扱いが困難との理由から、現在は陶芸に精通した臨時職員を配置し、施設全体では年間約400万円の運営費を持って事業を実施し、平成20年度では年間延べ2,470の方が利用されているのが現状でございます。

今後の考え方といたしましては、施設の老朽化、設置備品の劣化が進んでいますが、将来計画が明確になるまでの間は小修繕をもって施設延命を図ってまいりたいと考えております。市では、利用者が特定される施設につきましては有料化する方針を立てておりまして、将来計画策定においては利用者の理解を得て方向づけをしていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目、当初目的の達成についてということで、考え方についてお問い合わせがございましたので、お答えいたします。名寄市行財政改革推進本部に設置された3部会のうち公共施設検討部会では、市内に所在する類似施設の統廃合や有料化について検討を重ね、5月1日開催の全体会議の中で当該施設については平成25年を目途とした廃止の方向を示しております。後日、この内容が新聞に掲載されたために利用者の方々に混乱を招いたことについてはおわびしたいと思います。

さて、前段でこれまでの経過を説明させていた

いただきましたが、高齢者の趣味も時代とともに多様化し、日常生活の中にパークゴルフ、ウォーキング等の軽スポーツを取り入れるなど健康管理への意識が向上し、また文化活動による脳の機能の維持や精神安定を図るなど、設置当初のころに高齢者の生活で心配されていた運動不足による運動機能の低下や外出を面倒がって閉じこもりになるといった高齢者特有の生活習慣を改善するための動機づけの施設として整備を行い、御利用をいただけてきました。このような時代を背景にホビーセンターは建築後30年を迎え、大規模な修繕を計画する時期となりました。しかし、類似施設の統廃合による施設の効率的な運用と経費節減を図る上で一定の役割をしたものと考えている次第であります。ただ、行動範囲の限られた高齢者のためには、本施設の代替場所を確保することは必要と考えますが、その方法などは今後利用者の方々と協議をさせていただくとしておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

最後になりますが、今後のホビーセンターの考え方ということで3点目、お答えを申し上げます。現在行財政改革推進本部事業見直し検討部会の協議結果を受けて将来構想を樹立する中で、市内中心部において高齢者の方々が共通の趣味を持って集う場所の確保が望ましいと考え、空き住宅、空き教室の代替施設の利用などから、現在の機能維持を検討している状況でございます。

また、陶芸については、公設の陶芸窯の設置されている施設は同センターを含め市内に3カ所ありますが、他の2施設は定員を満たしており、窯のあく日はない状態にあります。ただ、昨年オープンしたサンピラー道立公園内に設置されておりますふるさと工芸館にはまだ余裕があるため、交通機関の確保を前提に移転をさせていただくことも視野に入れて考えているところでございます。いずれにいたしましても、まだ未確定の部分が多く、利用者の意見を集約したものではありませんので、今後複数の選択肢の中から利用者の声を反映した

方向づけをしたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 一応皆さんに御答弁いただきまして、また再質問と要望をしまいたいというふうに思います。

まず、ちょっと順番を変えていきたいと思いません。今の生きがいホビーセンターの部分でちょっとお聞きしたいと思いません。この生きがいホビーセンター、先ほど言いましたようにやはり高齢者が引きこもりにならないように、本当に外に出るためにつくられて、いろんな趣味を持って、そして同好会または講習、講座を開いて生き生きとした人生を全うしていただくという部分でつくられたと。しかし、その開設された方が高齢になってそこにおられなくなったという部分で、この施設も古いという部分もあってこの新聞に廃止の部分が出たのですけれども、先ほどの答弁では平成25年まではまだ検討段階であるというふうな部分だと思ったのですけれども、その辺はどうなのか。

あと、代替はまだ決めておられないのですけれども、本当に文化センター等もびっちりでしょうし、今の施設の部分を移動するとなると、どこかまたしっかりした場所でないといけないという部分もありますし、一番いいのはサンピラーのふるさと工芸館になるのかなという部分が出るのですけれども、やはり今生きがいホビーセンターに来られている方というのは、本当に65歳以上の方が主な方々で、私もちょっと1回現地見させていただいて、本当に自転車で自宅からあのまちの中の近間に来られて、ホビーセンターでいろんな仲間と趣味を共有されて楽しく過ごされているのを伺いまして、場所がやはりサンピラーになってもなかなかあそこまで自転車で行けというのは、もういじめに近いものもありますし、そこら辺はしっかりとこれから4年間ですか、あると思いませんので、このホビーセンターの役員の方々としっ

かりその辺お話し合いをされて、向こうのふるさと工芸館は本当に窯なんかも新品ですし、非常に使いやすいという部分はありますけれども、生きがいホビーセンターはやっぱり材料だとか、物がすごくあるのです。あれも移動しなければならないという部分、またやっぱりあそこに行かなければならないという部分というので、もしそのふるさと工芸館に移るとなると、バスの移動だとかという部分がありますけれども、あそこにはバスは走っておりませんので、この市のマイクロバスか何かを出して、無料というわけにはいきませんか、ある程度有料にして使っていただくとかという形になるのかどうか。ちょっとその辺、25年までは何とか今のところできるのかというのとその交通機関の部分、ちょっともう一度教えていただきたいと思いません。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 検討部会の部分で申しますと、25年を目途にという部分なのですけれども、非常に現状のホビーセンターで使用されている窯がそこまでもつのかどうかというのも極めて不確定な状況にある部分で、もっていただければという部分もかなり希望的な観測としてございます。

それから、今御質問の中にふるさと工芸館という部分で、サンピラー公園の中にあるのですけれども、サンピラー公園の中でも場所的には今建設中の天文台の直下ぐらいのところに位置しておりまして、サンピラー館の通常でいうカーリング場、冬場はカーリング場、夏の体育館からすると距離的には相当な距離があって、サンピラー館に聞きますと大体800メートルでないかということで、それも帰りはいいのですけれども、行きは上り道ということで大変な状況で、生きがいホビーセンターで趣味で集まられている高齢者の方にあの坂道を上れというのは、また酷な話かなという部分はかなりあります。ただ、今までもなよろサンピラー温泉のほうに無料のバスが走っておりまして、

その停留場所が健康の森の入り口のところにとまっております、そこから歩いてという発想もあるかとは思いますが、そこからの何かアクセス方法を考えることによって、より軽いというか、肉体的な負担が軽い状態で行けるのかなという部分がございます。

それと、先ほど答弁の中で若干触れさせていただいたのですが、施設全体での運営費が年間約400万円というような形がございますので、こういう形のもので当然廃止の場合には必要なくなるお金ということで、こういうものを想定すればバスへの振りかわりとか代替というのが可能かなという部分で思っております。

それで、交通機関なのですけれども、今現在は夏場については振興公社がサンピラー温泉に運行しているのですけれども、冬場については今度は民間のバス事業者ということになりまして、冬場の部分についてもふるさと工芸館そのものが同好会組織を構成した団体に対しての開設というような流れなものですから、今利用度が低いということで移転は可能なのですけれども、そういう意味からすると冬場はほとんど利用がないという部分があるのですけれども、冬場の部分をどう考えていくかというのが非常に今回の移転の部分での問題点なのかなというふうに考えております。いずれに申しましても、窯の命の尽きるまでなのか、あるいは25年なのかという部分はわかりませんが、私どもといたしましては25年までの間に代替の施設について十分協議をした上で話を進めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） わかりました。きつと私のちょっと浅はかな考えかもしれないのですが、サンピラーのふるさと工芸館は施設はいい、やることもいいのですけれども、やはり根本的には遠いということだと思っております。今あるホビーセンターは、やはりまちの中心にあって、

お年寄りでも何とか歩いてでも行けるだろうし、自転車に乗っても行けるだろうしという形できつと108名の方が、2,470人、総数ですか。使われておられるというふうに思っていますので、やはりその辺の考慮をしていただくのが一番いいかなと。私は、その運営費400万円というのはそんな高いものではないと思うのです。この108名の方がやはり人生の中で、本当に生き生きとこの名寄のすばらしい環境の中で自分の趣味を生かして過ごせるという部分というのは、私は重要かなというふうに思っていますので、しっかりとこれから話し合いを4年間して行ってあげまして、最良の部分の運営方法を見てあげていただきたいなというふうなお願いを申し上げて、この生きがいホビーセンターの質問を終わらせていただきます。

次に、高齢者の福祉対策についてちょっとお聞きいたします。先ほどの生きがいホビーセンターともかかわりあるのですけれども、だれもがこれからいろんな部分で老いてまいります。私もそうでしょうし、本当にそういう部分でこの老いは避けられないものであります。しかし、質の高い生活だとかをどう築いていけるか、高齢者の生活の意識をどう上げていくかという部分が大事なかなというふうに思っています。

先ほど小山福祉事務所長が住みよさランキングの介護部門で18位というすばらしい成績を上げているなという部分、お聞きして本当にうれしいなと思うのですが、私ある方からちょっとこういうお話をお聞きしたのです。町内会の方なのですけれども、病院に入院されていて、そしてある程度よくなって自宅に帰ってきたと。でも、自宅に帰ってきても単身ですから、なかなかすぐ病気が治っても家の対処ができないと。そういった部分で名寄というのは、そういった人を1週間でも10日でも、また1カ月でも生活できる場所というのはないのですかと。いや、たくさんありますよと言ったのですけれども、やはり先ほど小山福祉事務所長が言われたようにあきがないとい

うのが現状かなというふうに私は思うのです。

特別養護老人ホームにしても170名の待ちがあるだとか、また先ほどの小規模多機能型居宅介護、短期入居、これは名寄の高齢者保健医療福祉計画にあったものですから、あれ、どこにあったのかなと、どこに建っているのかなと思って私お聞きしたら、まだ建っていないということをお聞きして残念だなという。しかし、これを建てることによって、やはり1人の介護保険料が5,800円上がって今4万4,000円のが5万1,000円になるという弊害も出てくるのですけれども、そこら辺の部分の中でこの短期入所の部分、先ほど言われた27床あると言ったものがもう満床みたいと。きっとこれは緊急で本当に困った人たちが、子供が病気になって、おじいちゃんを見られないから見てくださいというときに入れる施設だと思うのです。それがきっと私は、この厚生労働省の本にも書いてありましたけれども、その施設が入る日にちがもう決まってしまうと、また同じ人がずっと入っている状況になっているというふうにこっちにも書いてあったのですけれども、名寄はこの27床のうち、状況というのはどういう状況、先ほど満杯状況だと言われたのですけれども、どういう状況なのでしょう。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 今議員の質問の部分で若干違う部分があって、ちょっと修正させていただきたいのですけれども、先ほど申しましたのはいわゆるそよかぜ館のような老健施設のようなもので、100床規模のものを建てた場合には年間6,800円の増額になるということで、そういう大きな施設というのは当然もう今の状況では民間さんの力をおかりするしかないのですけれども、そういう部分でございまして、そして小規模多機能施設というのにつきましては、いわゆるこのすき間の部分を民間の活力で埋めていこうということで、当然介護施設になりましたら、これも介護保険者としての事業費のほうには

ね返ってきて、最終的には保険料のほうにはね返ってくるところでございます。ということで、まだ小規模多機能ということですから、ほとんど家の状態に近いものという部分で、その中に介護の制度が入ってくるという部分ですから、この1棟、2棟が建ったぐらいですぐにこのような金額が上がるとは思いませんけれども、そういうものが民間の活力に期待して、すき間産業的な部分で埋めただけであればと思うところでございます。

それから、清峰園で15床、しらかばハイツで10床、民間2床というのは、民間はそういう施設でございましてけれども、そういうところにショートステイというのですけれども、短い時間を利用するということは、当然その方をそれ以外の状態では在宅で介護しているということでございまして、1週間なり、その流れの中で介護されている家族の方が突然休息をとる部分というよりもいつもとれない状態ですから、逆に言うといつからいつまではうちのおじいちゃんあるいはおばあちゃんをお願いしますというふうにはずっとはまっていって、この27床が常時すき間がない状態になっているところでございます。

それ以外の部分でいいますと、いわゆる措置の部分というのが、どうしても緊急として虐待あるいは生命の危険を感じるとか、そういう場合につきましては、そういう措置の部分で入れる部分というのは本来的には用意されている部分でございまして、ただ、その部分を常にショートステイに提供してしまいますと、本当にそういう必要なときの施設としての提供ができなくなるということで、そういうものを踏まえた上で先ほど申し上げましたとおりショートステイというのは、逆に言うといつらいつらいつらに埋まっていると。大体の方が3日あるいは1週間ぐらいな形でとられているのかなというふうな話を聞いております。というのは、1カ月の間の1週間ぐらい連続でリフレッシュを家族の方がするというような使い方というのが発生してきますと、170人の待機者がそれぞれ

れそういう形で利用すると当然27床ぐらいのレベルではすぐ埋まってしまうと、そういうことになるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当にこの小規模多機能型居宅介護という施設が民間でどんどん建てていただければいいのですけれども、札幌や何かというのは今スーパー銭湯がどんどん、どんどん倒産しまして、そのスーパー銭湯に民間の会社が老人ホーム、老人施設を建設して老人施設にされているのですよね。そういう形をとっているのだとか、本当にどんな方法でもいいのですけれども、老人のひとり暮らしの方々が安心できる施設がやっぱり私はもうちょっと必要なと。本当に民間の人がどんどん、どんどん建てていただければいいのですけれども、大阪である民間企業が高齢者向けの優良賃貸住宅制度を利用して住宅を建てています。これをやっぱり私、名寄のお金ある方だとか建設会社にどんどん、どんどんアピールしたらどうかというふうに思うのです。やはりこの都道府県の知事の認定を受けた場合、この施設の建設費用、改良費用で一部補助を受けたり、家賃対策の補助の助成を受けられる制度がありますので、しっかり業者だとか民間の方々にこういう制度があるので、どんどん、どんどん建てていただきたいとか、私はアピールしてもいいのではないかなと。私は、現実やっぱり施設は足りないというふうに思っています、名寄は。この住みよさランキングで介護で18位なのですけれども、やはりまだ高齢者の方々に手の届かないところ、目の届かないところができている部分があるかなという。地域包括センターで、いろんな部分で動いていただいていると言いますが、私は地域包括センターの方々が町内会の方々が見ている部分にどんどん、どんどん入っていただければ一番いいのかなと思うのですけれども、町内会の役員の方々はやっぱり身近ですから、そういう方々のところ

に行ってみたら、こういう状態なのだけれども、入所するところがないというのがやっぱり現実かなというのが私の印象ですし、しっかりその辺は高齢者に優しい施設、また経費のかからないような形で進めていただきたいというふうに思います。

以上で、もう時間がありませんので、最後にスクール・ニューディールのほうに移らせていただきます。まず、先ほど答弁をいただきまして、今の全校のアナログテレビを地デジテレビにかえると、137台の50台。そしてまた、電子黒板も全校導入されるということでお聞きしました。

耐震化の部分でちょっと若干お聞きしたいのですけれども、文部科学省では1万棟の部分で耐震化、Is値0.3未満の数字であるというふうに言われて、先ほどの答弁では名寄は27棟あるのだけれども、その1万棟に入っていないというふうに言われたみたいなのですけれども、これは耐震化の検査をしていないから入っていないのか、それとも文部科学省は耐震化したものだけの数字を入れているのかを教えてくださいたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほど申し上げましたように名寄市はこの1万棟に入っておりませんが、これは2次診断を名寄市が受けていないということがあります。この2次診断を受けた部分がこの1万棟に含まれるということですから、名寄市はこの中に入っていないということで御確認いただければなというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） この2次診断に入っていない。そして、2次診断はいつされるのか。耐震も全校されておられない状況だと私は思うのですけれども、この耐震度検査をしなければ2次診断まではいけないというふうに思いますので、耐震度検査と2次診断、その境というのか、やらなくてもいいのか、やらなくてはいけないのかというのを教えてくださいたいというふうに思いま

すので。

それと、先ほど優先順位、27棟あるというふうに言われていて、まず優先順位として東小学校の体育館、風連中学校の耐震というふうに言われたのですけれども、この順番の27棟の中で本当に優先度でやっているのだけれども、耐震を受けなければならない学校というのはあと何校ぐらいあるのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 名寄市の耐震化計画をつくった部分につきましては、耐震化の優先度調査というのを実は実施をしているのです。その中で、この昭和56年以前に建築された建物の部分が現行法令による耐震性能を満たしていないという状況があります。先ほどの東小学校の屋体、それから風連中学校につきましては、もう危険点数が大改修をしなければならないという点数を下回っているという状況にありまして、これは耐震化計画の中では1位、2位という部分の中に占めております。そのほか昭和56年以前に建てられた建物について、その優先度調査をした中で、ちょっと手元に資料ありませんけれども、ここでいいますと12校27棟の建物について、その優先度調査の中で耐震化計画の順位を決めているという状況にあるということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） そうしたら、27棟はほとんど改修しなければいけないという状況になるのかなというふうに思うのですけれども、名寄は小学校の校区がえ等をこれからどんどん進められて、今南小も豊西小ももうこの部類に入ってきた小学校でありますし、中学校も名寄中学校、また風連中央小学校もその部類に入る状況になってきております。私は、今国でこの耐震化の部分でどんどん、どんどん進めていきなさいというふうな措置と予算がついている中で、どんどん、どんどん地方として進めていくべきかなと。補助金

をもらってやっていける部分は進めていったほうがいいかなというふうに思うのですけれども、この5年間で3年間に前倒してやっていくという形で、名寄は東小学校と風連中学校だけで終わってしまうのかどうか。

あと、この3年間の計画の中で、こことこことこはその小中学校に入っているのだよという計画はあるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 現状の中で、その5年間で3年間ということ今御意見ございましたけれども、今前倒しでやるにしてもやはり2年なり3年ということがございますし、次の学校の改修あるいは改築をするに当たっても初めから基本設計あるいは実施設計というものをつくっていかなければならないということございまして、現状の中ではそこまでのちょっと時間的な余裕がないということも含めて、現状では東小学校と風連中学校ということで今進めているという状況でございます。

○議長（小野寺一知議員） 高橋議員。

○15番（高橋伸典議員） 本当に学校というのは、やはり子供たちが1日の大半を過ごす場所ですから、しっかりとこの耐震対策等を行っていただきたいなというふうに思います。

最後に、校庭の芝生化についてちょっとお聞きしたいというふうに思います。私、去年だと思うのです。この鳥取の芝のテレビを見て感動して、ここに1回視察に行こうというふうに思った人間なのですけれども、その中でちょっとインターネットや何かで拾ってみまして今回質問をさせていただいて、今回のニューディール政策の中にも校庭の芝生化が入っておりますので、ぜひ全校と言わずに1校だけでもいけないかなというふうな形にしたいなど。

この中で、その芝生化を見に行った方の意見があるのです。ここは、3カ所の芝生化の公園、保育所を見た方で、芝を植えたことを……その芝を

業者が植えるのではないのです。これぐらいの芝なのです、私がテレビで見たら。それを幼稚園の子がこうやって並べて植えるのです。そして、1年間は水をだあとかけて、そして1年終わるとあとは次の年は4回から5回の水、そして芝生刈りは幼稚園の生徒がやられているのです。

そして、北海道の北広島でも1カ所校庭につけました。雪は心配ないです。すごく安いのです。国立競技場や何かの芝ではなくて、もうちょっと粗い芝なのですけれども、生徒がそこで走ることによって10秒台の生徒が徒競走、多く出ただとか、体力がついたとか、精神的に強くなったとかという生徒がふえたという事例もあります。しっかりとこのニューディール政策、いろんな部分、政策ありますので、名寄市の小学校の、中学校の子供のために御尽力いただきたいことをお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 以上で高橋伸典議員の質問を終わります。

名寄市の行財政運営からを、大石健二議員。

○5番（大石健二議員） 緑風クラブの大石健二です。議長より御指名をちょうだいいたしましたので、これより通告に従い、1件4項目について質問を行います。

最初に、行財政運営から都市基盤整備についてお伺いをいたします。このほど経済月刊誌で全国の都市を対象とした2009年版住みよさランキング、この中で本市が全道35市中2位にランキングをされました。また、安全なまちのランキングでも全国784都市中33位となり、総合的に高い評価を得ています。いずれも平成18年3月の風連町との合併以来、住みよい安全なまちとの高い評価を得た名寄市ですが、美しい町並みという評価を得るまでには至っておりません。美しい町並みの代名詞に縦横に走る直線の交差で形成される格子状の街区を碁盤の目の町並みと称しますが、残念ながら名寄市は整然とした土地の区画割り

が徹底されているとは言いがたい側面がございます。一部の街区では、河川の蛇行のようになっている街区もあり、こうしたびつな街区は市民の財産の毀損など多くの生活を初め、将来的な名寄市の都市整備においてもさまざまな影響の影を落としかねません。今後の市街地基盤整備にかかわる方針についてお知らせを願います。

次に、名寄市行財政改革についてお聞きをいたします。名寄市は、平成19年2月に新名寄市行財政改革推進計画を策定、さらには昨年4月に組織改編を行い、島市長を本部長とする直轄の名寄市行財政改革推進実施本部を立ち上げました。この名寄市行財政改革推進実施本部は、組織・機構、使用料・手数料及び負担金・補助金見直し、公共施設のあり方の3つの検討部会で組織をされています。今定例会の冒頭、島市長は行政報告の中で3つの検討部会のうち負担金・補助金見直し、公共施設のあり方の2つの検討部会でそれぞれ一定の方向が示されたとの報告を行っておられます。また、本年度はこれら既存の3つの検討部会に加えて、新たに事業等見直し検討部会を設置したということもあわせて報告をされております。

以上、これらを踏まえて一定の方向を見たときされる2つの検討部会における経過報告と新設の検討部会の取り組みについて、あわせて行財政改革推進実施本部の今後の推進作業等についてのスケジュール等についてお知らせを願います。

次に、名寄市の中心市街地の活性化基本計画についてお伺いをいたします。一昨年4月に専任の職員を配置してスタートをした中心市街地活性化基本計画策定事業ですが、当初の日程では今春末に認定申請を見込んでおられました。これに関する経過報告が今定例会の初日、休会後に開かれた議員協議会で名寄駅隣接地の開発計画の中で本年3月までの経緯について触れていました。しかしながら、報告の骨子はあくまでも名寄駅に隣接する土地の開発計画に沿ったものであり、丸2年越しで取り組んできた中心市街地活性化基本計画の認定申請の期限は、当初のもくろみから大幅に超

過をしました。今後の中心市街地活性化基本計画のありようとまちづくり交付金事業を主眼にした市街地総合再生基本計画等のかかわりを含めた今後の日程と推進のための具体的な作業手順についてお知らせを願います。

最後に、行政報告についてお聞きをいたします。さて、今定例会では6月1日開会初日に島市長より行政報告を拝聴いたしました。一般に行政報告とは、前回の市議会定例会から当該市議会定例会までの間に生じたであろう市政における主な対応と取り組みについて報告するものと考えます。この行政報告の執筆と推敲、校正、これら行政報告の編さんに伴う作業についてお知らせを願いたいと思います。

以上、この場からの質問を終了いたします。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ただいま大石議員から大きな項目で名寄市の行財政運営からということで小さく4点にわたり御質問をいただきました。1点目につきましては私から、2点目と4点目については総務部長から、3点目につきましては経済部長からのお答えをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

最初に、市街地の整備推進等の手法と今後の課題についてお答えをいたします。名寄市の市街地区割りは明治33年、道庁の設計により大通で東西に分け、東1条通から東4条通まで、西は西1条通から西4条通までとし、その間通りの間に仲通りを設け、さらに南北には中央通で分け、南は南1丁目から南7丁目まで、北は北1丁目から北7丁目までのいわゆる碁盤の目とした整然とした町並みに始まり、西4条以西は昭和38年と平成元年に完成した大きな市と組合施行による区画整理事業などにより約30%が形成され、残り民間等の区画割りによりまして約20%、未区画地がおおよそ50%で用途地域内1,050ヘクタールの区画が成り立っているところであります。

市街地において、これは名寄も風連もそうなの

でありますけれども、一部の区画では境界にずれが生じておりまして、公簿上と現況が異なる箇所もあるというふうには認識しておりますけれども、土地区画の権利は個人の資産であるということから、行政としては関与をしておりません。今後個人的なトラブル解決を含め、理想的な市街地を形成するには、地籍調査事業や区画整理事業による方法がございます。土地権利者の合意形成が大変必要だということもありますので、市内にはかなり遊休地もあるということも含めて事業化については難しい状況であるということをお理解をいただきたいというふうに思っています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうからは小項目の2及び4について答弁をさせていただきます。

まず、名寄市の行財政改革について、その手法と今後の課題についてであります。平成19年2月に策定しました新名寄市行財政改革推進計画の速やかな実施を目指し、昨年4月に名寄市行財政改革推進実施本部を設置、本部に3つの部会を設け、議論を進めてまいりました。組織・機構等検討部会では、組織、機構の見直しについて議論を進めてまいりました。平成21年度から3年間は、合併により肥大化した組織のスリム化が中心の計画となり、参事、主幹職の廃止、大課大係制、事業の完了、縮小に伴うスリム化について職場の議論を重ねてまいりました。使用料・手数料及び負担金・補助金見直し部会では、すべての事業について見直しを行い、平成21年度において補助金、負担金で1,900万円の削減を各団体、市民の御理解のもと実施することとなりました。公共施設のあり方検討部会では、666施設から76施設を対象施設とし、売却処分、廃止、廃止解体、廃止検討、協議の案をまとめました。本年度におきましては、補助金、負担金の見直しが一定程度終了したこと、公共施設のあり方についても一定の

方向性を示したことから、組織・機構検討部会と事業等見直し検討部会の2部会制に改めまして、組織・機構検討部会では昨年に引き続き簡素で効率的な行政運営の推進のため組織のスリム化等を進めながら、市民のニーズに対応できる組織づくりを目指してまいりたいと考えています。事業等見直し検討部会は、社会教育、体育施設関係の使用料の見直し、公共施設のあり方部会のまとめ案の具現化、さらには風連特例区事業のあり方についても今後検討をしてまいりたいと考えております。

次に、行政報告について、市政推進の今後の課題であります。行政報告は、定例会の冒頭において市民の代表である議員の皆さん、そして市民の皆さんに向け、前回の定例会以降に生じた市政における主な取り組みや施策に対する基本姿勢等を報告するものであります。また、市のホームページ上におきましてもその内容を公開しております。行政報告は、各部局から報告内容を取りまとめ、主な取り組みや施策等について漏れのないように留意しながら、文章の校正も含め作成しております。内容につきましても、報告にとどまるもの、考え方や結果を含めて報告させていただいているものもございます。基本的には、市長が直接述べるものでありますので、2次的な対応として文章として印刷配付をさせていただいております。また、文章として市民の皆さんにもごらんいただいておりますので、今後はより一層報告内容や文章の校正も含め精査をし、議会や市民の皆さんにわかりやすく御理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私から3番目の中心市街地活性化基本計画について、現状分析等と今後の課題についてお答えをいたします。

中心市街地活性化基本計画につきましては、商工会議所を初め関係する機関、団体と協議して計

画案として取りまとめ、策定してきたところでありますが、残念ながら経済産業局からコンセンサスが不十分、熟度不足との指摘を受けていることは既に報告させていただいたところでございます。市としては、取りまとめた事業の中でも駅横事業については既に進展しているところであり、この事業は民間事業者と行政が協働して市民や消費者に利便性を提供する事業であることから、5月28日に民間事業者と事業の推進に向けた協定を締結し、取り組みを進めております。国に対する中心市街地活性化基本計画は中断しておりますが、これまでの議論の経過を生かし、市街地における活性化事業として個別の関係者と鋭意協議を継続しているところでございます。

次に、事業に取り組む手法では、中心市街地活性化基本計画が国に受理されても個別の事業を進めていくためには、補助を受ける省庁それぞれの事業認可を得る必要があります。名寄市は、中心市街地活性化基本計画の認可を受けなくても事業を推進することができる国土交通省所管のまちづくり交付金事業の認可を受け、駅横の事業のほか、3・6地区の整備、道路、街路整備などの行政課題、熟度の高い事業や懸案となっている課題整理を実施したいと考え、この4月に経済部内に産業振興室を設置し、国土交通省の事業認可を得る体制を整備してまいりました。事業認可を得るには、国に事業費を要望するための概算要望としてヒアリングを受け、認可基準に合致しているかの審査を受ける必要があります。本年10月末をめどにその審査を受け、平成22年、来年度から事業展開ができるよう事務を進めているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それぞれ御答弁をいただきました。ありがとうございます。

まず最初に、都市基盤整備に伴う市街地の整備についてお伺いをいたします。今回の質問の中では、趣旨は特に名寄市の行政についてどうのこう

のというつもりはなくて、たまたま名寄市の市街地図を見ていまして、街区と生活道路あるいは主要幹線道路を結ぶ、その交差すべきところが街区がそれぞれ道路とずれ始めているということになりますと、その街区に登録所で土地を登記して地籍図を完成させている市民の方がいらっしゃると。

実際にお話を聞いていきますと、本来は私の土地は150坪あるのだけれども、内々で測量をしてもらってみると、この測量もいろいろ何種類もあるのですが、簡易測量をしてもらおうとどうも自分の持っている土地が隣の庭先まで入っているというようなことがわかったのだという話なのです。

そうすると、先ほど野間井部長のほうからお話があったように西4条北5丁目から以西あるいは以南にかかわる土地では主要幹線と生活道路が、縦横に走る生活道路、主要幹線、国道40号線です。それと、街区を形成する部分が非常に微妙に階段状にずれているということになっていく。この階段状にずれているということ自体が不完全な地籍図にあるのではないかとというふうに私は考えるのですが、この考えはいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ちょっと場所の特定が私はちょっと今頭の中でできていませんけれども、階段状という状況がどういう状況なのかをちょっともう一度御説明いただけたらというふうに思うのですが。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ちょっと具体的な名称は避けなければいけないなという、混乱があるかなと思うものですから。西4条南の辺に道路の先に民家がある、あるいはそのまま直線道路ではないと、住宅とぶつかってしまうと、あるいは道路が斜めについているというようなケースがあらうかと思えます、どことは言いませんが。そういったところのずれというのは、本来御本人がお持ちの所有地と登記所に届け出ている地籍図と必ずしも合致はしないということをちょっと御確認をし

たいのです。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 基本的には、今言われた斜めの通りがあるというところは区画整理事業というのが入っていて、意図的に斜めに整理をしていると。その地点でも換地をしまして、道路と相手方の土地と本人の土地を入れかえたりとか、そういうふうな操作をしまして、基本的には公簿上では合っているというふうに思っています。ただ、本人の思い違いもございましょうから、公簿と合っていないのではないかとということもありますし、市が道路を造成する場合は、例えば都市計画道路等の整備をする場合は公簿上から土地を買わせていただきますから、公簿では合うというふうに思っていますし、現地もそれなりの地籍は残っていくというふうに思っていますから、基本的には合うのが本当だというふうに思っています。例えば道路整備をする場合でも全体的な周りを測量いたしまして、民間の部分はちゃんと残るという確認をしてから道路整備をしますので、中の地籍は少しずれるかもしれませんが、全体地籍は合っているというふうに私どもは考えております。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 時間の関係で余り詳しくはやれないですけども、ただ申し上げたように国道40号線以西、そちらの南丁目のほうです。そちらのほうにやはりずれが、街区と道路が必ずしも碁盤の目になっていないという……特定されると何かちょっとシビアな、難しいなと思うのですが、実際にやっているのです、簡易測量で。そうすると、御自分の登記所に届け出ている地籍図、地籍図というのは土地の戸籍みたいなものですが、その地籍図と地に面積の積、こっちもちょっと地積図というのですが、これにそれぞれ誤差が生じている。ですから、私の隣の山田さんという……例えばですよ。私の土地が山田さんの居間まで、

茶の間まで簡易測量をすると私の土地になってしまおうと。山田さんは、また鈴木さんの所有されている土地の玄関口まで行ってしまうことになる。ずっとこういうふうに順次測量をやっていくと、最後の渡辺さんですよ、五十音で言うと。渡辺さんの土地がなくなってしまうことにもなりかねない。道路にわたってしまうということにもなりかねないというのが正直言って起こりかねないというのがあります。この辺はいかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 個人名はなるべく出さないようにして議論をしていただきたいです。

野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） ちょっと場所の特定が私はまだできていないということもあるのですけれども、4条づきの部分で区画整理の入ったお寺さんの前の道路から東と、そして国道から西という間の部分になりますかね。昔から4条通は、少し地籍ができていないという部分がございまして、昔もいろいろあったのですけれども、中央通の石を使って測量をするのと駅前の方の石を使って測量すると、あるいは14線道路の石を使って測量するのは少しずつずれが生じていると、こういう場合もございまして、確かに。ただ、昔の部分でいいますと今言った号線の間にも縄延びという、ちょっと専門語で言うと506間あるのですけれども、数字的に見ますと507間ぐらいずつとれているのです。昔の測量は大したもので、そういうふうに1間ぐらいずつ延びていって、基本的にはその中に地籍があるということになっていますから、測量を両方から何回かやっていたことによって昔の査定図とか、法務局に残っている図面も調べていただくと、基本的にはどこかで私は合うというふうに認識しているのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 私が今例に挙げたお名前は、五十音順に申し上げているだけで、実在の人物は関係がございませんので、その辺は御承知

おきください。

ただ、どうしても、どうも実測の測量と登記所に預けている地籍図、公図等、誤差が生じているのは実際にあるのです。もうなずいておられますから。実は、私も何が原因かなと思って探ってみました。そうすると、先ほど野間井部長もおっしゃっていましたが、区画整理あるいは明治33年ごろかなと思いますが、名寄市の市街地で競売があったと。18万平米ぐらい競売にかけて、そのときは土地の投機を目的に名寄市の在住ではなくて遠くは東京、大阪、そういったところからも来られて投機を目的に土地を購入された。そのときに不在であったがためにそこに……その辺、そこにとするとあれですけれども、近辺にお住まいの方がその土地を持っている方が不在ですから、自分でくいと縄でおれの土地だというふうな、そういう境界もやったという経過もあるようです。確認しているわけではないのですけれども。

そういったことも含めて、実は名寄の登記所の関係者にちょっとお話を聞くと、名寄の公図は明治時代の地租改正、そのときの公図すらも使っているのだと。ですから、おのずと今のようなGPSを使ったり、そういうような測量と明らかに誤差は出てくるのですよという、これはオフレコだと言うので、余り大きくは言いたくないのですけれども、ずれてはいるというのは確かです。

この方法を、この誤差を修正するためにちょっと調べたら、何か方法はないかなと思うと、国交省のほうに国土調査事業計画というのがあるので。この中に公共測量というのがある。これは、測量費が幾分か補助金が出たり、丸ごと助成していただけるという方法があるようです。私は、専門家ではないので、その辺はひとつ野間井部長のほうでお時間があれば検討していただいて、市民の財産がいつの間にか毀損されていると、今の代では全然問題なくても後々の世代で大きな問題に発展しかねないなど。あるいは、名寄市が今後どういう手法でやるかわかりませんが、市街

地に緑地、緑化をやるときに先行取得していた土地がこれほどあるはずだと思っていたけれども、実測してみたら、お隣の大石さんのお宅が入ってきているなんていうことにもなりかねないわけですから、ぜひ改めて街区がずれ始めている地区については少し御検討をしていただければと思います。ただ、野間井部長がおっしゃったようにいずれも民間の土地が圧倒的なものですから、行政がどうのこうのという部分は多少難しい側面はあるにしても市民の財産が毀損されないようやっていくのも行政のお仕事だろうと思います。

続いて、次の行財政改革について質問を移らせていただきます。先ほど佐々木総務部長のほうから御説明をいただきましたが、なぜ何度も3度も行財政改革について聞くのだろうという疑問が生じているかもしれませんが、きょうも午前中あるいは午後にも公共施設に関する質問が出ていたように思います。これらは、いずれも一定の方向がなされたという施設なのだろうと思うのですが、漠としてその内容がようわからないから、それぞれに混乱が起きているのだろうと思います。一定の方向が出たら、やはり議会に報告が欲しいなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 公共施設のあり方も含めまして、3月に20年度1年間で実施いたしました組織検討、それから使用料、補助金の見直し、公共施設のあり方についてもまず庁内で一定の報告を取りまとめをしまして、その後推進本部の部次長会議というものを充てまして、そこで内部的な議論はさせていただきました。その後、総務文教常任委員会のほうにその辺の各3部会における経過であるとか、その辺についても20年度途中ではあっても各折々を見まして、場合によっては議員協議会、場合によっては総務文教常任委員会という形で報告をさせていただきました。具体的な問題につきましては省かせてもらいたいと思うのですが、今5月末日現在で20年度に表

に出ている3部会の内容以外にも各担当課のほうで行財政推進計画、19年2月につくったものにとり組んできた事業の取りまとめも行っておりまして、それを今議会終わった後に一定程度整理をさせていただいて、それらもあわせて御報告させていただきたいというふうに考えております。簡潔な部分については、総務文教常任委員会に3部会の一定の報告はさせていただきました。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 言葉じりをとらえて言うのではないのですけれども、名寄市の行財政改革というのは、所管は総務文教常任委員会になるのですか。ただ、いずれも本部を形成している3つの検討委員会は市民生活に直結する事業等あるいは見直し、そういったものを含めてやっているのだろうと思います。ただ、総務文教常任委員会ではなしに、やはり総務部長がおっしゃるように、これは常任委員会ではなしに議員協議会等の全議員によって構成される組織の中で経過を報告する必要があるように思うのですが、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 昨年の10月だったと思うのですがけれども、20年度の進行状況というか、検討状況等につきましても議員協議会のほうに報告をさせていただきましたので……十分とは言っていない。報告させていただきましたので、あらゆる分野に係る部分ということでありますと議員協議会という形も含めて、20年度の総括についても機会を見て報告させていただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ちょっと繰り返しになるのですが、午前中あるいは午後からも2つの施設について、公共施設に関する質問が出ていたように記憶しているのですが、これらの検討部会を総合的にコントロールする組織というのはあるのですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 昨年については、それぞれ3つの部会をつくって、公共施設のあり方については部次長会議の推進会議と市長を本部長とする全体会議の中で3月に一定の集約をして、それに基づきまして21年度については今度は2部会制に切りかえて、より具現化する方向での細かな検討に入ると。その中には、利用者であるとか市民団体との説明、協議も含めて具体的に進めていきたいと。ということは、合併してから公共施設の関係につきましては類似するものがあったり、片一方では老朽化してきて使えなくなっているのが、もうここ数年で先が見えているものも実はございまして、その中で組織のスリム化を単純にするだけではなくて、本当に住民にとって必要な公共施設がどの程度必要なのかどうか。今まで使ってきたから、ずっと今後も使いたいだけでは財政破綻をしてしまった市町村の例を見ると、新しい施設であっても支え切れなくなってしまって市民に逆に不便をかけているという例もございました。そういうことも含めまして、それぞれのまちの歴史の中で培ってきた公共施設のあり方というのは、一定の議論をするについても時間をかけながらいかなければならないのかなと。

そういう中で、類似する施設を中心に20年度では廃止を一定程度、この期間を過ぎると廃止の方向で検討をしますよという裁きは市長を本部長とした3月の会議で一応方向は出させてもらいました。問題は、それをするとき単純に廃止できるかどうか、それから代替施設で振りかえができないだろうかと。先ほどのホビーセンターの問題であっても名寄には福祉センターというたくさんお金をかけて多くの老人の方々にも利用していただいている施設もあります。それとの中で、窯の関係の問題を処理することによってできないとか、小山所長が言っていましたように既存の道立公園内にある施設を利用することについては、アクセスの問題を解決すればできないか。

具体的な問題について、21年度以降についてはその辺の関係についての調整を関係者等も含めて進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） ちょっとくどいなと思うのですが、どうもそれぞれの検討部会では、それぞれ検討部会長さんがいらっしゃるのと思うのですが、その検討部会で出てきたものが先ほど部長のほうからお聞きをすると部次長会議で報告がなされているのだということでしたが、どうも足並みがそれぞれの部会で、私も外野にいて中間報告いただいているものですから見えないのですよ。見えないのですが、どうも検討部会の足並みとして果たしてきれいにそろっているのだろうかという違和感をやっぱり感じておりました。案の定、新聞報道のほうが早くて、そういった特定の施設について報道されてしまうと、それまでの経過を知らない市民の方から、いきなり廃止かよというような混乱と騒乱を招かざるを得ないのだろうというふうに考えざるを得ません。ですから、行財政改革推進実施本部ですから、市長を本部長とする。本部長じきじきにやるのもいいのでしょうか、それをトータルでコントロールを持ってスケジュール等あるいは日程、どのタイミングでというようなのをよく見る人、スーパーバイザーというような、そういった人間の配置が必要なのではないかなと。どうも見ていると小回りがきかないがために、組織が分散しているがために、本部という組織だけは大きいというところで小回りも大回りもできないというような感じがするのですが、私の取り越し苦労でしょうかね。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 行財政改革の進め方につきましては、合併前からいろいろそれぞれの市町村で取り組んできたというふうに考えています。合併というのは、それぞれ100年の歴史を持つ、まちづくりについても仕事の仕方につ

いてもそれぞれ異なりまして、職員の配置についても、それから公共施設のあり方についても微妙な温度差があるのかなというふうに思っています。間違いなく議員のおっしゃるとおり、説明が十分だったかどうかについては私自身ももう少し親切、丁寧な説明と、それから新聞等に出るときに一定の議論経過はさせていただいて、即廃止とかという話ではなくてダブっている施設、これは合併した市町村の宿命と言うとちょっと言葉は過ぎるかもしれませんがけれども、類似する建物が存在していると。そこには、必ず未永く利用させていただいた市民の熱い思いがあると。そういう中で、一定の方向を出すというのも見せ方としては説明が舌足らずだったのかもしれませんがけれども、それは必要だったことかなというふうに思っています。

ただ、今後は一応その中でも合併特例期間の5年間を抱えながら、いろんな住民サービスを推進できる、事務事業の一元化もしていくという部分ありますので、合併も何も経験していないところで今までの議論経過も含めると随分てこずっている、手間取っているというふうに見えるかと思いますが、私自身はこの100年の歴史を持つまち同士が合併したということも含めまして、時間がかかることは当然やむを得ない部分とはいいながら、特例期間が5年で過ぎるときにはその辺の一元化の問題も含めて、施設のあり方も含めて議論していかなければならぬと思っておりますので、20年度については3部会でそれぞれ真摯な意見を出していただきまして、21年については具体的に組織の部制の再編の問題も含めまして、公共施設のあり方についても具体的に住民説明も含めて取りかかっていきたいというふうに考えています。説明資料の不備については、ちょっと内部検討させていただきまして、議員協議会であるとかホームページでの公開とか、いろんな機会を通じてこれからも進めてまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 承知をしました。今後

は半年に1遍、そういった回数ではなしに小まめに経過の報告をお伝えしていただければ混乱がないだろうというふうに私自身は考えております。

次に、中心市街地活性化の基本計画にかかわる再質問をさせていただきます。せんだって開かれました議員協議会で配付をされた資料を見ますと、こう書いてありました。21年3月、経済産業局、北海道に対し、これまでの経過と各事業について説明を行いました。そして、次のセンテンスに上記指導により他の支援事業について模索を始めると。これ幾ら何でも熟度不足という指摘をいただいて、検証も何もしないで他の支援事業について模索を始めるといのはいささか早計に過ぎませんか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 先ほど御質問いただいたように、もうこのことについては2年前から商工会議所を中心に議論をしてきた経過があります。その間に、2年間の間に中心市街地活性化基本計画案というものが冊子としてあるのですが、これは非常に大きな意味を持つものだというふうに思っております。その経過の中で経済産業局、ここと協議をして、これは1度とか2度とかということではなくて何度か協議をする中で、最終的に国のほうではこういう判断をされたということなのですけれども、その検証という部分は非常に必要なことだというふうに思いますが、基本的には町中のにぎわいを創出する事業ということですから、いわゆる中心市街地活性化基本計画、この計画というのは非常に重みのある計画だというふうに認識をいたしてございますが、必ずしもこの計画の認定を受けなくてもこれにかかわる事業というものが措置されれば、それは一つの手法ではないかなというふうに考えておりますし、その28事業、いろいろ協議してつくったこの議論の経過というものは決して没にするとか、そういうことではなくて、その精神は十分受け継ぎながら、まちづくり交付金事業という事業を活用してとい

うふうに考えておりますが、しかしながら完全にこの基本計画をあきらめたということではありません。この部分についても、これから協議する中でもまた再度挑戦する場面も出てくるかもしれません。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） なかなか苦しい答弁だと思って聞いています。2年越し、担当主幹を置いてやってこられたと。その間、いろんな紆余曲折を経ながら、ことしの3月には基本計画の認定申請を行うのだという当初のもくろみがあったわけです。でも、文字面で書いてある報告書を見る限りでは認定申請ではなくて、これは明らかに北海道や経産局に対する事前相談ではないのですか。認定申請という事務作業、基本計画策定という事務作業の完結ではないですよ。あくまでも北海道と経産局に対する事前相談ではないのですか。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 決してそういうことではなくて、やはり基本的には認定申請を前提とした協議という中でそういう判断をされたということですから、そこら辺は一つの事業なり計画をいろいろヒアリングするときは、いろんなスケジュール的なものも含めてありますけれども、今回のケースについては一応この基本計画の案をきちっと策定を上げていっておりますので、それは協議の経過の中ということではありません。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） この17年から取り組んできた中心市街地活性化基本計画策定については、一たんは終息するのですね。一たんは終えんするのですね。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 中心市街地活性化事業につきましても、徳田に大型店が出店するということからの一連のテーマでありまして、これまで

精力的に商店街の皆さん、あるいは商工会議所も含めて検討を進めてまいりました。今回中心市街地活性化事業として、実施主体が明確に決まっていなかった中のスタートはどうかという確認作業をさせていただきました。これは、一定の固まりがないとやはりスタートは難しいと、熟度不足であると。ただし、駅横についてはかなりの固まった事業内容等があるので、それについては今回の事業でなくて別のメニューで今話題になっております国土交通省のまちづくり交付金事業でどうなのかと。これにつきましても駅横だけの開発では、まちづくり交付金事業は該当しません。点と点を線で結んで人の流れをつくるということですから、これについては3条6丁目のところの開発、さらには今想定をしております市立病院の駐車場の問題、あわせて旧名寄市の悲願でありました文化ホール、これは今市民会館のホールが老朽化をして建てかえがもう立ち行かないと、こういう状況に來ていますので、この2つを合体をしたことで市民の皆さんと相談をすることができるかどうかと。これを含めて線で結んで人の流れをつくって、国が進めている4割交付金の事業に、残りは合併特例債を集中的に充ててこの場での懸案のテーマをこの際解消したいと、こういうことで今進めております。これは、場合によってはまちづくり交付金事業でなくて中心市街地活性化事業に昇格をする可能性もあるというお話も経産局のほうからはいただいておりますので、今後11月に正式な申請をする予定で今作業を進めております。これについては、また議会にも改めて相談をさせていただく局面が出てこようと思っておりますけれども、それとあわせて来年の4月にスタートを切りまして、向こう5年間の事業ですから、この中にどれだけの事業を、懸案事項が盛り込めるかと。こういうことが今後テーマとして出てまいりますので、ぜひその節は造詣の深い議員にもいろいろと御示唆をいただきながら進めてまいりたいと考えておりますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） それはそれでお聞きをしておくのですけれども、ただこれまでは、何回もくどいように申しわけないのですが、北海道と経産局、今回はそのまちづくり交付金事業というのはどうも開発局だという、窓口も変わってきている。中心市街地活性化基本計画は、内閣総理大臣を本部長とする組織に認可申請するわけですから、だからやっぱりここは一たんは撤退するのだと。そして、通常使われる中心市街地の活性化と今2年越しでやってきた中心市街地活性化基本計画とは言葉は似ているけれども、似て否なるものなのだよと。どこかでやはりけじめをつける必要があるだろうというふうに私は考えるのです。どうですか。これをいつまでも色のグラデーションのように、いつの間にか赤から紫に変わっているというような、そういう方向ではなしに、どこかで熟度不足という痛い思いもしながら検証もしなければいけないという、なおざりにするのではなくて検証すべきところは検証して、名寄市のウィークポイントはどこなのだろうというのを検証していかないと、いざどんな名前が変わった事業に取り組もうとしても同じような轍を踏むように思えてなりません、いかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） お話のように中心市街地活性化事業がまちづくり交付金事業として、全く異質のものに変えたということではございませんで、もともと持っておりました中心市街地活性化事業の28事業のうちの極めて実効性の高い、しかも着手ができる可能性を秘めた部分について先行して実施をしていくということでありまして、議員協議会でも3者協議のお話もさせていただきましたけれども、まさにあそこは土地開発公社が所有をする用地を単に民間に売却するというのではなくて、中心市街地活性化事業の志を引き継いだ事業展開をしていくということでの3者の協議ということですので、ぜひその点につい

ては御理解をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 時間も来ましたので、最後のほうの行政報告について御質問をさせていただきます。

先ほども行政報告について、るる御答弁をいただいたのですが、今回の行政報告書ほど理解に時間がかかったことはないなというふうに考えています。例えばどんなことかというと、具体的に申し上げると職員のあら探しになってしまうので、できるだけアバウトに申し上げるのですけれども、幾つかの報告書に主語、述語の関係が不明確だと。内容が簡略化されていて文章が端折られているものですから、日本語として醸成されていないと。目的語がどこかへいってしまっているというような報告が散見されました。こうした行政報告の単元というのでしょうか。これらを統括して文章の校正なり校閲なり、やる方はいらっしゃるのですか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 大変私の力不足なのですが、担当課長、係長のほうから上がってきたものを企画担当のほうで、総合計画の柱にのっった形で行政報告をつくるという建前になっておりまして、その構成上そういうふうになっていますので、企画担当の見た後、私も見させていただいて正式な文章として出させてもらっています。御指摘のとおり、主語、述語の関係も含めて不十分だった点はなかったと思っておりますので、その辺についてはもう少し私自身のスキルアップも含めて頑張っていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 私は、行政報告、市長が開会の冒頭にそちらで登壇されて読み上げておられるというのを聞いていて、今回ほど島市長が私たちに手渡されている行政報告の文章と口頭で述べられている言葉が、随分市長が言いやすいよ

うに言いかえられていることはなかったなというふうには、私はそう思っているのですけれども、市長御自身は今回の行政報告は随分言いかえられていたなというふうには思うのです、言葉を。市長、今回の行政報告についてお聞かせいただけますか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 毎回職員と手づくりで行政報告をつくっております、およそ私は100点に近い行政報告をさせていただいていると、このように思っております。確かに二十数ページ、50分間ぐらいの行政報告ですから、すべての定例会の間における行政事項については報告できないのはいたし方ないと。場合によっては、もっともっと長時間行政報告をやればいいのかと、こういうふうにも思いますが、しかし行政報告で足りないところは、このように一般質問でしっかりと質問をしていただいているわけですから、そのことがまた市民の皆さんに、議会報あるいはマスコミ等で報道されることによって行政の動きがしっかりと市民の皆さんに伝わることはないのかと。行政報告だけ長々とやるのが決しているものではないと、このように考えながら、私は今の約50分ぐらいが行政報告の限度かなと。

ただ、文章の盛り方については、担当の職員はもっともっとたくさん盛りつけてきています。それを私は、はさみを使って50分程度にカットしているものですから、どうしても主語、述語が抜けるということでは、全部私が書き直しているということはありませんので、至らないところもあるのではないかと。これは、私の調整能力の不足する部分と、こういうふうには押さえてこれからもお聞きいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 大石議員。

○5番（大石健二議員） 決して市長をとがめているのではなく、ただインターネットで視聴しておられる市民の方は、市長が明瞭な声で述べられていることだけが頼りなものですから、あれ、この言葉、目的語は一体どこへいったのだろう

と。後ろにいらっしゃる傍聴者の方も電卓を置いて足し算をしてみると、数字が合わないねというようなことが起こり得るようです。ぜひとも先ほど申し上げたように文章の端折り、あるいはコンパクトにまとめてしまったがために意味が通じないという報告書にならないよう、再度報告書作成の際は十分気配り、目配りをしていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長より、特に発言を求めておきます。

○経済部長（茂木保均君） 先ほど大石議員のほうから中心市街地活性化基本計画、これは事前協議ではないかと、こういうお話を受けまして、私のほうでは本申請というようなお話をさせていただきましたけれども、本申請前の事前協議ということでありました。訂正しておわびいたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で大石健二議員の質問を終わります。

15時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時16分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

老朽住宅の解体助成について外2件を、東千春議員。

○23番（東 千春議員） 議長より御指名をいただきましたので、通告順に質問をさせていただきます。

大項目の1点目、老朽住宅の解体助成についてお伺いをいたします。ことしで3年目となり、そして最終年度を迎える住宅リフォーム制度は大きな反響を呼び、毎年補正をしながらニーズに対応してまいりました。使えるものは直して使うということは、もったいないやエコにつながるもので、物を大切に使うという観点からも時代にマッチしていたのではないのかなと思っております。

一方で、修理する価値に乏しい住宅が空き家となっているものも見受けられております。近年は、住宅解体には廃棄物としての処理に多額の費用がかかることから、解体をすることが困難で放置されることがしばしばあります。このような建物は環境美化や防犯上、好ましくはありません。また、解体に伴い、さまざまな経済効果が期待できることから、新たな制度として老朽住宅の解体に対する助成制度についてお伺いをするものでございます。

1点目、空き家となっている老朽住宅は名寄市内にどの程度の件数があるのか、また景観上望ましいものではないと思いますが、どのような見解をお持ちなのかお知らせをいただきたいと思っております。

2点目、町内会などから空き家となっている老朽住宅に防犯上、不安の声を聞くことがございます。この点について、どのように考えておられるのかお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、新年度においても住宅リフォーム制度を残してほしいとの要望は強く、継続は望ましいと思っておりますが、一方で新たな制度を考えてもよいのではないかと考えております。老朽住宅の解体に対する助成制度を設けることにより環境美化、防犯上の効果を初め、解体工事による雇用の創出、そして土地の流動化、それに伴う住宅建設促進による経済効果など幅広いメリットがあるのではないかとと思っておりますが、見解をお知らせいただきたいと思っております。

4点目、住宅リフォーム制度が予定どおり今年度をもって終了したとしても老朽住宅の解体助成制度など、他の制度との繰り返しによって長期的な視野の中できれいなまちづくりを誘導していくということが望ましいのではないかと考えております。住宅解体制度の次は、例えば庭や住宅の周辺を整備することへの助成など、雇用や経済効果を考慮しつつ町中を政策的に変えていく、こういうことが望ましいのではないかとと思っておりますが、今

までの住宅リフォーム制度の評価とあわせて見解をお知らせいただきたいと思っております。

大項目2点目、名寄市立大学についてお伺いをいたします。名寄市立大学は、多くの議論を経て開学し、来春4年制として初めての卒業生を送り出せるということは大きな喜びであり、名寄市立大学を選んで入学してくれた学生の皆さん、またその間久保田学長を初めとする教職員や事務職員の皆さんの御労苦に敬意と感謝を申し上げたいと思っております。名寄市立大学が市民からも愛され、末永く発展することを心から願いながら、以下の質問をさせていただきます。

1点目、来年度の大学の教員確保は大学開学後最大の課題であると考えております。教員確保には、教員個人とともに相手の大学にも影響を及ぼすことから、夏休みごろをめどとすることが望ましいと言われております。3月予算委員会でもお伺いしましたけれども、その後の状況についてお知らせをいただきたいと思っております。

2点目、就職対策につきましても3月の時点では準備がややおくれぎみとの報告でございましたけれども、その後の進捗状況についてお知らせをいただきたいと思っております。

3点目、名寄市立大学には学長直属の機関として地域交流センターがあります。運営状況としては、未完成ではありますが、学生たちは情熱を持って活動に取り組んでいる現状でございます。このように大学としては、市民に対するアプローチを投げかける努力をしておりますけれども、行政としての大学の市民周知や活動への協力など、もっと大学へのアプローチがあってもよいのではないかとと思っております。そのことによって、市民も大学へのかかわりが容易になるのではないかとと思っておりますけれども、見解をお知らせいただきたいと思っております。

4点目、来春初の大学としての卒業生を送り出すわけでございますけれども、地方から来てくれた学生の皆さんには名寄が第二のふるさとだと

ひ思っていただきたいと願っています。昨年市政クラブで視察に伺いました島根県の浜田市では、市内にある県立大学の卒業生に対して在校生や市民も参加して卒業を祝う会を行ったり、東京浜田会の案内など市民も積極的に参加して卒業の門出を祝っておりますが、卒業生へのアプローチは何かお考えなのかお伺いをいたしたいと思います。

大項目の3点目、将来の歩道のあり方についてお伺いをいたします。近年は、ユニバーサルデザインの考え方が少しずつ浸透し、歩道においても段差を解消したものなど工夫が行われており、好ましいことだと思っております。一方で、名寄は積雪地帯であり、全国の都市における歩道のあり方とは考え方が同一でない場合もあるのではないかと思います。そこで、将来において名寄に適した歩道のあり方について、最大公約数を模索する作業になるかもしれませんが、考え方を伺いをいたしたいと思います。

1点目でございます。今日までつくられてきた歩道のほとんどが車道側に傾斜してつくられております。これは、雨水などの排水等では有効だというふうに考えておりますけれども、近年カートを押して歩く高齢者の皆さんがふえております。こういう方々は、真っすぐに歩いているつもりでも傾斜の関係から車道側に少しずつ寄ってしまうという声を聞くことがございます。また、まちの中をジョギングする人の中には、歩道が傾斜をしているため、同じルートを同じ方向で走るのではなく、逆ルートを日が変わりで走るのだとおっしゃっている方もいらっしゃいました。このように車道側に傾斜する歩道について、メリット、デメリットあると思いますが、どのように評価をされているのかお知らせをいただきたいと思います。

2点目、近年縁石等で仕切りをつくり、段差をつくらない歩道を見かけることがあります。これは、車いすなどの方にはよいのではないかと思います。どのように評価をされるのかお知らせをいただきたいと思います。

以上で、この場からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ただいま東議員から大きな項目で3点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は大学事務局長、3点目は建設水道部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、大きな項目1点目、老朽住宅の解体助成について、小項目1の町中の美化について、（2）の空き住宅の防犯については関連がございますので、一括して答弁をさせていただきます。現在把握している空き家の件数ですが、名寄地区は113件、風連地区は116件となっております。老朽化した空き家が市内に散在している問題につきましては、景観上好ましくないことに加えて防犯上の問題、さらには夏場の草刈りや冬場の屋根の雪の落雪など、所有者が当然責任を持って管理すべきであると考えますが、所有者本人が死亡していたり、道内、道外へ転出していたり、また経済的な負担、相続問題や抵当権等法的な問題も絡みますので、即対応とはならないのが実態であり、市といたしましても対応に大変苦慮している状況にあります。また、町内会や地域の方々なども対応の相談に見えますが、現在の法律では個人財産を規制することは困難な状況にあり、市も強制力を持っていないために所有者を調査して、所有者や身内の方が市内に在住している場合は直接お会いしてお願いしたり、市外の方には手紙や電話などで維持管理についてお願いしている状況ですが、市民の安全、安心を考えますと空き家に起因した危険性を未然に防止する対応が必要であると認識しているところでございます。今後につきましても関係機関や団体と協議をしながら、粘り強く消費者等に管理や撤去のお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

また、防犯上の問題に対しましても危険家屋や青少年のたまり場となっている空き家につきまし

ては、パトロール強化区域、警察署、防犯協会と記載されたイエローテープを家屋の周りに張るなど抑止効果を高め、防犯対策を進めてまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、警察署、防犯協会、町内会等と連携を密にしながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

次に、3番目の雇用と経済効果についてであります。名寄市内での老朽空き家住宅の多くは、市外への転出や単身高齢者の施設などへの入所、農村部では新築による古い住宅などが残っており、これらが主な老朽住宅と思われまます。解体により議員言われるような幅広いメリットもあるとは思いますが、個人の財産にかかわるものであり、すべての老朽住宅となれば先ほど申し上げた件数を大幅に上回る件数が推定されます。過去には、平成14年度に旧風連町で緊急地域雇用創出特別対策事業の国の助成制度を活用して老朽木造建築物の解体をした経過があります。そのときには、約100件を上回る応募がございました。これらの状況も踏まえながら、今後ともほかの市町村の取り組みや国の雇用対策などの制度を見据えながら調査研究してまいりたいと考えております。

次に、4番目の住宅リフォームの評価と今後についてであります。平成19年度より快適な住環境の整備と市内建設産業の振興を目的に、住宅リフォーム促進助成事業を3年間実施いたしてございます。この事業は、公共事業の減少により経営が冷え込んだ地元建設業者の活性化につながり、市内の建設業者や関係企業に与えた経済効果は大きいものと考えております。今年度で助成制度の終了となるため、来年の3月末までの工事については申請すべてを受け付けるものでございます。

実績についてでございますが、平成19年度149件、受注工事費3億400万円、20年度では162件、受注工事費は3億3,400万円となっております。今年度は、既に130件の申し込みがあり、3年間で約500件、受注工事費は

約10億円と予想され、地域経済の活性化及び雇用の確保につながったものと考えております。この制度につきましては、当初年間で50件、予算1,000万円ということで3年間実施する制度設計を組んだわけでございますが、1年目に3年分の申し込みがございまして、予算も3年間で150件、3,000万円の計画がこれまで約500件、補助金で約1億円を超える当初計画の3倍以上の実績の見込みでございます。このことから、この制度につきましては、当初からお示しをしていたとおり3年の時限の事業でございますので、終了させていただきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

また、新たな助成制度についてでございますけれども、今後市内の経済状況や市の財政状況を勘案しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 私からは、大きい項目の2、名寄市立大学について4点の質問をいただきましたので、順にお答えさせていただきます。

まず、1点目の教員確保の現状と進捗状況についてであります。保健福祉学部の教員組織は、栄養学科、看護学科、社会福祉学科、教養教育部で構成され、64名の教員が在籍しています。職員構成は、教授27名、准教授16名、講師7名、助教、助手14名で、講師以上の専任教員は50名となっており、入学定員をもとにした大学設置基準の定める必要な教員数、専任教員44名以上、教授22名以上をいずれも満たしている状況となっております。しかしながら、来年3月の学年完成年度をもって定年退職を迎える教授に加えまして、数名の教員が他の大学等へ転出する可能性も否定できない状況でございまして、速やかな後任教員の確保が求められてきています。このことから、ホームページによる教員の公募、関係機関への働

きかけ、リストアップした候補者への折衝、また教授への昇格審査手続など、完成年度以降の教員補充のための取り組みを進めているところでございます。しかしながら、教員人事を取り巻く環境は、全国的に看護系大学の開学が続きまして、大学教員の不足に拍車をかけている現状となっており、公募に対して応募が少なく、また適任者がなかなか得られないといった厳しい状況になってございます。授業科目を担う教員の確保につきましては、学生に対する教育や教育体制に責任を持つ大学として当然の責務でございますので、可能な限りの情報収集と候補者への折衝など全力を挙げて取り組みを進め、早急に解決に努めてまいりますので、御理解と御支援をお願いしたいと思います。

また、魅力ある大学づくりに向けて管理運営組織や教育研究組織の改編、改組、再編などは教員確保の前提となることから、改善、改革に向けて一層の努力をしていく必要があると考えているところでございます。

次に、就職対策の進捗状況についてお答えいたします。平成22年3月に初めて卒業生を社会に送り出すこととなります。第1期生の国家試験の合格率や就職状況などは、大学に対する評価にもつながり、また今後の学生確保にも影響を及ぼす重要事項と想定されますことから、就職進路委員会などを中心に学生の意向調査や模擬試験による国家試験公務員対策、さらには求人先開拓の把握などの取り組みを進めてきているところであります。しかし、近年における就職内定状況は厳しい経済情勢の中で年々低下傾向にあり、依然として新卒者の就職戦線は厳しい状況が続くものと思われ、学生の就職指導はこれまで以上に重要性が増してきております。より一層教職員が一体となって就職支援体制を強化していくことが求められているところであります。特に栄養学科と看護学科につきましては、短大からの改組で一定の実績を持っておりますが、社会福祉学科につきましては

新設の分野であり、求人先の開拓などの取り組みを強化しなければならない状況になっており、個々の学生に対する綿密な指導、支援を行っていくための専任職員の配置について検討を進めてきたところでございます。このたび札幌の大学で今年3月まで就職支援を担当されていた方を6月1日付で嘱託職員として迎えることができました。学生からの個別の進路相談や就職活動の進め方などのアドバイスを行うとともに、就職進路委員会などとの連絡調整と的確な指導を行うための情報の共有化に努めてまいります。また、総合的な学生支援のあり方についても検討を進めてまいりますのでございます。

次に、行政及び市民からの大学支援についてお答えをいたします。地域交流センターは、学長の直轄の組織として教職員、学生、市民によって構成され、大学と地域を結ぶ相談、調整、企画、支援機関でありまして、平成18年の大学開学に合わせる形で発足し、以来学生サポートチームによるボランティア活動などが活発に展開されているところでございます。しかし、地域及び市民との交流や連携に関する業務を円滑かつ具体的に進めるために設置をされました運営委員会が専任の教職員が配置されていないこともあり、定期的開催されていない現状となっております。市民の強い要望により設置されました公立大学といたしまして、地域貢献の期待に十分にこたえていくためには学生の関与を含め、積極的な情報の発信とセンター活動の充実を図り、あわせてセンターの組織強化に向け協議を進めていかなければならないと考えております。

また、地域とともに歩む大学といたしまして、大学のホームページにおいて行事や公開講座などの地域貢献にかかわる情報などを含め情報公開を行ってきていますが、大学のPRの観点からも名寄広報や地元紙、Airてっしなど各メディアにも広報を依頼し、広く情報の発信をしていただいているところでございます。今後の大学運営にお

いては、広報機能がますます重要なことから、市広報を初め、民間事業者の活用支援をお願いしてまいりたいと考えております。

さらに、行政において大学を生かしたまちづくり施策が推進されてきております。その中で、四季折々のイベントにも多くの学生が参加し、また大学祭や学生の課外活動などにおいても市民や地域の方々との交流が活発に行われてきております。開学して4年目の若い大学ですが、地域社会に広く受け入れられているのは市民の理解と支援によるところが大きいと考えているところでございます。議員を初め、地域の皆さんのなお一層の御支援、御鞭撻をお願いいたします。

次に、新卒業生とのかかわりについてお答えいたします。来年の3月には、第1期生が本学を巣立っていくこととなります。本学での教育成果が学生を通して社会に還元されるという意味において、就職進路は大学にとって極めて重要な意味を持っております。学生がしっかりとした職業観を持ってみずからの専門性を高め、結果として悔いのない職業選択を可能にすることが大切であり、そのことが名寄市立大学に入ってよかったと言われることにつながることでございますので、全学挙げて就職進路指導を展開していくことが大切であると考えているところでございます。

卒業を祝う会につきましては、短大時代から学生が中心となって企画、実施してきております。市民の皆さんが参加をして祝福をしていただけることは、学生にとって思い出になり、大変喜ばしいことと思われまので、学生並びに関係者とも十分協議をしてまいりたいと思っております。また、卒業される1期生の方々は大学同窓会に加入されます。その後も在学生の支援や助言などもいただきながら、大学との連携を深めていただくことが必要不可欠でございまして、大学の発展にもつながるものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目で3番目の将来の歩道のあり方について、関連がございますので、1つ目の車道側に傾斜する歩道についてと2つ目の縁石等で仕切るフラット型の歩道についてをあわせて一括してお答えをさせていただきます。

歩道整備につきましては、新設、改築する道路はもとより、平成14年度から市の独自事業として町並みとバリアフリーにすぐれたまちづくり事業、平成19年度から高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律、これは通称バリアフリー新法というふうに申します。それに基づきまして、すべての人にとって利用しやすく、歩行者が安全で安心して移動などが円滑にできる歩道空間整備に努めてまいったところであります。

歩道の構造については、3種類の形式があります。1つ目は、歩道面及び縁石天端を車道面より高くしたマウンドアップ方式、これは従来の整備方式であります。2つ目には、歩道面を車道面と同じ高さとして縁石を歩道面より高くしたフラット方式、3つ目には歩道面を車道面より若干高くし、縁石を歩道面より高くしたセミフラット方式があります。これは、いずれも道路構造令に載っている方式でございまして、このほかに名寄市独自で縁石を歩道面より出さない、一応セミフラット方式なのですが、構造令的には認められていない部分があるのですが、これを一部採用させていただいております。いずれの形式でも横断の勾配に対して1%から2%の傾斜をつけております。傾斜をつける最大のメリットは排水性でありまして、車道側は逆に外側に向けて排水をしております。歩道側は中に傾斜をつけて、間に落として排水を一括して処理するということがコスト安をねらったものであります。デメリットとしましては、若干勾配があるために議員の御指摘のとおり車いす使用者やカート使用の高齢者の通行に対し、安心感が低下してしまうことだというふうに考えております。

名寄市では、バリアフリー新法に基づき平成21年度から平成24年度において国や北海道と協力をしまして、国道40号、道道旭名寄線、市道南11丁目周辺を地域指定をし、ユニバーサルデザインを目指し、南11丁目東通を傾斜はなくせませんけれども、段差のないセミフラット形式の整備を計画しております。特徴としましては、車両の乗り入れ部での歩道の段差や勾配の問題が生じなく、車道からの雨水の流入も心配ないことですが、歩行者及び自転車の安全な通行を確保するには区分が必要なため、縁石が歩道面から飛び出ることから、冬期間の除排雪による縁石の破損及び作業効率が低下する要因が生まれるかもしれません。また、夜間の自転車の走行時において縁石に接触する危険性もあることは確かであります。それぞれの形式で一長一短がありますので、地域事情や現場状況に合わせ、今後とも安全で快適な道づくりに努めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） それぞれ御答弁をいただきまして、順番どおりに再質問させていただきます。ありがとうございます。

まず、老朽住宅の解体助成について御答弁をいただきました。この空き家となっている住宅に対して、景観上あるいは防犯上もよろしくないという御答弁をいただきました。本当にそのとおりだなというふうに思っております。さらには、私も言われて確かにそうだなと思うのは、やっぱり冬期間の雪の落雪であるとか、これは本当に危険を伴いますので、重大な事故にもつながりかねない課題であるというふうに私も今再認識をしたところであります。

今私が申し上げましたように、答弁いただいたのは経済部長が雇用あるいは経済という観点から御答弁をいただきましたけれども、防犯でいえば

生活環境部長の所轄ですし、あるいは建設部長の所轄、美化、景観上の問題ですとかでありましたら建設部長でしょうし、私は議員にならせていただいていた10年になるのですけれども、建設部長が変わるたびに町並みの景観について訴えをさせていただいているのですけれども、各部長皆さん、ああ、そうだ、そうだと言いながら、ちゃんと言うことを聞いてくれた人はだれもおりません。この際、これは具体的に一つのきっかけにもなるのかなと思います。きっと町並みがきれいな状態に変わっていくのではないのかなというふうに思いますので、生活福祉部長と建設水道部長も経済部長に対して、ぜひこれはやれというふうに御助言をいただきたいなというふうに思いますけれども、改めまして建設部長、景観等々を考えてこういったことをどのように考えますでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 急に振られてどうのこうのではないのですけれども、基本的な町並みは東議員から何回か御質問をいただいております。私も町中の美化という部分では、この空き家の部分あるいは老朽化した住宅の部分では、非常に醜さが残る部分では早期な解決策が必要だというふうに考えていますし、私の専門であります景観条例の部分でいけば余り関係はないのですけれども、その部分でいくと町並み的に考えるとやはり必要な対策は今後手をつけなければならない部分ではないかというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 経済的な状況を考えながら、今後検討するというふうな部長からの御答弁をいただきました。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

なぜこのタイミングで質問をさせていただいたかということ、新年度に向けて12月ではもう遅いと。9月の一般質問でもちょっと遅いかなと。今からだったら、まないたの上ののせていただける

かなと思ひまして、このタイミングを図って発言をさせていただきましたので、ぜひ前向きに検討をいただきますようお願いを申し上げたいと思います。

次、大学についてお伺いをいたしたいと思ひます。まず、大切なのはやっぱり何と申しても教員の確保ということが今の大学の中では直面する大きな課題なのかなというふうに思っております。しかし、これは今回何とかかなったから、もうこれでいいのだという話ではなくて、今回は特に定年で退職をされる、あるいは完成時に向けて来ていただいた先生方もおられるのかなというふうに思ひます。特に今回は大切ということであって、来年も再来年もやっぱり教員の確保というのは続けていかなくてはいけない作業なわけです。そういった観点から、例えば教員の皆さんに名寄に来てもらいやすい環境であるとか、例えば学内でのこういった取り組みがもうちょっと今後必要だ、あるいは市民的な取り組みももうちょっとこういうことがあったほうがよかったなという、そういったところ、まだ結果は終わっているわけではないのですけれども、振り返ってみまして来年、再来年につなげていく反省点と申しまししょうか、改善点と言つてもいいかもしれません。そういったところに関してどのように現段階でお考えになっているのか、お知らせをいただきたいと思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） ただいま教員確保の関係で、中期的な考え方も含めてということなのかもしれませんが、これまでの経過もあわせてお話をさせていただきたいと思ひますが、御案内のとおり大学を開学するに当たりまして、文部科学省に設置認可申請というのを提出してございます。その中で教員関係では、それぞれ就任をいただく先生方には担当をされる科目もあわせて責任を持って対応していただくと、こういうようなことで、こういう内容の就任承諾書というのを下させていただいております。した

がございまして、学年完成年度までは文科省の管理下にあるということでございますので、申請した内容については社会的に約束をしていると、こういう責務を持っている内容でございますので、私どもとしては教員の異動については、基本的にはそんなに出てこないだろうというふうに完成年度までは考えていたところでございます。

実際には、数名の先生がこれまでおやめになってございます。その原因というのは、お越しいただいた先生の中には年齢が高い方もおられまして、健康を害されて退職を余儀なくされたという方もおられますし、そのほかには家庭の事情でどうしても転出しなければならないというのが主な実態でございます。また、完成年度以降の関係では、当初本州からお越しをいただいた先生というのが数名おられますので、何人かの先生の異動というのは完成年度以降は出てくると、こういう認識もしていただいております。

それで、現実に完成年度以降をもって転出される方、数名おられるという先ほど報告をさせていただいたのですが、今現在残っていただく取り組みということでやっている最中でございますが、いろいろきちとした原因というのは聞いてございませんが、名寄大学に対しての評価と申しまししょうか、名寄の自然環境なり人間性については、先ほど来住みよさランキングの部分でもございましたが、やっぱり評価をいただいているのかなというふうに思っておりますし、ただ本州からお越しいただいた先生の中には、やっぱり東京までしょっちゅう学会等で行かなければならぬと。こういうことからいきますと、空港から本学までのアクセスの部分がやっぱり時間がかかると、こんな御指摘もあるようでございます。きちとした原因というのはつかんでございませんが、一般的に言えば転出される方というのは、本学よりも他の大学機関に魅力を感じているということなのかなというふうに思ひますし、逆に言えば私どもはいろいろ説得をさせていただいておりますが、

思いとどませる何かが本学には足りないのかなというふうに考えてございます。先ほど答弁をさせていただきましたし、今議員からもございましたが、やはり魅力ある大学づくりという部分は、福利厚生的一面もございいますが、やはり組織的な部分を含めて今後改善、改革をしていかなければならぬと、こういうぐあいに考えているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 単刀直入に答弁をいただいたなというふうに思っております。やはり教員にしてみると、これは病院のお医者さんと似たような環境というのがあるのかもしれませんが。やはり自分の行きたいところに行きたいという部分もあるのだらうと思います。そういった中で、魅力に欠けた部分があるのではないかというのは、評価として担当をされる方としては率直な評価をされていていいことだなというふうに思いました。それが一体何なのかということは、やはりもう少し冷静に評価、判断をしながら来年、再来年にぜひひたひたにいていただきたいなというふうに思います。

それと、例えば病院のお医者さんとかでしたら、市長がトップセールスで大学病院に赴いたりとかということというのはあるのかなというふうに思いますけれども、大学の教員確保等に関して市長のトップセールスというのは必要があるのかなのか、今はどのように関係をしているのか、そこら辺についてもちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 私も4年制大学の開学については、何としても教員の確保がなければ、施設だけ用意できてというような気持ちも含めて、何件か準備室の皆さんと一緒に回った経験を持っております。ただ、開設者という、設置者ということだけで先生の気持ちを動かすということにはなかなかならないなと、そんなふうに思いま

した。しかし、いずれにしても開設者である市長が情熱を持って、例えば迷っているというような状況のときには一緒に動いて来ていただく、このことが大事だと思いますし、また今三澤局長からも答弁をいただきましたけれども、やはり地域的には、特に教員が数多くいる大都市部とは距離的なハンディがあるわけですから、そのハンディを追い越す条件づくりといえますか、そういうことが必要なだろうと、こんなふうに思っております。

以前は、大学の教員から職員住宅等もしっかりと整備してほしいと、こういう組合の要請を受けたことがありました。しかし、この大学を4年制化するというのも含めて、市内の不動産にかかわる皆さん方がマンション等の整備もかなり先行してやっていただきましたので、今は教員の皆さんから住宅に対しての特段の要望というのはありません。しかし、学生も含めてしっかりとこの名寄の地でもっとこのようにという部分があれば、私どもも政策順位をそちらのほうに優先をしながらしっかりと取り組みをしていきたいなと、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） ぜひそのようにお願いしたいなというふうに思います。

続いて、また大学について質問なのですが、3点目に関連をしまして、大学は未完成な部分ではあるなと思うのですが、地域に出て社会貢献をしよう、ボランティア活動をしようという姿勢は見せていると私は思っております。その中で一番頑張っているのがやっぱり学生だと思います。学生の中にはAirてっしに出たりだとか、あるいは市内の新聞社に連載で記事を大学について載せるだとか、積極的に自分たちの活動をアピールしようと頑張っている生徒たちもいます。しかし、行政側が大学に対して何かをサポートするという姿勢が若干少なかったかなというふうに私は見えております。

1つの例を挙げてみますと、広報なよろの中に大学の記事がどれぐらいあるのかというのを昨年1月から12月まで見てみますと、2月に学生募集の記事が出ていました、広報なよろに。その次には、5月には大学図書館が利用できますということと入学式の様子が出ていました。8月には履修生が応募できますよと。11月には道北地研の講座についてのお知らせが出ていました。これだけ載せていただいているのですけれども、本当に一番市民と触れる機会のある大学祭がいつありますよというのにはなかったのです。この中には、見落としかもしれませんけれども、私はないと思いました。こういうところは、やはり市役所側が消極的なのか、あるいは大学側がもうちょっと積極的に出さないのかは、ちょっと私にはわかりませんが、双方がもう少し連携をとっていただいて、きちっと大学のことをお知らせをしていくという姿勢が必要だというふうに考えております。

ちなみに、昨年島根県の浜田市というところで市政クラブで視察に行かせていただきましたけれども、そこは月に2回広報を出しているのですけれども、月の中に出す、15日に出す広報の中には、そこには県立大学があるのですけれども、県立大学のページが1ページあるのです。それは毎月あるのです。ですから、ことしの5月、平成21年の5月号で68回目の掲載があったと思います。だから、もう5年か6年ぐらい前からずっと大学のことについて浜田市がアピールをしているという関係が続いております。私は、名寄は市立大学だから、ほっておいてもいいのだということではなくて、やはり同じように相乗関係で高め合っていくという姿勢が必要だというふうに思いますけれども、大学をこれからPRしていく、情報を伝えていくということに関して今後どのような考え方があるのかお伺いをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 広報のあり

方について御質問をいただきました。御指摘ございましたように、20年度の市広報の部分で大学祭の関係については入ってございませんが、実は過去3カ年の部分、ちょっと私も調べさせていただきましたら、基本的には市広報も活用させていただきながら、やっぱり市民に大学の実態をPRをさせていただこうと、こういう取り組みは基本的には考えてきてきているつもりでございます。それで、18年度は11件の大学関連の情報が市広報で取り上げられてございますし、ただ19年度は7件と。20年度は、先ほどの学祭の関係は載ってございませんが、11件の大学関連の記事でございます。

それで、議員のほうからお話ございました浜田市も私ホームページでちょっと広報を見させていただきまして、お話ございましたように月2回広報紙発行されていまして、15日発行の広報紙の中に大学の部分が1ページ掲載されているという中身でございまして、規模も違うのかなと。県立と市立の部分のページ数なんかも違うのかなと思いますが、一方では私ども行政報告の中で主要な事業についてはその都度報告をさせていただいているという部分では、県立の議会報告なんかは見てございませんからわかりませんが、そういう対応をさせていただいているつもりでございます。

ただ、それで満足しているわけではございませんで、実は完成年度ということで、広報だけでなくて大学のあるべき姿ということで、13項目ほどになるのですが、今検討委員会なりワーキンググループで検討する事項がございます。その中に大学広報のあり方についても検討をすることになってございます。ホームページにつきましても市のほうで予算づけをしていただきましてリニューアルすることになっておりまして、作業は終わっているのですが、6月中には検索だとか、見やすい形になるのかなと思っております。ただ、課題としては大学の紙の部分での広報がないだとか、そ

んな部分もございますので、ありようについて今検討をすると、こういうことになってございますので、今議員から御提言あった部分もあわせて学内の中で詰めてまいりたいと思いますし、市の担当者とも協議をしてみたいというふうに思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） そのようによろしくお願ひしたいというふうに思います。

来年の春に1期生として卒業される百数十人の若者が名寄から巣立っていく、あるいは名寄の中で活躍してくれるということになるのですけれども、これもまた先ほどの視察に行ったところの浜田市の話なのですけれども、ここでは例えば市民と学生が1つの組織をつくって、そして応援団をつくって、そして卒業式に送り出すという活動をしている、あるいは東京浜田会であるとか、そういったコネクションを常に学生に伝えていく作業をしているのです。そういうつながりを卒業した後も非常に大切にしている大学です。それがあるからということではないのですけれども、この大学は入試倍率が非常に高い倍率だというふうに言われております。

私は、何が言いたいかというと、名寄市立大学もこれからやっぱり足腰の強い大学にしていかななくてはいけないというふうに思っているのです。その1つには、やはりきちっと優秀な教員の方が来てくれるというのが1つと、もう一つは浜田市がすべていいというわけではありませんけれども、このような例えば市民を挙げての何らかの取り組みというのはやはり人の心を動かすのだろうと私は思っているのです。それは、学生であつたりとか、来てくれる教員であつたりとか、そういった仕組みづくりをやっぱり少しずつしていくということが強い大学をつくっていく少しの要素には私はなるというふうに信じておまして、そういったことから、今は実績がないわけですから、初めて卒業生を出すわけですから、これからの取り組

みとしてぜひそこら辺を意識して、ですから最初の卒業生を出すという段階からしっかりと考えていただいて、どういう形で送り出すのだと、どういう気持ちを持って送り出すのだということも含めて、ぜひ大学の中で検討をしていただきたいなというふうに思います。そして、大学の中だけではなくて、例えば行政側の担う部分があるかもしれない、あるいは市民が担う部分もあるかもしれない。そのときには、相談を皆さんにしてほしいなど、そしていい形を将来に向けて、特に初回ですから、つくっていただきたいなというふうに思っておりますけれども、しつこいようですけれども、考えがありましたらお願ひしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 大学を開学する段階で育む会と申すまいでしょうか、そういう会があつて、市民挙げての盛り上がりといひまいしょうか、そういう中で大学がスタートしたというお話も聞いてございます。

先ほど来申し上げますように課題がたくさんございまして今検討すると、こういう状況でございますので、まず基礎をきちっと固めるということが一番大事なのかなと思ひますが、今議員からございましてように第1期生の取り組みが一番重要でないのかと、こんな御指摘もいただきましたので、学内あるいは行政ともどういふ方法があるのか検討させていただきたいと思ひますが、東議員には大学の関係はいろんな部分でかわりをいただいておりますので、今後ともひとつ御提言をいただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） 本当によろしくお願ひしたいと思ひます。

もう時間もありませんので、そろそろやめようかなというふうには思ひますけれども、こういう学生が地域の中でボランティア活動をしている

組織は、実は名前が地域交流センターという名前なのですね。風連に今度できようとしているホールが地域交流センターでして、全く同じ名前がいいのかなと。これは、事務局長に聞くのか、だれがいいのかわからないですけども、全く同じ名前でもいいのかな、どうなのかなというふうにちょっと思ったものですから、考え方をお伺いしたいのです。風連にも日進があって、名寄にも日進があるから、いいと言えばいいのですけれども、ちょっと紛らわしくなりはしないかという心配もあるものですから、そこら辺の整合はどこかの段階で考えるのかどうなのか、ちょっと考え方をお知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 風連の地域交流センターについては、現在仮称ということでなっておりますが、前回の質問にもお答えしましたけれども、地域的にも地域交流センターという名前が定着をしてきているという状況にあります。それで、条例制定の中で今準備をしているわけですけども、今の大学の地域交流センターと紛らわしいという部分がありましたら、その辺についてはもう少し、条例制定の準備を進めている段階なので、その辺についてはもう少し検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） もとにかかわった者としてお話をさせていただきますけれども、大学の地域交流センターは大学の意思と申しますか、大学の協議の中で命名されたということですので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

それから、教員組織につきましては、職員、教授、准教授、講師あるいは年齢階層も含めて常にベストということにはなかなかありません。1年たち2年たちということで教授が定年退職をすると、その後は例えば准教授であるとか講師とかということでバランスは絶えず崩れるものであります。名寄の大学が講座制をとっていけば、大学で

教員の養成も含めて対応ができるのですが、名寄の大学は学科目制というのをとってしまして、それぞれの科目について基本的に教員は1人しかついておりませんので、その教員が抜けるとそっくり抜けるという、そういうシステムになっているものですから、この部分でのやはり教員確保の苦勞というのは絶えずあるのかなと。もし許せば、いずれ将来的には講座制の導入ということも含めた自賄いで教員もひとつ養成をしていくと。そのときには大学院を視野に入れて、看護のマスターコースも1つつくるといふことの構想の中でしていきますと一定の教員の養成も名寄の大学できると、そういうことにつながっていくのかなと思っております。これは一朝一夕にできるものではありませんので、また大学の中で十分検討しながら進めていく課題と、こういうふうにお押ししております。

○議長（小野寺一知議員） 東議員。

○23番（東 千春議員） どうもありがとうございました。

最後の歩道についてなのですが、若干触れさせていただきたいと思っております。高齢者でカートを押して歩く人方してみると、結構これは切実な問題でして、危険性を伴うのです。曲がっていくほうが車道のほうに曲がっていくものですから、ああというふうに転げる場合だつてなきにしもあらずということがありますので、こういったことも、その勾配が1%から2%というふうな答弁をいただきましたけれども、1%と2%だったら、ちょっと違うのかなというふうにも想像しますし、そこら辺のところもやはり考えていくべきだろうなというふうに思います。

それから、大学は福祉の大学ですので、高齢者福祉を考えると、ひょっとして曲がっていかないカートづくりというのを研究されていくのもおもしろいかなというふうにも思いますけれども、これは冗談ではなくて、高齢者してみると私は切実な問題だなというふうに思っておりますので、

ぜひ今後の検討課題としてよろしくお願ひしたい
と思います。

それと、ちょっと戻って申しわけないのですが
れども、住宅を解体する際に相続人を探して解体
しなくてはいけないから大変だというふうなお話
をいただいたのですけれども、解体をするのであ
れば全員の相続に対する許可は要らないというふ
うに私は伺っております。解体だけであると1人
の相続人が許可をすればいいという。実際に相続
をする場合には、土地などを相続する場合にはそ
うだけれども、解体するには全員の相続人の承
諾は要らないというふうに聞いたことがあります
ので、ちょっと調べてみていただきたい。そして、
参考にしていただきたいなというふうに思い、以
上で終わらせていただきます。

署名議員 山 口 祐 司

○議長（小野寺一知議員） 以上で東千春議員の
質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程は
すべて終了いたしました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時16分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ
とを証するため、ここに署名議員とともに署名す
る。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 植 松 正 一

平成21年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年6月12日(金曜日)午前10時00分

1. 議事日程

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

24番 宗 片 浩 子 議員
25番 中 野 秀 敏 議員

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問

1. 欠席議員(0名)

1. 事務局出席職員

事務局 長 間 所 勝
書 記 佐 藤 葉 子
書 記 松 井 幸 子
書 記 高 久 晴 三
書 記 熊 谷 あ け み

1. 出席議員(26名)

議 長 26番 小 野 寺 一 知 議員
副議長 19番 熊 谷 吉 正 議員
1番 佐 藤 靖 議員
2番 植 松 正 一 議員
3番 竹 中 憲 之 議員
4番 川 村 幸 栄 議員
5番 大 石 健 二 議員
6番 佐 々 木 寿 議員
7番 持 田 健 議員
8番 岩 木 正 文 議員
9番 駒 津 喜 一 議員
10番 佐 藤 勝 議員
11番 日 根 野 正 敏 議員
12番 木 戸 口 真 議員
13番 高 見 勉 議員
14番 渡 辺 正 尚 議員
15番 高 橋 伸 典 議員
16番 山 口 祐 司 議員
17番 田 中 好 望 議員
18番 黒 井 徹 議員
20番 川 村 正 彦 議員
21番 谷 内 司 議員
22番 田 中 之 繁 議員
23番 東 千 春 議員

1. 説明員

市 長 島 多 慶 志 君
副 市 長 中 尾 裕 二 君
副 市 長 小 室 勝 治 君
教 育 長 藤 原 忠 君
総 務 部 長 佐 々 木 雅 之 君
生 活 福 祉 部 長 吉 原 保 則 君
経 済 部 長 茂 木 保 均 君
建 設 水 道 部 長 野 間 井 照 之 君
教 育 部 長 山 内 豊 君
市 立 総 合 病 院 長 香 川 讓 君
市 事 務 部 長 三 澤 吉 巳 君
市 立 大 学 局 長 小 山 龍 彦 君
福 祉 事 務 所 長 扇 谷 茂 幸 君
上 下 水 道 室 長 成 田 勇 一 君
会 計 室 長 森 山 良 悦 君
監 査 委 員 泉 谷 昭 夫 君
農 業 委 員 会 長

○議長（小野寺一知議員） 昨日に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

3番 竹 中 憲 之 議員

14番 渡 辺 正 尚 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

自衛隊関係について外3件を、佐々木寿議員。

○6番（佐々木 寿議員） おはようございます。ただいま議長より発言のお許しと御指名をいただきましたので、通告順に従いまして質問してまいります。

1点目は、自衛隊関係についてお伺いいたします。国の防衛大綱見直し、次期中期防衛力整備計画策定の動きに対する名寄市の取り組みについて伺います。国では、16大綱において定める防衛力のあり方は、おおむね10年後までを念頭に置いたものであり、5年後または詳細に重要な変化が生じた場合には必要な修正を行うこととなっております。まさに昨今の北朝鮮の核実験、ミサイル発射等の行動は危険きわまりなく、我が国のみならず極東アジア地域の平和と安全を損なうものであり、防衛力の修正は時期相応のものと考えます。

ことし暮れをめぐりに防衛計画大綱の見直し、次期中期防衛力整備計画策定が予定されております。その中で自衛隊の体制、防衛力整備の改正が予想され、基地、駐屯地の削減、縮小、見直し、あるいは人員予算の削減がなされようとしております。削減されることは、北の防衛の任に当たる北部方面隊、とりわけこの旭川以北、道北の防衛バラ

スが崩れることとなり、道民の平和と安全を確保できなくなります。このような事態は、何としても回避しなければなりません。名寄駐屯地においても同様に現駐屯地の体制維持を強く求めなければならぬと考えております。名寄駐屯地は、昭和27年12月創立以来、国防のほか、さまざまな地域支援活動、国際貢献活動など自衛隊の役割を果たしてきておりますし、名寄市の経済効果にも大きく貢献してきたものと考えております。このようなことを踏まえて、多くの市民の皆様が体制維持を求める活動に対しまして絶大なる御理解と御協力をいただいたところであり、1万2,118筆もの多くの署名が集まりました。そして、さらには5月14日には札幌市で行われた全道決起集会に参加され、体制維持を訴えていただいたところでもあります。国のことではありますが、名寄市として今後どのような取り組みをしていくのか伺います。

2点目は、道の権限移譲について伺います。地方分権の推進を目指している北海道は、約3,300項目の移譲リストを作成し、市町村の要望に応じて権限を移していく方針を打ち出しましたが、財政難で職員削減に取り組む市町村は、分権の理念を理解しつつも新たな業務がふえることに警戒感を強め、道内市町側も受け入れにばらつきが広がっているという報道がありました。2000年の地方分権一括法が施行されてかなりの年数がたっているわけですが、機関委任事務がなくなり、自治体が自己決定する時代になったわけですが、自己決定するには法令の解釈から始まり、道からの脱却が分権改革の基本であると位置づけなくてはなりません。確かに国、道と地方とが対等の関係になるということは、市民が主役のまちづくりを進めるために市が担える権利は市が持ったほうが都合がいいという、ある市長が言っているところもあるようですが、多くの受け入れ市町村は移譲について二の足を踏んでいるというのが実情であるということでもあります。それは

金と人、つまり交付金と事務処理であります。名寄市として、ふなれな業務処理、続いている職員減の現状の中で権限移譲は問題なく受け入れられるのでしょうか。現状、今後の取り組みについて伺います。

3点目は、教育関係について伺います。初めに、理科授業の現状について伺います。義務教育の理科の授業時間は、現在トータルで640時間、1970年代初めの1,045時間の6割まで減少しております。学力が低下した、実験が減って理科離れが進んだというような批判を受け、昨年3月に公布された新学習指導要領では、790時間までふやすことになりました。危機感を抱いた理科系学会や先生たちが時間増のために懸命に働きかけ、それに文部科学省がこたえた初のケースであります。この学習指導要領は、小学校の11年度、中学校の12年度の全面実施されることに先立って、今年度から理科と算数、数学で先行実施されることになりました。理科の関係者は安堵しておりますが、現状は課題が山積みになっているということでもあります。小学校の先生になる人の9割を占める文系の人たちが高校で学ぶ理科の授業は、70年代の525時間から現在は140時間まで減っており、昨年発表になった国立教育政策研究所等の結果では、苦手またはやや苦手という小学校の先生が半数に達するということでもあります。したがって、授業時間をふやただけではいい結果が出るかどうか疑問視されざるを得ないと言えますが、団塊世代の大量退職に伴い、急速に若い先生がふえていることも課題だと言っております。団塊世代は、理科の時間数が多かった時代に教師になり、さまざまな経験を積んできました。若い先生には厳しい現実があるようです。

まず、教師育成が先行課題だと思います。新指導要領が今年度から先行実施されるが、小学3年生から6年生、この学年を担当する先生たちへの支援がまず重要だと思います。また、中学では理科の時間がふえた分、理科の先生の増員が不可欠

であります。少子化で生徒数が減るため、先生の数を現状維持するだけで総体的には先生がふえることとなりますが、文科省は公務員削減を理由に財務省の指導により、もし削減するとすれば削減分を非常勤採用で補うということになっている課題も出てまいりました。教材にしても20年前に廃棄されてしまった教材が多く、実験するにもまず購入から始めなければならない、古い薬品が残っていても使えないおそれもあると。購入の際にも理科の知識が不可欠であります。本年度の国の予算は3月に通ったばかりで、授業が始まった学校にはまだ届いていない現状があると思います。実験等の予算がふえたことは評価できることではありますが、教材のものと同時に先生の育て、支援する予算も必要になってくると思われませんが、名寄市の理科授業の現状について伺います。

次に、教員相互の授業参観について伺います。どんな授業なら意識を高められるのか、悩む教員が少ないのではないのか。そこで、教員相互の授業参観施策が功をなしているといえます。しかし、実情は授業を公開する教員がいない、どう評価されるのか、1回見たくらいで何がわかるというような理由で進展しないというのが現状のようです。自分で考え、自分なりの授業を展開することに誇りを持っているので必要がないと、他の教員にまねされたくない、けなされたくないという感情のほうが先行するのではないのでしょうか。教員の相互授業参観は、授業後に意見を交換して似たような課題や悩みを抱えていることを解決することができたり、気持ちが吹っ切れて次のステップに進むことができるのではないかと考えます。こちらのほうがメリットが大きいのではないかと考えます。名寄市の教育機関での状況はどのようになっているのか、授業の質の向上のためにどのような教育改善のための取り組みをやっているのか、また今後の取り組みも伺います。

次に、学校給食法改正後の取り組みについて伺います。学校給食法が昨年改正され、ことし4月

から施行されました。この改正法で食育という目標が新たに盛り込まれました。食育とは、食べ物や栄養についての正しい知識を身につけて望ましい食の習慣をつけてもらうことが目的です。学校給食法がつくられたのは1954年、昭和29年で、終戦後9年が経過していましたが、日本がまだ貧しかった時代ですので、当時の給食の大きな目的は栄養状態を改善することにあったわけですが、その後日本は経済成長を遂げ、日本人の食生活が大きく変化いたしました。法律の改正は、このような近年の実情を踏まえて、食育が今の社会の中で大きな課題となっており、大幅な変更が加えられました。名寄市の学校給食は、他の自治体より先行した取り組みをしていると認識しているところでありますが、昨年の名寄市食育推進計画にどのように取り組んできたのか、改正学校給食法施行後どのように取り組んでいくのか伺います。

4点目は、社会福祉事業、名寄市の高齢者事業の推進について伺います。群馬県渋川市の高齢者施設、静養ホームたまゆらで起きた火災は、行政の目が届かない有料老人ホームのさまざまな課題を浮き彫りにいたしました。知事は、もう少ししっかり対応する必要があると反省の弁を述べ、無届け施設への関与を強めていく考えを示しました。質に問題がある無届けホームでもそれが必要とされる背景には、要介護高齢者向け施設や住宅を積極的に整備してこなかった国や自治体の責任も問われるのではないのでしょうか。老人保健施設とか特別養護老人ホームとかを含めてもう少し拡充しないといけない、たまゆらの火災を受け、舛添厚生労働大臣は記者会見で不足する高齢者施設の増設に取り組む考えを示しました。

しかしながら、都道府県や市町村は介護施設などの整備計画を立てているが、国の社会保障抑制策を受け、06年度から介護施設や居住系サービスの整備数などを抑制してきた経緯があります。また、介護保険料値下げ懸念の問題、土地高で用

地確保の問題等でなかなか整備が進んでいないのが現状にあるのではないかと思います。全国的には、このような状況の中で生活保護受給者を含め、低所得の要介護高齢者を受け入れてきた社会福祉法人などが運営する特別養護老人ホーム入居者が増加し、簡単に入所できない状況もあります。こうした状況を受け、与党内に景気対策の一環として国費を投入して施設増設を目指す動きもあるようですが、いずれにいたしましても名寄市でも今後高齢化が進むわけでありますので、現状で入所希望者の待機人員、その対応、また将来の増設の見解を伺います。

以上で、この場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） おはようございます。ただいま佐々木議員から大きな項目で4つの質問をいただきました。1項目、2項目めは私のほうから、3項目めは教育部長から、4項目めは福祉事務所長からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

まず、自衛隊関係、国の防衛計画大綱見直し、次期中期防衛力整備計画策定の動きに対する名寄市の取り組みについてであります。陸上自衛隊名寄駐屯地は昭和27年に開設され、以来除雪への協力を初め、災害派遣、援農、学校グラウンドなどの整備、防衛施設周辺整備事業、雪まつりや国体開催への支援、そして町内会活動など地域に深く根差しております。特に防衛施設周辺整備事業では、障害防止対策事業、民生安定助成事業など昭和42年から継続して高率の助成を受け、地域経済と雇用を支える重要な施策となっており、市民の生活環境の向上に大きく貢献をいただいております。

現在国においては、防衛計画大綱見直しや次期中期防衛力整備計画の策定が進められておりますが、今後さらに北海道の自衛隊の定数削減や駐屯地等の縮小、廃止が実施されますと、北の守りはもちろんのこと、災害発生時の対応や地域経済の

破綻等によりまちづくりが根底から覆されるおそれもあります。名寄市といたしましては、まちの死活問題として容認できるものではありません。

3月には、道内の180市町村が加入する北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会が主体となり、署名活動を行ったところであります。名寄市におきましても10団体で構成する陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会が町内会や行政区を通じまして市民の皆さんに署名協力をお願いしたところ1万2,118名の署名をいただき、札幌で行われました自衛隊体制維持を求める総決起大会に支援団体等から50名の参加をいただき、自衛隊体制維持を訴えてきたところであります。今後も名寄市の地域経済や地域の安全を守るため、陸上自衛隊名寄駐屯地増強促進期成会を中心に北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会や関係市町村と連携を図りながら自衛隊体制維持を求め、中央等に要望してまいりたいと考えております。

次に、大項目の2、道の権限移譲について、名寄市への権限移譲の現状と課題、今後の取り組みについてであります。北海道は、地方分権の流れを一層確かなものとし、地域のことは地域で決めることができる地域主権型社会を構築していくため、道州制のもとにおける役割分担を大きく見直し、住民に最も身近な市町村が行政サービスの中心的役割を担い、事務権限の内容、性格等から市町村が担うことが適さないものを道州や国が担うという、いわゆる補完性の原理を基本とすることとしています。

道から市町村への事務権限の移譲を進め、住民サービスの向上や活力ある地域社会づくりにつなげ、道が現在担っている事務権限のうち道州制のもとにおいて市町村が担うべきと考えられるものを明らかにし、事務権限移譲を推進しています。移譲リストの項目は、昨年の2,689項目からことは359項目を加え、3,048項目に拡大を予定しています。名寄市における平成10年1月施行までの予定移譲件数は、27関係法令で26

4項目となり、昨年より14項目ふえる予定になっております。主な根拠法令は、都市計画法40項目、中小企業等協同組合法37項目、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律25項目、北海道公害防止条例18項目、都市再開発法17項目などとなっております。

現在の市の状況につきましては、中核都市のみが対象のもの、漁業関係や鉱山関係など特定の地域のみが対象となる移譲もカウントされておりますので、単純に移譲された数の比較はできませんが、移譲された項目が301以上のランクの市が札幌市、登別市、北斗市、稚内市など14市、201から300項目のランクに名寄市を含め18の市が入っておりますので、中間ぐらいの位置ではないかと考えております。実際に事務処理件数に関しまして、北海道権限移譲事務交付金交付要領により手数料が交付されてまいります。20年度実績では、364件の79万5,910円となっております。

現在道から依頼される特段の条件がなく、要望のある市町村が対象の事務権限につきましては、道の条例が整備され次第すべて受け入れるようにしておりますが、事務権限移譲が進みますと技術的専門性を有する職員や一般職の配置を伴う受け入れ態勢の整備が必要となり、現在進めております行財政改革の職員の削減や道から交付されます事務交付額を見ますと、新たな多くの権限の受け皿には限界があるものと考えています。

1つの例としまして、パスポートの権限移譲においてお話をさせていただきたいと思っております。現在移動窓口として月2回、上川支庁より2名の職員が来て申請事務を行っておりますが、移譲を受けますと端末機を含む約70万円程度の設備費と最低2名の研修を受けた職員が必要となります。過去2年間の申請及び交付の実績を見ますと、1年間で約1,000件ほど取り扱いをしております。そのうち約4割の方が下川、美深、音威子府など市外から名寄に来られた方になっております。移

譲を受けますと、これら4割の方々が名寄市では
手続を受けられないことになり、上川支庁に行か
なければならなくなります。道北の中心的役割を
果たす名寄市といたしましては、近隣市町村の状
況を踏まえつつ、対応していかなければならない
ものと考えています。今後は、住民ニーズの状況
を把握し、市民生活の利便性の向上を目指なが
ら、職員の配置も考慮しながら体制の整備を図
ってまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、教育関係
についてお答えをいたします。

初めに、理科授業の現状についてであります。
ただいまお話がございましたように、近年は児童
生徒の理系離れが懸念されており、名寄市におき
ましても子供たちが自然に親しむ中で知的好奇心
や探究心をはぐくむ教育の推進に努めていると
ころであります。

教師の育成や資質、能力の向上についてお尋ね
がございました。名寄市では、市単費で教育研究
所を設置し、市内小中学校の教員全員が所員とな
ってございます。その主な活動の中に今日的課題
の解明に向けて研究、調査活動を行うとともに、
各教科や領域に分かれて授業を交流したり研修会
を行うなど、教科の専門性の向上に取り組んでお
ります。昨年度の理科班の活動では、旭川高等
学校の先生を招いて実験の仕方についての実習を
したり、授業交流を通して専門性の向上を図った
ところでございます。教育委員会といたしまし
てもさらに名寄市教育研究所の活性化を図りなが
ら、教職員の資質能力の向上を図ってまいります。

教材の整備でございますが、新学習指導要領へ
の移行実施に伴う模型や実験機器の準備が必要
であるため、昨年度から3カ年計画で教材の整備
に取り組んでいます。今年度は、全学校に希望調
査を実施し、整備に取り組んでいるところでござ
います。

次に、教員相互の授業参観でございます。研究
所の研究活動のほかにも今年度も市内6校が自主
的に公開研究の開催を計画しております。公開研
究会では、授業公開後に一人一人の子供の動きは
どうであったかなど、参観者や指導主事を交えて
授業反省や研究協議を行い、授業改善に努めてお
ります。教育委員会としましても、教育実践
学校補助金制度を活用して授業研究の活発化を図
るとともに、指導主事の派遣などを通して教職員
の資質能力の向上を図ってまいります。

次に、学校給食法改正後の取り組みについてお
答えをいたします。昭和29年、学校給食法が施
行され、学校給食の主な目的である栄養改善、健
康の増進を図ってまいりました。国は平成17年
6月、食育基本法を制定したことにかんがみ、今
回学校給食法が大幅に改正されたものであります。
学校給食の主要目的をこれまでの栄養改善から食
の大切さや文化、栄養のバランスなどを学ぶ食育
に転換いたしました。改正では目的に関し、教科
外の特別活動とされている給食を子供の栄養補給
の場とするだけでなく、食材の生産者や生産過程
、流通や食文化などを学ぶなど明確に位置づけお
ります。また、学校給食を活用した食に関する指
導を盛り込み、栄養教諭が指導を行う中で学校が
所在する地域の産物を学校給食に活用するよう明
記されたところであります。

お尋ねの名寄市食育推進計画に沿った取り組み、
学校給食法改正後の取り組みについては食育、地
産地消を基本に推進しており、栄養教諭が行う食
に関する指導では、名寄市は平成20年4月から
栄養教諭制度を導入、初年度においては名寄地区
は名寄小学校、風連地区は風連中央小学校にそれ
ぞれ1名ずつ配置するとともに、導入2年目の平
成21年度からは指導範囲を市内の小中学校16
校に拡大し、食の大切さ、栄養のバランス、食事
のマナーなど食育の推進に向け、食に関する指導
の徹底を図っているところであります。

学校給食に地域の産物を活用する取り組みにつ

いては、これまでも地産地消の取り組みから主食米を初め、食材の6割以上を地場食材で賄っており、国の施策で食料自給率の向上に向けた取り組みが進められている中、現在の食料自給率は国は40%、北海道は198%、名寄市の食料自給率は平成17年度調査で316%と高く、食材の宝庫である特性を生かし、地場産品を今後においても積極的に取り入れ、安全、安心な学校給食の提供に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 私からは、大項目で4点目、社会福祉事業について、（1）、名寄市の高齢者事業の推進についてお答えいたします。

群馬県で発生した無届け高齢者施設の火災は、高齢者福祉政策の整備のおくれが露呈されたもので、大都市における生活困窮者の収容施設の不足は高齢者に限った問題ではなく、大きな社会問題に発展していると認識しております。名寄市における要介護者の入所待機状況ではありますが、特別養護老人ホームには約100人、しらかばハイツには約70人の方が入所希望を出されております。また、軽費老人ホーム、フロンティアハウスふうれんには約20名の方が入所を希望されているようです。これらの3施設での合計では200人近い方が待機者となりますが、その約半数の方は現在他の施設への入所や医療施設に入院されており、残りの方々は自宅で介護サービスを受けながら生活されております。

御質問にある今後の施設整備については、緊急に増床する計画はありませんが、10年後に予測される後期高齢者の増加に伴う情勢の変化や独居老人の不安解消に対処しなければならないと考えております。ただ、介護保険制度は介護サービスの向上と並行して介護保険料が増額される仕組みとなっているため、名寄市の地域性を考慮して行わなければならないサービスを厳選しなければ、

被保険者全体の合意は得られないものと考えております。

以上、この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） ただいま御答弁をいただきました。何点かの項目につきまして、要望と質問をしまいにしたいと思います。

初めに、自衛隊関係でございますけれども、ただいま力強い御答弁をいただきました。私からは、今後とも名寄駐屯地あるいは自衛隊に対しまして本当に御理解と絶大なる御支援を仰ぎたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、道の権限移譲について御答弁をいただきました。先ほどの御答弁によりますと、名寄市は264項目あるということですが、報道によりますと稚内も405あって、名寄はもっと少ないのかなと。稚内あたりは、港湾とか漁業関係のことがあって多いのかなと思っておりましたが、名寄も結構多いということで、予算も700万円と聞きましたが、このような予算で本当にうまく業務が推進していくのかというのは私も心配なところがありますが、これは道州制とも大いに関係する事項でありますし、強く要望している事項というのがあれば伺いたしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 地方分権を含めた道州制の問題については、国レベルでもさまざまな議論がされておまして、例えば行政事務を担当する自治体の能力という面で、基礎的自治体のありようが例えばある制度では300市町村とか1,000とか、現在は約1,800ほどになっておりますけれども、そういうふういろんな議論がされているというふう聞いております。

その中で一番大事なことは身近な市町村が、住民に一番身近なところがその行政事務を担当するということが基本原理なのですが、問題は北海道も含めて全国の過疎地域のところについては十分な財源がない中で、職員が減少し続ける中でどの

ように行政事務を担当していくかという部分で、どこの財源問題も、それから人口規模が小さくなることによって職員の担当する事務分掌というか、分野が広がって専門的知識のその職員だけを配置するということの難しさも出ているのではないかなというふうに感じておりまして、究極のところは過疎地域におきましては収入が減り続ける状況がありますので、一定程度きちとした財源保障はお願いしたいと思っておりますけれども、基礎的自治体のあり方と、そういう面で見ますと垂直による補完機能か、それから近隣市町村同士による水平的な補完機能か、その辺も含めて今分権委員会のほうでさまざまな議論もされておりまして、最近ではちょっと国政選挙の絡みも含めて協議がちょっと滞っているように聞いておりますけれども、選挙後には一定の方向も示されると思っておりますので、市長会、それから地方六団体を通じまして、小さな小規模の都市であっても一定の行政サービスを支えられるような枠組み、仕組みづくりについて要望はし続けてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） わかりました。この権限移譲につきましては、国から道あるいは道から市、そのほかに例えば各近隣市町村からの移譲というのもあるのでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今名寄市が担当しているのは、国とか道からの権限移譲でありまして、近隣市町村ということにつきましては一部事務組合であるとか介護認定審査会みたいな広域連携の中で共同事務を処理していくという形が行われております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） いろいろと諸課題があると思っておりますけれども、要望すべき事項はしっかりと要望して、円滑な移譲が推進できるように環境を整えていっていただきたいと、このように

思います。

次に、教育関係について、理科授業の現状について伺いたいと思っておりますが、先ほどの御答弁がありまして、外国のイギリスあたりではやはり95%の生徒が理科の授業を1,200時間以上ぐらい学んでいる。向こうのほうは、義務教育年数が違うにしてもやはりそのぐらい学んでいると。それで、これはこういう知力が国の将来を左右する時代を迎えているのではないかと。特に理科とか数学、算数とか、そういうものについては未来に直結するものではないかというふうに言っている人もおります。特に近ごろは、科学の理解能力の向上とか、それから探究能力を重視されてきておりますが、日本はやっとこのスタートラインについてではないかという科学者もおりまして、名寄市の理科の時間は今まで何時間ぐらいふえたのだろうか。そしてまた、授業の実験で実績のある先生方はしっかりといるのでしょうか、その辺のことを伺いたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまお話がございましたように国としても算数、数学、それから理科については、現在世界のPISAとか、ああい調査の中で学力が低下しつつあるのではないかと。かつては、世界でもトップクラスを占めていたこの学力がやや落ち込んでいるという、そういう危機感からこの新しい学習指導要領が誕生をしたと、このように私も受けとめているところであります。

理科の授業時数そのものにつきましては、名寄市も現在の学習指導要領にのっとって時数を設定してございます。そういう中で考えますと、新しい学習指導要領では、先ほども議員からお話ございましたが、小学校でトータル405時間になると。プラス55時間でございます。それから、中学校ではトータルで385時間になるわけでございます、プラス95時間と。特に中学校での増加の割合が高くなっております。

この授業の内容をいかに深めるかという、そういうことについても今お話がございました。名寄市は、先ほどお答えしましたように名寄市教育研究所を中心にこの理科の教育についても大変理科班が熱心に取り組んでいるところであります。これは、ここ一、二年に始まったことではなくて、歴史を持ちながらそれぞれ教材の開発、それから教科指導の工夫、こういうことに取り組み、毎年1月、2月に開催されます発表大会の中で理科班の創意工夫が全教員に示されていると、そういう中で資質の向上も図られていると、このように考えているところであります。

また、あわせてまして教員の確保についても、これも大切な問題かなと、こう思っております。小学校は、特に理科を教科として単独に教えるという制度ではございませんが、中学校では教科制になっておりますので、この理科の充実をどう図っていくか、これはこれから喫緊の課題であると、こう思っております。例えばある学校では既に今年度の人事異動で、私の創意工夫によりまして定数2名の理科の教員に対して定数3名を受け入れ、そして副免の教科でしっかり授業を行っていただいている。言ってみれば、理科とほかの教科を持っている先生をお呼びして理科の潜在力を高めるといえるのでしょうか、こういう工夫もしているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） この理科とかの授業に関しては、実験で実績のある先生方や人材が、やっぱり地域指導者もいるのではないかと思うわけでありまして、こういう人も支援に充てたらいいのではないかと思うのですが、後ほど高見議員のほうからもこれに関連する質問があると思えますけれども、学校支援地区本部事業との連携、これはその人材確保のためにどのような連携をとるのか、とらないのか、その観点を伺いたいと思えますが。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 学校支援地域本部の事業につきましては、今年度から名寄全中学校区にわたって実施するということになっておりますが、その趣旨、ねらいの一つに今お話のございましたように学校における教育活動、特にそういう教科にかかわる活動などについてももし人材が発掘できれば支援をしていくと、こういう営みがございます。理科の場合は、なかなか人材の発掘も簡単ではないのかなと。部活動とか、それから少年団活動とか、こういうのとはまたちょっと異なった要素があるわけでございますが、実際に今も例えば名寄小学校などではちょこっと先生という名前で、校区の中のあることにすぐれた方をお願いして実際に授業に参加していただいております。こういう営みをしっかりとアンテナを高くしながら、この学校地域支援事業の中でも取り組んでいければと、こんなことを考えているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） この先生の教え方、授業の方法が子供たちの学力向上に物すごく影響すると思えます。国際的な比較可能な学力テストの結果によりますと、各国どのような要因が生徒の学力向上に影響を及ぼすかという検証の結果、家庭の要因がいわゆる親の学歴、書籍の数などの影響が多いことが示されているわけでありまして、また開発途上国においても先進国と比較して学校要因が生徒の学力に及ぼす影響が大きいと言われております。要するに経済的に乏しい国においては、学校と教師の要因が生徒の学力に大きく影響しているというふうに指摘もされているわけでありまして、先生の授業法の違いが児童生徒の学力とか、あるいは興味とか関心、意欲あるいは学習意欲の形成に及ぼすこの教育効果というのは大きいものがあると思われるのであります。したがって、今後とも学校と地域と家庭と一丸となって学力向上に取り組んでいただきたいと、こういうふうに思います。

次に、学校給食法改正後の取り組みについてで

ございますが、確かに北海道は大体200%ぐらいということを確認しているのですが、名寄市は316%ということで、かなりの地場産の消費をされているということで御答弁をいただきました。学校給食は、先ほども御答弁がありましたように野菜を自分たちで育てて、そして調理をして、栄養バランスを考えて献立づくりをする、あるいは食材を地元の方法で調理、保存食をつくったりするというのも食育の関係にあるのではないかと思います。そこで、自分たちで野菜づくりや栄養バランスを考えた調理、こういったような取り組みの時間は時間計画を計画しているのですか、それともこの時間はどのぐらいあるのでしょうか、大体。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） 議員も御案内のとおり、名寄市は地域の協力を得ながら学校農園とか、あるいはその他さまざまな農業に関する、あるいはそういう栽培に関する学校行事を行っております。そして、このほとんどが実際に植える営みから収穫、そしてその後モチ米であればもちをついて、それをみんなで食べるとか、こういうところまでやっております。その間それぞれの学校が自分たちの体験したことを理論的に研修する、発表する、そういう場を設けております。そういう中で、例えばこの食材はどれだけの栄養価があって、そして健康にはどういう働きをするのか、こんなことまで調べて発表しているのであります。そういうことが今議員のお話のような、そういう結果につながっていくのではないかと、こんなことを期待しているところであります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） あえてその時間はないと思うのですが、この間報道でありましたなよろ食育推進ネット、これが新聞のほうで報道されたのですが、これは農水省が生産者の指導を受けながら農業などの体験を、生産の苦勞や喜びや、あるいは食べ物の大切さを実感して

もらうということで昨年度からこの推進事業を展開しております、道北地域では初めてだということなのでありますが、智恵文小とか風連小学校というのは授業の一環として取り組んできたということなのでありますけれども、この推進事業というのはモデル事業ですから、今回で終わりだと思っておりますが、これから2年、3年とこのような事業を続けることについて、名寄市としてどういう支援とか、どういうふうなことをやっていくのか伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育長（藤原 忠君） ただいまお話がございましたなよろ食育推進ネットワークは、名寄市は食育にかかわってさまざまな立場、さまざまな角度から推進しているわけでありまして。その中の一環として、民間の力による食育推進の組織であるというふうに私たちは受けとめております。このなよろ食育推進ネットワークの皆様が新たに今年度構築されました教育ファームモデル事業というのにお取り組みになり、名寄市内でも小学校2校をそのモデル校として指定し、その取り組みを検証すると、こういう運びになっていることを私たち聞いてございます。もちろん支援としては、学校にしっかりこれまで取り組んできた体験活動を今年度も行うこと、こういうことでいろんな支援をしてまいりたいと、こう考えておりますし、この検証の結果についても大変期待をしているところでございます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 今後ともさまざまな事業で食に関して学ぶ機会もふやして、地元食材を使った食事を子供たちに提供されることを願っております。この間、もち粉を試食させていただきました。米粉のパンとは違いまして、なかなか食感もいいし、甘みもあるということで、年30回ぐらいあるパン給食の中で2回から3回ですか、取り入れるということでありますが、そういう研究も含めて地元の食材を使った食事を子供たちに

提供していただきたいと、こういうふうに思います。

次に、社会福祉事業について伺いたいと思いますが、御答弁によると、なかなか社会福祉事業が行き詰まっているような状況に受け取ったわけがありますが、厚労省は今年度の補正予算で3,000億円を投入して、3年間で16万人分の施設建設を目指しているということがありました。そこで、名寄市としてこの団塊世代の本格的な高齢化を前にした現在、思い切った財源措置を行って整備に取り組む必要があると考えますけれども、その施策といたしますか、建設に向けての见解を伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） ただいま佐々木議員のほうから、厚労省が多分追加対策ということかと思えますけれども、16万人ほどのベッドの部分で踏まえた入居対策ということで出ているけれども、名寄市の対策はということでございますけれども、名寄市は平成18年に合併をいたしまして、名寄市の人口規模といたしましては旧市、旧町でそれぞれの施設を持っておりまして、特養で申しますと約180床ということでございまして、その中でもまたさらにそれぞれの施設の部分がこれから長期的な計画の中で改修ということも入ってきておりますし、それから昨日の議論の中でもちょっと一部の議員からの部分で、例えば老健施設の部分が介護保険にはね返る部分も踏まえておりまして、名寄市が昨年立てました第4期高齢者保健医療福祉計画及び介護保険事業計画では、ことしから3年間の中は介護保険料を据え置く中で介護保険事業のサービスを行っていくという計画のもとに船出をしております、当面この16万床、厚労省の追加分につきましては、この部分の計画の中には含めておりませんので、今後の需要動向を見据えた検討になるかというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） 自治体には、要するに介護保険サービスを提供する義務があるわけでありまして、一応10年から保険料を徴収してサービスの提供に必要な施設がないということは一番の問題ではないかと思えます。

先日、「おひとりさま」というテレビが放送されました、その中で6人の高齢女性が1つの屋根の中に住んで食事をともにしながら、相互助け合いながら生活していくということが流れました。これは、将来名寄市もこういう高齢化社会の形成をすれば最高だなと、こういうふうに思うわけがありますけれども、いずれにいたしましても昔は介護が軽くて低所得者でも生活できないために特養なんかにも入れたという経緯もあるのですが、名寄市としてやはり部屋を与えて、部屋はちょっと狭くても個室で食事や見守りとか介護、看護などのサービスが利用できる高齢者向けの住宅の整備も必要ではないかと思えます。行政としてこの代替となるような住宅、昨日も東議員のほうから一軒家の取り壊しの件もありましたが、もう少し無駄に使わないで、そこら辺に住んでいただいで一緒に家族的な雰囲気生活できるような形成ができればなというふうに思っているわけですが、その「おひとりさま」の例を含めて推進策をすべきではないかと思えますが、再度见解を伺いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 昨日の空き家対策という部分も踏まえまして、いろんな部分でございまして、今議員のほうからは取り壊しまでに至らないある程度居住の可能な住宅の部分と、それを共同利用する方法はないかという部分での御意見かと思えますけれども、名寄市が制度的にやっている部分で申しますとシルバーハウジングとか、そういう制度があるのですけれども、それも踏まえ、それから若干離れた形で町中の居住という部分も踏まえた中で、高齢者の方が歩

み寄るような住まいの方策かと思えますけれども、共同で住むといいましても施設、建物の形、部屋数、それから何よりも一緒に住まわれる方のそれまでの生活ですとか、あるいは収入ですとか、いろんな組み合わせになるということで、本当に純粋な形できれいな組み合わせが果たして想定できたときには、議員御指摘のような形でそういう共同生活が実現するかと思えますけれども、その部分につきまして市のほうが行政としてコーディネートをしながらか推進していくというのは非常に難しいのかなという意味で考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木議員。

○6番（佐々木 寿議員） わかりました。そういう将来の高齢者事業については、やはりお互いに助け合ったりする社会ができ上がればというふうに思います。今後とも高齢者事業に対しましては、いろんな検討をされまして推進していただきたいと、こういうふうに思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小野寺一知議員） 以上で佐々木寿議員の質問を終わります。

地域活性化・経済危機対策臨時交付金の取り組みについて外2件を、黒井徹議員。

○18番（黒井 徹議員） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

まず、1番目に地域活性化・経済危機対策臨時交付金の取り組みについて伺いたいと思います。昨年アメリカのサブプライムローンあるいはリーマンブラザーズの破綻による経済不況は、たちまち世界を経済の危機へと導きました。我が国日本も自動車産業、家電メーカーはいち早く反応し、派遣切りやリストラを断行し、不況は一気に全国に広がり、地域経済と市民生活に大きな影響をもたらしています。就任したばかりの麻生総理も解散に踏み切れず、政局より景気対策を第一に考え、

定額給付金の実施、20年度補正、さらに2次補正を断行しましたが、全治3年と。いわゆるこの不況、効果が出るのには時間がかかるというふうに思われます。

5月末に経済危機対策を主体に21年度補正予算が成立しました。これには、地域活性化のために2.4兆円の臨時交付金が盛り込まれています。20年度末に6,000億円の地域活性化・生活対策臨時交付金が組まれ、名寄市には3億4,847万円が交付され、57事業が示されました。また、今議会でも20事業が承認され、高齢者世帯の火災報知機設置など福祉関係、産業振興、学校教育や大学の整備等、多くの懸案事項に着手できたのは大変喜ばしいことだと思います。今回の補正規模は1兆円で、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全、安心の実現などがありますが、交付の概要と申請のスケジュールについてお尋ねをいたします。

次に、予定される額と事業について伺います。財政力の弱い団体や過疎等の条件不利地域等に配慮するとなっておりますが、名寄市にはどの程度見込まれるのか伺います。また、前回の補正予算時には公共施設の整備を中心に補助金や起債等の財源措置が難しい事業や地域の厳しい雇用情勢などに対応するとありますが、今回は事業制限もあると思いますが、主にどのような事業に着手するのか、現段階で答えられるものをお知らせいただきたいと思えます。

次に、公共投資臨時交付金による影響額ですが、この交付金の予算は1兆4,000億円と大きいものですが、経済対策における公共事業の追加に伴う地方負担総額の9割程度を負担となっておりますが、どのような性格の交付金なのかお伺いをいたします。そして、どのような事業が対象になり、もし申請が通れば名寄市への影響額はどの程度になるのかお伺いをいたしたいと思えます。

次に、2番目、国の21年度予算にかかわる農業政策について伺います。国は経済危機対策関連

で、農林水産関係で新規あるいは事業の拡充を含めて1兆302億円の予算をつけましたが、直接生産農家にかかわる政策について市の考え方を伺います。

まず、将来の食料供給を万全にする持続可能性のある強い農業づくりで5,694億円のうち、担い手関連の経営支援対策についてお聞きをいたします。5項目について伺います。1番目に、農地集積につながる貸し出しを行った農地所有者へ10アール1万5,000円の交付金で支援する農地集積加速化事業、2番目に雇用拡大のためにスーパーL資金等の無利子化事業、3番目に資金繰り支援のために農業経営維持に必要な資金について農業経営維持支援緊急保証事業、4番目に農業用機械等のリース料の一部助成の担い手経営展開支援リース事業、5番目に土地改良事業等の農家負担分を軽減するために3年間無利子となるよう利子相当額を助成する土地改良負担金償還特別緊急支援対策、これら5項目の政策や事業の概要と取り組みについてお知らせをいただきたいと思えます。

次に、21年度の制度についてですけれども、先般も市関係者から説明を受けたのですが、本年からは産地づくり対策から産地確立対策へと変更され、10アール当たり交付金の上限が設定されました。産地づくりは、2年を経過してようやく対策の仕組みを理解したと思えば、このたびの変更で多くの農家は、市と農協がわかれば我々は詳しく覚えなくてもいいという心境ではないかというふうに思います。さらに、ことしは水田有効活用促進対策が変わり、どのように組み合わせ、どの対策に乗れば一番有利なのか、理解するには大変だというふうに思います。今述べた対策と水田フル活用の自給率向上対策について、仕組みについて説明をお願いいたします。

次に、集落営農法人化等の取り組みですが、このことは以前にも質問をしておりますが、私自身も現状の取り組みについては極めて困難と理解を

しておりますが、今のところ後継者のいない私にとっては年々終期が近づくにつれ、考えさせられることが多いわけです。近年若い経営者は、無理やりともいえる農地の集積をしています。まだ本格的な資金償還、あるいは農地の基盤整備もこれからです。さきに述べたいろんな対策があっても結局はほとんどが自己責任ということになります。若い経営者も10年、15年経過をすれば、一時的に拡大意欲は低下いたします。現時点での対策ではなく、将来を見据えた経営のあり方や集落のあり方、リタイアした先輩の活用を含めたいま一度検討をする時期ではないかというふうに考えますので、市の見解をお伺いしたいというふうに思います。

3番目ですけれども、名寄農業高校の今後の方向性について伺います。担い手等の研修施設としての活用の可能性について、約70年の歴史を有する道立名寄農業高校も新施設の産業高校のキャンパス校として一部生まれ変わっていますが、2年後の平成23年3月の卒業生を送り出すと完全に名農の名前が消えると同時に、先生、実習担当の先生などが削減されます。名農は、50ヘクタール超えの農地と乳牛を初めとする多くの家畜を有し、あるいは農畜産加工場、温室、バイオ実習室などの施設設備、何よりも長い間行っている東小学校の子供たちとの交流や最近行われている名寄大学との高大連携、アンテナショップのみずならショップでの市民との触れ合いなど、社会的にも大きく貢献しているというふうに思われます。名農がなくなり、生徒がいなくなるのは既に決まっていることなので、今さらくどくど言うことはありませんが、施設だけは有効に生かすことを考えなければならないというふうに思います。既に19年に閉校した深川農業高校の跡地は、北海道拓殖短期大学が道より無償貸与を受け、昨年宿泊のできる研修所をオープンしております。市として活用をどのように考えているのか、またその可能性についてあるのか伺いたいというふうに思い

ます。

次に、新たな活用の推進方法ですが、3月でしたか。市、農協、普及センター、同窓会あるいは名農の先生による今後の活用についての懇話会を設けました。3月の共産党の川村議員からもこのことについては、市から答弁をいただいておりますけれども、この懇話会については全くの任意の会議でございまして、正式に検討会の設置をすることができないのか見解を伺いたいというふうに思います。

以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま黒井議員から大きな項目で3つの質問をいただきました。

1項目めは私のほうから、2項目めは経済部長から、3項目めは教育部長からの答弁となります。

まず、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の取り組みについて、小項目の1、交付金の概要と申請スケジュールについてお答えします。初めに、地域活性化・経済危機対策臨時交付金の概要について申し上げます。国は、平成21年4月10日に「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において経済危機対策を決定し、地方自治体に対し地域活性化・生活対策臨時交付金を創設しました。制度の概要は、地方自治体が行き届く地域温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全、安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業などの事業に対しまして財政支援するもので、平成20年度の地域活性化・生活対策臨時交付金に類似をしています。申請のスケジュールにつきましては、既に5月末に地域活性化・経済危機対策実施計画、計画案を上川支庁に提出いたしました。事業内容としましては、当時は33事業、事業費でおおむね7億4,000万円と大きく膨らんだ状態で申請をさせていただきました。現在提出済みの実施計画案をもとにしまして、事業内容、事業費などを

精査しており、1次の提出期限であります6月17日までに正式な実施計画書を上川支庁へ提出する予定であります。なお、市議会への補正予算の提案は7月上旬に臨時会を開会していただく予定で準備を進めております。

次に、(2)、予定される額と事業についてお答えします。地域活性化・経済危機対策臨時交付金の交付予定額と主な事業について申し上げます。初めに、交付予定額につきましては人口、財政力指数などを基本に算出され、国全体の総額で1兆円、名寄市には4億2,842万8,000円が限度額で交付される仕組みになっています。前年度の6,000億円に対して3億4,800万円と比べますと額が大きく伸びていないのは、今回の補正予算につきましては不交付団体にも交付されたことによるものであるというふうに理解をしています。予定をしております主な事業につきましては、市立大学校舎整備事業、学校情報通信技術環境整備事業、イントラネット情報通信機器等更新整備事業、地域医療環境整備事業、道路改良、排水整備、公営住宅環境改善事業などを予定しており、事業費の総額はおおむね5億円を予定しております。

(3)で、公共投資臨時交付金による影響額についてお答えします。国の経済危機対策の中で、公共事業などの追加に伴う地方負担の軽減を図るため、地域活性化・公共投資臨時交付金が創設されました。公共投資臨時交付金の予算総額は1兆4,000億円で、地方自治体が国の施策と歩調を合わせて公共事業を実施する場合に地方負担額のおおむね9割が交付されることになっています。これの対象事業につきましては、単独事業が中心で、国の法令に基づかない補助裏も含まれますが、現在知り得ている情報では、各省庁の補助金、交付金制度との併用ができるであるとか、あるいは補正予算債を含めた地方債が活用できるのではないかなという情報も入ってきております。制度要綱が現時点では示されていないため、該当事業、事業費、財政負担の効果額などを示すことは

できませんが、東小学校の屋内体育館建設事業、ブロードバンド未整備地区解消事業などについて、公共投資臨時交付金について該当させるべく、現在上川支庁及び上川教育局と事前協議を行っています。

なお、地域要望のありましたブロードバンド未整備地区解消事業について若干説明させていただきます。この事業につきましては、総務省の補助金が3分の1入りまして、先ほどの公共投資臨時交付金を活用してわずかな負担で通信衛星を利用したブロードバンドインターネットサービスを提供するアンテナ等の機器の設置をする事業でありまして、これらにより未整備地区の解消が図られることができますので、この辺については既に総務省のほうに事前協議を行っております。

それから、割り当て額というか、充当予定額という御質問がありましたが、臨時交付金と異なりまして枠配分ではなくて事業の積み上げ方式ということでありますので、それぞれの所管長に対する補助金制度との活用併用もありますので、それぞれ担当所管のほうで補助事業等を含めまして今いろんな事業に取り組みできないかということで作業を進めておりますので、御理解いただきたいと思っています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、大項目2点目、国の21年度予算にかかわる農業政策について、小項目（1）から（3）までお答えを申し上げます。

初めに、（1）番、担い手への経営支援対策の概要とその取り組みについてでございます。主に平成21年度補正予算の5つの対策についての御質問がございましたので、まだ詳細に示されていない事業もございますが、概要について説明させていただきます。農地集積加速化事業につきましては、担い手への農地集積を促進するための対策です。概要は、小規模農家、高齢農家などの農地

の出し手が安心して農地をゆだね、その農地が担い手に対し、まとまった形で集積される取り組みを促進するため、今後3年間に面的集積につながる利用権設定を行う出し手に対して10アール当たり年間1万5,000円、最長5年分を交付するものでございます。

次に、雇用拡大のためのスーパーL資金等の無利子化事業でございますが、担い手による新たな雇用の創出に結びつく設備投資等を促進するための対策でございます。スーパーL資金等の無利子化措置につきましては、平成19年から21年まで実施しておりまして、当初は3カ年で総額2,850億円の無利子化枠を設定し、平成20年度補正で800億円を追加、さらに平成21年度補正で800億円の追加を予定し、平成21年度はこれまでの3年間で最大の1,700億円の無利子化枠を確保する計画となっております。

次に、農業経営維持支援緊急保証事業でございますが、適正な財務諸表を作成し、経営改善に取り組む農業者に対し、資金借り入れの際の保証料を軽減し、資金融通の円滑化を支援するものです。

次に、担い手経営展開支援リース事業は、担い手が農業用機械や施設をリース方式で導入し、農業経営の改善を図る場合のリース料を助成するものです。内容は、雇用の確保など地域活性化に取り組む計画を作成する場合、認定農業者で最大リース料の4分の1の助成が受けられるものでございます。

次に、土地改良負担金償還特別緊急支援事業支援対策は、土地改良事業等の農家負担分を軽減するため、農地の利用集積を要件に3年間無利子となるよう無利子相当額の助成も200億円予定されてございます。これらの対策につきまして、農協あるいは農業委員会等と十分協議しまして、農業者へ情報提供するとともに、これらの対策を有効に活用して農業経営の安定化を図ってまいりたいと考えております。

次に、2番目の水田フル活用としての自給率向

上対策についてでございます。産地づくりの支援策として従来の産地づくり交付金が見直され、高額な助成単価の修正を受け、産地確立交付金として引き続き支援されます。さらに、産地確立交付金などの助成に加えて平成20年度補正予算、平成21年度当初予算、平成21年度補正予算と生産調整にかかわる対策が次から次と打ち出されてございます。平成20年度補正につきましては、水田フル活用推進交付金が平成20年度産の主食用水稲作付面積に応じまして10アール当たり3,000円が交付され、当市におきましても交付対象者444件で交付額約7,476万円が既に交付されてございます。

平成21年度当初予算の水田等有効活用促進交付金では、21年度から新たに食料自給率向上に結びつく作物を作付拡大した場合、対象作物の拡大面積に対して助成金を交付するものであります。事業年度は、平成21年度から23年度の3年間で、田の場合、麦、大豆、飼料作物で面積払い部分で10アール当たり3万5,000円、作物によって単価が異なりますが、固定払い部分の交付も受けられます。固定払いにつきましては、大豆で2万円、小麦で2万7,000円ということになってございます。既存の畑につきましても面積払い部分で1年限りですが、10アール当たり1万5,000円、固定払い部分については田と同様に交付が受けられます。ただし、産地確立交付金との調整が必要となりますので、今月中に生産者個別の受け付けを終了させる予定でございます。

さらには、平成21年度補正予算では米の生産調整実施者への支援強化策として、地域一体となって実需者との連携、流通の合理化等に取り組む場合、需要即応型生産流通体制緊急整備事業、いわゆるフル活用事業と同様の事業でございますけれども、これは麦、大豆等を含めて反当最大で10アール当たり1万5,000円、米粉だとか飼料用の米については10アール当たり最大で2万5,000円の助成が予定されております。このよう

に大変複雑な内容となつてございまして、農協を含めて関係機関と連携をとりながら、生産者には適切な対応をしてみたいと考えております。

次に、3番目の集落営農法人化の取り組みについてでございます。集落営農に関しましては、平成18年に品目横断的経営安定対策に関する担い手要件達成のために全国的に大きな問題となりましたが、担い手要件の緩和もありまして当市では個別担い手での対応となったところでございます。ただ、戸当たりの所有面積の小さな地域では、担い手要件達成のため、将来に法人化を目指す集落営農での対応をしておりまして、国の予算でも集落営農から法人化への支援策が種々講じられてございます。個別担い手で対応してきました当市につきましては、制度上の担い手要件達成のため、集落営農から法人化への移行を図ることが求められてはおりません。ただし、担い手の高齢化の進行、高齢者不足などによる農家戸数の減少が懸念される中、当市につきましても法人化の推進を進めておりますけれども、なかなか効果的な対策が見当たらないのが状況でございます。

法人化の足がかりとなる対策といたしましては、現在実施しておりますコントラクターや酪農ヘルパーなど農業支援組織の育成と活用の推進、農作業の共同化、外部委託による労働力の軽減、外国人研修生の受け入れ態勢の充実、新規学卒Uターンなどの担い手育成支援の充実、積極的に新規参入者を受け入れる地域支援体制など、さまざまな対策を進めております。また、農業委員会が中心になって推進しております魅力的な農業経営を目指す家族経営協定の推進というのがございまして、これらのことから法人化の推進に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。今後も地道な対策を進めながらJA、農業委員会、普及センターなど関係機関と法人化への有効な対策を検討してまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、名寄農業高校の今後の方向性についてお答えをいたします。

初めに、担い手等の研修施設としての活用の可能性についてでございます。名寄農業高校は本年度から募集停止となり、平成22年度末をもって閉校の予定でございます。本年度新設開校となった名寄産業高校の産業キャンパスとして名寄農業高校の学校施設が活用されております。3月5日に上川農業改良普及センター、JA道北なよろ、名寄農業高校教育振興会、名寄農業高校同窓会、名寄光凌高校、名寄農業高校、名寄市経済部、名寄市教育委員会の代表などによる名寄農業高校農場施設設備の利活用に係る懇談会が開催されました。名寄産業高校における学校運営の基本的な考え方、名寄農業高校の農場施設設備の現況、今後の両校農業科教職員数の推移などの報告を受けた後、意見交換がされました。この意見交換の中で、1つとして今後見込まれる教職員の減少により農場や各種施設設備の維持管理への影響が懸念される、2つとして産業高校酪農科学科の将来像と民間農業後継者育成機能などの担い手育成方策の将来像を明確にしていく必要がある、3つとしてプロジェクトの組織化を検討する必要がある、4つとして産業高校の教育活動と民間農業後継者育成機能をどのように結びつけるのか研究が必要であるなどの課題提起がありました。

また、名寄市教育委員会では5月に北海道教育委員会に対して名寄農業高校閉校後の実習地、実習施設の利活用などについて、関係者による学校施設を活用した民間農業後継者育成機能に関する横断的なプロジェクトの設置を要望してきたところです。担い手育成の研修施設として活用することには、知事部局への働きかけが重要であると認識しているところでありまして、知事部局への要望を実施するとともに情報収集などに努めてまいります。

次に、新たな活用の推進方法について御質問がございました。名寄農業高校、名寄産業高校、産

業キャンパスの実習地、実習施設等の有効活用について、3月に開催された名寄農業高校農場施設設備の利活用に係る懇談会を今後も継続して開催されるよう要望してきているところでありますが、この懇談会を通じて基本的な課題等を明確にしていくことも一つの方法と考えます。また、学校教育施設を活用した農業研修、担い手育成を行う民間農業後継者育成機能を名寄産業高校があわせ持つことについて、その可能性も含めて情報収集と内部検討を進める必要があると考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） それぞれ御回答をいただきましたので、再質問させていただきたいと思っております。

まず、補正予算に関する地域活性化あるいは経済危機対策臨時交付金で、大きな金額といえますか、年度末の3億4,800万円から比べると、その割ではないかと。4億2,800万円ということなのですが、その事業の中に大学の整備という項目がありましたし、それぞれ医療関係等もあったのですが、まず大学の整備についての程度の事業内容を考えて、いずれ臨時議会に正式に提案されると思うのですが、今の段階でわかる範囲内で再度お聞きしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 黒井議員の質問にお答えする前に、先ほど冒頭の概要の中で21年度の交付金の名前を昨年生活対策と使いまして、正式には20年度が生活対策臨時交付金で、21年については経済危機の対策臨時交付金、ちょっと間違えましたので、申しわけございませんでした。

今回の交付金の関係につきましては、先ほど事業の概要だけ言わせていただきましたが、大学の関係につきましては、第2次の校舎整備計画がまだ十分行き渡っていない中で、4学年が全部そろ

う段階で現状必要な施設整備ということで大講義室機能が何とかならないのかと。そのためには、建物をいじることはできないものですから、備品整備等で対応するような予算を盛りつけをしたいなど。それから、OA機器の関係についても不十分な部分につきましては増強をしていきたいなどというふうに考えています。詳細の事業については、17日に実施計画書を出しまして、7月の臨時会でお願ひしたいなどと思っています。

それで、一般的に今回の施設改修の関係につきましましては、総合計画のローリングに載っている事業のうち緊急度の高い、それから必要度の高いという面で、公共施設の整備の関係については旧名寄、旧風連とも財政が厳しかったので、特に大規模改修的なものについては余りできていなかったというふうに思っています。その一番の例が庁舎の屋根の改修とか防水関係について、施設がこれだけコンピューター機器がたくさん入っている中で、致命的なダメージを受けるということもありますので、あらゆる公共施設の屋根の防水関係について再点検をさせていただきまして、その中で屋根であるとか、場合によっては外壁も含めて施設の延命につながるような部分を考えておりました、そういう面では大学は先ほどのOA機器、大講義室機能の拡充と、あわせて屋根の改修も含めて予定をしております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 新しい施設ということではないというふうに今あれなのですけれども、大学の講義室も必要ですし、聞くところによると学食というのですか。あれらも定数4年まで全員入ったら、とてもではないけれども、昼休みの時間とかは食事できないような状況だというふうに聞いていますので、どの程度今補正の中で予算を傾注するのかわかりませんが、2次の大学の改修計画がいつ出るのかあれなのですけれども、できるだけ早い時期に食堂関係、いわゆる環境整

備といえますか、学生に対する環境整備もしていかなければならぬというふうに思いますので、改めて考えがあればお伺ひをしたいと思います。

それから、ブロードバンド、これは採用になるかどうかわからないのですけれども、これらがもし公共事業として採用になった場合、どの程度の予算が見込まれるのか、わかればお伺ひをしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ちょっと大学の関係につきましましては、大学事務局長において市長、副市長協議していただきますので、大学の事務局長のほうから答弁させていただきます。

最後の部分、ちょっとよく聞こえなかったので、もう一度お願いできますか。済みません。

○18番（黒井 徹議員） ブロードバンドの整備を総務省で3分の1助成の事業があるということですが、これをやるとすれば、実施するとすれば、どの程度の事業規模になるのか伺ひたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 済みません。失礼しました。ブロードバンドの関係については、地域の懇談会であるとか、議会でもたびたび御質問をいただきまして、今回の事業規模につきましましてはおおむね2,200万円程度というふうに考えています。国のほうは、ブロードバンド未整備地区の解消を総務省の予算の中で大きくうたっておりまして、今回は補正予算の中で総務省の所管予算とプラスアルファで先ほどの臨時交付金を使いまして、おおむね受益者負担の関係については1割程度というふうに考えています。中身につきましては通信衛星の設備を、30万円程度するのですけれども、それを各戸に市のほうから無償貸与をします。そのかわり維持管理も含めた形で一定程度の受益者負担もいただきながら、通信衛星回線を使いましてブロードバンドを整備したいなどというふうに考えています。詳細の関係につきまして

は、まず総務省の補助金がつくかどうかということの関係につきまして、要請させていただいておりますので、7月中には内示が来るというふうに考えておりますので、鋭意関係機関のほうと現在協議中であります。

以上です。

○議長（小野寺一知識員） 三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 大学の施設整備の計画の関係で若干お話をさせていただきたいと思いますが、既にこれまでも御説明させていただいてございますが、大学としては大きな課題としては図書館構想が1つございます。さらには、現状として食堂が御指摘ありましたように狭隘化しているというようなことで、今回現場サイドから交付金事業で大学食堂を1つふやす案も示させていただきましたが、現状としてはこれまでも総合計画等の中に入っております大学図書館の中に大講堂も併設をした建設をすると、こういう考えであります。

それで、今の図書館がまた集約されますと、その跡利用をどうするのかといったときに、当初の考えでは食堂をそこに持っていくと、こういうことになってきますので、現在の食堂を拡張したときに当然厨房施設も拡大をしていかなければならぬと。こうなりますと、当初考えた部分の手戻りがやっぱり出てくるというようなことで、大学の中できちっと将来構想といいましょうか、施設整備の考え方をきちっとまとめてひとつ対応していこうということで、今回は当面の対応ということでOA機器等につきましては年次計画を持って整備をすると、こういうことになったものですから、それを前倒しする形でひとつ教室の環境整備を図っていこうと。

さらには、お話がございましたように恵陵館の屋根がすが漏りをしているという部分がございます、そこは何とか雪おろしをする中で対応しようということだったのですが、やはり数少ない教室の中で実はことしの冬もすが漏りがしまして、

講義を違う場所でしなければならないという状況もございましたので、緊急度があるというようなことでその対応もしていこうと。

さらには、昨日も話題になりましたが、やっぱり就職対策の部分で模擬試験なんかは実は何回か出てきます。そのときに200人ぐらいの規模の生徒が集まるという教室は、実は3人がけで何とかしのいでいる部分ありますが、テストなんかをしますと、やっぱり隣の答案が見えるというような部分がございます、最低限2人で対応するような設備ということを考えますと、現実には対応できないでいますので、何とか体育館を活用する中で、備品を整備してひとつ当面しのいでいこうと、こんなことで今回交付金事業で上げさせていただいたということでございます。いずれにしましても、大学としましては図書館なり食堂の整備を早急に解消していきたいと思っておりますので、そういうことで御理解をいただければと思います。

○議長（小野寺一知識員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） この経済危機対策で補正が来て、年度末と合わせると約8億円近く、かなり来ていますので、一般会計の総予算の四、五%になるということで、査定から漏れたものか、あるいは今総務部長から言われている施設設備の延命化を図るための改修工事とかというようなことで、極力有効に使っていただきたいというふうに思います。本当は解散するべきだったのですが、解散しないで地方にこれだけの金が来たということは、一時的にはありがたいなというふうに私は判断するわけですが、その後の財源が枯渇するということなので有効に使わないと、また地方に来る交付金は削減される可能性もあるので、今市民のために有効に使っていただきたいなというふうに思います。

それで、次に移らせていただきたいと思えます。農業関係の予算等で5項目にわたって伺いました。まだまだ内部は、はっきりしていないものもあるかというふうに思うわけですが、1番目の

中で一番気になるのは雇用拡大のためにスーパーL資金の無利子化というものの、これは今土地の購入等も含めて非常に効果のあるものでないかなというふうに私は思うのですけれども、昨年漏れている部分も大分あるというふうに聞いていますし、ことしの申請もあると思うのですけれども、ある程度これに関する情報があればひとつ伺いたいなというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） スーパーL資金の無利子化の関係につきましては、これは非常に今お話ありましたように土地の取得の部分についてはほとんどこれを使いたいと。従来農地保有合理化事業で5年後に取得するという、こういうケースが多かったわけですけれども、この無利子化措置が出てからは、これでいきなり資金対応で買うと、こういうことです。

それで、詳しくちょっと最近の状況はつかんでいないのですが、昨年の部分の中では一部なかなか全部対応できないというお話もありましたけれども、その部分がこういった補正予算の中で対応できるのかなというふうに考えておまして、そういった部分を極力対応できるような形で仕組んでいきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 極力そういう事業にのせて経済の負担が軽減されるようにお願いしたいと思います。

それから、改めて再質問をさせていただくのですけれども、研修生の受け入れ農家に対する支援対策もあるというふうに聞いていますし、それから私が一番気になるのは、産地食肉センターの施設設備への支援という事業もあるわけですけれども、昨年二チロも含めたあそこの食肉センターの新設がならないのかという話で、いろんな事業を模索してというふうに要請をしているわけですけれども、今回畜産の食肉センターの設備に支援事業が盛り込まれているというようなこともありま

すし、そこら辺の事業で名寄市として採択にならないのかどうか、改めて伺いをしたいと思えます。この2点をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 昨年来の経済不況ということで、雇用の部分でも国ではいろんなあらゆる面を想定をして対策を打っておりまして、その中で従来余り考えられなかった部分として農の雇用という部分についても幅広く予算づけがされております。ただ、なかなかこの農の雇用という部分も年間を通じた部分になるのか、あるいは将来的に就農を目指すような状況になるかということを考えれば、なかなかいつきの部分にとどまるという、そんな状況もございましてけれども、かなりの平成20年度の補正以来いろいろと農の雇用に対する予算づけもされてございます。

当市においてのこの活用状況ということでお話をさせていただきますと、今智恵文地区の酪農家さん2戸で5名、それから風連地区の耕種農家で2名、酪農家2戸で5人、風連の耕種農家2戸で2人、この農家で農の雇用事業を計画をいたしておりますし、さらには今新規就農を目指している研修生が3名ほど智恵文地区に入っております、これらの部分についても農の雇用事業の適用というようなことで申請をいたしております。研修費用という名目で月額に9万7,000円、最大1年間助成していただけるということですから、農家サイドにとってみれば報酬という形で研修生に支払える金額相当分が来るというようなことになると思いますし、さらには住宅だとか通勤手当とか、こういったものの手当てもあるようでございます。

それから、もう一点、いわゆる食肉センターの関係なのですけれども、これにつきましては昨年耐震調査と申しますか、そういった調査もさせていただきまして、施設の老朽化というものがかなりあるということで、当面はもつにしても10年、20年というサイクルで見ると、やはりここは考

えなければならぬという、そういう調査の結果もいただいております。

そこで、施設の改修といいますか、そういったものについて、先ほどお話あったように補助事業等々でいろいろと研究しておりまして、今回もう本当に農業サイドでいろんな補正予算が組まれておりますから、議員の説明ありましたように、この地域の食肉センターについても予算額が増額されております。しかし、基本的な採択要件、これについては強い農業づくり交付金というのがあるのですが、ここでの採択要件は変わっていないのです。牛換算で300頭以上規模の施設ということになっておりまして、市のほうでは最大100ぐらいの規模というふうに一応考えておりますから、そういった意味ではなかなか採択要件に当てはまらぬというところで、この補助の部分を満たすことができないという状況なのです。

それで、昨年これも補正予算なのですけれども、20年度の補正予算でそういった採択、制限のない農村漁村活性化プロジェクト支援交付金、これを使って何とかできないかということで、これも申請上げたのですが、考え方の基本としては先ほど言った強い農業づくり事業の交付金の要件、さらにはと畜場というのは、いわゆる所管が厚生労働省なのです。農水省ということではないものですから、そういったことも含めて、なかなか採択というような状況にはならぬというお話を受けております。ただ、と畜場がありまして、そして加工場があると。加工場の部分はメニューにのっかっているものですから、この部分については事業をすることは可能だと、こういうお話もいただいております。ただ、名寄市はと畜場は名寄市のものと、そして加工場は指定管理者という形でやっておりますから、基本的にやはりと畜場、食肉センターが事業できなければ難しいのではないかなという判断をいたしておりますけれども、そういう状況でありますけれども、今後も適当な補助メニューというか、そういったものを探っていくた

いということで、先ほど総務部長からもお話あった地域活性化・公共投資臨時交付金、これらについても検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 臨時交付金、有効に使っていきたいと思うのですが、そんなにはやっぱり事業の予算がないということで、できれば今言う食肉センターや何かは農水関係の予算をきちっと、採択要件がちょっと違うということも残念なのですけれども、もう少し研究、模索をしていただきたいなと思います。

その研修生受け入れ等についても、後半に申し上げた集落営農の法人化等と関連するわけですが、やはり今規模拡大をどんどんして若い人たちは一生懸命やっているわけですが、ある程度限界もあります。財政的なこともあり、あるいは作業の能力のこともあるわけですが、そういう中で部分的な法人ですとか、いわゆる作業委託、外に出す、あるいは受けるといういろいろな手法が出てくるのではないかと思います。そういった意味では、あと10年もするとまた若い後継者が出てくるというふうには認識はするわけですが、地域によっては30戸あったところでもう既に五、六戸の中核農家に編さんされてきて、あと私も含めて小規模のがまだ10件ぐらいあるというようなときに果たしてそれらが地域で全部受けられるのかと。農家もやっぱり経済行為ですから、どこかでこれは無理だなという人も中には出てくると。規模拡大はしたけれども、償還がままならないという。そういう人たちが20町、30町持ったときに、だれが受けるのかという私なんかはやっぱりそういう不安が出てくるのです。

そういった意味では、時にはある程度地域的な法人あるいは個人法人でもいいのですけれども、大きな器を持てる政策というのが今から必要になってくるのではないかなというのが1つある。そういった意味では、少し現状では個人経営が有利で、

それらを好むというのはわかるのですが、少し前向きに検討をしていただきたいなというふうに思います。

それから、個別の経営と同時に、やはり地域をどう守っていくかというのがまた名寄市にとっても大事なことになるのではないかと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、新しい手法というか、今智恵文なんかでは、大学の先生も今ひまわりの製油の関係をやっているのですが、こういった製油に関する事業、今智恵文で1カ所、ひまわりを大々的につくって油を絞るといふものを研究しているというふうに聞いていますので、これも緊急交付金、臨時交付金ということにはならないと思うのですが、将来に向けて企業を起こすという起業でそういうものができないのか。大学の副学長によるひまわりの製油、それから亜麻の研究で、亜麻で断熱材をつくってというか、何かそういう研究もあるので、それは智恵文で少しやろうというふうにしていますので、そういう新しい試みも地域の農業の振興につながるのではないかなというふうに思いますので、これらの情報あるいは企業として将来的にあるいは道、国にそういう申請をしながら新しい展開ができるのか、その可能性についてもちょっと伺いたいというふうに思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 名寄大学の三島副学長あるいは道北地域研究所の木村参事が中心に、ひまわりの油の可能性あるいは亜麻製品の可能性についていろいろと昨年来試験研究をやっていることは承知をいたしております。ひまわりについては、名寄の中では20年ぐらい前になりますか。旭川に搾油会社があった時点では一定の作付もありましたけれども、そこがなくなった後は作付がないというような状況にもなっております。あるいは、亜麻についても名寄には従前亜麻会社とい

うか、亜麻工場がありましたから、そういった部分では三島副学長たちがこういったところに目をつけてという部分で、つくったものを商品化をして、またそれを循環をしてという、そんなことを描いているようでございます。

簡単にちょっと御説明いただきました内容としては、ひまわり油に関しましては、従前のひまわり油より高機能性を持ったひまわり油を作成するため輸入された種を使用して、ことしは名寄農業高校で30アール、智恵文の農家で6ヘクタール、サンピラーで10アール作付されています。日本での本格的な作付は名寄が最初ではないかということでございますが、現在搾油する業者の協力を求めるために農商工連携事業等の申請について検討しているというふうに伺っております。亜麻に関しましては、ヨーロッパなどでは布地、断熱材製品化されていて、日本では亜麻製品を輸入している状況だそうでございます。名寄では、ことしの亜麻についても60アール作付して、事業化の検討を進めるということでございます。これらの取り組み、農業サイドでどうかということですが、現実的にはなかなか農家の皆さんがこれを栽培をして採算ベースにのるといふのは非常に難しいのかなというふうに思っております。しかし、これを加工をして商品化をすると。そういう農商工連携という一つの仕組みまでいけば、農業サイドも商業サイドも工業サイドもという形での一つの可能性はあるのかなというふうに思っております。大学で取り組んでいる部分でございますので、推移を見守りながら、その可能性について私どもも期待をしたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 黒井議員。

○18番（黒井 徹議員） 名農でも30アールつくっているということで、ひまわり油なんかは、今食用廃油の回収をやっていますけれども、廃油をどのぐらい持ってきたら、ひまわり油を還元のおとして、なかなか商品というか、全国に出ない

のですけれども、地元の還元の中でエコの対策というようなことで、還元油としても使う可能性もあるので、そこら辺も少し模索していただきたいなと思います。

時間もなくなりましたので、最後に名寄農業高校等について、教育部長のほうから答弁ありまして、昨年3月に行った懇話会を継続をしてやっていただくというようなことで、ぜひとも期待をしたいと思いますというふうに思います。

農業関係ということで、この近隣、上川北部に少し行政もあるいは農協関係にも働きかけて、どういう活用がいいのか、名寄市にとどまらず、そういう働きかけもしていただきたいなというふうに思います。

これは、全く要望でございませうけれども、真剣に道のほうに要請をして、道の何か指示があるというようなことはまずないと。これは、やはり地域、地元の熱意によって変わっていくものではないかなというふうに思います。要望はして、そのうち何とか道のほうから言ってくるだろうという種類のものではないというふうに私も認識しますので、名寄市を中心として、関係者を中心としてこのプロジェクトチームといいますか、これを正式に市主催で立ち上げていただくことを要望して質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（小野寺一知識員） 以上で黒井徹議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時01分

再開 午後 1時00分

○議長（小野寺一知識員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場が暑くなっておりますので、午後からの会議は上着を脱いでの会議を認めます。

施設の統廃合について外1件を、田中好望議員。

○17番（田中好望議員） 議長のお許しをいた

だきましたので、通告順に質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、施設の統廃合について。昨日、佐藤勝議員からも同じような質問があったわけで、多少ダブるかと思っておりますけれども、お許しをいただきたいと思っております。

まず、望湖台センターハウスについて。名寄市行財政改革推進実施本部の全体会議において、公共施設の統廃合検討の中で2015年度をめどに望湖台センターハウスを廃止検討対象施設と上げているが、財政面、利用減のみを主な要因として廃止のあり方の方向づけ、推進本部は今後市民や利用者の意見を十分聞いた上で方向を出すとしておりますが、その点はどのようなことなのかをお聞きをいたしたいと思っております。継続するための行政努力が可能なか不可能なのかもあわせてお伺いをいたしたいと思っております。

望湖台センターハウスにつきましては、保養施設のセンターハウスとして、望湖台自然公園にあっては旧風連町時代から約10億円弱の財政投入がされております。旧風連町民を初め、多くの方々に親しまれております。指定管理者のふうれん望湖台振興公社は、過日行われました取締役会議で継続に向けて新たな発想に立ち、この1年間で経営改善の方策を検討するとしております。赤字だから廃止、黒字に転換できたら存続なのか、そのお考え方をお尋ねをいたしたいと思っております。

センターハウスは、築27年を経過しており、老朽化をしております。利用減、収入悪化だけをその主たる事由として維持管理ができないとする考え方はいかがなものかと考えるところでございます。合併に伴って類似施設ができてくるのは当然だというふうに考えております。関係機関、諸団体との連携を含め、存続に向けて再検討すべきと思っておりますが、御見解をお聞きをいたしたいと思っております。

続きまして、歴史民俗資料館についてお尋ねをいたしたいと思っております。歴史民俗資料館は、風連

地区の歴史と文化にかかわる資料収集と保存、その公開を目的に平成2年に建設され、今日まで幅広く地域内外の方々の多くが来館され、次世代を担う青少年教育にも意を配して郷土愛の醸成に努めてきたところでございます。合併前にあつては常設展示のほか、道内市町村、民間団体連携のもとに特別展の開催など、施設の機能を十分に発揮してきたと思われまふ。しかし、ただいま行革の中での議論がなされているようでありますが、今後風連地区の文化伝承のあり方につきお伺いをいたしたいと思ひます。

合併後にあつてもそれぞれの地域の特性を大切にしながら振興策を図るのは当然であります。特に伝承すべき文化をどう位置づけをして、老朽化に至っていない歴史民俗資料館をさらに地域の皆さんに親んでもらう行政的手法をぜひとっていただきたいと思ひますが、その考え方をお聞かせを願ひたいと思ひます。

最後に、風連中央小学校の老朽化に今後どう対応するかということでございますけれども、このことにつきましても平成20年の第4回定例会で多少ニュアンス的には違ふかもしれませんが、同じ質問をさせていただきますと、ある程度答弁もいただいたところでございますので、その点につきましても教育委員会の方々の御了承を願ひたいと思ひます。

風連中央小学校は、建築後40年弱が経過しており、老朽がかなり進んでおります。今後どう対応をしていただけるのかをまずもってお伺いをいたしたいと思ひます。改築計画では、新総合計画の後期計画に登載をされておりますが、風連中学校移転後の跡地の活用との関連から早期の着手は可能なのかをお伺いをいたしたいと思ひます。

以上、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） ただいま田中議員から大きな項目2点にわたり御質問をいただきました。大きな項目1点目の小項目1番目は私から、

小項目2番目と大項目2点目は教育部長からの答弁となりますので、よろしくお願ひいたします。

大きな項目1点目、施設の統廃合について、小項目（1）の望湖台センターハウスについてお答えを申し上げます。初めに、廃止検討の理由でございますが、行財政改革推進実施本部の公共施設のあり方検討部会で、新市の同様施設の将来展望として望湖台センターハウスにつきましては利用者の減少、収支バランス悪化等が協議の中での重要な位置づけではありましたが、それ以上に施設の老朽化が一番大きな要因として廃止を検討すべきとの方向が示されました。望湖台センターハウスは昭和56年に建設され、薬草温泉の入浴施設として大勢の方々に親しまれ、御利用いただきました。28年を経過し、入浴施設、ボイラーなど老朽化が激しい実態でございます。

センターハウス全体の施設利用者は、平成10年には2万4,293人、平成15年1万2,008人、平成18年1万1,069人、平成20年は8,172人となっており、そのうちの入浴者は平成10年が2万2,594人、平成15年9,098人、平成18年8,515人、平成20年が5,519人と年を追うごとに減少傾向にあります。センターハウスは、これまでの時代背景の中で果たしてきた役割は非常に大きかったことは事実でありますし、風連地区のシンボリックな施設として今日まできたのも事実でございます。しかし、時代とともに果たすべき役割が変化してございまして、施設の今後につきましては今年度の行革実施本部事業見直し検討部会の検討結果を踏まえ、多くの市民や利用者の意見を伺い、今後担うべき役割、方向性を見出していきたくて考えております。

存続に向けた検討はできないのかというお尋ねでございます。望湖台センターハウスは、開設当時の観光的な入浴施設という役割は一定程度終え、現在は保養施設や地域のコミュニティーの場としての要素が大きいものと考えております。風連地区の高齢者が定期的にセンターハウスを会場に定

例会を開催していただいておりますし、今後は利用者の御意見を聞かせていただく場を設けなければならないと考えております。また、望湖台振興公社においては経費削減のために人件費を中心に節減しておりますが、多少の施設整備を行うことで今の利用者をさらにふやし、収支を改善することは容易なことではないと考えております。

ただ、ふうれん望湖台自然公園につきましては、現在でも多くの子供たちを含む家族連れがキャンプなどを楽しむなど、夏場においては名寄市の観光施設、生涯学習の場として重要な役割をも果たしていると考えております。今後ふうれん望湖台振興公社とも協議を重ね、センターハウス、自然公園の管理を含め、施設のあり方について協議検討をしてみたいと考えてございます。

管理について、関係団体と連携を図って運営できないかというお尋ねをいただきました。現在名寄市には、ふうれん望湖台振興公社、名寄振興公社と観光施設の管理運営をしている第三セクターが2社存在しております。今後の公社のあり方についても検討が必要となってきております。ふうれん望湖台自然公園の管理について、ふうれん望湖台振興公社の経営状況などを注視しながら、今後の管理運営について連携協力も視野に入れながら2つの公社と協議の場を設定したいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、大きな項目の（2）、歴史民俗資料館と大きな項目2項目めの風連中央小学校の老朽化と今後についてお答えをいたします。

初めに、歴史民俗資料館についてでございます。歴史民俗資料館につきましては、北国博物館の分館として位置づけられており、合併前と同じく見学希望者に開館する方法をとっております。合併後も600名前後の入館者がありましたが、平成20年度から風連地区の文化祭の会場を一元化す

る中で年間入館者の約5割を占めていました文化祭での入館者がなくなり、300人前後に減少いたしました。これを踏まえて、2階の特別展示室に満杯状態の北国博物館の収蔵庫の資料を移すなどして、あいた空間を収蔵スペースとしての活用を考えております。

また、現在歴史民俗資料館の入館希望者につきましては、隣接する風連福祉センターの生涯学習課の職員が対応してございます。来年度は、地域交流センターの開館が予定され、これに伴い職員も異動し、現福祉センターは解体される予定であります。このため、来年度以降の入館希望者の対応につきましては、現在内部で検討いたしてございます。いずれにしましても、今後の歴史民俗資料館につきましては収蔵庫としての機能が大きくなるものと考えております。地域の文化伝承につきましては、歴史民俗資料館が風連地区の文化財を展示、保存するメモリアル施設である位置づけに変わりはありません。資料の収蔵機能を高めつつも1階の展示室の観覧につきましては、入館者の動向を見据えながら開館の対応をしたいと考えております。

次に、風連中央小学校の老朽化と今後についてでございます。風連中央小学校の校舎及び屋内運動場は、建築後37年が経過しております。この間、昭和63年と平成10年にアスベスト撤去などの大規模改造を実施し、その後老朽化の状況に応じて修繕を行い、現在に至っております。今後も学校と連携して日ごろからの点検活動を徹底し、ふぐあい、危険箇所などの早期発見と適切な対応を行い教育環境の確保に努めてまいります。

次に、風連中央小学校の校舎及び屋内運動場の改築事業につきましては、名寄市教育委員会では本年1月に学校施設に関する耐震化の基本的な考え方や進め方を定めた名寄市立小中学校耐震化計画を策定いたしました。この計画では、市内12校27棟の建物について耐震化事業実施の優先順位と耐震化の方法などを定めております。風連中

央小学校の校舎及び屋内運動場の耐震化事業については、総合優先順位の6番目に位置づけて、新名寄市総合計画の後期計画において事業化を図ることとしてございます。風連市街地区においては、今後風連高校の閉校、風連中学校の移転に伴う跡地の発生など学校の配置状況が大きく変わることが予想されます。風連市街地区の学校配置につきましては、市長部局と連携を図り、検討してまいりたいというふうに考えております。今後の市街区のあり方とも関連しますので、よろしく願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、望湖台センターハウスにつきましては、昨日佐藤勝議員が私がお聞きしたかったことの約8割ほどをしましたので、多少時間も早く終わろうかと思っておりますけれども、今の答弁で聞きますといわゆる廃止検討というのは、乱暴な言い方をすれば施設の老朽化、収入がない、それと利用者が少ないと。言えばそういったことでの廃止の検討と。これは当然だと思っております。がしかし、そこで一考願いたいのは、やはり昨年度は約278万円の赤字で累積赤字が430万円超ということとなっております。それで、本年度の経営計画は合宿等の宿泊に力を入れ、市内企業や団体への個別訪問活動を行うとともに、望湖台自然公園を生かしたイベントや各団体のアイデアを取り入れた催しを企画をするというふうに今行っているわけですが、小室社長には大変失礼な言い方かもしれませんが、もっともっと早くやってほしかったなという気もいたしますし、そういった中で私は風連時代からも、それから議員の方も何人かは、もっといわゆる望湖台センターハウスを前面に出してPRをするべきだということを、これは小室副市長兼社長がよく知っているかと思いま

すけれども、随分言ってきたわけですが、そういったことがなかなかできなかったのではないかと、それが多少の原因になっているかなと思うのですけれども、そういったことを含めて市として行政的に今後アドバイスを送っていただきたいと思うのですけれども、その辺も何か具体的なあれがありましたら、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 今回行革の実施本部で公共施設のあり方について検討をさせていただきました。これは、合併に伴いまして新しい3万1,000の市で公共施設はどういう姿が望ましいのか、これが原則論としてあったわけでございます。それぞれ100年を超す歴史の中で、それぞれの行政分野についてこれまで社会資本の整備を進めてきたわけですから、旧風連町、旧名寄市にそれぞれの教育施設あるいは福祉施設等整備をしたわけでありまして、それが合併に伴いまして一つの市になったと。そうしますと、単純に申しますと首長も1人だと。施設については、そうすると3万1,000の一つのまちでどういう施設が必要なのかという議論がまず原則としてありました。その上にさらに老朽化している施設あるいは経営上立ち行かない施設等について、個々にリストアップをして方向性を出すと。この方向性は、やはり合併特例区を設定をした5年ということが原則であろうと思っております。これは、緩やかな合併といいましか、一体化と申しますか、ソフトランディングと申しますか、余り無理のない形でスムーズに一体化ができるという期間の設定というふうに承知をしております、この間にぜひ個々の施設については一定の方向性を出したいと。

これは、今々すぐに廃止するとか、そういうことではございませんで、それぞれ利用していただいている方の対応あるいは跡利用も含めて対応を考えないと前に進みませんので、そういう観点から今回全体的な公共施設について見直しをさせて

いただいたと。その一つがただいま話題になっておりますセンターハウスと。これにつきましては、一時的に経営が苦しいのか、今しのげば何とか立ち行くのか、それともやはり恒久的に相当難しい状況にあるのか。この建物につきましては、やはりサービス業として営業しているわけですから、やっぱり一定の設備投資は必ず要ると。この設備投資については、新市になりましてサンピラーという施設も類似施設としてあります。近隣の各自治体は、それぞれ美深にしても下川にしても、あるいは音威子府にしても中川にしても1つずつ持って必死にその営業をしているということですから、名寄の3万1,000のエリアで2つの施設が果たして運営できるのかどうかということも含めて、今後きっちり相談をさせていただきながら方向を出していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 小室社長に、公社の社長にお聞きいたします。今中尾副市長から、どういう経過というか、その経過をあれしたわけですが、現実的に我々は新聞報道でしか、地元紙の。いわゆるその株主総会の中での議論経過といえますか、どういう要望もあった……たまたま私個人的ですけれども、その株主の中に1人お友達がおりまして、言葉は悪いのですけれども、おまえ、もうあの公社はもたぬぞという、そういう意見も聞いたことは事実でございます。それは別にいたしまして、どういう議論がありまして、いわゆる今は廃止という矢面に立っているのだという説明をしたはずだと思しますので、その経緯をお知らせを願いたいと、その株主総会。お願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 小室副市長。

○副市長（小室勝治君） 前回株主総会をやった段階で、今受けている指定管理の年数は5年ということで、ことしと来年あるわけでございます。したがって、今までの中でほとんどがマイナスで

あったということでございますし、この株式会社の望湖台の公社については合併以前から経営状態が余りよくなかったという経過もございます。そのたびに町議会の中でいろいろ質問を受けたりなんだりしておった経過がございますし、この株式は47名の株主さんがおりまして、その中には市が入っているわけですが、多くの人から少しずつ株式を得て運用をしてやっているわけです。その中には本当にボランティア的に、それだったらおれも少し出して、望湖台の振興公社のために出しておくかというような形でおつき合いで出してくれた人が相当数おります。中には仕事上の関連からおつき合いをしてくれた方もおろうかと思えます。いずれにしても、この株式会社、今急に赤字になったわけでもございませぬし、以前からこういう経過をたどってきているわけです。旧風連時代にももっとお金を入れてリニューアルできれば、もっと方向性が出てきたのかなとは思いますが、当時からもそういったことで株主の中には、もうそろそろいいのでないのかいというようなことも含めて、今まで民間の方が社長をやって、それで民間の知恵を入れながら運営をしてもらったわけですが、それもやはり余り芳しくなかったと。

そして、今は社長になる人がいないものですから、どうしてもやれと、こういうことでやらされているわけですが、非常にもうけるというか、何よりやはり会社は会社として何とか預かっているお金を皆さんにお返しできるような形までにはしたいなど。これは株式会社ですから、パンクしましたよと言ったら、それで終わりなのかもしれませんが、そういうことではございませぬし、みんな望湖台振興公社のためにということでそれぞれお預かりしているお金だと私は思っていますから、何とかこの2年で取り返しをしたいという思いで今頑張っているわけですが、今合宿等の関係もこちらのほうで大きな大会があると意外と風連に泊まっている方もいるようですけれど

も、こちらのほうが大会なくなると余り泊まらないということでございますし、また公共事業が非常に少なくなってきたものですから、それらの工事関係者の泊まる方も少なくなってきたというようにもございます。今風連中心市街地の関係で工事やっておりますが、旭川あたりはもうみんな通いでやっております、なかなか現地泊まって仕事をやっている状態ではございませんので、それらについても余り期待できなかったということでございますけれども、何とか今まで利用されている方に御不便のないような形で、さらにその中でやりくりしながら、合理的な運営をしながらこの2年間の間に頑張っていきたいなと、このような思いで進んでいるところでございます。

宣伝も悪いのではないかとということでございますけれども、隣に寝ていても隣の人のいびきが聞こえたりと、足音が聞こえたりというような状況の中では、なかなか泊まっていただけるような状態でもございませんので、苦慮はしているところですが、何とか今いる現有の人員の中で仕事をやりくりしながらでもやりながら、運営だけは間違いないようにということでやっております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 改善に向けて、決してその努力は惜しまないでいただきたいと、このように思います。確かにただいま中尾副市長の答弁の中に、あした、あさってに廃止になるということでないということをお聞きをいたしまして、聞きますと今年度中にある程度結論を出したいという方向なのですけれども、平成21年度中にいわゆる廃止になるのか、別な形で継続をするのか、ことしじゅうに出るという認識でよろしいのですか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 料金をいただいてサービスを提供するという施設でありますから、当然そのサービスに見合うやっばり施設の整備というのは必要であろうと思います。今後新たに一定の

公費を投入をして整備ができる状況下というのは極めて難しいというふうに判断をしておりますので、現在の施設でどのぐらい運営ができるかと、これも一つの目安になりますので、ぜひ本年度中に時期、いつごろのということではなくて、今後どういうふうにするのかというはっきりとした方向性はぜひ本年度中に出していきたいと、こんなふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） これから申し上げること、私はぜひこういう方向でいってほしいし、強く要望したいわけですがけれども、今名寄市には第三セクター関係で名寄振興公社、ふうれん望湖台振興公社と2つの振興公社があるわけです。その中で両公社の統一、一元化を検討していただきたいと。その両地区のいわゆる温泉施設も含めた憩いの場、自然公園、ここは類似点もありますし、その2つの振興公社が一元化になりまして運営管理等を行っていただきたいと思いますが、私はこのことに対して強く要望をしたいのですけれども、御見解をお聞きをいたしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 望湖台の存続に行政努力はどこまでしたのかという、そういう御意見もいただきました。しかし、この地域の取り巻く環境は必ずしも既存の施設で増を見込めるような、人口増とか、そのような要因がないというのも現実であります。熱心に平成20年度も施設のありようについても協議をさせていただきましたけれども、問題はやはり建てる時には国の補助メニュー等をうまく使って整備を図ってきたと。しかし、改築の段階ではなかなかそのようなメニューに組み込むことが難しいというのがありまして、改善ができないできているというのが実態でございます。最近の周辺の自治体の温泉施設等につきましてもリニューアルを図って客を呼び込む努力をしているわけですから、そういう中で名寄市で2つの類似する施設をずっと維持できるかどうか

というのが意見の分かれるところであろうと、こんなふうに思っております。

御提言ありましたように2つの保養施設、宿泊施設も含めての株式会社があるわけですから、こちらのほうは一元化することによるメリット、デメリットということもしっかりと検証させていただいて、施設の統合等が具体的にできると当然この2つの振興公社が一体化して効率的な運営をするような知恵を出していただくことに、統合という方向が出てくるのではないかと、こんなふうに思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） ということは、その2つの振興公社の統一、一元化については今後検討するという理解でよろしいのですね。

それでは、今申し上げたこの2つの施設、振興公社の統一、一元化についてが今回のこの望湖台センターハウスの関連で一番私が要望等をして理解をいただきたいものだったので、あとは何回も申し上げますけれども、昨日の佐藤勝議員の質問等で大体よろしいかなというふうに思っております。

続きまして、歴史民俗資料館の関係でございませうけれども、地域交流センターができ、今現在あります福祉センターがなくなる、職員も来年は地域交流センターのほうに移転をするということでもありますと、例えばこの施設に昼から行きたいのですけれどもと言われても急に対応できないわけですね。それ内部で検討するというところでございませうけれども、来館から閉館までのそういう事務作業等も含めて今現在まだ検討しておられるのであれば、検討というか、考え方があればちょっとお聞かせを願いたいのですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 現在の入館者への対応については、先ほど申しましたように風連福祉センターにいる職員が対応しているということでは

あります。22年度からは、その職員もいなくなるということでありませうけれども、いずれにしても教育部の所管ということでありませう。あの地区には児童会館がございませう、その中には図書館分館の職員、臨時でありますけれども、職員がいると。それからまた、児童クラブの職員もいるということでありませう。そういった意味では、入館者の利便を図るという意味の中では、やはり近間の方がその入館者に対応する部分が必要なのかなというふうに思われます。ただ、入館者がどこに連絡をするかという部分につきましては、歴史民俗資料館が北国博物館の分館という位置づけでありますから、北国博物館に連絡をしていただいて、そこからそれぞれの職員に連絡をして入館者への対応をするということでは今のところ考えてございませう。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） 理解いたしました。

続きまして、壇上で質問もさせていただきますけれども、過去にはこの歴史民俗資料館の専門職といひませうか、そういう方が中央小あたりへ行って子供たちにいろいろ文化といひませうか、そういったものを伝承してきている。私ごとですけれども、私の息子も何回かそういう授業も受けたということをお聞きしておりますけれども、今現在は全くないようになっているのが現実ですよね。

そういった中で、やはり時として高齢者と次代を担う子供たちの伝承文化の交流は、または憩いの場づくりも検討すべきではないかと思ひませうけれども、どう考えておられるか。いわゆる資料館で高齢者の人たちと次代を担う風連地区の小中学生を対象にいろいろそこで交流を深めるといひ、そういうことを、これも教育委員会と多少の関係もあるかなと思ひませうけれども、そういったことは今後風連中央小の問題もあひませうけれども、風連中学校の問題もあひませうけれども、お考え方がないのかをちょっとお聞きをしたいの

ですけれども。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 高齢者と子供との交流という部分の中では、歴史を使っての交流ということも考えられます。それは、多分そういった歴史という部分の中での交流ということになるかと思えます。ただ、ほかの異世代交流の中では歴史民俗資料館に限らず、いろんな公共施設があります。現状でいえば、風連の福祉センターもあります。あるいは、コミュニティセンターもありますし、あるいは学校の中でもやるといったことがあります。そういった意味で、今御提言のありました歴史民俗資料館で行うという部分の中では、1階の展示スペースの部分の中で風連の歴史を知ることがございますので、そういった特化された交流の中では歴史民俗資料館を今後も使うということは考えられることだというふうに思えます。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） この歴史民俗資料館の最後の質問になるわけですが、先ほどの御答弁の中でいわゆる収蔵庫の機能を果たすという答弁をいただきましたけれども、私は答弁を聞いていまして、収蔵庫というのはいわゆる物置的になるのではないかと。悪く言えば、余ったものをただそこへ置いておくということというふうに、ちょっとレベル低い話かもしれませんが、そういうことで思ったわけですが、現実的には収蔵庫というのはいわゆる物置的なものではないのでしょうか。どうなのですか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 先ほどの田中議員のお話にあったように歴史民俗資料館は平成2年ということで、まだ20年しかたっていないといえますか、80周年の事業で建設されたというふうに聞いております。建設された当初についての運営はちょっとわかりませんが、その後につ

いては郷土史研究会の方々がボランティア的に運営をしたというふうに聞いております。その後、合併前の数年ぐらい前からそうした郷土史研究会の人たちもなかなかその運営に携われないということで、現在の風連の生涯学習課の職員が入館者への対応をしてきたという状況があります。

それで、平成19年度、私が教育部の担当になったときにそれぞれの施設を見させていただきましたが、歴史民俗資料館に行ったとき、6月ぐらいだったと思うのですが、やはり入館が、年に数日しかあけられないという状況がありまして、行ったときにすごく蒸れたにおいといいますか、カビたにおいといいますか、そういったのがありました。原因は何なのかということなのですが、要するにやはり開館がされていないということで風通しが非常に悪いと、空気の対流がないということで、あそこに衣類あるのかばん等の資料もあったということなのです。そういったものがやはりカビを発生をさせているということがありまして、北国博物館ではそれを対処、カビを取り除く対応をいたしまして、それら衣類、かばんについては北国博物館のほうに移したという状況にあります。そういった意味で、北国博物館の収蔵庫のほうも非常に物が多くなったということで、北国博物館の満杯状態の資料を歴史民俗資料館に移していくという今の考えであります。

それとまた、今風連高校が閉校になるということがございまして、風連高校の記念になるものを風連中学校に置いてはどうかといったような御意見もありましたけれども、風連高校を風連中学校にするという部分の中では、そうした風連高校の記念の物を置くというスペースがないということもありまして、その風連高校の資料については歴史民俗資料館の一部2階にそういったものを置くことができないかといったような……1階ですか。1階に置けるかという、そういった検討もされるようにというふうに言われておりますので、

それらも検討をしていかなければならぬということでありまして、物置になるということではなくて1階の資料展示とそうしたメモリアル的な部分も入ってくるという今のところの構想になっているということでございます。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） それでは、この歴史民俗資料館については、いわゆる来館者が来なければ機能を果たさないということでもありますので、先ほど申し上げましたように来館をするときにスムーズに来館できるようにお願いをいたしたいと。そういうシステムをきちっと構築していただきたいということを要望しておきますので。

最後に、風連中央小学校の老朽化の問題でございますけれども、先ほどの答弁では私も今年の4定でお聞きをして、そういう答弁もあったわけですが、耐震化事業と優先順位では総合順位では6番目と、風連中央小学校は。これ総合順位では6番目ということでございますし、新名寄市総合計画では平成24年度以降から始まります後期計画の中での事業化ということでもありますけれども、今年の4定で同様の一般質問をしたわけですが、その中で藤原教育長の答弁がありました。その中では、去年の4月に発足いたしました適正配置、それから施設設備の整備計画と連動させることが市にとっても効果的であり、財政的にもプラスになると。今両方を兼ね合わせながら鋭意検討をしている、これは優先度調査だけで順位を定めるものではないという御答弁をいただいたわけでございます。今後私は、小中一貫校を目指して教育環境を整えるということを目指していくべきでないかなというふうに思いますので、その辺の御見解をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 確かに前回の答弁のとき、そういった施設の適配の関係と、それから施設整備計画ということで申し上げたとおりでありますけれども、現在もその部分については変わ

っておりません。耐震化計画については、その学校の老朽度といいますか、そういった部分の中の優先順位というふうになっております。しかしながら、この耐震化優先順位どおりいくかどうかというのは、やはり市内全体の学校の配置がどうなっていくのかということも含めて、そこを連携していくといたしますか、していかないと学校の施設整備も始まっていかないという状況にあります。現在は、名寄東小学校の屋内運動場と、それから風連中学校を移転をするという部分での耐震化ということがございます。そうしたことが今のところ22年に着手という状況になろうかと思っておりますけれども、その後3番目以降の順位が決まっている部分について、学校の全体の配置と絡めてそれが順位が上がっていくのか、あるいはそのままなのかということが今後決まっていくのではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 田中議員。

○17番（田中好望議員） いわゆる法的に耐震度調査とか等では6番目ということで、私も所管ではありますけれども、名寄市内の小中学校というのは余り内部に入ったことはございませんけれども、風連中央小学校につきましては表向きはきれいですけれども、教育長も教育委員会関係の方は知っておられると思うのですけれども、建物の中がすごく薄暗く感じまして、それと一番問題といたしますか、屋内体育館、あそこに窓ガラスみたいなものがあるのですけれども、その会社が何かもうつぶれてないそうなのです。そういったことで、あそこはガラスが割れたりなんかしても、たしか合併前はガムテープで張っていました。そういったことで、そういう時期もありました。

そういったことで、見ばえよりも本当に中身が暗い施設的にも老朽化しているというか、そういうこともありますので、最終的に冒頭申し上げました前倒しはできないのかといっても、これはやっぱり総合計画の枠の中で行われることですので

ども、たまたま今回の場合は風連高校が廃校になり、そこへ風連中学校が移転をする。そういった中で、いわゆる風連地域の学校の配置が変わってくる。これは、先ほど答弁の中にもありましたように市長部局も関係してくると。私は、風連高校が廃校になって風連中学校が移転をする、そこがいわゆる更地になる。そのことがなければ、私はこれは総合計画の中でやっぱりやっていくべきかなということだと思っていたのですけれども、このことに対していろいろ議論はあると思いますけれども、そういった中で風連地区の学校配置を含めて、昨年と同じことになりましてけれども、そういったことを踏まえたプロジェクトチームといいますか、そういうものを立ち上げていただきたいという質問をさせていただいたのですけれども、そういったことで風連中央小学校につきましては、やはり早急に総合計画も含めて御検討をいただきたいと思っております。

それでは、最後に要望といたしまして、先ほど望湖台センターハウスにつきましては2振興公社の統一、一元化に向けて検討するというところをお聞きいたしまして、私も立場上7割ほどはきちっと私が思っていた、風連地区の市民が思っていることの7割近くはお答えをいただいたのかなというふうに思っております。常日ごろ申し上げておりますように、ここで振興公社が一元化になるということは、いわゆる合併後の名寄、風連の一体感が一步前進したというふうに考えておりますので、そういった点で十分御検討をお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小野寺一知識議員） 以上で田中好望議員の質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時54分

再開 午後 1時55分

○議長（小野寺一知識議員） 休憩前に引き続き会

議を開きます。

農業推計と農地法改正について外3件を、日根野正敏議員。

○11番（日根野正敏議員） ただいま御指名がありましたので、本定例会におきまして大項目4件についてそれぞれお伺いをいたします。

まず初めに、農業推計と農地法改正についてでございますけれども、農業経営者の高齢化と後継者の減少により離農者と就農者のバランスが大きく崩れ、残った農業者が規模拡大をせざるを得ない状況とも言える現状であります。後継者の減少の要因は、農業の重労働と労働時間、その労働に対しての所得の低さ、農産物価格の低迷であることが第一の要因であると考えます。一方、規模拡大を続ける農業者についても拡大してふやした農地の支払いだけではなく、それに伴い農業機械の大型化や設備投資の資金返済、労働時間の増大と決して先が明るいとは言えませんが、世界的な食料事情を見たときには今後自国での食料生産の重要性、農地の保全の重要性を机の上だけでなく、農業者自身その豊かさを実感できる日が来るよう期待しています。それには、今後の農業推計をもとに個人の農業戦略とともに行政の政策方針も重要であります。そこで、農業推計について、10年前、現在、10年後の平均耕作面積と農業戸数、それらに伴う今後の課題についてお伺いをいたします。

次に、農地法改正についてお伺いをいたします。昨日佐藤議員からも同様の質問があり、重複するかとは思いますが、農業委員会としての見解をお尋ねいたします。改正法案は、5月初めに一部修正の上、自公民合意の上、衆議院でこの法案が可決されました。一部では、効率的な農地の利用を口実に利益最優先の企業による農業経営拡大に大きく道を開くものと批判もあります。反対に現在の農業者の農地集積を凶りやすくしたとも言われます。いずれにしても、今回新たに改正された農地法にのっとり、農業委員会を中心に農地の

保全、農地の流動が図られるわけですが、改正に当たっての見解とその対応についてお伺いをいたします。

次に、特例区大型バス事業と団体活動推進補助事業について。風連特例区大型バス事業につきましては、合併前の平成15年から実施されているため区内の市民、団体に事業内容もある程度浸透し、バス事業の活用をして活動の幅を広げ、利用が図られると感じますが、20人以上という利用規定から各種団体の会員の減少などで利用しづらい面もあると聞いているところがございますが、昨年の利用実績とことしの経過についてお伺いをいたします。

また、今年度から始まった団体活動推進補助事業、いわゆるバス借り上げ補助事業は、事業開始からまだ二月しか経過していませんが、申請件数をお伺いいたします。

次に、特例区バス事業につきましては、利用回数が団体年1回と利用制限がありますが、それを超えての利用をする必要があるときは、ことしから始まった団体活動推進補助事業も重複して利用可能なのか見解をお伺いをいたします。

続きまして、公共施設の宿泊利用について。営業を目的とした宿泊場所につきましては、市内には数多くありますが、営業が目的ではない宿泊する場所、いわゆる青少年の家などが市内にはなく、その代替に和室などがある風連地区でいいますと福祉センターや農村環境改善センターなどを少年団活動などの市内団体合宿等での宿泊の要望がある場合の見解をお伺いをいたします。

最後に、4点目、名寄地区、風連地区の旧焼却場の今後について。旧焼却場につきましては、平成11年にダイオキシン類対策特別措置法が制定され、利用停止までの期間、時限措置後停止となり、ことしで7年が経過いたします。コンクリートづくりのくすんで高い煙突のためイメージが悪く、市民からも早い時期の解体が望まれています。解体計画では、新名寄市総合計画後期、平成24

年から28年の間に位置づけになっていますが、中長期的な市の財政シミュレーションなどの観点から風連地区、名寄地区の旧焼却場の解体費用概算見積もりと今後の補助事業の見通し、残留ダイオキシン調査の推移と構築物の安全性についてお伺いをいたしまして、この場からの質問とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 日根野議員から大きな項目4点にわたり御質問をいただきました。大項目1点目の小項目1については私から、小項目2については農業委員会会長から、大項目2点目は総務部長、3点目は教育部長、4点目は生活福祉部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

初めに、農業推計と農地法改正について、小項目1番目の平均耕作面積と戸数の推移、課題についてお答えを申し上げます。推計の数値につきましては、平成18年度策定の名寄市農業農村振興計画に基づく2005年農業センサスを基準に説明させていただきます。まず、農家戸数につきましては、平成7年には1,219戸でありましたが、平成17年度では840戸、10年間で31.1%の減少となっています。この減少傾向は今後も続くものと考えられ、平成28年には678戸程度になると見込んでおります。平均耕作面積につきましては、平成7年で9.7ヘクタール、平成17年では13.1ヘクタール、平成28年では15.0ヘクタールと見込まれております。

このような状況の中、農家戸数や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が急速に進む中で地域農業を支えるすぐれた担い手を育成、確保することが緊急の課題となっております。また、農地の流動化においても中核的担い手の規模拡大だけに頼る利用集積では限界になるものと懸念されており、新規参入者の受け入れや法人化に向けた取り組みなど、地域ぐるみで土地利用の方策についての検討が必要となります。対策といたしまして

は、担い手の育成確保として市単独事業では農業青年育成に関する支援として調査、研修に助成する地域農業担い手育成事業、農家子弟が自立した取り組みに助成する農業青年チャレンジ事業等、新規参入、担い手確保に関する支援として条例に基づく新規就農者支援事業等を行っております。また、地域ぐるみで農村地域の有する多面的機能を維持するための対策として農業生産条件の不利を補正する中山間地域等直接支払交付金制度、農村環境、農業施設の保全管理を地域共同で行う農地・水・環境保全向上対策等、国の施策も有効に活用しております。今後も国、道の対策を有効に活用することを含め、関係機関と連携し、名寄市農業、農村の振興に努めてまいります。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 泉谷農業委員長。

○農業委員長（泉谷昭夫君） 私のほうから農地法改正につきまして、日根野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

農地法の一部改正案は2月末、閣議決定され、国会での論議に移りました。農地法第1条の法の目的をも改正する農地法制定以来の大改正となり、各方面で大きな論議を呼んでいるところでございます。今般の農地法改正当初案では、法律の目的、第1条に農地は耕作者みずからが所有することを最も適当であると、このような耕作主義から農地を効率的に利用する者による農地についての権利を促進に改正され、所有にこだわることなく農地の適切な利用が図られる制度に再構築しようとするものであります。その後、政府案の修正で与野党が合意をされ、法律の目的、第1条に耕作者の文言が復活いたしました。耕作者みずからによる農地の所有が果たしてきている重要な役割も踏まえつつを追加し、農地の利用は緩和するが、所有については耕作者に限ることを明確にいたしました。第3条関連においては、企業などが参入する場合の要件として、地域農業者との適切な役割分担のもと、経営の継続性、安定性や法人の業務執

行役員が農業に常時従事することなど、現行の特定法人貸付事業に沿った仕組みとし、農業委員会が農業生産法人以外の法人に貸し借りを許可する際、市長への通知が義務化され、市長は必要に応じて意見が述べられるよう許可の判断をより慎重にすることとし、その際許可を受けた者は毎年度利用に関する報告の義務を負うこととなります。また、参入した法人などが周辺地域の農業に悪影響を及ぼしたり、許可の条件が守られない場合は農業委員会の勧告と許可の取り消し規定が追加されました。今後企業の農地利用に関し、農業経営基盤強化促進法に基づく名寄市の農業基本構想の見直しを図った特定法人貸付事業を参考とし、行政、農業団体など関係機関との連携指導も仰ぎながら対応してまいりたいと考えております。

修正案は5月8日、衆議院本会議で可決、参議院に送られたところであります。北海道農業は、稲作を初め畑作、野菜、酪農など専業農家による大規模な土地利用型農業を展開し、国民の食料供給に大きな役割と責任を担ってまいりました。耕作者主義が貫かれ、企業の農地取得に歯どめをかけ、利用権に限定したことは農業委員会組織としては当初案と比較し、まずは一定の評価ができるものと考えております。

また、食料生産に必要な農地面積を確保するため、改正法案では違反転用に対する知事が行政代執行を行う制度の創設など、違反転用に対する罰則も強化されるなど農業委員会も難しい重要な役割を担うよう位置づけられており、7月には農業委員会の上部組織であります北海道農業会議から講師を招き、士別市農業委員会と合同研修会の開催を計画しております。8月以降には政令、省令や運用基準の通知など、事務局方の説明会も予定されると聞いております。今後もかけがえのない農地、私は常に位置づけておりますけれども、農地は農民のみならず、国民の貴重な財産ととらえております。この農地と担い手を守り、生かす農業委員会として委員、役職員一丸となって名寄市

農業発展のため努力をしまいる所存でありますので、今後一層の御指導を賜りますようお願いを申し上げます、御答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目2つ目の特例区バス事業と団体活動推進補助事業について、関連がありますので、一括してお答えいたします。

初めに、昨年度の大規模バスの利用状況についてであります。利用区分ごとに利用件数、利用日数についてお答えいたします。まず、市の関係では12件で日数が17日間、学校教育関係では96件で105日間、公民館などの生涯学習関係では28件で33日間、スポーツ少年団関係が3件で6日間、社会福祉協議会関係が1件で1日間となっております。総体では140件で日数が162日間となっております。また、本年度につきましても現在のところ昨年度の実績とほぼ同程度に推移しております。

次に、福祉及び社会教育関係団体の活動推進補助事業の申請件数について申し上げます。昨年度までは、市が福祉バスと生涯学習バスを所有し、市内の老人クラブや社会教育団体などが利用する際にバスを運行しておりました。この運行が自家バスによる貸し切りバス経営類似行為に抵触するのではないかと指摘があったこととバスの老朽化が進んだことから、今後の維持管理経費の増加を考え、バスを更新せず、民間活力を導入するとの視点に立ちまして、本年度から関係団体に対してバス借上げ費用の一部を補助することにしたものであります。6月6日現在の申請件数は、市の事業を除きまして14件となっております。今後も制度の普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、特例区の大規模バスと団体活動補助事業との併用の関係についてであります。御質問の趣旨については十分理解できますが、昨年まで市が直営でバスを所有していたときもことから団体

に対する補助に切りかえても使用回数は原則1回にしております。特例区のバスは、基本的には風連地区の住民に限っての利用になるため、併用を認めることとなりますと名寄地区住民との間に不公平が生じることになるため、併用は認められないこととしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、公共施設の宿泊利用についてお答えをいたします。

少年団等の合宿等に風連地区の福祉センター、農村環境改善センターでの宿泊が可能かどうかとの質問をいただきました。両センターとも現在施設を貸していますが、宿泊施設としての貸し館はしておりません。特例として都会っ子交流事業での宿泊場所として利用しておりますが、これは名寄市が主催の事業であり、職員もともに宿泊するため施設の管理等を同時に行うことができることから利用を許可してございます。

議員御質問のスポーツ少年団等が行う合宿による宿泊につきましては、現在夜間は機械警備で管理されており、警備員も宿泊していないため施設の管理責任等にふぐあいが生じることから、宿泊に関しましてはできないことへの御理解のほどをよろしく願いいたします。また、新しく建設される（仮称）地域交流センターにつきましても現在の福祉センターの機能と同じ管理を予定しているため、宿泊に関しましては同様にできないことへの理解をお願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 私からは、大きな項目4番目の名寄地区、風連地区の旧焼却場の今後についてお答え申し上げます。

まず初めに、（1）、解体費用の概算についてお尋ねがございました。名寄地区の一般廃棄物焼却処分施設につきましては、昭和48年防衛庁の

補助を受け、風連地区の焼却処分施設につきましては昭和54年、農林水産省の補助を受け、それぞれ設置され、稼働してまいりましたが、ダイオキシン類対策特別措置法により平成14年11月末をもって稼働を中止してきたところでございます。両焼却処分施設の解体につきましては、新名寄市総合計画の後期に解体を予定しているところでございます。

お尋ねのありました解体費用についてでございますが、名寄地区で約2億4,000万円、風連地区で約7,000万円の費用がかかると見積もっているところでございます。この金額には、土壌水質汚染の修復工事、さらには重金属類汚染により特別管理産業廃棄物処分となった場合の処理、本格的な客土、舗装、排水溝設備工事等は含まれてございません。あくまでも焼却施設及び関連施設の解体費用の現時点の見積額でございます。こうした費用を含めると、両焼却施設合わせまして約4億円前後の費用がかかるものと思われ、解体する際には有利な起債や補助メニュー等を活用してまいりたいと考えているところでございます。

次に、補助事業の見通しでございますが、環境省におきまして循環型社会形成交付金、助成率で3分の1、上限1億円がございしますが、解体後の跡地に廃棄物処理施設の整備を行う、あるいは廃棄物対策のための土地利用を行うなど、焼却炉の解体と一体として行う事業に対して交付されるものでございます。今後跡地利用を考慮しつつ、施設解体に当たりましてはさきに申しましたように補助事業等の活用を図ってまいらなければならぬと考えているところでございます。

次に、残留ダイオキシン調査の推移と構築物の安全性についてお尋ねがございました。残留ダイオキシンの関係でございますが、焼却処分施設稼働中は名寄、風連両地区とも年1回ダイオキシン類の調査、測定を行ってまいりました。施設閉鎖後は、旧風連町では年1回の測定を実施してまいりましたが、法律の定めがなく、合併以後は調査、

測定は行っておりません。しかし、名寄地区におきましては隣接する炭化センターにおきまして年2回の測定を実施しているところでありまして、これまでいずれも基準値内の数値となっておりまして、これまでいづれも基準値内の数値となっておりまして、焼却施設の解体時、解体後には新たに調査、測定を実施し、安全性を確認し、市民の皆さんに不安を与えないようにしてまいりたいとも考えるところでございます。

稼働終了後の6年間を含め、名寄地区は36年、風連地区は30年経過しているところでございます。名寄地区の処分施設につきましては、現在塵芥車の車庫、資源物置き場、リサイクルセンターの事務室、休憩室として使用しております。風連地区の施設につきましては、閉鎖の状態となっているところでございます。煙突につきましては、鉄筋コンクリートづくりで基礎もしっかりしていることから、倒壊の危険はないと考えておりますが、引き続き目視等による確認作業を行ってまいりたいと考えております。これら構築物につきましても焼却施設の解体時に同時に撤去してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

以上をもちまして、この場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 本日は、農業委員会の泉谷会長も御出席をいただいておりますので、せっかくの機会でございますので、時間制限もありますので、農地法の改正から再質問をさせていただきます。

今それぞれ御答弁をお聞きいたしますと、農地の番人としての決意の一端も含めた非常に安心できる答弁をいただきました。だからといって何も聞くことがないわけではないので、具体的にちょっと何点かお伺いをいたしたいと思っておりますけれども、現在は農地の賃貸の折には、それぞれ標準的な小作料の設定がされておりますけれども、今後新農地法になりますとそういった設定をしなくて

いいというようなことも言われておりますけれども、設定がないとどうしても企業優先の高いほうにいつてしまうということも考えられるのですけれども、その辺の今後の農業委員会としての考え方をまず1点目と、それから1つの農地に対して例えば地域の農業者と企業が両方手を挙げて貸してほしいというようなことがあった場合には、どちらをどのようなある程度の基準で選定をするのか、まず2点目としてお伺いいたしたいと思います。

それから、3点目といたしましては、今現在それぞれ農業者につきましては市道でありましょうが、例えば用水路、排水路、自分の土地でなくても地先の者がきれいに草を刈ったり、管理をしたりというようなことが慣例的に行われてきたと。今現在は農地・水・環境向上対策の部分で、幾ばくかそれに対する費用弁償的な部分もあるわけですが、企業に対してそういった賃貸契約のときにそういった公共的な活動に対する約束事といますか、附帯的な部分で契約の折にある程度その辺を約束させることができるのかどうか、その3点についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 泉谷農業委員長。

○農業委員長（泉谷昭夫君） 日根野議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目、小作料の文言がなくなります。そんなことで、どのような形で進めていくのかという質問、それから企業の貸付申し込みがあった場合、地域の農業者との競合はどのように考えていくのかと、このような御質問であります。さらに、もう一点は、今道路愛護あるいは用水路の草刈り等、地域の中でとり行っているわけでありませけれども、その辺はどのような形で企業が進出したら企業にもそのようなことをさせることができるのか、可能なのかどうかと、このような御質問だと思います。お答えをいたしますけれども、企業と地域の農業担い手の競合やら地域における賃貸料のバランスなど、地域に与える影響が懸念

されるところでございます。修正案は5月8日、衆議院本会議で可決いたしました。現在参議院で論議をしております。6月の初めと聞いておりましたけれども、場合によっては会期の延長があるということでありまして、会期の延長だろうと思っておりますけれども、いまだに決定は見ておりません。

そんなことで、今後政令あるいは省令等、運用基準の通知があると思っておりますけれども、農業委員会も非常に難しい判断を迫られるのかなと、このように思っております。貸付条件につきましては、市長への通知が義務化され、先ほども申し上げましたけれども、市長は必要に応じて意見が述べられるように、許可の判断をより慎重に進めることとなります。小作料に関しましても改正案におきまして小作料、小作人という文言がなくなります。しかし、これまで農業者の貸し手、借り手の契約の目安としてこの地域においても広く根づいております。名寄市農業委員会でも昨年改正をしたばかりではありますけれども、そんなことで担い手の農業経営を守る観点から、望ましい借地料水準を法的に設定する新たな制度により企業の農業参入による借地料の高騰を防止する、そのような仕組みが現在検討されているところでございます。

さらに、もう一点、道路愛護、用水路の草刈り等でございますけれども、企業への貸付要件として地域農業者との適切な役割分担のもとと明記されております。御質問の産業を初め、土地改良区の賦課金等も企業の責任と考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） わかりました。非常にわかりやすい答弁をしていただきまして、再質問はほとんどないかなという気がいたしますけれども、今回これは直接農地法には関係ないかもしれませんが、農業委員の改選期を迎えて泉谷会長の勇退ということもうわさでは聞いておりますけれども、そういった進退問題とは別に長い間農業委員としてのまとめ役をやってこれ

たということで、今後における名寄市の農業について何か思いでありますとか考え、方向があればお伺いをいたしまして、この農地法の関係については最後の質問にさせていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（小野寺一知議員） 泉谷農業委員会会長。

○農業委員会長（泉谷昭夫君） ただいま日根野議員から進退についてという話も出ました。私ごときがこの神聖な議場におきまして自分の去就についてお話をさせていただくと、これはこの上ない光栄なことでございますけれども、実ははっきり申し上げますけれども、この6月26日が今期の農業委員会の最後の総会になります。その席上で委員の皆さんにごあいさつを申し上げ、御理解をいただきたいと思いますと思っておりました。ですから、まだ農業委員の皆さんにはお話は、この議員の中にも2人、私の目の前におりますけれども、お話はいたしておりません。ただ、結論から申し上げますと私は今回で農業委員をやめさせていただくということを決心いたしました。

私の地域に幸いにいたしまして私の信頼できる立派な後継者がこの後農業委員を続けてくれると、このようなお話が出ました。私もお願いした一人でありますけれども、私はことしの9月で69歳になります。私は後継者もおりません。したがって、いつまでも続けるのがいいのかと。私は、もしやっただにしてももう一期ですと。では、やっぱり後継者がいるうちに、私の農業者の後継者はいないのですけれども、農業委員の後継者は見つかりましたので、この方に譲って、このかけがえない農地と担い手を守る農業委員の委員として続けていっていただきたいと思っております。

顧みますると、私は平成5年に初めて選挙委員として農業委員会に当選をさせていただきました。私は、若くして農業委員になったわけではありません。当時もう52歳でございました。それから16年間、6期と言ったらいいのでしょうか。途中で合併がありましたから、1期1年の時期もご

ございました。6期というより5期と1年と言ったほうがいいのかもかもしれません。したがって、16年間本当に議会の議員の皆様方を初め、関係する皆さんに温かい御指導やら御支援を賜りましたことを心からこの席で厚くお礼を申し上げる次第でございます。

私も最初は3期でやめようかなと、このように思っておりました。ただ、3期目にちょうど、旧風連町時代ですけれども、会長もおやめになる、代理もおやめになる、農地部会長もおやめになる、農政部会長もおやめになる、このような異常な事態になったわけでございます。平成11年でございました。その場で、どなたが会長をこれから続けていくのだと。私がちょうど少し年頭でしたから、この場はあなたしかいないのだと。このようなことで、何日か集まりましたけれども、私も責められました。私は、先ほどから申し上げますとおり、まだ2期しかやっていませんでした。何の経験もないと言っても過言でなかったのですが、その中で会長になりまして、なったときはやはり心配もしましたし、苦勞もいたしました。しかし、これまで10年間続けられてこれたのは、繰り返すようすけれども、関係する議会の議員の皆さん、そして名寄市の農家の皆さんの本当に温かい御支援のおかげだと思って感謝をいたしております。

先ほど来申し上げておりますけれども、今昭和27年以来という農地法の改正が行われます。農業も大きく変わろうとしております。最初は、所有から利用へと字句書きを大きく外すと。ですから、今までは我々が主張してきた耕作主義もこの第1条の文言からは外れていたわけです。それを我々が運動して、ことしも5月28日ですか。東京で毎年全国大会がありますけれども、私も上川地方農業委員会連合会の副会長をやらせていただいたものですから、そんなことで毎年行ってまいりました。そんなことで我々の主張も少しは通ったかなと、このように思っております。

思い起こせばいろんなことがありますけれども、余り長くしゃべっても時間の関係もあるのでしょうか、この辺でやめさせていただきますけれども、本当にお礼を申し上げますし、今農業は厳しいと言われますけれども、農業だけが厳しいわけではありません。これからの農業は、世界の穀物の需給は非常に逼迫した状況でありますから、金を出せばどんどん、どんどん外国から物を買える時代ではなくなると思うのです。きっとこの後は農家にも明るい日差しが差し込んでくるのではないかと、そしてそうなってもらわなければ困ると私は思っております。そんなことで、私は引退いたしますけれども、この後若い方にやっていただき、この農業が発展することを願っております。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 勇退されるということで、地域で決められたことでございますので、私が引きとめるわけにもいきませんけれども、勇退されても後進の指導あるいは農業の先輩で今後とも御活躍をしていただきたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、農業推計について質問を続けたいと思っておりますけれども、農地、農業戸数については平成7年が1,219戸、それから20年後には、28年には678戸と。本当に約半分ぐらいに減ってしまうというような推計でございますけれども、農地については20年間の間で約9.7から15ヘクタールということで5ヘクタール、思ったほどはふえないのかなというふうな印象を受けておりますけれども、今後農地に対する考え方については2通りの考え方が出てくるのではないかなというふうに思いますが、1つは効率の悪い本当に小さな田んぼについては、今は中山間事業等で国からの支援もありますけれども、ある程度は守ってはいけると思いますが、流動的になりますと果たしてその農地が売買になるかということなかなか難しい時代が来るのではないかなという

ふうに感じておりますけれども、もう一つについては、そういった効率の悪い農地は最終的にはだれも買い手がいなかったら、言ってみれば費用対効果から考えますとあきらめたほうがいいのではないかなという考え方も一つは言えると思うのですけれども、もう一つは今後農地は絶対守っていくのだというような考え方のもと、効率がよかろうが悪かろうがいつでも食料をつくれるような形で保全をしていくのか。行政としてはどちらの方向を目指しているのか。その辺の見解をまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 条件の悪い農地というのは、どうしてもなかなか売れないとか借りてもらえないという、そういう状況はあります。昨年国の指導もございまして、いわゆる耕作放棄地の問題が全国的に大きな問題となっております。全体的に調査せよという、こういった指導が入りまして、全国的にやって名寄市も昨年上川支庁、農業委員会、農務課で調査をいたしました。その中で、農地に復元して利用することが不可能な土地、そういう土地が約13ヘクタール、これは基本的には農地に復元できないという前提ですから、山林の部分に近いところはやっぱり山に戻すということになるかと思っておりますし、市街地に近いところはやはりそういった市街地としての活用ということになるというふうに考えております。

ただ、多少の施しをすればとかというようなことで、いわゆる農地として保全すべき土地というのが6.3ヘクタールありまして、これについては何とかやっぱり所有者の方にきちっと保全して活用していただくというような指導をしていきたいなというふうに考えております。この耕作放棄地の問題につきましては、国もあらゆる予算もつけながら今対策が出てきておりまして、その中でどの程度そういった対策を利用しながらきちっとした復元ができるかというのを地元の中で農協と協議しながら検討していきたいというふうに思っております。

おりますが、今後こういった部分については農業委員会なり農協と協力してきちっとした保全に努めていきたいと。したがって、先ほど一番初めに申し上げましたように何でもかんでも農地にということにはならない部分というのはやはりあるということで、その整理をきちっとしたいということです。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 農業推計につきましては理解をいたしました。

続きまして、ちょっと順序がばらばらになりましてすけれども、最後に質問をいたしました旧焼却場の関係についてお伺いいたしますけれども、2つの焼却場を解体するとなりますと今答弁ありましたように4億円という非常に大きなお金がかかると。そしてまた、補助事業を受けるというとその跡地利用、跡に何か建てるかどうか、そういう計画がなければ今のところ補助事業がないということで、その補助事業を受けるための何かメニューというか、計画的なものは今あるのかどうかちょっと御答弁をいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） まだ具体的な部分では検討しておりませんが、例えば現在あそこにございますリサイクルセンターの改築だとか、あるいは土地の利用の部分でいきますとストックヤードなんかについてもその要件に合致するというふうに伺っていますので、そこら辺も含めた中で跡利用を早急に詰める中から補助事業の活用で本当にできるだけ早い時期に解体を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 無理をしてその補助事業を受けるために無駄な建物という部分も、そういう考えはないでしょうけれども、その辺も気をつけながら進めなければ難しいなという気がしますが、単独でやるとすれば4億円とい

うことで、今風連でやっている再開発にやや近いような手出しに単独であればなるわけで、非常に大きな事業だなというふうに私は考えているのですけれども、ただ見た目がどうしても悪いものですから、市民からもあれはいつ壊すのだとかとよく私も言われるのですけれども、ただ壊すだけのためにそんなに巨額な金をかけてやる必要が私はあるのかなと。見た目が悪いのであれば、例えばあの煙突にきれいにペンキを塗って、あるいはオブジェだとかアートの存在に変化させるというかな。例えばあの煙突の先に今ふたがかぶさっていますけれども、とんがらせて大きな鉛筆が立っているようにとか、そういった見た目に不快に感じないような形で保存というか置いておけば、別に無理して高いお金をかけて壊さなくてもいいのではないかなという気がするのですけれども、その辺の見解をお願いしたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいまお話しございましたけれども、ちょっと先ほどの答弁に加えさせていただきますと、多額な費用がかかるということで平成14年当時に北海道内では104の施設が操業停止というか、稼働を中止したところがございますけれども、平成20年現在でございますけれども、その後解体したのが14施設というような状況でございます。上川でも実施しているのが、上川でも当時15施設ほどあったのですけれども、鷹栖と中川町だけが実施しているということで、いずれの市町村についてもこれらの解体についての対応を苦慮しているのが実態でございます。

それで、ただいま撤去、解体しないのであれば、煙突等を活用した中での一つの宣伝塔的な部分なり、色を塗るなり少しきれいにしたらいいのではないかなというような御提言でございますけれども、両地区の施設それぞれ国道なり近接する道路から見える位置にはございますけれども、国道からの距離だとか、あるいは車の通行量、それから景観

など付近との調和等もごございますし、また解体までの時間などを考え、考慮いたしますと、少し実現性が困難でないかと考えているところでございますけれども、御提言をいただきましたので、少し部内でも協議をさせていただきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） いろんな方法があると思うのです。今の答弁ですと、なかなかそれも難しいというような答弁で、必ずそれでは総合計画の2次の段階で解体するというような明言ができるのかどうか。その辺も含めて、やっぱり長期的な部分で例えばもしあれが壊さなくて済むようなことになれば、財政的なシミュレーションもまたがらっと変わってきて、若干先延ばしではありますけれども、もっと財政的には明るい部分も出てくるのではないかなというふうに、それはペンキを塗るためのお金は多少はかかると思うのですけれども、もう少しそういう結論を出すのではなくて検討をする価値があるのではないかなというふうに考えますが、その辺をもう一度答弁をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 決して検討しないとか、そういうことではございません。御提言をしないということではございませんけれども、先ほどの私が何点か述べた部分なんかも踏まえた中で、部内で協議させていただきたいということでぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 十分前向きに検討をしていただきたい。例えば市民から、これをちょっと見た目をよくしたいと公募をしても私は協働の精神からいってもいいのではないかなと思っていますので、ぜひ行ってください。

それでは、続きましてバスの関係で再質問をさせていただきますけれども、事業内容の重複できないというのは理解いたしました。もう一点は、

例えば風連は大型バス事業がありますので、20人いかなかった場合の風連の市民がことしからできた事業にも乗れるのかどうか、その辺と、それからことしから始まったその事業については利用件数が十何件でしたよね。まだまだ1年間の申請を今から受け付けているにしては非常に件数が少ないのではないかなと、知らない人が多いのではないかなというふうに考えますので、その辺のPRももっともっと各団体にしたほうがいいと思いますけれども、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 福祉と教育委員会ということでそれぞれ抱えている団体、過去に相当多く利用している実態もありますので、PR活動については日根野議員おっしゃるとおり新しい制度が立ち上がりましたので、その辺については十分対応してまいりたいというふうに考えています。

それと、利用の関係につきまして、風連特例区のバスが大型バスだということも含めて、利用の関係については20人を超えるということの制限というか、利用を有効にやるためにやっているルールではないかと思っております、具体的な対応につきましてちょっと担当のほうと詰めさせていただいて、基本的には老人クラブの活動の関係の支援のバスについては、従前名寄地区で2回やっていたものを合併に伴って1回にして風連地区にも拡大ということを当時取り組んだのも私たちでしたので、その辺も含めまして具体の20人以下の取り扱いの関係についてちょっと検討させていただいて、後日御回答をさせていただきたいと思っています。よろしく申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） わかりました。

それでは最後に、公共施設の宿泊の関係についてお伺いいたしますけれども、管理上現状では宿泊は難しいという御答弁でありましたけれども、福祉センターを今度解体されて北側が残ると思う

のですけれども、その辺の機能の持たせ方というのはまだはっきり決まっていなと思うのですけれども、その辺でまたそういった機能をつけるような検討もしてほしいなという気がしますし、また名寄側でいえば午前中、黒井徹議員からもありましたが、名農の寮、あの辺も青少年の家的な機能を持たすような協議のテーブルの上ののせていただきたいなというふうに、名寄市については青少年の家みたいな本当に格安で合宿ができて泊まれるようなところがありませんので、土別には九十九にあるのですけれども、そういった部分も市民の活動の向上に役立てるように検討をしたほうがいいと思いますけれども、見解をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今御質問ありました風連福祉センターの裏の部分、あれは平成12年の建物ということで残して跡利用をしたいというふうに今検討していますけれども、具体的にどのような活用をするかというのはまだ具体的には決まっておられません。

それで、今合宿等にそういう部分についても使えないかということでもありますけれども、現状の中でその関係の少年団等がどのぐらい合宿の要望等があるのか、そんなことも含めて調査をしながら、要望が高いということになれば、そうした活用の方法も探っていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、提言をいただいた部分がありますので、今後調査をしながら今後の風連福祉センターの北側といいますか、そちらの部分の検討についてもそうしたことも意見をいただきながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育部長（藤原 忠君） 名寄農業高校の寮についてもお尋ねがございました。名寄農業高校の創俊寮というのでありますが、創俊寮は国が農業後継者育成のために建てた寮でございまして、今は

生徒数が少ないので、寮自体はあいている状況にはありますが、使用は難しいのではないかと、こんなふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 今すぐ貸せとかというのではなくて、先ほど黒井議員も言ったように今後それらの活用も含めて協議をその中に盛り込んでいただきたいというふうに希望するわけですから、その辺の考え方をもう一度、見解をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 藤原教育長。

○教育部長（藤原 忠君） 名寄農業高校につきましては、先ほどの黒井議員の御質問にもありましたように今後は跡地利用などのことについてもさまざまな議論が重ねられていきますので、その折にまた、設置者は国と道でありますので、そちらのほうにお話はしてみたいと、そんなふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 日根野議員。

○11番（日根野正敏議員） 質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 以上で日根野正敏議員の質問を終わります。

15時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時54分

再開 午後 3時10分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先行取得した公有用地の利活用について外2件を、高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 議長より指名を受けましたので、さきに通告してあります順に従いまして順次質問をいたしたいと思っております。

最初に、先行取得した公有地の利活用について質問をいたしたいと思っております。地方公共団体の健全化に関する法律が平成19年6月に成立をし、すべての地方公共団体は平成19年度決算から健全化判断比率の指標を公表することが義務づけさ

れました。この健全化判断比率に公営企業、さらには出資法人等を含め一般会計等が将来負担すべき自主的な債務の比率、将来負担比率が加わったことから、第三セクター、土地開発公社等の経営状況についても強い関心を持たざるを得なくなりました。

土地開発公社は、私から言うまでもなく近い将来自治体が必要とする土地を自治体にかかわって先行取得をし、実際に必要になった時点で取得時の価格に取得後の経費や金利を上乗せして自治体に売却するというものであると思います。このスキームは、自治体の事業計画が順調に実施をされ、かつ地価が上昇し続ける状況下で有効に機能をしたと思いますが、しかしバブル崩壊とそれに伴う自治体財政の逼迫と公共事業縮小の影響により土地開発公社の役割やその枠組みは崩壊したと言っても過言ではないのではないかと思うところもあります。当市の土地開発公社においても長期保有土地を多数抱えざるを得ない状況にあります。とりわけ旧営林署跡地、市民文化センター敷地等の今後の活用計画、またはこのたび民間企業と基本協定が取り交わされたJR名寄駅横再整備事業推進にかかわる旧名寄駅宿舍跡地等の譲渡及び活用についての具体的な計画についてもこの際お伺いをするとともに、市有地として先行取得をした旧北洋銀行跡地の今後の利用計画についてもお伺いをいたします。

さらに、前段申し上げましたように構造的な問題を抱える土地開発公社の解決に向け、今後どのように対応されるのか、あわせてお伺いをいたします。

2点目に、指定管理者制度について質問をいたします。地方自治法の改正に伴い指定管理者制度の導入がなされたことに伴い、当市においても平成18年3月に指定手続等に関する条例を制定し、対応されてきました。指定管理者の指定は、言うまでもなく行政処分であり、請負契約でないわけです。入札の対象にはなりません。した

がって、指定の申請に当たっては複数の申請者の事業計画を提出をさせ、市民の平等利用の確保、施設の効率的利用や経費節減、安定管理の物的、人的能力などの選考基準により最も最適な団体を選定することが望ましいと考えるところであります。当市においても制度を導入して3年が経過をし、一部更新を終えた施設もあるわけです。これまでの公募等の実態と制度の課題をどのようにとらえているか、お伺いをいたします。

また、指定管理者は処分に該当する使用許可を行うことができることとされていることから市は公の施設の設置者として指定管理者の監督はもとより、市民への説明責任を果たす立場からも事業評価及び財務監査等をしっかり行い、市民にも明らかにすべきと考えますが、これまでの取り組みと今後の対応についてお伺いをいたします。

3点目に、学校支援地域本部事業について質問をいたします。文部科学省は、地域住民等が学校教育を支援することにより地域の教育力向上と青少年の健全育成を図ることにつながることを期待をし、平成20年度から3カ年、委託事業として学校支援地域本部事業が実施されております。当市においても昨年度これらの事業に取り組むため、本部立ち上げがなされた旨報告がありますが、これまでの取り組みの現状と今後の具体的な事業計画についてお伺いをいたします。

以上を申し上げ、この場からの質問を終えさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ただいま高見議員から大きな項目で3つの質問をいただきました。

1項目め及び2項目めにつきましては私のほうから、3項目めは教育部長からの答弁となりますので、よろしく申し上げます。

まず、1項目め、先行取得した公有地利活用についてお答えします。土地開発公社所有の保有地等に関する御質問にまずお答えします。名寄市土地開発公社は、平成20年度末で公有土地、完成

土地、未完成土地、合わせて15区画、面積で13万6,924平米を保有しています。お尋ねの1つとして、旧営林署跡地につきましては、名寄警察署の新庁舎建設の際の建てかえ予定候補地として平成15年度に5,201平米を取得しましたが、北海道の財政状況の悪化などの問題から現在まで進展しておりません。今後名寄警察署の建てかえの見通し、必要な敷地面積などを北海道と協議してまいりたいと考えています。

2つ目として、市民文化センター敷地及び西側の用地8,279平米につきましては、平成15年度に総合福祉センター及び法務局周辺の土地と交換で取得をいたしました。この土地は、長い間文化センター敷地及び駐車場として借地により利用してまいりましたが、土地所有者から宅地分譲をして民間に売却処分したい旨の意向が伝えられ、敷地の一部に現在の市民文化センターが建っていること、将来の文化大ホール建設の際に必要な土地と判断をして取得をしたものであります。現在のところ、大ホール建設の見通しは立っておりませんが、市民会館の老朽化が進んでいることから、市民会館の機能を備えたホール建設を進めるため、5月に庁内検討委員会を立ち上げたところであります。ホール建設の際の有力な候補地と考えられておりますので、庁内検討委員会で議論をし、市民の皆さんにお示しをしてまいりたいと考えております。

3つ目として、駅横の土地につきましては、国鉄清算事業団から平成5年度と平成6年度に9,536平米を、JRから平成12年度に2,531平米をそれぞれ取得いたしました。さきの議員協議会でもお示ししましたが、名寄市と商工会議所、株式会社西條の3者でJR名寄駅横再整備事業推進に関する基本協定書を締結し、市街地の活性化と商店街のにぎわいの創出を図るため、この土地を活用し、駅南側の再整備を図るものです。特に南側の9,536平米につきましては、株式会社西條と価格交渉がまとまり次第、売却をする予定で

あります。

4つ目として、旧北洋銀行跡地515平米につきましては、名よせ通商店街から高齢者のケアつき住宅を含めた複合施設の用地として市が取得してほしいとの要望があったことから、名寄市が平成14年度末に北洋銀行から取得をいたしました。その後、同構想が実現するまで商店街のにぎわい創出を図るためのイベントや来客の駐車場として利用したいとの申し出があり、維持管理については商店街が負担することを条件に無償による使用貸借の契約を名よせ通商店街と締結をいたしておりました。商店街は、平成21年度の総会で投資額は多大で先ほどの高齢者のケアつき住宅構想、いわゆるシルバー構想は断念を決定いたしました。跡地の無償貸与は引き続き継続してほしいこと、商店街に加盟する個人が同構想を引き続き検討する中で、売却の際は連絡をしてほしい旨の要望を市に提出されました。今後は、都市再生整備計画の中で跡地の利活用を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

小項目の2、土地開発会社の今後のあり方について御質問をいただきました。議員御指摘のとおり、土地開発公社の役割は行政にかわって土地を先行取得し、実際の事業展開の際に行政に売り払うというもので、近年は長く続く土地価格の下落や市町村の財政状況の悪化により当初の目的から見ますと大きく乖離している状況になっております。土地開発公社を含めて株式会社名寄振興公社、株式会社望湖台振興公社、株式会社ふうれんなどの第三セクター全体の今後のあり方について、先ほどの健全化判断指標の公表につきまして、道庁を初め関係機関から財政状況の悪化の懸念も含め、一定の方向を出すことが求められてきました。このため、7月には庁内に検討組織を設け、廃止や統合を含めた一定の方向を年度内をめどに検討してまいりたいと考えております。

なお、土地開発公社につきましては、土地開発公社経営健全化対策が国から示されております。

土地開発公社健全化計画を樹立すると、地方債による単年度財源の確保や利子負担を特別交付税によりおおむね10年間措置される財政支援の制度もありますので、財政負担の軽減を視野に入れて今後検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、大きな項目の2つ目、指定管理者制度についてお答えします。指定管理者制度についてであります。御存じのとおり平成15年9月の地方自治法の改正により公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上とコストの削減を図ることを目的として創設されました。名寄市においても平成18年3月に名寄市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例と同条例施行規則を制定し対応してまいりました。

現時点での状況ですが、31施設を13団体に指定しています。年度別の内訳といたしましては、平成17年度に2施設、平成18年度に13施設、19年度はなくて20年度に4施設、平成21年度に12施設となり、さらに団体別に見ますと名寄市体育協会8施設、道北なよろ農業協同組合5施設、名寄振興公社と名寄市社会福祉事業団がそれぞれ4施設、名寄市西部地区集落センター運営委員会が2施設、その他二チロ畜産（株）など8団体が1施設ずつとなっております。これらの委託料は、平成19年度の決算では27施設で13億2,424万円、20年度予算では31施設で16億4,384万円、21年度予算では31施設で17億2,832万円となります。公募及び非公募につきましては、公募が8団体15施設、非公募が7団体16施設となっており、いずれも5割程度の比率になります。

課題につきましては、制度の趣旨から公の施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上とコストの削減を図ることですが、平成21年度の更新時の状況を見ますと公募予定者説明会には複数の団体が来られておりますが、当日のヒアリングには1団体のみという状況であります。競争原理に基づく経費の削減効果が大都市と異なり

期待がしづらい状況にありますが、この制度は民間の英知と活力により地域経済の活性化に資するというのが最大の眼目であると考えています。

次に、事業評価と財務監査の取り組みと今後の対応についてであります。事業評価につきましては条例第13条の規定により、毎年度管理業務の実施状況など5項目の事項について事業報告書の提出を義務づけております。選定については、同条例施行規則第5条では候補者の選定を公平かつ適正に行うため、副市長を委員長に専門的知識を有する市民と庁内メンバーによる指定管理者候補者選定委員会を設置し、選定を行っております。選定後は、担当課においてそれら報告書をもとに一定の評価を行い、場合によっては指導も行い、これら資料は更新時の選定資料としておりますが、内部評価にとどまっており、十分な事業評価になっているとは言えないものと考えております。

指定管理者制度の指定の2巡目を迎え、これまでの管理運営をどのように評価するかという点で模索をしてみました。客観的な評価を実現すること及び施設運営管理そのものの目的を再確認する意味からも市民と協働のまちづくりの観点で外部の有識者や利用者代表などによる第三者評価制度の実施を検討すべきものと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、学校支援地域本部事業についてお答えをいたします。

初めに、名寄市における取り組みの現状についてでございます。学校支援地域本部事業は、地域の教育力の向上と多忙な学校教員を支援し、子供に対してよりきめの細やかな指導体制をつくることを目的に、文部科学省では平成20年度から3年間委託事業として行うことになり、北海道では昨年度179の市町村が応募して取り組むことになりました。名寄市でも昨年度の第3次募集に申請し、11月26日に町内会連合会、行政区長会、校長会、教頭会、市PTA連合会、名寄市で構成

する学校支援地域本部事業実行委員会を兼ねた地域教育協議会を設立したところでございます。

平成20年度の取り組みとしましては、本部を1本部とし、モデル実施地区として名寄東中学校の校区を選定し、登下校時における安全指導や異世代交流活動の実施、全道の事業成果発表会など研修事業への参加、そして学校ニーズの調査を行いました。安全指導のための雨具や巡回車に張るステッカーを購入し、学校に配付したところであります。また、名寄東中学校校区での学校支援としては安心会議、ちょこっと先生、昔の遊びなど、高齢者との異世代交流、大学生による学習支援、本の読み聞かせ、少年団活動や部活動への外部指導を実施してきたところでございます。

次に、今後の具体的な取り組みについてお尋ねがありました。2年目に入ります本年度の取り組みにつきましては、6月4日に実行委員会を開催し、事業計画を決めたところですが、本年は新たに名寄中学校校区、風連中学校校区を加え、小中学校15校の市内全域に活動範囲を広げ、取り組みを進めてまいります。具体的な活動内容としましては、昨年度も行いました登下校時の安全指導や異世代交流、学習支援活動を実施するとともに、学校支援ボランティアによる花壇整備等校内美化、環境整備活動を予定しております。また、活動の連絡調整役である地域コーディネーターの養成講座に参加していきます。さらに、学校ニーズの調査を引き続き行い、学校からの支援要望の検討とボランティアによる学校支援を実施すべく学校支援の基盤づくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） それぞれ御答弁をいただきましたけれども、再質問をさせていただきますと思います。

最初に、先行取得した公有用地の利活用について、それぞれお話をいただきました。旧営林署跡

地の部分については、名寄警察署の建てかえ用地として取得をしようではないかという答弁もあり、あるいは平成15年でしたかね。に取得をしたのは私も理解をしているつもりであります。私の記憶に違いがあれば訂正をさせていただきたいと思えますけれども、当時もそう明確なことではなかったかとも思えますけれども、名寄警察署の建てかえについてはもう実施、北海道警察署の建てかえランクでいえば10本の指に入って9番目ぐらいになるのではないかと、いろんなことでいえば、そう遠い将来ではなくて極めて近い将来に警察署の建てかえがなされるやに話を伺っていたわけであります。

これは、先ほど答弁にもありましたけれども、北海道の財政状況等々を含めて、そうこちらが思うようにいかないことも承知をするわけでありませけれども、しかし総務部長の今の御答弁では、名寄警察署の建てかえ用地として今後協議を進めていきたいということは、私は率直に言わせていただいて、ここ5年、6年たってしっかりとした協議が、建てかえの時期がいつになるかは、仮に時間的な問題は置いてあるとしても協議がなされていないということについて極めて奇異に感じるので。というのは、旧営林署跡地を取得をした際にそういう思いもあり、この市役所と警察署ではもう御案内のとおり市民の皆さんが例えば名寄警察署を訪れても駐車するスペースがないわけがあります。ですから、少なくとも古くて建てかえをする部分についても大分経過年数があるということもあり、そして加えて敷地もなくて来訪者のいわば駐車スペースもないと。こういうような状況等々を考えたときに、私は名寄警察署と十分な話をして、北海道としっかりと話をして、そして本当に建てかえをするとすればどのぐらいの面積が必要なのかと。私も名寄市としては少なくとも、営林署跡地の敷地面積がいかほどでしたかね。5,200平米ぐらい、あそこの一面を持っているわけです。あの面積、全部要るのか、ある

いはそうではなくしてどの程度の面積になるのか。こういうことを私は少なくとも議論をして、そして建てかえの時期がいつになるのかというのは、財政状況を含めてのこれまた議論があると思うのでありますけれども、そういう議論というか、経過を経て少なくとも土地利用というものを明確にしていきたいと思います。極めて当然のことだと思っておりますけれども、その点については欠落をしているのか、あるいは協議をした経過があるのかないのかを含めてお答えをいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） ちょっと答弁が舌足らずで申しわけなかったと思っています。

15年当時の購入したときの新聞にも面積の関係については5,200平米が駐車場敷地も含めて必要であると。その当時も名寄警察署の署長を含めて、名寄市側として相談をさせていただいています。その後、名寄警察署の署長さんが交代されるたびに建てかえ用地として市のほうで用地を先行取得しておりますということも含めて相談はさせていただいております。その中で、警察署の名寄警察署、それからこの管内の警察署のあり方も含めてという話と北海道の財政状況ということもありまして、必要な面積については名寄警察署、それから市のほうの協議の中では5,200平米全区画がないと全体の施設整備計画が整わないということと署長さんの交代についてもその都度名寄警察署のほうは協議をさせていただいております。ただ、道警本部のほうとのこちら側のほうから出向いて協議に行くような状態にまでなっておらなかったものですから、その辺につきましては十分な詰めができていないとか、名寄警察署長さんのレベルで一定の説明をさせていただいて地元との協議はさせていただいております。その辺の部分につきましては、維持管理経費の問題も含めてありますので、内部協議をしまして道警本部と協議ができるのかどうか、その辺も含めて検

討してまいりたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） ぜひそうしてほしいと思いますけれども、私は少なくともこの間提示をされた土地開発公社の経営状況の報告等でも例えばあそこの土地、わかりやすく6,000万円ですよね、取得した価格。21年度の売却予定が6,400万円ぐらいになる。私は、最初に申しあげましたように取得してから金利の分と維持管理費を含めて経費かかるわけです。これに含み損があるかどうかは、私はまだわかりませんが、少なくともこの五、六年で400万円からの部分が土地開発公社の金利分を含めてあるわけです。ですから、北海道と話をするにしても私は一定面積、北海道の部分でどのぐらい必要なのかということが確定というか、おおむね理解をすると。私は、それ以外に宅地にするのか、それ以外の部分をどうするのかと、そういう具体的な議論をスピード感というのではなく、極めて常識的にやるべきだというふうに思うのであります。

警察署長さんなりなんなり、名寄警察署の意向というか、こういうのをやっぱり地元としてしっかりとらえながら、そして道警がいいのか、あるいは財政当局なのか、そうした面では政治力も含めて行政側がどう動くか。市民の要望としてしっかりと行くとすれば、私は自衛隊の部分もそういう署名運動ありましたけれども、市民運動として名寄警察署はもう訪れても駐車もする場所もございませんと、ぜひ建てかえをいただきたいという市民運動として例えばでありますけれども、署名運動等々、それこそ行ってでもしっかりとした方向を出していくべきでないのかというふうに思うわけでありまして、この付近は今後の決意も含めて、そう軽やかに北海道警へ行って協議をしますではなくて、やっぱり住民運動としても取り組みをするぞというぐらいのいわば気迫なり、そうした行政の前向きな考え方が必要でないのかというふうに思いますけれども、その点につ

いてはいかがですか。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 総務部長から若干今までの経緯について説明をさせていただきましたけれども、私もこの用地の取得については、営林署が民間に売り払いをしたいという、こういう状況の中から選択肢として公用地としての先行取得をどうするかと、こういう検討をし、さらに目的としては何に使うかと、建物を残してもらうかどうかと、こういうことも含めて検討をした経過があります。その中で、究極、警察署の移転候補地と、こういうことに絞り込みをさせていただきました。昭和50年代に現在の警察庁舎を建てかえするときに、名寄市が候補地のあっせんができなくて現在地に建てかえを余儀なくされたという苦い経験も持っているわけでございまして、ぜひ新築を用地を確保することで促進をしたいと。用地を取得をした中で、すぐ立場として責任を全うするべく道警の本部、北海道の総務部にも足を運びました。道内の警察署、数あるわけですが、その中で老朽化の順番では5番目、6番目と、こういう位置づけということを聞かされまして、その後北海道は新たな建物等については少し抑制をすると、こういう状況が続いております、市民の期待する状況になっていないのが事実であります。

しかし、指摘ありましたように名寄市の庁舎、警察の庁舎ともに駐車場を十分に持たない敷地の中でこのような市民に対する不便をかけていると、こういうことがありますから、早く道警が新名寄警察庁舎を建てていただくようにしっかりと要望を続けてまいりたいと思いますし、また名寄市が合併する前には現警察庁舎についてはバリアフリー的な建物にもなっているということも含めて、一定の建物で第2庁舎的な要素も含めて検討をしてきた経過があります。現在新名寄市としての庁舎として、そうした建物の使い方をするのかどうかと、このことについても早急に方向づけをしていかねばならない課題と、こんなふうにお

ておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 市長から話がありましたようにぜひ、私の9番目か10番目というのは相当以前の話でありますから、それ以後市長から話ありますように名寄警察署が道内警察署において五、六番目ぐらいまできているということでもありますから、先ほど申し上げましたように駐車場等々を含めて、ぜひ今の状況では大変市民の利便性も損なっているという状況を含めてしっかりと対応をいただきたいと。

いま一つ、名寄警察署の建てかえ問題、もう一つは広域化の問題を含めて、含みのある御答弁だったと思うのでありますけれども、そのことには具体的に言及する何物もございませんから、私はあえて申し上げませんが、しかしいずれの方向にしてもそうした面では現在の状況をしっかり理解をし、その後のことは北海道警としてどうするかということでもありますから、敷地の関係は後の議論になるのかもしれませんが、それを含んで敷地を確保すればいいわけでもありますから、ぜひ市長のスピーディーな動きと地元道議も含めてしっかりと対応いただくことをこの際御要望を申し上げておきたいと思えます。

時間の関係もありますから、文化センターの敷地の関係あるいは北洋銀行の関係については、私は大ホールあるいは市民会館の話、これをなぜお聞きをしたかということ、今年の第1定であったかもしれませんが、議員の個人的な提案ということでなく会派としての御提案があって、駅前、JR横地の問題、南の問題や何かを含めて提言があったわけであります。そういうことを含めて考えてみたときに、私は今大ホールというのか、文化センター大ホールというのか、あるいは市民会館のホールが老朽化が著しいからこうだと。どちらでもいいですけども、しかし議論をするときに候補地も決めないでどういう器にするかどうかという具体的な議論というのは、これからしっか

り議論をして何年か先になるわけです。でも、少なくとも有力な候補地でありますというような答弁というのは、私はいかがなものかと。建てる場所ぐらいはどこにするのだというぐらいのことは市民の皆さんにしっかり、しかし財政的な問題を含めてそれがいつになるのかどうなのかというのは、これはもう一つ別な問題として計画的にとらえるべきだと思うのでありまして、そういう面では文化センターの敷地について、長い答弁は要りませんが、有力だとかなんとかではなくて具体的にこうすると、あるいはこうでないということをおのこの際明言できる部分について明らかにしていただきたい。

北洋跡地の関係でありますけれども、高齢者のケアつき住宅については、当初からその話があったわけでありまして。あそこの北洋銀行の部分は、公共スペースとして使ったらどうだと、あるいはカルチャーセンター的な部分で、市内の部分にちょっとあれを改装して使うことはどうだというような話も私は重要な要素としてあったと思うのでありますけれども、しかし老人の下宿をやるというような話で取り壊しをしたのです。それで、いつまでも市有地がああいうやはり利活用計画がない中でいくことが中心市街地の私はある面阻害をしていると思うのであります。ですから、そういう面では、私は行政側としてやっぱりもう少ししっかりとした計画を6丁目、名よせ商店街で使うなら使う、どういう活用をするのか、もう少し詰めた議論をしっかりしていただく必要があると思うのでありますけれども、文化センターあるいは今の北洋の関係、短い答弁で結構でありますから、考え方について端的にお伺いをします。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 文化センター大ホールにつきましては、旧名寄市におきまして相当の市民論議があったというふうに承知をしておりました、当時清算事業団から取得をした駅横の用地も含めて立地についても協議をした経過がございます。

す。その中で、やはり文化センターと連動をした文化センター大ホール、文化センターを建設したときに既にホールを併設するという構想のもとに整備をしたということがありまして、旧名寄市におきましては一定の議論が蓄積されているというふうに私は議員御指摘のとおり判断をしております。

ただ、今回は市民会館のホールが老朽化をして、市民会館のホールの年間の市民の皆さんの御利用を見てみますと、どうしてもあの施設が要ると。しかし、もう改修、補修等についてはできないという状況でございます、そのときにあわせて名寄がずっと夢として持っていた文化センター大ホールとの整合性をどうやって図れるのかと、こういうことでの建設位置ということでございますので、一定の意図する位置は市民の皆さんも含めてあろうかと思っておりますけれども、あわせて市民会館のホールとの連動性ということで改めて市民の皆さんあるいは議会とも相談をして場所については、あるいは規模についても調整をさせていただきたいと考えております。

それから、北洋の跡地あるいは3・6街につきましては、きのうの議員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、現在駅横の開発につきましてはまちづくり交付金事業を想定をしております、どうしてもにぎわい創出、人の流れを生み出すということが主眼でございますので、この北洋の跡地あるいは3・6も含めた整備計画につきましては、11月にこのまちづくり交付金事業として国のほうに申請を出してまいりますので、それまでに積み上げをして、また議会とも相談をさせていただいてしっかりとした計画をつくり上げていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） この問題だけ話しておられませんか、わかりましたではなくて、文化センターの敷地は、私はそのために敷地とし

て交換をしたり、あるいはあの横を取得をしていると思うのです。市民会館のホールの跡って、この後に現実的に建てられる駐車スペースを含めてあるのかなのかということ、私はそういう現実性はなかなかないのではないのかと。だとすれば、決定的なことでもなくとも行政がどう考えているのかと、そのことをやっぱり市民の皆さんに問うて、距離的にもいろいろあるかもしれぬ、スペースもこうだということ言って、そして将来的にここへ建てていくのならいく、いや、どうでしょうかと、そういう議論がなければ、何でもかんでも固まらなければ物を言えないというのではなくて、検討をしているのであれば、そのときに私はいくつかの用地をしっかりと確保しているとしたら整備をしておくべきだということに思うのでありまして、あそこにどうしても建てれと言っているのではないです。だけれども、そういうファジーなことではなくて、私は一定の目標をきちっと示して市民の皆さんから意見をいただくならいただくというような形をしっかりとるべきでないかと、あるいは北洋銀行の部分についてもJR横の関係を含ませてやるということですから。

私は、ただこれまでの説明の中で、まちづくり交付金の関係でちょっとインターネット等で調べると、従来の補助金と比較して事前評価は簡素化をする一方、しかし数値目標だとか、そういうものをしっかりとらえた事後の実績評価を重視した制度だということが言われているわけです。ですから、例えば西條さんの部分が駅南のほうに先行的にやっていたら、その後でどうするこうするみたいな話があったり、いろいろしていますけれども、いずれにしても10月まで一定の方向を出すということでもありますから、ここであえて答弁は求めませんが、しかしまちづくり交付金そのものについても私はかなり数値目標も含めて市民の皆さんに明らかにして、そして事後評価に耐え得るものにしていかなければならぬということでもありますから、ぜひこれは10月ま

で方向を出すということでもありますから、あえてここでは申し上げませんが、名寄駅宿舎跡地なり、あるいは北洋銀行跡地についてもしっかりとした計画を出していただくことを期待を申し上げます。

土地開発公社の今後のあり方については、今までも申し上げてきたとおりでありまして、私からあえて言うまでもなく長期に保有地を有しているデメリットというのはもう明らかなわけでありまして、簿価への金利の積み増しなり、あるいはバブルが崩壊していけば、含み損のリスクというのはこれからも拡大をしていこうというふうには私は率直に思います。さらに、先ほど言ったように未利用地の機会を逸したことによって、逆にまちの北洋跡地ではないですけども、あちの部分に阻害をしているというような状況等々があると。ですから、こういう長期保有に対するデメリットを私は解消していくためにも一定程度今の金利の部分なり、あるいは含み損の部分を含めてどうなっていくのかと。こういう保有土地の資産価格というものを市民の皆さんに明らかにしながら、そして情報公開をしながら、議会や市民の皆さんと議論をしていくというふうにしていくべきだということに考えますので、これは強く要望をしておきたいとします。

それと、具体的なやはり解決方法としては、第三セクター等の改革推進債、先ほどちょっと話ありましたけれども、今国会で成立する、あるいはしたという話も聞いておりますけれども、第三セクター等の改革推進債が2009年から5カ年で行われるわけでもありますから、ですから売れる土地は土地開発公社でこれは整理をしていって、塩漬けになって売れない土地についてはこの際整理をするなら整理をしていくと、これらを利用して整備をしていくと、そういうやはり決断の時期にあるのではないかと。そういう面で、私は土地開発公社を一定整理をする時期にあるのではないのかということにも思いますけれども、時間があ

ません。このことについては一言だけでも結構ですから、お答えをいただきたい。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 公社のあり方につきましては、土地開発公社のみならず、ほかの公社につきましても先ほど総務部長が答弁させていただいたとおり7月に検討の組織を立ち上げまして総体的な、具体的な検討を進めてまいりたいと考えております。

それから、求められていない答弁をしておしかりをいただくかもしれませんが、先ほどのホールの位置につきましては、現在市民の皆さんからホールあるいは大ホール、市民会館ホール建設反対の御意見もメールで一定数いただいております。ですから、私の思いとしても今検討をしているスタッフの思いとしても位置はもうほぼ固まっているだろうという思いもある人間が多いわけですが、しかしそうでない市民もいらっしゃるということで、ここはやっぱり丁寧に市民参加の、市民とともにつくるまちづくりでありますから、対応してまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 今の部分でわかりました。私は、もちろんそういう賛否の部分というのはあると思うのです。ですから、少なくとも自治基本条例ではありませんけれども、情報を明らかにしていった市民の意見というものをしっかり受けとめて事業の優先度というものを整理していく、パブリックコメントの部分等々を含めて。そういうことだと思うのです。ですから、市民の意見が固まってからでなければ意見がもらえないというのではなくて、私は一定の考え方があるときに市民の皆さんからの声をいただくなりなんなりというのをやはり作風というかな。政策をつくり上げていくときの形としてしっかり考えていくべきだというふうに思っておりますので、これは結構でございます。

次に移らせていただきます。指定管理者制度の関係であります。公募、非公募の関係では、もちろん非公募の部分も専門的に例えば農業施設だとか医療施設、病院の関係だとか福祉施設等々を含めて非公募の部分があることは当然だと思いますけれども、総務部長からも話がありました。しかし、私なんかを見ると、せっかくと申しませうか、理想的な形としては民間の活力をまさに活用するといいながらも、実際名寄の状況を見ると今までの委託管理の状況と余り変わらない状況に実はあるのではないのかというふうに思うわけがあります。しかし、この指定管理者制度はやっぱり公の部分で前段言ったように許可権、その他使用权も持っているわけでありまして、そういう面では行政に成りかわってやるわけでありまして、極めて透明性が必要だというふうに思うのでありまして、そういう面では私はこれら公募になかなか応じない民間企業、応じてもらえない部分もあるのかもしれませんが、名寄の場合は。しかし、そういう面でも実質的にこの手続条例等で選定委員会の設置なり選定委員会の組織、選定委員会は10人以内の委員をもって組織することになっているのですけれども、2年の任期でありますけれども、現在選考委員の皆さんは民間人何名入って全体で何名で選考委員が構成されているか、この点についてまずお伺いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 副市長を先頭にしまして財調部長5人、7人で対応しまして、そのほかに民間委員さんが1名いらっしゃいます。

（「民間人何人」と呼ぶ者あり）

○総務部長（佐々木雅之君） 民間は1名です。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 私は、これは総務部長から先ほど答弁ありましたから、あえて強くは言う必要もないのかもしれませんが、この事業評価なり財務監査の関係では、自治体に対して指定管理者制度を導入したことによって公の施

設をつまり指定管理者に整理するというので、これに対する自治体の権限というものは強化されておられると思うのです。具体的に言うと、そういう事業報告の毎年度の提出なり、あるいは調査報告なり、指示なり、指定の取り消し等々を含めて行政側がしっかり権限を持っている。さらには、監査委員による監査か、あるいは外部の監査人による監査のいずれかを実施しなければならぬと、実施せいと、こう言っているわけですから、そういう面ではやっぱり公平性なり透明性をきちっと持つと。行政が優越的に権限を持っているわけですから、そうではなくて市民の皆さんにオープンにして、そしてその評価をしっかりと、今まであった公共サービスが維持されているのか、今までより以上発展をされているのかどうなのか、こういうことをしっかりと評価をすべきだというふうに私は思うのであります。

そういう面では、まずそこをお伺いする前に、いわばニュートラルと言うとあれですけども、監査委員も私は名寄においては外部監査人が監査をするという状況には到底ならないと思っているのでありまして、そういう面では監査委員さんがおられて監査ができる状況になっているわけですから、ぜひこの点については、今までも行っているのかもしれませんが、私は強い権限というのは直接的にも指定管理者に対する監査が及ぶという観点に立って、しっかりと監査をしていただくことが極めて重要だと思うのでありますけれども、代監さんに極めてあれですけども、森山さん、代監さんに御指摘ですから、お答えをいただければと。今後の対応も含めて考え方があればお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 森山監査委員。

○監査委員（森山良悦君） お答えを申し上げます。

年々広がりを見せております指定管理者制度の中で、ますます透明性を高め、さらには市民への

説明責任を果たすと。この観点の中での財務監査のあり方はどうなのだという御指摘かと思えますけれども、従来監査委員が施設の財務監査を行っていますのは所管課を通して行っております。3点にわたって行っております。1つは定期監査において、1つは業務が協定書に基づき適正に履行されているかと、効果的だと、それから事業費の算定が適正なのかという、これは定期監査の部分でございます。2点目に、例月出納検査の部分でございますけれども、該当施設の成果が上がっているかと。この点は、議員の皆さんにも報告を申し上げているところでございますし、3点目には初めて取り組みを行ったところでございますけれども、名寄市の名寄振興公社の部分で財政の援助団体、支援団体という形で監査を行い、その中で指定管理にかかわる監査もさせていただきました。

以上の3点において、私どもは指定管理制度における監査を実施しておりましたけれども、今後透明性を高め、さらにはより市民の説明責任を果たすという中では3点の視点を設けて今後実施していきたいと、このように思っているところでございます。1点目には、協定書が定められているわけでございますけれども、その報告書が本当に適正に作成されているのかと。その適正性について問いたいと、このように思っておりますし、2点目には協定書にいろいろ改善項目、回答はあるわけでございますけれども、改善、変更項目がそのニーズにおいて必要性に応じて変更されているかと、これが2つ目で、3点目には施設管理における会計経理、これが適切かと。直接関係諸帳簿もしくは記載帳簿、証拠書類保存、そういう関係についても今後適宜監査をしてまいりたいと、より深く踏み込んだ形の中での監査を行っていききたいと、説明責任を果たしたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 森山監査委員から力強い答弁をいただきました。ぜひ私は、そうした

面でしっかりとお願いを申し上げたいというふうに思います。監査委員さん、いろんな立場で財務監査以外、いわば管理業務についても触れることはできるのかもしれませんが、しかし制度上は管理業務については監査は及ばないわけですよ。及ばないことになっている。したがって、私はそういう意味での透明性を含めてやっていくには、先ほど来から話がありますように1つにはこれまで担ってきた公共サービスが本当に維持されているのかと、維持でなくても民間に移ったことによってサービスが向上されているのかどうなのかというような視点が1つ。

いま一つは、そういう管理業務を担うのは、働く人の雇用の安定と良好な賃金あるいは労働条件にあるのかなのか。これは、監査委員さんの部分も含めて、ぜひそういうことも行政が行うわけですから、そういう視点を持って事業評価なり監査を行っていくと。

さらに、3つ目には、市民参加を進めて市民と協働でサービスのありようについてチェックをするなり、公平、公正にあるかないか、そういう指定管理者制度であるのかどうなのか、そういうところにやっぱりきちっと視点を当てて私は評価していかないとならぬと。

これは、言葉ちょっと悪くて誤解を招くかもしれませんが、選考委員会は行政の方々、部長さん方、大変御苦勞をいただいているのに民間からは1人入っているだけ。評価の報告を受けるのは担当部課ですよ。それがどこでどういう形で相対評価をされているのかどうなのかということ、ちょっとあいまいなわけでありまして。したがって、私は少なくともそうした部分で単にやり方、あらを探すというのではなくして民間に、つまりアウトソーシングをして民間活力を引き出したことによって財源的にも、あるいはサービスの的にも向上をしているという状況、市民的な評価を得るような形をしっかりとっておくことが極めて大事でないのかと。2年や3年でそうはいかないけれども、

もう制度を入れて4年目になるわけでありましてから、そうした面ではぜひその点についても整理をいただきたいと思います。

この点については市長なり副市長から、あと二、三分しかありません、一言決意を含めて。私は、市民を含めた第三者委員会を立ち上げて、そして利用者を含めてどうであるかと。余り難しいことではなくても評価を外部でしていくシステムをしっかりと確立すべきだというふうに思うのでありますけれども、新年度を問わず今年度からでもやっていただきたいと思う。いかがでありますか。

○議長（小野寺一知議員） 中尾副市長。

○副市長（中尾裕二君） 平成17年度からこの制度を導入して名寄市で積極的に進めているわけですが、受け皿の問題も含めて、なかなか財政的なメリットが出ていないというのは1つ実態としてございます。さらには、直営の時代から指定管理者制度が導入されたことに伴って、本来はサービスの選択肢が広がって柔軟な運営をしていただけるということも含めた対応というふうに認識をしておりますが、なかなか発注側のふなれといいますか、ノウハウ不足ということも含めてございまして、この辺についてはまたしっかりと対応していきたいと思っております。また、お願いをしている事業についてしっかりと展開されているかどうかにつきましても総務部長からも答弁をさせていただきましたけれども、外部の有識者の方あるいは施設を利用する方も含めて、第三者の評価の機関についてしっかりと検討をしてつくってまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 時間が大変なくなりました恐縮でありますけれども、学校支援地域本部事業について答弁を一言だけでもお願いをしたいと思います。

教育部長の話では、20年度に本部というか、実行委員会を名寄市としてつくって、名寄市が中学校をモデル実施地域として昨年は定めた。今

年度は風連あるいは名寄中学校地区を含めて、市内中学校3地区ともそうした面では事業を取り組んでいこうということだと思っておりますので、1つの評価をいたしますけれども、これは3カ年事業なのですよね。20年度から21年、22年までしかないということでもありますから、そういう面では私はやっぱり具体的な取り組みが早急になれば、委託事業としての事業費その他を含めて思うような形にならないのではないかとこの心配を1つしているの、ぜひ具体的にひとつ取り組みを進めていただきたい。

それと、実行委員会が名寄市では一つしかつくっていないというお話ですけれども、これでいきますと原則としては中学校区単位に本部体制をつくってやっていく方がいいのではないかとこの原則論で言っているから、地域事情にそれはお任せはしているけれども、事業費の関係や何かも含めてそこら辺は差異が生じないのかどうか。3つともつくることによって、中学校区における主体的な役割を果たすことができるのではないかとこのふうにも考えるわけでありましてけれども、その点について、時間がありませんけれども、御答弁をいただいて、時間ですから終わらせていただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 平成20年度におきまして委託事業を受けまして、予算的には60万円ほどの予算で取り組んでおります。それで、当初から3年間の事業というふうになっておりますから、名寄市としては今までもそうした安心会議等の取り組みをやっていて、余りお金のかからない方法でやっていくという状況になっておりまして、この委託事業に取り組むに当たっては今後の3年間が過ぎた後の取り組みも含めてどうなのだということがあります。この60万円の中のうち消耗品、要するに車両のステッカーだとか、あるいは街頭での部分での雨具だとか、そういったものを主体的に校区に配備しようということで、2

1年度または22年度でそういったような取り組みをしていきたいというふうに思っております。今後は購入した部分での劣化した部分をその都度更新をしていくという取り組みがこの委託事業以後に出てくるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 以上で高見勉議員の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

議事の都合により、あす6月13日より6月14日までの2日間を休会といたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、あす6月13日より6月14日までの2日間を休会とすることに決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれもちまして散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4時12分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 竹 中 憲 之

署名議員 渡 辺 正 尚

平成21年第2回名寄市議会定例会会議録
開議 平成21年6月15日（月曜日）午前10時00分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第17号 工事請負契約の締結について
日程第4 議案第18号 財産の取得について
日程第5 推薦第1号 名寄市農業委員会委員の推薦について
日程第6 意見書案第1号 地方分権改革にあたり地域経済等に配慮し、地方財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
意見書案第3号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書
意見書案第4号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書
意見書案第5号 国直轄事業負担金に係る意見書
意見書案第6号 新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書
意見書案第7号 所得税法第56条の廃止を求める意見書
意見書案第8号 基地対策予算の増額等を求める意見書
日程第7 決議案第1号 北朝鮮の核実験に抗議する決議
日程第8 報告第12号 例月現金出納検査報告について
日程第9 請願
日程第10 委員の派遣について
日程第11 閉会中継続審査（調査）の申し出について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員指名
日程第2 一般質問
日程第3 議案第17号 工事請負契約の締結について
日程第4 議案第18号 財産の取得について
日程第5 推薦第1号 名寄市農業委員会委員の推薦について
日程第6 意見書案第1号 地方分権改革にあたり地域経済等に配慮し、地方財政の充実・強化を求める意見書
意見書案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書
意見書案第3号 ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書
意見書案第4号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書
意見書案第5号 国直轄事業負担金に係る意見書
意見書案第6号 新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書
意見書案第7号 所得税法第56条の廃止を求める意見書
意見書案第8号 基地対策予算の増額等を求める意見書
日程第7 決議案第1号 北朝鮮の核実験に抗議する決議
日程第8 報告第12号 例月現金出納検査報告について
日程第9 請願
日程第10 委員の派遣について
日程第11 閉会中継続審査（調査）の申し出について

いて

1. 出席議員（26名）

議長	26番	小野寺	一知	議員
副議長	19番	熊谷	吉正	議員
	1番	佐藤		靖議員
	2番	植松	正一	議員
	3番	竹中	憲之	議員
	4番	川村	幸栄	議員
	5番	大石	健二	議員
	6番	佐々木		寿議員
	7番	持田		健議員
	8番	岩木	正文	議員
	9番	駒津	喜一	議員
	10番	佐藤		勝議員
	11番	日根野	正敏	議員
	12番	木戸口		真議員
	13番	高見		勉議員
	14番	渡辺	正尚	議員
	15番	高橋	伸典	議員
	16番	山口	祐司	議員
	17番	田中	好望	議員
	18番	黒井		徹議員
	20番	川村	正彦	議員
	21番	谷内		司議員
	22番	田中	之繁	議員
	23番	東	千春	議員
	24番	宗片	浩子	議員
	25番	中野	秀敏	議員

1. 説明員

市長	島多慶志君
副市長	中尾裕二君
副市長	小室勝治君
教育長	藤原忠君
総務部長	佐々木雅之君
生活福祉部長	吉原保則君
経済部長	茂木保均君
建設水道部長	野間井照之君
教育部長	山内豊君
市立総合病院事務部長	香川讓君
市立大局学長	三澤吉巳君
福祉事務所長	小山龍彦君
上下水道室長	扇谷茂幸君
会計室長	成田勇一君
監査委員	森山良悦君

1. 欠席議員（0名）

1. 事務局出席職員

事務局長	間所勝
書記	佐藤葉子
書記	松井幸子
書記	高久晴三
書記	熊谷あけみ

○議長（小野寺一知議員） 休会前に引き続き本日の会議を開きます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第80条の規定により、

5番 大石健二 議員

12番 木戸口 真 議員

を指名いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第2 これより一般質問を行います。

通告順に従い順次発言を許します。

建設行政について外3件を、渡辺正尚議員。

○14番（渡辺正尚議員） おはようございます。議長から指名を受けましたので、さきの通告順に従って質問をいたします。

まず初めに、建設行政について3点伺います。今年度の建設事業の発注計画と発注時期についてお答えください。建設新聞によると、建設事業費が名寄市は前年度対比で154.3%となっておりますが、具体的に何月にどのような工事を発注するのかお答えください。

次に、指名業者の基準について伺います。名寄市内ではAクラスでも国や道ではCクラスだったりしています。企業を育てるといのは、力をつけてもらうことではないでしょうか。子育てもそうですが、甘やかしたら地元企業は育ちません。指名業者の基準については、昔は逆三角形だったものが産業委員会に在籍しているときに私の提案で台形型になりました。名寄市も市全体の需要がいつまで続くかわかりませんので、もっと企業育成には北北海道の中核都市としての誇りを持っていかなければならないと思っておりますが、市としての考え方について伺います。

次に、市民と協働のまちづくりの考え方について伺います。1番目に、基本的に市民と自治体が

情報の共有化をしなければならないと思うが、現状はどのような状況だと思っておられるかお答えください。それと、今までに検証したことがあるのかを伺います。

次に、情報公開条例ができてから今まであった請求件数は何件か。これは、年度ごとにお知らせください。内容は、情報公開できなければ構いませんが。

次に、高齢者福祉について伺います。私は、高齢者にとって外出しやすい環境が一番だと思いますが、私が以前から提唱しているデマンド交通システムがこの地域には必要不可欠だと感じておりますが、市ではバスの試験運行を計画されているが、バスだけでなくタクシー導入も検討すべきと考えるが、お考えがあればお答えください。

高齢者福祉については、パークゴルフなどの軽スポーツの推進も考えられるが、町内会連合会などと検討した経緯があるのかを伺います。高齢者の意見も大切だと感じておりますが、お答えください。

最後に、産業振興について伺います。第1次産業の農業は、大切な財産だと感じておりますが、名寄市にとって農業振興策は具体的にどのようなものなのかお答えください。

次に、その他の産業振興施策についても大学の安定経営であったり、中心街活性化だったりしますが、これからお考えの施策をお聞きして、私のこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） おはようございます。ただいま渡辺議員から大きな項目で4点にわたり御質問をいただきました。1点目は私から、2点目は総務部長、3点目は福祉事務所長、そして4点目は経済部長からのお答えとなります。よろしく願いをいたします。

それでは、建設行政について、最初に今年度の建設事業の発注時期についてお答えをいたします。平成21年度の建設事業は、地域経済や雇用など

緊急性に配慮し、97件で23億6,000万円を予算化しております。発注状況は、6月末で保健センター改修事業や市道防じん補修など30件、6月には土木工事として東4条通、豊栄西10条仲通の道路改良工事を既に発注しており、今後19線道路の加東橋新設工事のうちけたの製作、緑丘通改良工事、北栄2丁目線の歩道補修工事も発注を予定しております。建築は、名寄消防庁舎浴室改修工事を、上下水道は16線道路老朽管更新、西1条仲通配水管網整備、個別排水処理施設合併浄化槽設置工事をそれぞれ予定しております。7月には19線道路、加東橋新設工事のうち下部工を、建築は名寄庁舎設備改修工事を、上下水道は中央28線及び東5号線配水管網整備、緑町27線及び東3号南線の老朽管更新工事をそれぞれ予定しております。8月、9月には南11丁目東通及び19線道路改良、東4条通、北1丁目通、豊栄西10条仲通、緑丘通の舗装新設工事及び徳田しらかば1号通道路改良舗装工事を、建築は東小学校屋内運動場改築工事地質調査を、上下水道は個別排水処理施設合併浄化槽設置、徳田しらかば1号線老朽管更新工事をそれぞれ発注し、全体で9月末の上半期で執行率80%以上を目標としているところであります。

次に、指名業者の基準についてであります。土木建築部門の格付は、基本的に道が審査する経営事項審査をベースに名寄市の基準により決定しておりますが、今年度から北海道の格付を基準に一定程度準じることとしております。道に準じた新たな基準として、これまでの技術評定数値に加え、社会的要素にかかわる付与点を設けたことあります。これを生かした社会貢献などを含めた付与点が増加された総合数値によりランクが決定されます。名寄市での社会貢献が国や北海道の格付評価数値にも加算されるというふうに聞いております。したがって、システムの構築について入札等審議委員会で検討し、上級官庁においても上位にランクされるよう努めてまいりたいと考えており

ます。

次に、今後の対応についてであります。名寄市の建設業者には、完成度の高い成果を目指し、日ごろから社員の資質や施工能力の向上に努めていただいているところであります。名寄市としても国、北海道に対し、地元建設業者の入札参加機会の拡大について要望行動を行っておりますし、技術的にも道北の中心都市の業者、特にAクラスの業者については他都市から見てもそれほど見劣りしないと思っておりますが、より努力をしていただけるよう指導してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上、私からのお答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） それでは、私のほうから大きな項目の2点目の市民と協働のまちづくりの考え方について答弁させていただきます。

市民と協働のまちづくりを推進するためには、市民参加による各種計画の策定や事業実施段階での市民参画を進め、市民と行政がともに協働についての共通認識を持ち、信頼関係を強固なものとし、互いの役割を適切に分担しながら協働のまちづくりを進め、さらに透明性の高い公平、公正な行政運営を図るため行政情報を積極的に提供し、市民と行政との情報の共有化が必要と考えております。そのためには、広報紙やホームページなどによる広報広聴活動の展開や情報公開、職員一人一人が行政の窓口としての対応、町内会活動やサークル活動の参加など、市民とのコミュニケーションを積極的に行っていると考えておりますが、今後さらに市民と協働のまちづくりを推進していくため、現在見やすくわかりやすいホームページの更新作業も進めております。

次に、情報公開条例ですが、市政に関する情報についての市民の知る権利を保障するとともに、一層公正で開かれた市政の実現を図り、もって市政に対する市民の理解と信頼を深め、地方自治の

本旨に即した市民主体の市政の推進に寄与することを目的に、旧名寄では平成9年12月に制定し、10年4月から施行、旧風連では1年おくれの平成10年12月に制定し、11年4月から施行されました。条例制定以降の請求件数ですが、旧風連では年一、二件程度であり、旧名寄においても平成10年度5件、平成11年度6件、平成12年度はありませんでした。平成13年度1件、平成14年度5件、平成15年度3件、平成16年度6件、平成17年度7件、合併以降の18年度では4件、19年度6件、20年度8件、21年度は5月末現在で1件となっており、年数件の請求の状況となっております。実施状況の公表につきましては、名寄市情報公開条例第9条の規定により毎年1回、各実施機関の公文書の公開等の実施状況を取りまとめ公表することになっておりますので、情報公開制度やこれらの請求件数について、毎年6月の市の広報のお知らせ欄に情報開示請求等や市政に関する情報についての相談や案内をお知らせしています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知識員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 私のほうからは、高齢者福祉関連について2点のお尋ねにつきまして、最初に外出しやすい環境整備についてからお答えをいたします。

お年寄りや、ついつい家に引きこもりがちになりますが、新しい交通システムの導入により交通の利便性がよくなることによって高齢者が何らかの趣味や買い物をする楽しみがふえるのであれば、高齢者の自立を促し、間接的に生活支援対策にも当てはまると思います。名寄市は、地域住民の公共交通確保の観点から地域性や既存バス路線との整合性、経済性を踏まえて、新たな交通手段について実証運行試験を行う計画でおります。実証試験運行をする区域は、路線バス下多寄線区域で、地元説明会や関係機関との調整を終えた後、10月、11月の2カ月間、路線バスを運休してデマ

ンド交通実証運行試験を予定しています。今のところデマンド方式、つまり利用する人の求めに応じて自宅付近の公道や市道まで迎えに行く方式を考えています。したがって、大きなバスではなくジャンボタクシーや小型タクシーなど、ぐるぐる回るのに便利な車両が適当と考えているところです。最終的には、利用者によってよりベターな方式、車両は何なのかということも実証試験中にアンケートの実施や直接意見をお聞きして次の実証運行試験につなげていきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、2点目のパークゴルフ等、軽スポーツの振興という部分でお尋ねがございました。高齢者の健康増進、仲間づくりや生きがいづくりにパークゴルフやウォーキングなどの軽スポーツは欠かせないものと認識しております。

町内会連合会との検討の経緯についてもお尋ねがありました。この分野については、直接的な検討はしてはおりませんが、町内会連合会とパークゴルフ協会が実施しているパークゴルフ大会は、既に10回に手が届こうとするくらいの回数を重ねておりますし、名寄市社会福祉協議会の中で健康維持のために自主的に活動しておりますAB友の会もパークゴルフを行うなど、高齢者の方は気軽に軽スポーツを楽しんでおります。また、市は高齢者対策として老人クラブ連合会が実施する健康増進事業に対して補助をしており、平成20年度の事業内容ではグラウンドゴルフ大会に60名の参加、ゲートボール交歓競技大会には57名の参加、パークゴルフ大会は2回開催されており173名の参加がございました。これらの軽スポーツ大会のほかに高齢者料理教室を2回開催し、68名の参加があったところでございます。こうした軽スポーツの効果として、平成20年4月にスタートした後期高齢者医療制度では、これまでの老人保健制度で負担した医療費が少ないほうの北海道内15自治体の中に入り、北海道後期高齢者広域医療連合の保険料は他市町村の平均の保険料

から約15%の低い保険料の適用を受けることになりました。まさに高齢者の健康保持に軽スポーツの活用が実に有効な結果につながったものと考えております。今後も高齢者の健康維持対策として、町内会連合会との連携はもとより、老人クラブに対しても意見を伺い、軽スポーツの推進に心がけてまいりたいと思います。

以上、この壇からの答弁にいたします。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 私からは、大きな項目4点目、産業振興について、初めに農業振興についてお答えをいたします。

農業の重要性につきましては、平成11年7月に制定された食料・農業・農村基本法の要点の中で、食料は人間の生命維持に欠くことのできないものであり、食料の供給は良質な食料が安定的に供給され、農業の生産性の向上を促進しつつ、多様化する国民の需要に即して供給されなければならない、また農業生産活動が行われることで国土の保全、自然環境の保全、良好な景観の形成等、農業の多面的機能が将来にわたって十分に発揮されなければならないとあり、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に必要なものとされております。名寄市におきましても地域の恵まれた自然環境を生かした魅力と持続性のある農業を確立し、活力と潤いのある農業、農村を実現するため、合併後の本市農業、農村の新しい中長期的指針として名寄市農業・農村振興計画を平成19年3月に策定し、その計画を基本に農業振興施策を実施しているところでございます。

お尋ねの今年度の主な農業振興施策ですが、施策体系の5本の柱に基づき説明させていただきますと、収益性の高い農業の確立では、1つとして道営の農業生産基盤整備事業が7地区、公社営の畜産環境総合整備事業が1地区実施しております。2つ目に、農業振興センターの管理運営事業、3つ目に水田の生産調整に関する産地確立対策、水田等有効活用促進交付金事業などの実施、4つ目

には水田・畑作経営所得安定対策の実施、5つ目には中山間地域等直接支払制度の実施、多様でゆとりのある農業経営の促進では、1つ目には農業振興資金の融資及びL資金など農業関係資金利子補給の実施、2つ目には酪農ヘルパー事業や中国研修生受け入れ事業の実施、3つ目には家畜飼養農家の労働負担の軽減と優良育成牛の確保を図るため市営牧野管理運営事業の実施、農業担い手の育成確保では、1つ目に農家子弟が自立した取り組みに助成する農業青年チャレンジ事業、2つ目に新規就農者の受け入れを促進する新規就農者等支援事業の実施、環境と調和した農業の促進では、1つには農地、農業施設の保全に取り組む活動組織へ助成する農地・水・環境保全向上対策の実施、2つ目にクリーン農業の推進、土壌管理システムの推進でございます。豊かさや活力ある農村の構築では、1つ目に地産地消や食育の推進及びなよろ産業まつり、地産地消フェアの開催、2つ目にはグリーン・ツーリズムの推進の取り組み、3つ目には農畜産物加工施設の運営事業等々、農業、農村の振興にかかわる各種施策を実施しているところでございます。

次に、その他の産業振興施策についてお答えをいたします。産業振興施策は、議員考えられておられるとおり、広くは農商工や産、学、官の連携などによって大きく産業振興として中小企業の経営安定に資するものと考えております。事業推進に当たっては、中小企業の支援制度を活用し、商工業関係機関、団体と連携して指導助言、情報の発信を行ってきており、市といたしましても中小企業振興条例などで対応しているところであります。その内容は、1つ目には異業種交流、組織化の支援、2つ目には町中にぎわい、物産PR支援、3つ目には新製品、新規創業などの支援、4つ目には雇用、労働環境の向上のための支援、5つ目には融資制度による支援、6つ目には3年目となりましたリフォーム事業、7つ目には観光事業の推進などで産業振興施策として取り組んできてお

ります。これらの施策の考え方につきましてもこれまでの施策が基本となって商工団体、農業団体との連携、名寄大学内の道北地域研究所などのノウハウを活用して全体として産業振興を進めてまいりたいと考えております。さらには、懸案の市街地整備として中心市街地活性化で議論された事業について合意形成と熟度を見きわめ、都市再生整備計画事業に移行できるよう作業を進めており、ハード事業とソフト事業を組み込んだ計画によって産業振興に努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 各部長から丁寧な答弁をいただきましたので、再質問をさせていただきます。順序が変わることもお許しください。

指名業者の基準なのですけれども、今の部長の答弁ではわかりにくいと思いますが、具体的にお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 大変失礼しました。指名業者の基準について、再質問がございましたので、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

建設業者の格付につきましては、国、道及び各自治体によって基準が異なっております。一様にランクで比較はできませんけれども、ランクを決定する数値は先ほど申し上げました道が審査する経営事項審査結果がベースになっているのが現状であります。この経営事項審査は、年間の完成工事高や経営状況に工事の種別ごとに総合評定数値が判定されるもので、自治体を主体に受注が多い業者では国、道に比べると発注予定価格が低く、年間の完成工事高が多く見込めず、国、道に登録されている大手の業者にはランクで差が生じ、総合評価数値の高得点にはなりません。しかし、市内のAクラスの業者については、近年では工事の品質も確保されており、道の入札にも参加受注の機会がふえてきているところであります。今年度

の名寄市の格付につきましては、土木部門は昨年までA、B、Cの3区分だったものを本年度はA、Bの2区分に改正しました。これによりAは10社、Bは15社となります。建築部門は、昨年度から2区分に改正していきまして、今年度も2区分でAは7社、Bは14社となっています。入札方法につきましては、昨年度から条件付きの一般競争入札を導入していきまして、より一層の競争性を高めていると考えておりますので、少しでも力をつけていただければというふうにも考えております。

以上であります。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 昔は、名寄市は鉄道と木材のまちでしたので、市内の仕事だけで十分にあったと思いますが、それに比べお隣の士別市は市の仕事がなかったから、国や道に仕事を求めて営業活動し、国や道などの受注機会を求めた結果が現在名寄の業者より士別の業者のほうが平均的にランクが高い状況になっているのではないのでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 他都市とのランクの違いについてでありますけれども、お答えをさせていただきたいというふうに思います。

確かに昔は国鉄や林道などの仕事も多く、地元から出ていかななくても営業ができた、そういう時代があったかもしれません。しかし、現在では特に従業員が多い業者は営業が続かなくなる危険性も大きくなっております。しかし、今上川北部では道の河川事業の名寄バイパスあるいはサンルダム関連事業などがあり、比較的恵まれているとお聞きしております。特に農業関連は、上川管内では1番目の仕事量との情報でもございます。私どもも4月の建設事業説明会で、営業努力や技術向上はもとより、共同企業体などでの組織強化をお願いしているところですし、今後も場合によっては企業再編などの経営形態のあり方なども一つ

の方法として研究していただくようお願いをしていきたいというふうに考えております。考えられるあらゆることを駆使して業者の方にも努力をしていただき、国や道の公共事業が受注できるよう今後も指導させていただきたいというふうに思っていますので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 次に、タクシー会社とも連携してデマンド交通システムの導入検討が必要であると思うが、協議検討するつもりがあるのかをお伺いします。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 先日、6月9日に名寄市地域公共交通活性化協議会を立ち上げまして、恐らく多くの市町村が地域間を結ぶバスの関係につきまして、公共交通の確保ということで努力したのですが、少子高齢化によってだんだん、だんだん利用者が少なくなって、ちょっと言葉は悪いのですが、ほとんどお客さんがいない状態でバスだけ走っているというような部分も多く見受けられるようになってきましたので、名寄市につきましては名寄市単独で国の補助事業ではなくて、この交通協議会に諮りまして、今後の高齢化社会を迎えるに当たって、住民ニーズの高い公共交通のあり方はどうなのかということの議論を進めてまいりまして、民間の団体からの提言もいただきまして、先ほど言いましたように6月9日、正式に第1回目の協議会の協議を開催させていただきました。基本的には、停留所から停留所までだけではなくて、できるだけ利用する方の自宅に近いところまでタクシーの相乗り等も含めまして、今後の少子高齢化をにらんだ同じお金をかけるのであれば利便性を高めるという形を考えています。今のままでいきますと、交通機関の運行に対する補助金が年々、年々膨らんでいくことは当然想定されますので、こういう厳しい財政状況ですので、できるだけ現行予算をこれ以上ふやさ

ない範囲の中で、なおかつ少子高齢化に対応した利用者の利便性を図る方法はないかということで、それもコンサルに丸投げする形ではなくて職員が地域等に入りまして手づくりで協議をことし、来年と2カ年間行いまして具体的に取り進めていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 私が以前から言っているように、高齢者の方たちは地元商店街を大切にします。私の住んでいる旭東北区町内会などもそうですが、お年寄りの方たちはバス停までが遠いものですから、なかなか行動に起こしません。私が以前から提唱しているデマンド交通システムというのは、タクシーでは高過ぎるので、ドア・ツー・ドアで予約し、乗り合いタクシーと理解してもらってもいいと思いますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 議員には、過去いろいろな形でデマンド交通の関係について御提言いただきまして、まちの中で開かれるお祭りとかイベントのときにも臨時的にバスを走らせるとか、さまざまな工夫はしてきました。今回の協議会立ち上げによりまして、従前も東西バスの運行路線を見直したり、さまざまなちょっと検討をしてきておりましたので、相乗りタクシーが今回の実証実験も含めてどの程度有効に利用できるかということも含めまして、実証実験をさせていただく中で町中における利用の関係についても、予算との関係もありますので、一遍に拡大するということは非常に難しいと思っていますけれども、実証実験を積み重ねた上で相乗りタクシーの有効性について検討してまいりたいと思っています。

なお、介護関係につきましては風連地区から相乗りタクシーを活用して名寄の病院等とか施設等に通院されている方もいらっしゃるという話も聞いておりまして、既に部分的にはグループでの利

用が始まっているというふうに認識しております。そちらの状況も確認させてもらいながら取り進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） これを行うのには市からの助成も必要です。例えば予約制ですから、二、三人が利用したとします。私の住んでいる地域から出発したとして、700円から800円程度かかりますが、市の補助金が1割とすると市の持ち出しは70円から80円で済みます。それが年間に1,000件あったとしても100万円以内で済むわけですから、検討する価値はあると思いますが、検討されるのかを伺います。私は、高齢者が外出する機会がふえることによって健康増進にも役立つと思いますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 公共交通のあり方の民間団体からの提言は、まさしくこれからの高齢化社会に対応するために足確保をどうするのかということが大きなテーマだったというふうに理解をしています。この関係につきましても、今議員おっしゃるように利用者の数の把握が相当年々、年々増加していくのだろうなということは当然の結果、想定しておりますので、直接的には市内循環バスのあり方、それから東西バスのあり方、それと相乗りタクシーを活用する段階では、今実証実験をする下多寄線の関係につきましても地域のニーズを満たすような形での実証実験ということを考えておまして、まずはその部分を最優先させていただいて、同時進行でこの協議会の中で公共交通のあり方についても協議会の中で十分議論をしてまいりたいというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） よろしくお願ひします。

次に、産業振興については、お答えのとおり異業種交流が一番だと感じておまして、商業者と

農業者の交流も大切だと感じております。私は、異業種交流事業を今年度行う時期だと感じておりますが、いかがでしょうか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 異業種交流の関係でございますけれども、議員がおっしゃられるように産業振興において異業種の交流というのは非常に重要であるというふうに考えております。当市も名寄市中小企業振興条例に基づきまして、異業種交流事業については補助の対象になっているということでございます。農商工の地域が一体となって、食を中心とした地域づくりに取り組むことが重要であるというふうに考えております。

これまでアスパラのまちプロジェクトでのアスパラ切り下部分をパウダーにして活用した市内商工業者による新商品の開発により、プリンであるとかケーキあるいはめん類などが商品化された取り組みは異業種交流、農商工連携の取り組みの一つだというふうに考えております。また、商工会議所が事業主体となって昨年より取り組んでおります地域資源活用企業化コーディネート活動支援事業は、地域資源を活用した新たな取り組みの発掘や価値向上を図るため天塩川流域「なよろブランド」の形成を目指すものでございまして、農商工あるいは産、学、官の異業種により委員が構成されております。こういったことを通じて徐々にではありますが、交流や協議の機会はふえているというふうに考えております。異なる業種、分野の人々が集い、交流を持つことは新たなビジネスチャンスの創造、発見のために大変意味のあることだというふうに考えておまして、今後もさらに関係機関と連携を図り、産業振興に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 観光事業の推進などでは広域連携が重要だと感じておりますが、道北観光連盟などを有効利用して今年度リクルートなどを利用して本市の皆さんがこの北北海道に対し

てどのような感覚をお持ちなのか、アンケート調査をすべきと考えますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 観光事業の推進の広域連携の関係でございますけれども、観光事業推進のため和寒以北中川までと幌加内を加えた2市6町1村の9市町村で道北観光連盟を組織し、事業展開をしております。過去に札幌市の大通公園に行ってアンケート調査を実施したことがございます。北海道観光の空白地帯と現在この地域は言われておりますけれども、そのときの調査結果も同様でございました。それは、本州の皆様を対象としたアンケート調査を実施してもそのような結果が出るのではないかなというふうに考えております。今は、北海道観光の空白地帯を払拭すべき検討協議、そして実行する時期ではないかというふうに考えております。

ことしの4月25、26日の2日間、初めての試みでございましたけれども、道北観光連盟による一品ぐるめ市というのが剣淵町の道の駅「絵本のりけんぶち」において実施されました。非常に寒い日でございましたけれども、地方や地元から大勢のお客様にお越しをいただきまして、それぞれの市町村が特産品を料理して皆様に食していただきました。このように開催場所を道の駅として広域的にリレーをしてつなぐイベントの継続は大変重要だというふうに考えております。今後も協議を重ねながら北北海道の観光推進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 急に振って大変申しわけありませんが、名寄大学との連携も大切だと思います。それと、先生や学生や通勤族の人脈を生かしたPRも大切ではないでしょうか。これについてもお答えください。例えば学生には授業中に先生から一言、君たちが卒業してから名寄をPRしてほしいと言ってもらうとかはいかがでし

うか、お答えください。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 現在名寄大学の先生あるいは学生は約760名いるというふうに聞いておまして、全国各地から来ていらっしゃるというふうに聞いております。議員がおっしゃいますように名寄大学の先生や学生方が名寄のよさについての宣伝マン、広報マンになっていただけるということは非常に有意義で重要なことだというふうに考えております。自分の子供たちがこの名寄の地で、どのようなまちでどんなまちに住んでいるのかとかということは、親御さんにとっては非常に興味のあるというふうに考えておまして、在学中にふるさとから親御さんや友人たちが訪れていただき、また卒業後に再び名寄を訪れていただく、そのことが地域観光には非常に重要なことだというふうに考えております。そのためにも広域的な連携を図り、夏と冬の観光をしていただくために名寄大学の白井教授を中心とした学生たちが観光のモデルコースを考案し、夏と冬の名寄休暇村プログラムモデルを提案していただきました。夏には、コンセプトをアウトドアスポーツを満喫、温泉めぐり、自然との触れ合いとし、冬にはウインタースポーツと温泉と祭りを楽しむ、あるいはウインタースポーツを満喫という4つのモデルコースを提案していただきました。これらをもとに、先ほどの道北観光連盟等で協議を重ねて北北海道の観光の推進に努めていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 何か意見ありますか。

三澤大学事務局長。

○市立大学事務局長（三澤吉巳君） 私のほうからもお答えをさせていただきますが、先ほど御答弁ありましたように大学は地域貢献という大きな使命を持ってございます。そういう中では、先生が個々持っているノウハウあるいは共同してこの地域の特性を踏まえた共同研究をしながらひとつ地域に還元をしていくと、こういうことでこれまでも道北地研を中心に進め、活動を進めてきてい

るという部分の中で一定の成果も上がってきているのかなというふうに思っております。

さらに、地域活性化の部分では今お話にございましたようにゼミの提言を踏まえて、やはり学生だけでなく学生の保護者の皆さん方にも名寄を知っていただいてひとつ体験をしていただくと、このことが広がりを見せるという、そういう提言もございました。そのためには、今お越しにいただいている学生が名寄のこの地をやっぴり好きになってもらうといいでしょうか、そのための取り組みが必要なのだろうというふうに思います。そういう意味では、いろんな休みを通してこの地を知ってもらう取り組みをしてございますので、教職員一同今後そういう取り組みをしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） よろしくお願ひします。

質問を変えます。農業振興について伺います。手間本部長から茂木部長になってから期待していることを申し上げます。数年前に茂木部長が係長時代に行った市民向けオーナー制度を復活してはいかがでしょうか。簡単に説明しますと、智恵文地区の農家のジャガイモ畑を借り上げ、市民に買っていただき、畑の収穫時期に市民みずからが収穫に出向き収穫するというものです。親子で収穫するということは、家族の信頼回復にもつながりますし、地産地消にも一役買うと思えますし、市民理解が得られると思えますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 市民向けのオーナー制度でございますけれども、今名寄の中ではこのオーナー制度というのを行政の支援あるいは農家個々の中でも行っている事例はないかなというふうに考えておりますが、しかし今行政サイドは別にしてもこの農業体験という形で農業を理解して

いただくという、そういう立場で取り組んでいる事例というのはたくさんございます。

代表的なのをちょっと申し上げますと、名寄地区グリーンアドバイザー協議会というのがございますが、これは名寄市の指導農業者あるいは農業士で構成されている会なのですが、3年ぐらい前から「食育オリエンテーリングINなよろ」と称しまして市内の親子、特に小学生を持つ親子を対象としてそれぞれの会員のうちの収穫体験をしていただくと。それもゲーム感覚というような、そんなことも取り入れながら実施いたしております、非常に好評も得ておりますし、非常にいい取り組みだというふうに考えております。

また、行政がかかわる部分の中では、先ほどもちょっとお話ししました中山間事業という事業がありまして、この事業を活用して市内のほとんどの小学校で農業体験事業を取り組んでいただいております。そういう意味では、この種の取り組みは非常に多くなったなというふうに考えておりますし、農家個々の中でもそういった取り組みをやっている方も数件おられます。

先ほどお話ありましたオーナー制度なのですが、従来私もちょっと取り組んだ経験がございますけれども、作付段階、播種段階あるいは管理作業の段階、そして収穫する段階と。それぞれの段階でいわゆるオーナーの方に来ていただいて作物の成長の過程だとか、そういったものを見ていただき、あるいは時には草取りもしていただくと、そういった取り組みで、非常に意味のある取り組みだったなというふうに考えております。そして、収穫も当然農業というのは収穫量というのかなりその年の気象条件によって変わるのでございますけれども、それは気象条件によってはとれることもあるし、とれないこともあるのですよと。そういった理解のもとに取り組んだ経過がありまして、好評を得た経験もあります。今後この種の取り組みの部分につきましては、特に農村の若い人、例えば農協青年部であったり、農業青年のいろんな会がござ

いますから、そういったところと協議検討をしていきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 農業振興にはさまざまな手法がありますが、今の答弁にもありましたように農家子弟が自立した取り組みに助成するのですとか、新規就農者の受け入れを促進する新規就農者支援事業が私は大切だと感じておりますが、お考えがあればお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 農業後継者あるいは担い手の育成確保というのは非常に今重要なことでございまして、名寄市の農業・農村振興計画の中でも重要な位置づけということでとらえています。今お話のありました農家子弟が自立した取り組みということで、前回のというか、農業・農村振興計画の一つの目玉事業的に「農業青年チャレンジ事業」というのを創設いたしました。平成19年からやっております、ことして3年目を迎えるのです。農家の方々の応募状況も非常に多いです。年間に平均すると6件から7件ぐらいあります。新しい新規の作物をつくるというケースあるいは加工を新たに取り組むと、そういったケースもあります。私どもは、そういったことを含めて農商工連携の取り組みなんかも期待はしているわけですが、農家の子弟の新しい取り組みという部分で非常に意欲がございまして。そういったものに対して一定の助成をしているということで、年間3件程度に絞っておりますので、応募していただいて優先順位なり、そういったものを決めて採択をしていると、こういうことでありますが、非常に有効な施策というふうに考えてございます。

それから、もう一点、いわゆる新規参入といえますか、この部分についても従来から名寄市で取り組んでいる事業でございまして、新規就農者等に関する条例を制定しております、道内でも非常に手厚い支援制度というふうに考えております。今年度から実は4名の方が新規参入をしたいとい

うことで、智恵文地区あるいは風連地区を含めて4名の方が研修に入っております。何とか最終的に目標が達成できるように関係機関と連携して支援していきたいと考えております。

○議長（小野寺一知議員） 渡辺議員。

○14番（渡辺正尚議員） 茂木部長には期待しておりますので、よろしく申し上げます。

最後に、市長にお聞きしますが、これまでのやりとりを聞いていていかなご意見をされてましたか。職員の考え方や答弁内容等を素直にお答えください。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 議員の皆さんの6月、9月、12月の一般質問につきましては、部長がしっかりと答弁していただくというふうに私ども内部で打ち合わせをさせていただいております。渡辺議員の日ごろからの持論でありますデマンドバス等につきましてもようやく協議会を立ち上げることができました。

私は、昨年中国に参りまして、中国の都市部における交通渋滞というのが非常に深刻であると。上海と北京と昆明という3カ所を回ってきたのですが、ちょっと事例を申し上げますと、北京等の地下鉄の場合は2元ということですから30円ということなのです。ところが、市内バスは0.4元ということですから6円ということでありました。5倍ぐらいの料金格差があります。それから、上海では市内バスが1円で15円ということでありました。このバスに乗車するのに既に完全にIP化、カードを使って乗りおりにしていただくと。高齢者の皆さんに足の確保というのが中国の政策の中でも非常に力を入れてやっているなど。金額を抑えて、市民の皆さんが買い物を含めた日常の行動範囲を広げているなという実感を受けとめてまいりました。

今デマンド交通の関係では、どうしてもこれからさらに進むであろう高齢社会の中で、高齢者の皆さんが75歳以上になりますと免許の更新時に

いろんなテストがあるということもありまして、勢い自家用車の交通というのがままならないと、こういうことであろうというふうに思っていますから、市内の乗り合いタクシー等、提言がありましたけれども、道内では伊達市が500円の負担で一定の距離まではオーケーと、こういうような仕組みをもう既につくって高齢者の皆さんに喜ばれているということでもあります。名寄市も市内バスの運行経路あるいはタクシー会社との連携で、渡辺議員が日ごろから主張されているシステム構築が今回の協議会の中でしっかりできないかということについて、それぞれの担当の皆さんにも頑張っただけこうと、こんなふうに思っております。

また、観光振興、農業振興についても貴重な意見をいただいているわけですが、私は農業振興も生産に従事をしてしっかりと生産を上げることが一番基本なのですが、近年は食の安全、安心ということが消費者が非常に求めているということでは、その販売の方法、流通ですが、こちらのほうもしっかりと若い後継者の皆さんには実際に消費者に触れるチャンスをつくるだとか、あるいは場合によっては一時加工をすることで付加価値を高めるということを異業種交流の中から英知を搾り出していただけないものかなと、こんなふうに思っています。

若干行政主導ではありましたけれども、アスパラのパウダーのテストにつきましては、予算も使わせていただきましたけれども、いろいろと広がってきております。こういうきっかけづくりというものを行政がしっかりとやっていく必要があると、このように考えておまして、大学の白井教授のゼミの中でも学生の名寄に来ている期間に親御さん、親戚の方も含めて呼び込もうと、こういうプラン等もしっかりと観光協会の皆さん方と事業化に取り組んでいきたいと。職員のいろいろなアイデアを機会を通じてまたしっかりした政策に固めていきたいと、こんなふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 以上で渡辺正尚議員の質問を終わります。

公害と環境衛生について外3件を、竹中憲之議員。

○3番（竹中憲之議員） 議長より指名を受けましたので、さきの通告に従いまして大項目で4点について質問を申し上げたいというふうに思います。

1点目は、公害問題と環境衛生についてお聞きをいたします。過日、2008年度の公害の現状と対策についての報告書が出されました。2007年度の報告書と大きく変わるものではありませんが、公害問題ですから余り大きく変わっても困るわけですが、何点か気になる点がございましたので、お聞きをしたいというふうに思います。

1点目は、大気汚染にかかわる報告書の5ページで二酸化硫黄について報告されておりますが、発生源と見られる工場等の立入検査はどのように行われているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

2点目は、水質についてであります。報告書では主に飲料水にかかわる水源が中心と思われませんが、その他の河川等の水質検査は行われているのでしょうか。なぜならば、小さな河川でも最終的には天塩川へ流れ込むことから下流域に影響を及ぼすことが大きい、そういう小河川の水質についても水質検査が必要と考えますが、お聞かせを願いたいというふうに思います。

次に、一般廃棄物最終処分場についてであります。近年埋め立てごみの搬入量が減少している現状にあると思いますが、一方で不法投棄が増加しているのではないかと危惧をしています。私は、昨年4月定例会で一般廃棄物最終処分場の現状と延命についてお聞きをいたしました。合併にかかわり埋め立てごみの料金統一がなされて2カ月が経過をいたしました。風連と内淵の一般廃棄物最終処分場における搬入量及び推移はどのようになっているのかお聞かせください。

2点目は、名寄振興公社が指定管理を行っているパークゴルフ場の平成20年度の利用が過去最高と報道がされました。本年も健康維持という性質を兼ねた、このパークゴルフ場が既にシーズンに入っております。昨年特別委員会において利用料金の値上げについて協議を重ね、結果として一部修正をし、本年度より利用料金値上げとなりました。この中身について苦情が出ていないのかどうかお聞かせを願いたいというふうに思いますし、パークゴルフ場利用に影響がないか気になるところです。現時点でのシーズン券の発行数はどのような推移となっているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

3点目は、名寄における公営住宅の入居率は100%入居に近いと思っておりますが、公営住宅法改正に伴い、名寄における公営住宅入居基準も改正となりましたが、名寄において問題点がないのかどうかについてお聞かせを願いたいというふうに思います。

4点目は、日本国憲法についてであります。日本国憲法は世界に類を見ない平和憲法で、制定をされて既に60年が経過をしています。しかし、ここ数年憲法改正にかかわって憲法調査会あるいは新憲法制定議員同盟などが結成がされ、憲法改悪を国会議員中心に進めている現状にあるわけですが、行政として憲法をどのように行政施策に生かしているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

以上でこの場からの質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。
○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま竹中議員から大きく4項目にわたり御質問がございました。1項目めは私から、2項目め、3項目めは建設水道部長、4項目めは総務部長からの答弁となりますので、よろしく願いいたします。

大項目1、公害と環境衛生について、（1）、大気汚染調査のあり方についてお尋ねがございました。御案内のとおり、二酸化硫黄は主として工

場等の固定発生源での石油や石炭等の燃料に含まれる硫黄の燃焼によって生成され、刺激臭を有する気体で、大量に排出されると環境破壊の一因となるとございます。大気汚染につきましても、環境基本法、大気汚染防止法、北海道や名寄市の公害防止条例など関係法令に基づき基準値を超える公害の原因となる物質が発生した場合は改善勧告や改善命令、さらには立入検査などが実施できるとなっておりますが、名寄市におきましては大きな事業所とは公害防止に関する協定あるいは覚書を交わしております、市民からの通報あるいは現場を発見した場合においては状況を調査し、悪質な場合には改善勧告や改善命令、さらには立入検査などが実施できますが、現在まで悪質な重大違反等はないため立入検査を実施したことはございません。しかしながら、事業主が公害防止条例等に熟知しないということもございますので、今後におきましては周知に努めるとともに指導、監視を強化してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、小項目の2、小河川における水質検査についてお尋ねがございました。さきに市議会へ報告をいたしました2008年度公害の現状と対策では、公害調査研究班の調査報告として天塩川及び名寄川の水質検査結果を報告しているところのございます。こうした調査は、法律的な義務を負うものではございませんが、天塩川につきましては本市の用排水に密接にかかわり、また名寄川は水道水源になっていることから、これまで継続的に調査を行っているところのございます。現在名寄市が所管する基準河川及び普通河川は、名寄地区で52本、風連地区では20本、総数72本に及んでいるところのございます。これまでこれら小河川の水質検査は、排水処理水の流入河川や水質事故などが発生した場合など、ごく一部の河川に限られているところのございます。御指摘のとおり、こうした小河川が天塩川に合流することに

より、その水質に影響を与えることも考えられますが、水質検査に係る体制も限られていることから、今後もその必要度に応じての対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、一般廃棄物最終処分場の現状についてお尋ねがございました。不法投棄につきましては、依然として後を絶たないのが現状でございます。これまでも市内において洗濯機、冷蔵庫等の投棄を確認し、回収処理を行った経過がございます。また、6月5日には「ストップザ不法投棄」をスローガンに上川管内全市町村と旭川土木現業所による一斉パトロールを実施したところでございます。名寄市におきましては6カ所でタイヤ、靴ケース、冷蔵庫等の投棄が確認されたところでございます。これらについては、適正な処理を行ったところでございますが、今後も引き続き定期的なパトロールを実施してまいりたいとも考えているところでございます。

本年の4月から一般廃棄物最終処分場にかかわる処理手数料が統一されました。搬入量の推移でございますが、風連最終処分場におきましては昨年の4月65トン、本年4月45トン、また昨年の5月は53トン、本年の5月は39トンとなっておりますし、内淵最終処分場におきましては昨年の4月が522トン、本年の4月が491トン、昨年の5月が508トン、本年5月、少しふえまして518トンとなっておりますが、わずかでございますが、減少傾向にあるところでございます。これらは、昨年実施されました洞爺湖サミットを初め、11月から実施の市内4量販店におけるレジ袋の有料化、さらにはごみの分別に対する市民の皆さんの意識の高まり等によるものと考えているところでございます。今後分別ガイドブックの改訂版も発行する予定であり、今後とも市民の皆さんにごみの減量化に対する協力を呼びかけてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。
○建設水道部長（野間井照之君） 私からは、大きな項目の2点目、3点目についてお答えをいたします。

まず、2点目のパークゴルフ場の利用状況についてのうち、小さい項目の1の利用料値上げでの苦情についてであります。今シーズンのパークゴルフ場オープンは、なよろ健康の森、名寄公園が5月1日、風連の天塩川さざなみ公園は4月29日にそれぞれオープンをさせていただいております。このところは雨が多いのですけれども、全般的に天候の状態がよくなっただけで利用者数の増加を期待しているところであります。平成21年度より利用料金を改定させていただきましたが、現在のところ市のほうに届いている苦情はございません。整備内容についても苦情等は聞かされておられません、それぞれのパークゴルフ場の良好な環境を維持するために今後とも努力をさせていただきますというふうに思っています。

次に、シーズン券の発行数についてお答えをいたします。天塩川さざなみ公園パークゴルフ場は、4月の初めよりシーズン券、共用券の販売を開始いたしました。なよろ健康の森、名寄公園パークゴルフ場は5月より販売を開始いたしました。5月末現在での販売数は、天塩川さざなみ公園パークゴルフ場が146枚、なよろ健康の森、名寄公園パークゴルフ場で641枚の販売となり、合計で787枚の購入がありました。昨年度と比較しますと、天塩川さざなみ公園パークゴルフ場は6枚の増、なよろ健康の森、名寄公園パークゴルフ場は6枚ほどの減となっておりますが、6月中にも購入者が見込まれることから、合わせて800枚前後と推定しているところであります。内訳としましては、シーズン券はなよろ健康の森99枚、名寄公園99枚、天塩川さざなみ公園107枚、共用券はなよろ健康の森、名寄公園の共用が401枚、なよろ健康の森、天塩川さざなみ公園の共用が39枚、名寄公園、天塩川さざなみ公園の共

用が5枚、3地区共用が37枚となっております。なお、シルバー料金の対象となった方は153名となっております。シーズン券あるいは共用券の売り上げ状況は、料金改定にさほど影響がないというふうに判断しておりますので、今後も市民の健康増進はもとより交流人口の拡大などに向けて利用しやすいパークゴルフ場の環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、大きな項目3点目の公営住宅法改正についてお答えをいたします。入居基準改正による問題点についてであります。入居収入基準については、平成8年に見直し以降10年以上見直されていなかったため、世帯所得の変化や高齢者世帯の増加等により入居希望者が増加し、応募倍率が上昇することによって住宅に困窮する多数の入居希望者が入居できない状況となっていました。これを踏まえて、公営住宅本来の趣旨である住宅に困窮する低所得者に対する公平、的確に供給するための必要な見直しを平成19年12月に入居収入基準の引き下げなどを内容とする公営住宅法施行令の改正が行われ、平成21年4月1日から施行されております。改正に伴う問題点としましては、収入額が同じであっても収入分位が上位に位置づけられた場合、家賃が上昇し、収入に対する家賃負担がふえる場合もあることから、既に入居されている方で今回の改定に伴い新家賃が旧家賃を上回る約190世帯については、文書の発送及び大幅に上回る入居者に対しては個人面談等を行うなどして御理解をいただいた上で、急激な負担増を避けるために5年間かけて新家賃となるよう緩和措置を講じるなど対応をしているところであります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 私のほうから大きな項目4点目の日本国憲法と施策について答弁いたします。

名寄市の各種行政施策は、基本的には新名寄市

総合計画に基づいて実施しております。その施策は、名寄市独自のものもありますし、国の制度に基づくものもあります。憲法が制定されてから60年が経過しております。国レベルにおきましては、いろいろな意見があることは察知しております。しかし、地方自治体の行政を預かる者として地方自治法の2条にうたわれていますように、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないとある精神にのっとりまして、昨年秋からの金融不況に対しまして雇用問題やら生活保護の問題が大きな問題として出てきました。名寄市におきましては、独自で雇用創出の問題につきましてはなかなか対応しづらい問題がありますが、市の重要な行政課題の一つとして各関係機関等と連携して雇用機会の創出に努めております。生活保護につきましては国の制度でありますので、単独の補助制度はなかなか対応できませんけれども、生活保護の精神にのっとりまして適切な事務処理に努めているところであります。これらを含めまして、名寄市の行政施策は先ほどの地方自治法の関係でもありましたが、憲法の精神にのっとり施策を推進しているものと認識をしております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） それぞれ答弁をいただきましたから、再質問をさせていただきますが、再質問は若干前後すると思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

1つは、2点目に質問をさせていただきましたパークゴルフ場の関係であります。今答弁いただいた中身でいきますと、昨年とそう利用者は変わっていないということではありますが、本当に近年高齢者がふえて、特にパークゴルフをやる人がということではないのですが、私より非常に健康で元気だというふうには思っていますけれども、なぜこのようなことを聞いたかという、名寄振興

公社あるいは風連の振興公社もそうですが、結果的には赤字決算を出しているわけです。指定管理者ということでいきますと、結果としては再度振興公社との指定管理を行ったときに、いわば市民の税金がそこへまたつぎ込まれていくというような状況になりはしないのかというのが私は心配をしているわけでありまして、今回の値上げによってどのぐらいの利用者がいるのかというのがちょっと危惧をしたところでありました。そういった意味では、それぞれ部長の答弁については理解をいたしますが、中身的にそれだとして、一方でサービスの面でゴルフ場の関係、なよろ健康の森だけでなくほかのパークゴルフ場の管理についてどのようになっているのか。昨年、非常に利用者がふえたということですから、それは人口がふえただけでなくて管理もよかったのかなというふうには、よく言えばそういうふうになるのかなというふうに思いますが、その辺でもしその管理、サービスが落ちるとしたら指導も含めてどのように進めていくのか答弁を求めます。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今パークゴルフ場の管理の問題について御質問をいただきました。

今竹中議員も御指摘のとおり、管理そのものは上川管内でも私どものパークゴルフ場3つあります。有料の部分が3つありますけれども、かなりの部分ではそれほど見劣りをしないと、ほぼ合格のパークゴルフ場だというふうに考えています。それぞれ公社のほうも管理する方々がもうベテランになってきていますし、名寄公園のパークゴルフ場などは、当初は非常にまだらが目立ったのですけれども、今はそういうこともない状況で非常にすぐれたパークゴルフ場だというふうに思っていますし、天塩川のさぎなみ公園のほうも今はまだ指定管理者には、来年からなる予定なのですが、今は直営で新しいコースも、少しことは雨がが多い状況で去年と違って整備しづらくて、

やわい状態が続いていまして、クローバーも非常に出てきているのですけれども、何とか7月4日のオープンに向けて今職員と臨時の職員が一生懸命頑張っているところでありますので、今利用者も昨年と同等か、あるいはふえてほしいというふうに思っていますけれども、管理のほうもそれに負けないぐらい頑張っていきたいというふうに考えていますので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） パークゴルフ場については、パークゴルフ場だけではなくて、指定管理のところは行政として目をかなり配って悪いところを含めて指導をしていくということが重要だと思いますので、そのようなことできちっと進めていただきたいというふうに思います。

次に、公営住宅法改正に伴う扱いでありまして、先ほどの答弁であります収入額にかかわって190世帯ほど旧家賃よりも上がったという状況で、それは5年間の措置で進めるということで入居者との話し合いは終わっているということでありましたが、中身的にはこの190世帯が5年間で抜こうとしたら、旧の家賃と新家賃の最高額の差額というのはどのぐらいになるのか。これは、それぞれの収入額にかかわりますけれども、平均なところであれば、今資料があればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 詳細な資料はございませんけれども、正確には196世帯なのです。このうち5,000円以上の方が13世帯、残りは5,000円以下というふうになっています。総体でその増額の世帯は2.5%程度になっている状況であります。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） ちょっと13世帯ぐらいですから、そんなに数は大きくはないと。5,000円以上ということですね。2.5%というの

は、これはちょっと大きいなというふうに思いますが、それは入居者との中身でありますから、法改正の中でせざるを得ないということですから、理解はしますが、現状の中では仕方がないのかなというふうに思いますが、ただちょっと違うことでお聞きをしたいのですが、名寄の公営住宅の数が名寄地区と風連地区、人口に対する割合がどうも違うのかなというふうに実は思っているのです。過日、若干聞いてみますと、入居率は両方とも100%に近いという状況だというふうに聞いていますけれども、それぞれの地区の人口に対する公営住宅の戸数というのは、名寄の場合と風連の場合、民間住宅がないということもあって公営住宅が多いのかもしれませんが、その辺の率がどのぐらいの率になっているのか。率がわからぬとしたら、戸数がわかれば逆算すれば率出ますから、そんなところで人口に対する公営住宅の戸数の率をお示ししたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 率は、ちょっと今計算機がないので、あれなのですけれども、入居者数、政策空き家というのがございますから、空き家は別にしまして入居数で869入居してまして、名寄のほうでは563、風連のほうでは306というような戸数になってまして、これは例えば風連地区、名寄地区関係なく、同じ名寄なので、どこに入っても入れるということなので、余り関係ないというふうに私どもは考えています。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今部長の話だと、どこへ入っても関係ないというふうな言われ方しましたが、職場の関係でわざわざ風連まで行って通勤する必要もないでしょうから、近間ということだと思いますが、ただ公営住宅の扱いで前回私は1回質問をして、それは厳しいという話があったのですが、他市町村から転入者の入居の扱い、どうしても抽せんでないと入れないということから、

来たくても来れない、あるいは一時民間のところへ入るとかという方法しかないのかなというふうに思いますが、中身的に名寄に居住をされていて公営住宅に入りたいという方もかなり多くて、昨年も何人かの方に聞いたのですが、私は5回も応募しているけれども、一回も当たっておらぬと、落ちると。片や私は1回で入りましたという方も、これは抽せんですから、仕方がないといえば仕方がないのですが、そういう状況もありまして、あるいは子供のことでどうしても名寄に居住せざるを得ないということで、私のところへ来た方も入りましたが、昔だと議員がちょっとどうにかしてやってくれやということを入れたのかもしれませんが、今は絶対そういうことはありませんから、どういふふうに相談されてもこれは厳しい状況だったのですが、そういう転入者の少し扱いについて今後の考え方があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 野間井建設水道部長。

○建設水道部長（野間井照之君） 今竹中議員が言われたように、公営住宅の整備から管理まで公営住宅法に沿った形で市でも条例を制定しております。その中に転入者に対する特例的な措置等については特に設けていません。竹中議員が言われるように、他都市から移動してきて名寄市内に在住していても何年間も応募していて当たらないという方がございますから、今後も在住市民のことを考えても転入者に限定した特例措置を設けることは公平も欠くというふうに考えていますので、こういう特例措置は設けないというふうに考えています。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 設けないということですから、それ以上突っ込んでもらち明かぬなというふうに思いますが、今後転入者がふえるということも予想はされるのかなというふうに思いますので、今後の扱いとしてもう少し議論をしていたらというふうに思います。

それで次に、公害問題の扱いで若干お聞きをしたいのでありますが、先ほどの部長の報告ですと昨年の4月期、5月期とことしの4月期、5月期、大きくは変わっていないというふうになる。ただ、風連の扱いでいきますと14トンほどですかね。落ち込んでおりますけれども、4月はこれで20ぐらい落ち込んでいるのですかね。そういう状況、風連の扱い高でいくとトン数でパーセンテージ、かなり大きくなるのだらうと思いますけれども、なぜ一般廃棄物最終処分場の問題を言うかというところ何回か環境衛生のかかわりで分別ごみの扱い、私も質問をさせていただきましたけれども、内淵の一般廃棄物最終処分場がいまだに分別の悪さがあるというふうには、行った方はわかると思いますが、風連へ行くとカラスも何もいません。悪臭もしないのです。名寄は、過日も私ちょっと行きましたが、悪臭はするわ、カラスは飛んでいるわ、カラスが飛ぶということは生ごみが多いということです。そういうものからすると事業系のごみの、企業ごみの分別が悪いのかなと。家庭のごみは、ある程度分別も浸透してきているように私は思っていますけれども、事業系のごみの扱い、さきの私の質問ではことしから新たに新しいもの、パンフをつくって事業主等々を含めて、その中身についてきちっと伝えたいということがありましたけれども、現状2カ月たって新年度の中で事業系企業に対する扱い、どのようにされたのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 事業系ごみに関する指導等についてお尋ねがございました。

それで、昨年の4定のときも議員からお尋ねいただいた中で、特に大型店を中心に協力を求めていくというお話をしたところでございますけれども、なかなか年度内にできない部分がございますけれども、今回まだ未定稿というか、できておりませんが、事業系のごみの分別排出マニュアルというのを作成いたしまして、特に大型店が中心で

ございますけれども、その中でも炭化ごみについても水切りが不十分な場合が多々見受けられるということでございまして、このことは炭化センターの処理する機械や設備に過剰な負担を強いるということもございまして、このこととあわせて炭化センターと共同で6月20日土曜日になりますけれども、この日から大型店に対する協力要請なり、お願いをしてみたいと考えていますし、事業者から運搬を請け負う業者に対しても適正処理の向上に向けた指導なり、お願いをしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 今それぞれの事業主あるいは業者への啓蒙啓発ということでもありますので、それはしっかりやっていただきたいというふうに思います。

次に、公害の扱い、大気汚染の扱いを含めてちょっとお聞きをしたいのでありますが、直接市民に影響がある箇所の対象となっていることだというふうに思いますが、私は昨年と一昨年2カ所の大気汚染の問題、いわば個人で焼却をした箇所について通報をして、それぞれ措置をしていただけたものだと思ってこの間きたのですが、1カ所はそれなりの中身になっていますが、もう1カ所は線の皮膚というか、ビニールを燃やしているというか、そういうのが昨年一昨年もありまして、これが担当に言わせると現場を押さえないと厳しいというような言い方も実はされましたが、私はそれがいつ燃やしたかは別にしても焼却灰をとって検査をすれば、何を燃やしたかというのはわかるのです、金はかかりますけれども。そういうこともしながらやっていかないと、この大気汚染問題あるいは電線を燃やすことによるあのビニールはかなりばい煙も出ますし、においがきついということもありますから、そういった意味ではきちとした早急な対応というのは、即動ける

ような体制というのはいけないのかどうか、考え方があればお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 昨年度におきましては、議員の御指摘も含めまして、敷地内で物を燃やしているというような通報等が民間の住宅で2件、事業所では1件あったというふうに聞いているところでございますけれども、いずれも直ちに現場に急行する中で、事情を聞く中で嚴重注意なりを行ってきたところでございますけれども、違反の認識が余りないような部分があったということで、罰則などの説明なども行ってきたということでございますし、特に事業を営んでいる方につきましては強く指導をしてきたということでございますので、今後におきましても監視なりを強化していきたいと考えていますし、また先ほどもちょっとお話をしましたが、今度は別にごみの分別ガイドブックの関係も今編集作業が最後のほうに来ているのですけれども、その中でも先ほどの不法投棄とあわせて野焼きの禁止なんかも含めて5年以下の懲役だとか1,000万円の罰金が科せられるという旨なんかも周知してまいりたいと思いますし、先ほどの焼却灰にかかわる検査等につきましてもそのケース、ケースになるかと思えますけれども、そういった対応についても一定程度部内で協議を進めてまいりたいと思いますので、ぜひ御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） こういう問題は、積極的に行政がかかわってそれぞれその発生源を少なくすると、抑えるということが重要でありますから、今後精いっぱい努力をお願いを申し上げたいというふうに……中身的には次に水質の問題ですけれども、それぞれ報告書を見ますと水質検査の場所も天塩川はそれぞれやっていますから、小さな河川をしなくてもいいのかなというふうに言えることもあるのでありますが、中身的にちょ

っと聞きますと、耳にしましたところ今年の5月ごろ、豊栄川で大量の魚が死んだという事例があったというふうに聞いていまして、担当に聞きますと公害審にも報告はしましたということでありましたが、この中身について若干報告をお願いを申し上げたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいま今年の5月の段階で豊栄川であった事案についてのお尋ねがございました。これにつきましては、20年5月12日の朝、製紙工場のボイラーの冷却水に薬液が混入して、沈殿池を経由して豊栄川に流出していることが認められたということでございまして、これにつきましては、薬液につきましては炭化ナトリウムと硫化ナトリウムの6対4の混合物でありまして、約380キログラムが流出されたことが確認されまして、薬液についてはいずれも毒劇物ではないけれども、薬液混入の停止措置と同時に流出した豊栄川にも監視と中和剤の投与を行ったということで、薬液の流出によりまして豊栄川での川魚が若干浮く等の状況があったということで、午後1時ごろにはほぼ正常の状態に回復したというような、そういったような案件でございますけれども、このことにつきましては単発的な事案ということでございまして、長期的、継続的に直接的に被害を与えたようなケースではないので、今回は公開の案件としてではなくて、その他の報告という形で本年5月15日開催の公害審議会では口頭で説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） なぜこんなことを聞かかという、昨年JRの油漏れもありました。実は、東は地下水を使っている方が結構多くて非常に心配をされましたけれども、結果としては当初の見た量よりも少なかったということと地下水にそんなに影響はなかったということがありました

から、そういった意味では企業側のきちっとした管理も足りないというふうには私は思っています、過日の智恵文の排水機場の油漏れも原因はどこにあるかちょっと承知をしていませんが、油漏れをしたと。早期に対応をしたということでありませけれども、そういうことが最近すごく多くなっているのかなと。

王子板紙の場合は、企業内検査でやっているというふうには私は思いますが、それをうのみにすることがどうなのかというの、あるいはJRの昨年の油漏れの扱いもどうなのかと。そこに立ち入りで入っていくということが行政できるかどうかというのは承知をしません、そういうことが非常に今後心配になっているわけです。特にガソリンスタンドあたりは、きちっとした検査が法で義務づけられている。JRもそうでありませけれども、何年かに1遍タンクを見る、あるいは何年かたったらタンクは取りかえるという扱いにも実はそういう法令でなっているわけですが、そんなところで行政としてのそういう企業に対する直接入っての検査というの、そんなことができないのかどうか。あるいは、もしできないとしたら、消防法のかかわりでいくと油の問題なんかについては消防のかかわりできちっとできるはずですから、そんなところの取り扱い行政としてきちっとやるべきだというふうには思いますが、その点についてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） ただいまお話ありました関係でございませけれども、今ありましたJRの関係の油漏れ事故につきましてもあわせて同じような考えの中で、審議会の中では口頭で報告をさせていただいたということでありませ。

それから、こういった事業所等に対する行政としての立入検査という部分でございませけれども、先ほどの1回目の答弁の中でもお答えさせていただきましたけれども、何力所かの事業所とはそれぞれ大気なり水質、ばい煙、悪臭、騒音等の覚書

なり協定を締結している部分ございませし、そういった中で議員御指摘のように事業所そのものを信頼していいのかという部分もございませけれども、そういった例えば案件等の個別の事例に応じた中で、北海道内の関係機関とも協議する中で検査等の対応を図ってまいりたいと考えていますので、御理解をいただきたいと思ひませ。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 非常に難しい問題なのかもしれませ。王子板紙の場合は、有害物質でないということもあつたのですが、報告書には一切載っていないと。これ報告書に載せる載せないの扱いは行政として考えるのでしょうかけれども、この定義というの、有害物質でないからということだったのもしれませ、その辺の定義というのはどういうところにあるのか、あるとしたら若干定義についてお聞かせを願えればというふうには思ひませ。

○議長（小野寺一知議員） 吉原生活福祉部長。

○生活福祉部長（吉原保則君） 公害の定義といひませても先ほど若干触れましたけれども、継続的、長期的に人的被害を与えるというのが1つの大前提でないかと思ひませ、その中で私どもの例えば毎年発行しています「公害の現状と対策」ですか、こういった中に載せるかどうかという部分もございませ。それで、議員御心配の面もございませし、私もこれずっと読んでみませと前年と比較してほとんど数字以外は全く変わっていないというの、変わることもないのでしょうか、調査項目は。ただ、そういった案件も含めて皆さん御心配している部分もあろうかと思ひませるので、次年度に向けたそういったことも考慮してこの白書といひませ、現状対策の作成に当たってまいりたいと考えていますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひませ。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） この公害の扱いについては、所管の委員会にも余り報告をされていない

ようでありますから、今後は大小かわらずきちっと報告をすることで求めておきたいというふうに思います。

次に、憲法問題であります。一昨年からのアメリカから及んだ金融破綻にかかわって世界恐慌が出て、結果的に日本においても昨年の夏ぐらいから社員切りとか、派遣切りあるいは正規雇用労働者も解雇されるというか、そこまで触手が伸びているという現状に実はありました。そういった意味でいくと、生活弱者に大きな影響を及ぼしたわけでありまして、中身的に憲法25条、私が言うまでもなく、すべての国民は健康で文化的で最低限の生活を営むことの権利を有するというのですかね。そんなところがきちっとあるわけでありまして、現状も生活保護基準の家庭以下の収入で生活をせざるを得ないという、そういうところに追い込まれたという、名寄にいるかどうかは別にして全国でそういう方がかなりおりまして、これもそういったところから自殺を図るといふ、そういう方もおられます。名寄において、こういう方がいるとしたら、行政としてどのような手だてをするのか、対処をしていくのかについてお聞かせを願いたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 昨年の秋からの世界金融不況の関係につきましては、輸出産業のところを中心に相当大きな派遣切り等がございまして、その当時調べた内容によりますと名寄は主の産業が農業でありまして、そのほか公務員、教員の多い地域特性もありまして、その時点では派遣切りによる影響は名寄まで返ってこないで札幌どまり、旭川どまりということの情報もありました。最近の調査では、数人の方々が派遣切りに遭って影響を受けたという情報も経済部のほうから聞いております。

それで、生活保護、最終的に雇用確保の関係につきましては、名寄市独自としまして緊急避難的な市で臨時職員として雇用するとかということま

では、その当時の判断としては該当者がいなかったということも含めて取り組んだことはございません。ただ、今後の問題につきましては景気回復が長引くようであると、今は国の補正予算絡みでさまざまな臨時交付金等の事業をやっておりまして、経済部のほうでは雇用関係に対する補正予算の関係もありますので、これらも考慮しながら対応してまいりたいなと思っています。

なお、最後の手段としての生活保護制度があるのですが、これにつきましては昨年から生活保護も含めた総合福祉相談的な要素を持つ、一応これは生活保護の相談員という国の助成制度も含めまして相談員を1名配置をしまして、一応窓口というか、気安く相談できる体制は、直接のケースワーカーでは難しい部分につきましてもそのような仕組みの中で相談窓口については柔軟に対応させて、幅広く対応させていただくということでの組織は整えさせていただきました。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 若干所管が違うのかもしれません。今回の国の補正の中で特別交付金として、実は地域雇用推進費あるいは地域雇用対策関連費が落ちてくることになるわけですが、この活用、今のところ何か考え方があれば、1年ではないと思いますが、考え方があればちょっとお聞かせを願いたいというふうに思いますが。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 昨年来の経済不況によりまして、非常に雇用も縮小されているというところで、先ほど総務部長から説明がありましたように特に製造業といいますか、輸出産業の部分は非常に大きな派遣切り等が行われているということで、当市のほうの部分の中ではそう大きな状況はないというふうに認識しておりますが、しかしながらホテルメープルさんが営業を停止をするという、そんな状況もありました。

それで、いわゆる国の対策の中で補正予算でもお認めをいただいた部分の中では、緊急雇用創出

推進事業というのが2件ほど応募させていただいて採択を受けている件があります。それと、ふるさと雇用再生特別対策事業、これは農業者の関係で稲わらの堆肥をつくるというところで雇用を創出をしたいというようなことで、3件について一応採択を受けて一定の失業者の皆さんに雇用をしていただくような、そんな対策を講じているところでございます。ふるさと雇用再生特別対策事業につきましては、道のほうで3年間ぐらい基金を積んで事業をすると、こういうことになっておりますから、今までの部分の継続もあるというふうにも思っておりますけれども、新たな募集という部分も考えられるのかなというふうに考えておまして、そういった状況を踏まえながら今後適当な事業というものがあれば検討していきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） なぜこんなことを聞いたかということ、実はひとり親家庭の中で生活保護を受けている方で就労をしたいということでも月トータル25日なら25日就労できないということでは、アルバイト的に就労をすることによってその分が翌月カットをされると思います。そういう状況が私はあるというふうに思いますが、そういうところの就労にかかわる雇用対策というか、そういうことも含めて私はやれないのかなというふうに思っています。ただ、一時期パソコンだとかということ、名寄ではちょっとあれですけども、パソコンをやったり、いろんなことを習得させて、それで就職をさせるということですけども、中身的に名寄はそう大きく就労する場所がないものですから、結果としてはパートに走らざるを得ないというか、そういう状況にあるものですから、そういうふうにお聞きをしましたので、そういう方々の対策として別途に行政として何か考え方があるのかどうかについてお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 雇用対策につきまし

ては、本当に市のほうでも重要な行政課題というふうに考えております。しかしながら、多くは職安、ハローワーク、ここを通じていろんな対応をしているということでもありますから、私どもも行政としての部分と、あるいは会議所を含めて関係機関連携の上でそういった部分についても御相談をしていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 本当に健康で文化的な最低限の生活が実は今できていないのです。名寄の平均収入と云ったら、250から300ぐらいなのですかね。そんな状況ですから非常に厳しい状況にあって、今言いましたようにひとり親家庭の生活保護費の扱い以下で生活をしている人もかなりいるわけです。それは国民年金です。これは、行政に言っても仕方ないといえば仕方がないのかもしれませんが、非常に少ない年金で生活をせよと。だけれども、一方で憲法の中では最低限の保障をしているのにもかかわらず、そういう状況に実はなっているということです。私の母親もそうでありますけれども、6万円少々で1カ月暮らせと。1人なら食えないと。夫婦だと、どうにかこうにか食べれるのかもしれませんが、結果として片方だけになると子供の世話になったりするわけです。特に最近子供が少ないと。少子化で少ないということで行くところもなくなると。では、どこかの施設に入るかといってもその金もないという状況に実は私はなっているのではないのかというふうに思うものですから、この扱いもここで議論をしても結論が出ないかもしれませんが、この辺のふぐあいについて行政としてどのように思われているのかお聞かせください。

○議長（小野寺一知議員） 茂木経済部長。

○経済部長（茂木保均君） 非常に厳しい状況になっておまして、生活する上で雇用という部分が当然なければ生活につながってこないわけでございますから、先ほど申し上げましたように関係機関連携の上で雇用の確保をできるだけ図ると。

その上で何とかきちっと竹中議員の言われるような、いわゆる最低限度の生活ができるようにという考え方に基づいて対応をしていきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 竹中議員。

○3番（竹中憲之議員） 時間もありませんから、最後に実は総務省からことしの3月か4月かわかりませんが、「憲法改正国民投票法」と題したパンフというか、チラシというのが来ているのではないかと思います、その扱いについてどのようにされたのか。まだ扱っていないとしたら、今後どのように扱うのかについてお聞きを願って、私の質問を終わります。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 議員から今御指摘があったパンフレットにつきましては、総務省のほうから市のほうに届いております、ちょっと部数の関係が全戸配布するほどの数に至っておりませんので、まだ配布しておりませんので、一般的に情報公開コーナー等で閲覧というか、見ることができるような形で近々配布したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 以上で竹中憲之議員の質問を終わります。

13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

子育て支援について外1件を、川村幸栄議員。

○4番（川村幸栄議員） 通告順に従いまして、質問をさせていただきます。

国は、08年度第2次補正に続いて09年度追加経済政策を明らかにしました。地球温暖化、少子高齢化社会の対応、安全、安心の実現、地域実情に応じた細かな事業に交付するという地域活性化・経済危機対策臨時交付金が盛り込まれていま

す。先日の先輩議員の質問で明らかになりましたが、ほとんどがハード事業に向けられるようですが、生活支援のソフト事業に、特に子育て支援、高齢者福祉に積極的に活用されることを強く願うものです。

まず最初に、子育て支援についてお伺いをいたします。不況による失業や収入減など、親の経済的な影響によって子供の貧困が深刻になっております。子育て世帯への支援は待ったなしの状況です。

そこで、子育て応援特別手当についてお伺いをいたします。多子世帯の幼児教育期に限定した子育て支援を目的としている子育て応援特別手当ですが、行政報告の中で対象児童数が428人とありました。3歳から5歳の第2子以降の児童ということですが、3歳から5歳の間に第2子以降の子供がいない場合、3人育てていても4人育てていてもこの手当が受け取れません。すべての子供を対象とすべきであって、現在の児童手当を充実させるなど一貫した子育て支援手当を確立することこそ必要ではないかと考えますが、特別手当の内容とこの手当に対する考えをお聞かせいただきたいと思っております。

2つ目に、就学援助についてお伺いします。全国的には、経済状況の悪化によって受給者がふえていると言われております。名寄市の受給状況は、どのようになっているのでしょうか。また、周知状況はどのようになっているのかお知らせいただきたいと思っております。3月11日の文部科学省の通知では、年度途中でも認定をとっております。申し込み時期、期間についてもお知らせください。

3つ目に、今年度から全廃された生活保護の母子加算についてお伺いします。廃止世帯数は何戸でしょうか。予算委員会でもお聞きいたしました。東川町が4月から福祉給付金として生活保護のひとり親世帯などへの支給を開始しています。社会的な障害のある世帯への地方自治体の給付は8,000円まで収入認定されないとの通達があることを理由に実施に踏み込んでいます。当市の対

応についてお知らせをいただきたいと思います。

4つ目に、学童保育についてお伺いいたします。子供たちの放課後の安心、安全な生活の保障が強く求められています。行政報告でも児童センターの放課後利用が増加傾向にあること、南児童クラブでは利用登録が増加傾向にあると言われていましたが、入所を待っている児童がいると聞いています。そして、希望者が多いことから定員以上を受け入れているといます。狭い施設の中での生活は危険なことも起きます。市民の中には、東小学校の空き教室の活用はできないか、中央保育所の跡利用はなど学童保育所増設を希望する声が多く聞かれています。安心子ども基金なども使った学童保育の充実を望むところです。今後の学童保育の考え方についてお知らせをいただきたいと思います。

また、障害児の受け入れも積極的に行われていますが、指導員不足が大きな課題と言われてます。指導員の保障が十分でないことが要因です。指導員への保障についてのお考えを伺いたいと思います。

次に、高齢者福祉についてお伺いをします。1つ目に、介護保険サービスの充実についてお伺いをいたします。ことし10年目を迎える介護保険は、4月から介護報酬、介護保険料、事業計画などの見直しが行われました。この中で明らかになったのは、要介護認定の仕組みが変えられ、調査項目や調査の判断基準が実態のものと大きくかけ離れ、本当に介護を必要としている人から介護を奪ってしまうものではないかという声が介護を受けている人や介護を担っている人々から出され、大きな批判となっています。こうした世論に従前の要介護度を認める経過措置がとられていますが、この要介護認定をつくった人からももうなくしたらと言っているように、現場の専門家の判断で適正な介護を提供する仕組みにしていくことが望まれます。

そこで、名寄市の介護サービスの利用状況についてお知らせをいただきたいと思います。せんだ

つての質問の中で、特養ホームの待機者が清峰園で100名、しらかばハイツで70名とお聞きしました。入所がかなわない方々は、地方の施設、また有料の施設に入るか自宅での介護となるわけですが、在宅介護の大変さ、負担の重さは言うには及びません。札幌市では、家庭内での高齢者虐待が急増して昨年の1.7倍になっているとの報道がありました。身体的虐待や経済的虐待がふえているといます。家族に重くのしかかった介護の負担がこうした事態を生んでいる大きな要因であることは否めません。このように在宅で介護されている方々への家族介護支援事業の充実も重要となってきます。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

さらに、利用料や保険料を負担するのが大変な低所得者への対策についてお聞きをいたします。経済的理由で介護が必要と認定を受けてもサービスを利用できない、また利用限度額を制限している人もいます。保険料の減免、軽減措置などのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

また、介護を必要としている高齢者の生活支援、相談活動に対する法的責任として設置されている地域包括支援センターについて、名寄市介護計画の中では地域住民により身近なセンターとして事業を実施していくとされていますが、訪問看護センターとあわせて余り市民に知られていないように思います。積極的な周知をお願いしたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

2つ目に、介護労働者の現況についてお伺いをいたします。介護労働者の置かれている厳しさは周知のとおりです。心身ともに負担が厳しい上に保障は低い、若い労働者の中からこれでは結婚もできないとの声が出るのも当然です。そこで、介護労働者皆さんの現況についてお伺いをしたいと思います。正規雇用、臨時、パート採用の割合、また年齢構成、夜勤の状況、離職状況、勤続年数や、できれば年齢も含めてお知らせください。

また、介護現場で働く皆さんの健康状況、ほと

んどの皆さんが腰痛で苦しんでいると聞いていますが、身体的、またメンタル部分での健康状況もお知らせください。

さらに、国も介護労働者への支援を世論に押されるようにして始めています。影響についてお知らせをいただきたいと思えます。

以上でこの場からの質問とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（小野寺一知識員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 川村議員から子育て支援外1件の御質問がございました。大項目1点目の子育て支援の（1）、（3）及び大項目の2点目については私のほうから、大項目の1点目の（2）、（4）については教育部長からの答弁となりますので、よろしく願いをいたします。

それでは最初に、子育て支援について、（1）の子育て応援特別手当についてお答えいたします。子育て応援特別手当は、多子世帯の幼児教育期の子育ての負担に配慮する観点から、平成12年4月2日以降に生まれた小学就学前の3歳から5歳の子供で第2子以降の子供を対象とし、1人3万6,000円を支給する単年度限りの措置です。国は、この制度で第2子以降の子を対象とした理由として、一般に保育所や幼稚園に子供が通う年齢が小学校就学前3年間であること、2歳までの子供には別途児童手当制度において乳幼児加算が行われているなどを総合的に考慮したものとなっております。

御質問のあったすべての子供を含めて支給ということにつきましては、確かに世界的な不況で経済環境も厳しく、景気後退感から個人の所得の伸びが当面見込まれない中にあるなど、子育てに係る費用も個々で違い、保護者として不公平を感じることは理解できますが、この臨時交付金を財源に独自政策としての支給は市の財政状況が厳しい中で困難と考えております。国が行う追加の経済対策の中で第1子まで拡大されるという動きも見られることから、今後の動向を見きわめていき

いと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

次に、小項目（3）、生活保護の母子加算についてお答えいたします。御質問にあります東川町では、生活保護の母子加算の廃止に伴い、今年度から独自に8,000円の加算金を設け支給し、この支給額は保護基準で判定する際の収入としては認定しないと聞いております。本市の生活保護世帯の中で母子加算の対象世帯につきましては、平成21年3月末で8世帯20人となっております。この廃止となりました旧母子加算では、児童1人につき月額6,670円で、児童が2人目の場合は540円を加算、3人目以上1人増すごとに270円ずつが加算され、年間では児童1人で8万400円、2人で8万6,520円、3人以上で10万9,200円となり、今年度の3月末の実績から計算いたしますと月額平均で4万4,610円、年額にして53万5,320円が母子加算金という計算がされます。

国では、母子家庭が1年間に受給できる生活保護費の総額が生活保護を受けておられない母子家庭の平均を上回っていることから、平成19年度から15歳以下の支給を段階的に減額し、ことし4月から完全に廃止することとし、その代替措置としてひとり親世帯の就労を促進するための手当として、就労収入月額3万円以上の世帯に1万円を支給するなど自立を助長する必要な措置を行っております。行政といたしましても現在も世界的な状況により経済環境が厳しく、就労の場を確保することが困難な状況にあるということは理解しておりますが、あくまでも生活保護の制度の中で趣旨であります生活の自立には就労が重要であり、就労促進関係の支給金を受けての自立をと考えるところがございます。したがって、東川町のような独自支給につきましては財政状況が厳しいことから困難と考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げます。

次に、大項目め2番の高齢者福祉、（1）、介

護保険サービスの充実についてお答えいたします。高齢者福祉の1点目の介護保険サービスの充実は、特別養護老人ホームの入所待機者についてのお答えでございましたが、清峰園には100名ほど、しらかばハイツには70名ほどの待機者がおり、その半数の方はほかの施設や医療機関に入院されております。さらに、残りの方はほぼ全員が何らかの介護サービスを受けている状態にあります。この在宅介護にある世帯の方で、介護保険制度のサービスを受けながら介護をする方も高齢者で認知症であるという場合があります。いわゆる形としては老老介護というケースになりますが、このような場合にはまれに不適切な介護状況から放置すると虐待につながるようなことが考えられるところでございます。このようなケースについては、地域包括センターあるいは担当居宅介護支援事業所のケアマネージャーが連携して対応を行ってまいります。

次に、質問とは若干前後しますけれども、保険料、利用料の減免、市の独自部分の減免の関係についてお尋ねがございました。これにつきましては、保険料の設定におきましては厚生労働省の見解があり、当市もこれに準じております。介護保険制度においては、他の保険制度と同様に被保険者の所得に応じて保険料を段階設定しており、ここで所得の低い方への特別な配慮を行っております。こうした収入に応じて格差をつける以外でさらに一定の収入以下の方について、収入のみに着目して一律に減免措置を講じることは、個々の状況に応じた負担能力を具体的に判断しないまま減免を行うことになり、不公平を生ずることにつながってまいります。また、介護保険制度が特別会計を用いて一般会計と明確に分離した経理を行うこととされ、かつ一般会計より繰り入れを行っており、さらに一般財源による保険税減免分の補てんを行うことは介護被保険者でない一般の市民も市民税でこれを負担することとなり、本来の特別会計としての必要な額での適正な保険料賦課を实

施していないことと考えられます。市民税は、市の一般財源であり、住民のための貴重な財源であるから、将来の介護費用が増加しないよう健康づくり等に充てることが重要であると考えております。

続きまして、地域包括センターの役割について御指摘がございました。平成18年度の介護保険法の改正により、1年おくれまして地域包括支援センターにつきましては、その役割と利活用の部分などを市民周知をしながら開設後約3年を経過するところとなりました。この市民周知につきましては、昨年第4回定例会で議員から御質問をいただき、第4期介護保険事業計画策定のために利用者に配付したアンケート結果から利用者における認知度は少し低いと回答いたしました。昨年の後半ごろから現在までに名寄庁舎及び風連庁舎に設置した地域包括支援センターの窓口には市民からの相談件数がふえており、その当時から見れば市民への周知も進んでいると考えております。ことは、さらに地域包括支援センターの役割について広報や関係団体、そして民生児童委員等にさらに強く周知を進め、市民が気軽に相談や利用ができる場として、また各町内会や老人クラブにおいて介護教室の開催を予定しているところでございます。今後とも介護に至る前に生活習慣の改善や体力のアップなど、予防の重要性について理解を深めていきたいと思っております。

次に、同じく地域ケアプラン相談センター、名寄地域訪問看護ステーションの利用が少ないこと、市民周知が不十分でないのかという御意見、御指摘がございました。名寄地域訪問看護ステーションは、看護職員の人材確保に苦慮しているのが現状であり、在宅看護を必要とするところに行けない場合もありますが、利用の希望者にはその都度相談の上、利用につなげている状況にございます。訪問看護ステーションを利用することで医療依存度や介護度が高い場合でも在宅療養ができ、介護認定を早期に利用することで介護負担の軽減につ

ながるなどメリットがあり、ケアマネージャーや関係機関等に働きかけて訪問看護ステーションが在宅ケアを支える有効な手段として市民周知を図ってまいります。

それから、2の介護労働者の現況についてということで、夜間勤務、正規職員、臨時職員、パート、年齢構成等についての御質問がございました。最初に、正職員等の分類について申し上げます。清峰園では、正職員が42名、臨時職員が45名、パート職員12名、嘱託が2名の合計101名となっております。それから、しらかばハイツにつきましては、正職員が24名、臨時職員も24名、パート9人、嘱託5人の62名となっております。それから、非正規職員、いわゆる臨時、パート、嘱託を年代別に申し上げますと、名寄清峰園の場合は10代が1人、20代に11人、30代に10人、40代に13人、50代に20人、60代に4人の計59人となっております。しらかばハイツのほうでは10代はいませんで、20代に9人、30代に10人、40代に7人、50代に8人、60代に3人の37人となっております。それから、腰椎検査の部分で申し上げますと、腰椎検査を受けて指導になっている部分が清峰園では4人、しらかばハイツでは16人でございます。それから、夜間業務は、清峰園では1人当たり月4回程度、しらかばハイツにつきましては月4回から5回ということになっております。

それから、離職状況についてのお尋ねがございました。最初に、雇用されている職員は先ほど申し上げましたが、臨時職員、パート職員における就職及び離職の状況については、清峰園では年間20人ほど、しらかばハイツでは年間五、六人ほどが入れかわると聞いております。離職者の傾向では、就職難にもかかわらず、資格のみで応募される方はやめるのが早く、かつ勤務の状況で夜間勤務体制が組み込まれる時期になる前にやめるなどの特徴がございました。正職員の離職の原因につきましては特定できませんが、単純に待遇のよい

職場の選択もあれば、介護業務そのものの高度化も原因になるかと思われまます。例えば介護の状況を日誌等により引き渡し、そういう業務の引き渡しにつままして10年未満の介護職員の介護技術と、それからベテラン職員の介護の技術など、年齢構成等やジェネレーションギャップなどで、そういうことで正職員が離職につながっているのかなということがちょっと想定されるところでございます。

続きまして、介護報酬改正の関係で若干御質問がございまして、介護報酬改定はヘルパーや介護職の待遇改善に今回3%の改定ということがございましたけれども、この部分につきましては既にことしの3月の定例会でも御報告申し上げておりますとおり、特別養護老人ホーム等では規模が大きいということでメリットがある、あるいは人数、内容によって差がつくということでございまして、清峰園では約2.4%、しらかばハイツでは約1.5%というぐらいの介護収入が増額になるというふうに報告しておりますけれども、この内容につきましてもまだ特別推計をしておりませんのでわかりませんが、給料表ベースでやっておりますので、何がしかの報酬アップにはつながっているかと思っておりますけれども、この3%アップが具体的な数字にはちょっとカウントできないのかなというふうに思っております。

以上でこの場からの答弁といたします。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 私からは、子育て支援の（2）と（4）についてお答えをいたします。

初めに、就学援助制度について御質問がございましたので、お答えをいたします。長引く不況の中、景気回復への決め手がなかなか見つからない状況にあることから、本市においても就学援助を希望する保護者がふえてくるのが想定されるところであります。これに呼応して国では、今回創設された地域活性化・経済危機対策臨時交付金について、子育て支援の観点から就学援助制度に充

当することが可能という方針が出されていますが、当市においてはこの交付金の有無にかかわらず、従前と同様に生活保護基準額の1.3倍以下という枠組みを堅持しつつ、要望に対応できる予算額を確保していきたいと考えているところでございます。保護者への周知方法としましては、利便性なども考慮して従来同様、年度当初に申請などの手続を含め、各小中学校を通じ行うこととしておりますが、その際プライバシーの保護には十分留意して取り扱うよう各学校には指示をしているところであります。また、年度途中において就学援助制度の対象となった児童生徒についてもその都度対応をしているところでございます。今後においても各学校を通じて保護者へ周知していきたいと考えております。

次に、学童保育についてお答えをいたします。社会情勢、経済状況の変化に伴い、共働きの家庭がふえてきていることから、学童保育所の利用者が増加傾向にあります。特に名寄東小学校、名寄小学校区域の学童保育所コロポックルの利用がふえていることから、4月に東小学校、名寄小学校に出向き、学童保育ができる余裕教室の有無を確認しましたが、いずれも現在余裕教室がありませんでした。今後も学童保育利用者の推移を見ながら、運営委員会や関係機関と連携を図りながら検討してまいります。

障害児の部分につきまして質問がございました。障害児対応を行う指導員は、専門的な知識等を有することが必要であり、地域において開催される障害児保育に関する研修会に出席するなど指導員の資質の向上が必要であります。そのため、私どもも研修会に参加をさせているところでございます。障害児の受け入れ数により指導員の数が必要と基本的に考えておりますが、指導員の配置経費、環境整備の問題、学童の部屋のことなど指導員の増員だけでは解決できないこともございます。運営委員会等で十分な検討が必要と考えています。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれ御答弁をいただきました。再質問をさせていただきたいと思えます。

子育て支援についてですが、子育て応援特別手当、国の施策ですので、難しい部分はあるかと思うのですが、やはり最初にお話ししましたように今回のこの経済危機対策臨時交付金、これをぜひ子育て支援のために使っていただきたいというふうに思うわけです。そこで、就学援助を含めていろいろお伺いをしたところですが、就学援助の受給状況、もしわかればお知らせをいただきたいというふうに思うのです。

それとあと、周知状況では年度当初ということの今のお話でしたが、国のほうも通年というふうにもお話が出ていますので、各学期ごとに案内、また申請書をお子たちに渡す、そして父母にもお知らせする、こういったことが必要ではないかなというふうに思っています。お聞きしましたら、緊急の方には対応をしているというふうなお話も伺っていますけれども、緊急ではなくても要するに自分がこの認定基準に該当するかどうか、そのラインのところでは該当するかどうか迷っている方々にも年度1回だけではなくて学期ごとにお知らせする、また広報などでもお知らせする、こんなことが必要かなというふうに思うのです。あと、学校を通して申請するだけでなく、プライバシーのお話しされてはいたしましたが、学校を通してだけでなく教育委員会にも直接来て相談をしたり申請もする、そういったことができるのではないかとこのように思うのですが、この点についてお答えいただければと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 就学援助の該当の人数ということで、平成19年度の部分でいきますと小学校で要保護、準要保護を含めて288名、それから中学校で131名の合計419名と。それから、平成20年度決算見込みということで小

学校292名、それから中学校147名、合計439名ということであります。

年度途中の申請についてということで、以前にもそうした質問、御提案がございましたけれども、今のところ年度当初で申請を行っていただくということで、これは学校を通して教育委員会ということであります。これは、学校のやっぱり先生たちがそういった把握をしてもらうということが必要だということやっていただいております。また、学期ごとはどうなのかということありますけれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、年度途中でも申請を受け付けているということで、多分先生方も子供たちの家庭状況等も把握をしているということだというふうに思っておりますので、年度途中でもそういった状況があれば申請していただくということで対応させていただければというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 学校で大きく変化した子供たちの家庭の状況なども把握できればいいのですが、やっぱり我慢しているというか、なかなか表に出さない、そういった方々もいるのではないかなというふうに思うのです。ですから、そういった方々はさっきも言ったように認定基準のところ判断を迷っていらっしゃる、そういった方もいるというふうに私は思います。やっぱり経済状況を適切に把握していくことはもちろんのこと、しかしすべて学校任せにしていくということはどうかなというふうに思うわけです。保護者の方の申請の有無だけで認定するのではなくて、やっぱり相談窓口、さっきも言ったように教育委員会に来ていただいて、なかなか学校というと子供がいるものですから相談に行きづらいという部分もあるかと思うのです。市役所であれば、そんなに気も使わないで来れるかなという部分も含めて教育委員会に相談に来て、私はここに該当するのかなどうか、そんなことも相談できるような方法もとっていただけたらというふうに思うのですが、もう

一度お答えいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 年度当初には、もうほとんどのそういった該当になるようなといひますか、そうした方の申請があって、先ほど言ったように生活保護の基準額の1.3倍以下ということで判定をしております、先ほど申し上げた認定外の方もやはりいるということあります。今御提案がございましたけれども、学校で十分把握できないのではないかとといったことがあろうかと思ひます、絶対ではありませんから。そういった中では、教育委員会に来ていただいてもそれはよろしいのですけれども、教育委員会と学校とのやっぱり連携といったことが必要になってきますので、その辺についても学校と今後どういふようなことが一番ベターなのか、その辺も検討させていただければなというふうに思ひます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ぜひ検討をしていただきたいというふうに思うのです。本当にこの貧困というか、不況の嵐が押し迫ってきている中で、やっぱり思い悩んでいる方もたくさんいるかと思ひます。特に子育て世帯の若い皆さん方の収入というのは、一般的に言えば低いわけですから、そういった方たちへの支援というのが強く求められるかなというふうに思ひます。

あわせて、質問をちょっと変えますけれども、先ほどの母子世帯の生活保護の母子加算の廃止の件なのですが、ここでも先ほどお話がありました。今まで母子加算をされている方たちよりも、この生活保護の母子加算を受けている、その方たちよりも低い生活をされている皆さんがいるから不公平ではないかというのは逆の不公平かなと私は思ひます。ですから、そこの低いところにどんどん、どんどん合わせていくのではなくて、やっぱり上に上げていってあげる、そのことが私たちは求められているのではないかというふうに思ひますし、こういう不況の中で一番大きな被害をと

いか、影響を受けるのはやっぱり子供たちだというふうに思うのです。ですから、こうした子供たちにやっぱり手を差し伸べることが行政としても強く求められているかと思えます。

先ほど母子加算の廃止世帯が8世帯で20名というふうな金額もお示しいただきました。例えばこの8世帯に月々8,000円、先ほど私が言った東川町のように8,000円をすると6万4,000円が出て、当初よりかは若干上にはなるのですが、やっぱりこれをしていくことで、地方の自治体が頑張っってそういう世帯にも支援していくことで国も見直しをしていくのではないかとこのように思うのです。これを認めてしまうと、国はどんどん、どんどん削っていくのではないかと私は危惧をしています。そういう意味でもぜひ就学援助の問題も含めて、この母子加算もあわせて子育て世帯への支援を強く求めるところでありますが、この点についてお答えいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） ただいま母子世帯加算につきまして再質問がございましたけれども、国がいわゆる母子家庭が1年間に受給できる生活保護費の総額と受けていない世帯の総額という部分を比較した中で、つい昨今もテレビ等でその話題が載っておりますけれども、地方の行政といたしましては国が生活保護費制度をやっている中で運用ということでございまして、これにかかわる部分でございまして、例えばひとり親世帯就労促進費ということで、就労の収入が月額3万円以上の場合には月額1万円をそれまでの生活保護費の総額より収入をふやすですとか、月額が2万円の場合は5,000円をふやすですとかというようなことで、あくまでも就労をして自立していただくということを前提に制度として考えてございまして、先ほども申しましたとおり8世帯があるのですが、その対象になっている方で一番若い方は33歳ということで、これから先の

人生が相当ある中で、今この時点でありましてけれども、やはり手に仕事をつけていただいて自立をして、最終的には生活保護から脱却ということで、そういう考え方が最後は自立した生活につながっていくというような考え方で国が定めておりますので、ぜひ御理解をいただきたいと思えます。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 就労支援というふうにおっしゃっていましたが。当然その生活保護を受給されている方々も元気で働けることが何より望んでいるというふうには思えます。ただ、今情勢から見ても雇用状況は本当に悪い中で、特に女性の働く場は少ないです。中には2つ、3つとかけ持ちをして、それで体を壊してしまったと、そういう方もいるわけです。ちょっと話を聞いたら、育ち盛りの子供を育てている中で、子供たちには食べさせなければならぬので、自分は食事を減らして食べないで我慢しているという、こういった方たちもいるわけです。やっぱり今は国の基準でということでした。例えば今回定額給付金出されて、その事務費が名寄でいえば約2,400万円も使っているわけです。これでは、もう本当に理不尽というしか言いようがないなというふうに思っています、私としては。今私の前に竹中議員が質問されておりました。憲法に保障されている25条が守られていないのではないかと。ここにやっぱり立脚した形で、ぜひ子供たちを守っていただきたいというふうに思っています。

それで、次に学童保育のところに移らせていただきたいと思えます。今学童保育の状況は、空き教室がなかなかないというお話も出されておりましたけれども、こういったところも含めて積極的に運営委員会等で審議をしていただいて、どう子供たちの放課後を守るのかといったところら辺で知恵を出していただきたいなというふうに思えます。例えば先ほど出させていただいた安心こども基金なのですけれども、1,000億円のうち大体50億円ぐらいが学童保育のほうに使えるのではない

かというような内容になっているようですが、こういうのも使って施設の整備というのにも使えるというふうに聞いていました。ですから、これ等も使いながら施設の整備を広くしていただけたらいいなというふうに思っています。ただ、その場合に父母の方やら、また指導員の皆さんからの声は負担がふえたら困るということです。負担はふえないで何とか環境整備してもらいたいと。これは、皆さん同じ思いたいと思うのですけれども、そういうような中でこういういろんな国の補助金などを使っての整備、ぜひお願いしたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 今安心こども基金の関係で、施設の改修等をできないかということがあります。この安心基金につきましては、5月20日に通知が参りまして、22日まで予定の調書を出せといったようなことで、非常に最近はそういったようなたぐいの文書が多いということでありまして、中身もちょっと見ましたけれども、事業的には今おっしゃったとおりに施設の改修等に使えるということなのですけれども、事業の対象としないという部分もございまして、これについては既に実施している事業について、単に当該市町村等の負担を軽減するための事業、これは該当しない。それから、認可外保育施設の運営に係る経費の一部を負担し、または補助している事業と。これは、学童保育というふうには書いておりませんが、そういったことも対象にしないということでもあります。ですから、この基金のちょっと概要を見ますと、地域子育て支援活動の立ち上げを支援するということなのですけれども、具体的には新たなそういった学童保育を立ち上げるときに、空き店舗等を利用したときに改修等の施設整備費を補助するといったことだというふうに思います。そういった意味では、現状で先ほど言ったように学校も対象になると思うのですけれども、学校の余裕教室がないとか、あるいはある学童

保育は施設が老朽化をしているという、そういったことも耳にしておりますけれども、どこに移転するのかなんとかという具体的なものはありません。そうしたことが現実的に出てくれば、この基金が有効に使えるのかなというふうに思いますので、今後この基金事業が継続されてくるということになれば、そういったことも検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） その今の安心こども基金の部分でいえば、新しい家を借りたり、空き家を借りたりということになっているかというふうには思うのですが、その部分も含めて運営委員会等、また父母の皆さんの御意見等を聞きながら積極的に取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

あと、指導員の人件費の問題なのですけれども、先ほど障害者も受け入れながら研修も進めているというふうな御答弁をいただきましたけれども、現在学童保育所の予算の中では、管理運営委託料のところは指導員の先生の人件費というふうには聞いているのですけれども、やっぱりこれをちょっとふやしていただくということは、さらにここを上積みをしていただくということができないのかどうか、そこら辺をお答えいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 現状直営の部分では南児童クラブということと、あと委託の部分ではコロポックルとどろんこはうすということとあります。それぞれ形態が違ってまいります。コロポックルについては学童保育一本、それからどろんこはうすについては保育と学童保育ということになっておりまして、委託料についてもちょっと違ってまいります。そういった意味で、一方の学童保育料も違ってまいります。市の直営の部分が4,000円ということが一番安いわけなのですが、そういったことを含めて、ただ人件費だけにそうやっ

て投入したことで解決すべてできるのかということになりますと、先ほど言ったようにいろんな面で解決できない部分があるということでもありますから、この辺については十分検討しなければ、一概に障害児についても何人というふうに、毎年入ってくるというふうに決まっているわけではありませぬし、それらの対応も含めて人の採用についても十分考えていかなければならないということでもありますから、今後もそういった状況を見ながら考えていければなというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 指導員の先生たちも子供たちは午後から帰ってくるのですけれども、朝10時から出勤されて施設の整備だとか、帰ってからのいろんな準備を本当に心を込めて準備をして子供たちを待っています。帰りもお迎えが遅い親のためにも時間を延長しながら見ているということで、本当に一生懸命やっていただいているこういった指導員の先生方への保障もぜひ考えていただきたい。そのことをお願いして、次に移らせていただきたいと思います。

介護保険サービスの問題ですけれども、認定のことについては3月議会の中でもお話をさせていただきました。先ほどちょっと言わせていただいたのは、家族介護支援のところであれば、これは介護制度で名寄市独自でも進めていかれる内容かなというふうに思っています。それで、ある80歳の女性の方がこんなふうにおっしゃっていたのですが、孤独死のニュースを見るたびに自分はどんなふう死ぬのかなというふうに思ってしまう。だから不安になるというふうにおっしゃっています。だからといって、子供たちのところに行けば迷惑もかかる。だけれども、施設に入ろうと思えば施設もいっぱい入れない、お金もかかる。こんなような本当につらくなるお話なのです。ですから、こういった方々が本当に地元で一人で最後まで元気に暮らせるように支援していくことが本当に望まれるなというふうに思っているわけです。

そこで、施設にいれば24時間介護というか、一応見守りということでサービスを受けられるというふうに思うのですが、そういったことを訪問する中でできないものかどうか。また、あと配食サービスなのですけれども、名寄市では基本的に現状維持のまま、この事業計画の中でありました。基本的には、現状維持のまま実施していくというふうに書かれています。ただ、これは第3期の実績を計画としていて、大体50%の実績なのですが、半分にはしているのです。ですから、この配食サービスなんかも安否確認、本当に健康的な食事を提供するというのとあわせて安否の確認も課題というふうはこの計画の中で出されて、そのとおりだと思うのです。これが本当に重要なことというふうに思っていますので、積極的な活用が必要だというふうに思うのですが、この部分についてどのようにお考えになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 高齢者が独居になったときの安否確認も踏まえて、家族介護の支援の状況についての御質問かということでお答えをさせていただきます。

高齢者を名寄市では地域の見守りや支えということで独自サービスをやっている部分がございます。これにつきましては、例えば名寄といたしましては夜間援助、外出支援、訪問、声かけ、独居向けのネットワーク等ということでございまして、事業としては社会福祉協議会に委託をして町内会行政区ネットワーク事業という形で行っているものでございまして、そういう中ではおおむね相当の高齢者の見守りですとか簡易な支援の必要な独居高齢者、老夫婦世帯障害者などを見守りながら食事会や茶話会や趣味の活動等をしていくもの、それから昼食会、茶話会をやっていくようなものということで、昨年の事業実施状況では、先ほどのはふれあい・いきいきサロンというのですけれども、食事会、茶話会で26町内会がやっており

ます。この部分につきましては6万円以下ということで、月1回はさらにこれの半分になるのですが、年間の部分でこういうような形で考えておりますし、昼食、茶話会と少しレベルが低くなりますと、これにつきましては助成額が2万円ということで、食事と昼食の宅配ということでこれは25の町内会がやっているところでございます。それ以外の部分では、少しハードというのか、ソフトというのか、除雪のボランティアですとか、あるいは高齢者の健康づくり、介護活動ということで介護教室や健康教室、料理教室などもこの社会福祉協議会の委託している事業の中でやっているところでございます。

この中で、配食サービスも先ほど御質問があったかと思うのですが、定期的な宅配ということで、これは助成額は利用分の3分の1ということで3町内会で御活用いただいているかと思っております。そういったもろもろも踏まえまして、さすがに行政がすべての町内会をカバーできるかという部分が、なかなか難しい部分も踏まえまして一種のワークシェアリングと申しますか、社会福祉協議会のほうとの連携の中でできる部分については活用しながら高齢者の福祉を推進してまいっておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） それぞれの町内会の皆さん方に担っていただいているというようなことかなというふうに受けとめました。確かに今は町内会の方たちも本当に高齢になってきて大変な状況、町内会を運営するのも大変になってきているという中で、見回り、配食、高齢者の皆さん方の集い、そういった部分で本当にいろいろ知恵を絞ってやっていただいている、そこに支援をしていくということなのではございますけれども、やっぱり市としてもっとリーダーシップをとってやっていってほしいなというふうに思うのです。

例えば安否の確認なのですが、日中はそんなに不安もなく、隣近所、何か最近見ないわというこ

とはわかるかもしれないのですが、夜がやっぱり不安だと思うのです。お一人で高齢になってくると。そういったところの、先ほど夜間の支援もというふうなことがお話しされてはいたけれども、ここを積極的にぜひ取り組んでいただきたいなというふうに思います。

それで、先ほど利用限度額に対する平均利用割合、これをちょっとお聞きしようと思ったのですが、時間がないので、ちょっと利用限度額に対してどれだけ介護認定を受けている方が利用されているかなという、やっぱりこの間お聞きしましたら大体半分ぐらいというふうに資料も見せていただきました。すべてが経済的な理由だというふうには思わないのですけれども、やっぱり経済的な理由というのも大きいのではないかなというふうに思います。そして、先ほど減免、軽減措置に対するお答えをいただいたのですが、なかなか一回では頭に入らないような御説明だったのですが、実はこの名寄市の保険料は今6段階になっています。やっぱり8段階、10段階に細かく分けることによって軽減する部分も出てくるのではないかなと。札幌市なんかも9段階に分けているのですけれども、そういったお考えは名寄市としてはないのかどうかお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 保険料の部分につきましては、前回と申しますか、第3期につきましてはいわゆる地方税法の改正等がありまして、激変緩和を避けるために通常の段階からさらに細かい区分けをしております、それがそのまま果たして第4期の計画に適用するか否かという部分も議論になりまして、現実には第4期4万4,400円ですか。中間層の部分、一般的なところなのではございますけれども……ちょっと時間がないので、その部分は省略いたしますけれども、そういった中で細かい分けられた部分を6段階に分けて、通常が一番メインになる方につきましては、いわゆる市民

税均等割の方のみがたしかさらに減じるような形で構成をしているかと思っております。そういったことで、所得がかなりの高水準にある方はそれなりの御負担をいただいておりますけれども、通常の年金、いわゆる国民年金レベルにつきましては負担がそれほどな部分というふうには考えておりませんので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） 保険料のことについては、また別な機会に議論をさせていただきたいなというふうに思います。

あと、介護労働者の皆さんへの支援なのですが、国の支援策ではさほど影響はないというようなお話でした。それで、介護福祉の人材確保も先ほど退職理由の中にもありましたようにやっぱり大変さも含まれて、夜勤勤務をする前にやめられたという話もありましたように、やはり仕事の重さがやめなければならないというところにもつながっているのかなというふうに思います。それで、介護福祉の人材を確保するためにも介護労働者のスキルアップのための講習会などもしていく、そういう支援も必要かなというふうに思っています。また、ケアマネージャーが主任ケアマネになるための研修、またソーシャルワーカーになるための研修、そういった資格を取得する支援、そういう事業も考えていただければなというふうに思いますが、この部分についてはいかがでしょうか。

○議長（小野寺一知議員） 小山福祉事務所長。

○福祉事務所長（小山龍彦君） 議員が御質問の部分について、全部が明快なお答えになるかどうかはわからないのですが、いわゆるしらかばハイツあるいは清峰園につきましては名寄市社会福祉事業団ということで事業を進めている中で、通常の介護報酬の中ではなかなか事業の部分が果たして報酬に反映されているかという部分はあるかと思うのですが、今までもこの2事業団につきましては一般会計から約1億円の繰り入れ

をやる中で運営しておりまして、その部分につきましてはそういう研修等にも当然回って行って、スキルアップもその中で事業団として進めていくように思っておりますけれども、そういったことで御理解を賜りたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 川村議員。

○4番（川村幸栄議員） ぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後になりますが、島市長にぜひお答えをいただければというふうに思います。今回の地域活性化・経済危機対策臨時交付金、これがハード事業を中心に追加補正計画、6月17日までに上川支庁に提出ということで、せんだって御答弁もありました。実は道によると、国は最終提出期限を秋ごろにするという連絡も入っているということでせんだっての道議会で日本共産党の真下紀子議員の質問に答えています。磯田地域づくり支援局長は、期限設定についても国に改めて要請するというふうに答えているのですが、緊急対策といって本来まちづくりに使われる予算、本当に将来に向けて責任を持って慎重に行われるべきかなというふうに思うのですが、さきの答弁ではいろんな事業に拡大できないかということを検討しているというふうにおっしゃっていました。子育て支援、高齢者福祉に積極的に活用を願うところですが、これについてのお考えをいただければと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 島市長。

○市長（島 多慶志君） 時間が制約されておりますので、簡単に申し上げますが、平成20年度の補正予算あるいは21年度の本予算、補正予算ということで、国がねらいとしておりますのは世界不況の中で日本がこの3年間の間に回復できるかどうかと、こういうことでの各分野における手当てをしているというふうに認識をしております。地方自治体におきましても最大のねらいはやはり雇用の創出確保ということでありまして、私どもも予算の使い方の中ではこの地域の中で雇用の創

出に向けた事業を当然配慮しておりますし、また今まで子育て等で悩んでいる事業等については一定の政策、制度設計というものが伴わなければ、この1年の臨時交付金だけで対応していくということについてはかなり無理があるのではないかと、こういうふうに思っております。私ども北海道市長会、全国市長会の中で議員が指摘されましたような事項等については、国の全体的な政策要求ということを取り組んでやっておりますので、御理解をいただければと思います。

○議長（小野寺一知議員） 以上で川村幸栄議員の質問を終わります。

これもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第3 議案第17号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第17号 工事請負契約の締結について、提案の理由を申し上げます。

名寄下水終末処理場受変電設備更新工事については、本年5月27日に5社による指名競争入札を執行した結果、三菱電機株式会社北海道支店が1億7,300万円で落札いたしました。本件は、これに消費税及び地方消費税865万円を加え、1億8,165万円で契約を締結しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては建設水道部上下水道室長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 補足説明を扇谷建設水道部上下水道室長。

○上下水道室長（扇谷茂幸君） ただいまの名寄

下水終末処理場における受変電設備更新工事請負契約の締結につきまして、提案理由の追加説明を申し上げます。

名寄下水終末処理場は、昭和55年3月の供用開始以来、浸水対策、公共用水域の水質保全及び快適な生活環境を図るための重要なライフラインとして日々の稼働に努めております。この受変電設備は、受電開始から32年を経過して経年劣化が著しく、また修繕部品の製造中止などに伴い、新たな修繕が困難となっております。国土交通省では、電気設備の標準耐用年数を20年と定めておりますが、これまで適正な維持管理及び修繕を行って延命を図り、安全な稼働に努めてまいりました。しかし、この維持管理も限界に近くなり、施設の安全で安定的な運用を図る必要から今回更新工事を行うものであります。

本日、議決をお願いいたします工事の概要について申し上げます。この工事は、北海道電力からの受電と高圧、低圧に変電する設備及び各設備を結ぶ主幹ケーブル等を更新するとともに、既存監視制御装置の機能増設を図るものでございます。

続いて、入札の経過と結果について申し上げます。入札は指名競争入札で行いました。北海道に支社、支店のある重電機メーカー5社を対象に5月7日に指名通知を行い、縦覧期間を5月8日から5月26日までとし、5月27日に入札を執行いたしました。入札の結果は、第1回の入札で三菱電機株式会社北海道支社が税込み1億8,165万円で落札いたしました。落札率は88.59%となっております。なお、指名通知後4社の入札辞退がありましたので、結果として1社による入札となりました。

次に、お手元の資料について御説明いたします。1ページをお開きください。工事の場所を示しておりますが、処理場正面玄関から入って東側にある電気室内で赤で示しておりますのが今回対象の受変電設備であります。

2ページをお開きください。更新対象となる受

変電設備の写真となります。①から③までが更新対象設備で、④は既に更新を終えている設備となります。

3ページをお開きください。主単線結線図でありまして、北海道電力からの引き込み後、各設備への流れをあらわした図であり、赤で囲んだところが対象の施工箇所となっております。

4ページから6ページにつきましては、過去における維持管理及び修繕の一部を写真で掲載しております。

なお、この更新工事につきましては現施設が24時間連続運転を行っておりますことから、長期間停止することができませんので、流入水量の少ない夜間において数時間の停電を繰り返しながら行うこととなります。

以上、追加説明といたします。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

高見勉議員。

○13番（高見 勉議員） 1点だけお尋ねをいたします。

ただいまの追加説明の中で、指名競争入札で5社を指名をしたというお話がありまして、最終的には1社だけであったと。落札率は88.8%、90%を切るというようなことでありますから、それなりのと申しましょうか、努力があったということについては私なりに理解をするわけでありまして、ただ指名競争入札で5社を指名して4社が辞退をするというのは、間々あることなのかどうなのかわかりませんが、指名をした側としてはどういう理解をされているのか、この際御説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（小野寺一知識員） 扇谷上下水道室長。

○上下水道室長（扇谷茂幸君） お答えをしたいと思います。

今回の入札につきましては、全国、全道で同様の施設の製作もしくは納入実績を持って高い技術力

が確保されていると考えられる重電機メーカーを指名してきましたが、残念ながら4社の指名辞退ということになっております。今回の指名辞退の理由につきましてではありますが、1つは他社の設備の機能増設が含まれて対応が困難と、これが1社でありました。そしてまた、工事に係る専任技術者の確保が困難と、この理由をもってしているのが3社ございました。辞退理由として多いいわゆる専任技術者の確保が困難であるという理由につきましては、公共事業の受注に当たりましては入札、それから契約手続の透明性及び現場の適正化を図るということで、多くの事業者が受注工事ごとに日本建設情報センターへの登録を行っております。これは、通称コリンズ登録と申し上げておりますが、この登録では1つの受注工事が終了するまで、いわゆる完了するまで専任の技術者を配置することが求められておまして、技術者のいわゆる工事のかけ持ちができないという状況になっております。このコリンズ登録は、事業者の公共事業の受注実績を明らかにすることで今後の工事の受注を有利に進める、こういうことにもつながりますので、多くの事業者が行っております。したがって、他の受注工事が重なりますと専任技術者の配置が困難ということで辞退をされたというふうに理解をしております。

ただ、今御指摘ありましたとおり指名競争入札で1社のみ入札ということになりますと、いわゆる入札の公平性、こういったものにも当然疑義が生じるということも考えられます。したがって、このような事態が間々あるとは思いませんが、やはり一般競争入札も1つは視野に入れながら今後の入札制度を少し考えていく必要があるというふうに考えております。指名後の入札辞退に対しまして、現在のところ具体的なペナルティーというものはありませんけれども、これまで2回続けての入札辞退事業者につきましては、次回入札には指名しないという措置をとっております。幸い今回結果として90%を切るというような入

札になりました。ややもしますと、1社のみ入札ではどうしても入札率が高どまりになるという懸念もありますので、私ども今は実施をしておりませんが、例えば電子入札もしくは郵便での入札、こういったものを活用しますと、いわゆる実際に現場に来て1社しかいないということもある意味明らかにならないで入札をしていただけるということにもつながりますので、入札等審議委員会のほうでまた改めて今後とも検討を進めて、よりよい入札制度にしていきたいと思いますというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 高見議員。

○13番（高見 勉議員） 適切な御説明をいただきましたので、基本的には理解をいたしました。

ただ、お話にもありましたように指名競争入札をして、特殊なものであるということでもあるのでありましょうけれども、4社がこぞって辞退をするというような形で、結果としてですけれども、あることについては、いささかいかげなものであるということにもなるわけでありまして、額の問題等々もあると思いますけれども、いろんな意味で一般競争入札等々を含めて、今後のそうした特殊なものについてとりわけ検討をしっかりと行っていただくことを要望申し上げて終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） ただいまの関連でありますけれども、確認の意味で5月7日に指名通知を5社にされて4社の辞退というのは、A、B、C、D社でいいですけれども、それぞれ日にち別に指名の辞退日をお知らせをいただきたいわけですが、当然残った受注をされた会社については、この辺の情報について理解をした上で札を入れているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

もう一点は、市民サービスの関係で、受変電設備の取りかえなわけでありまして、当然停電を伴って夜間の数時間を何回か繰り返しをして切り

かえていくと、更新をするということなのですが、下水道機能の影響というのはどの程度あるのかお知らせいただきたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時18分

○議長（小野寺一知議員） 再開いたします。

佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 当日、5社のうち4社が辞退をしまして、来たのは1社ですので、札入れするときに入れた1社については4社が欠席していることはわかって札入れをしました。辞退しました4社の関係については、ちょっと今手元の資料では事前に連絡があったのか、当日欠席するという連絡があったのか判明しませんので、これについては後から説明させていただきます。お願いします。

○議長（小野寺一知議員） 扇谷上下水道室長。

○上下水道室長（扇谷茂幸君） 下水終末処理場は24時間連続稼働をしているということで、どうしても機能を停止するということにはなりません。ただ、受変電の設備はまさにかなめの設備でありまして、このところを一時的にでもやはりとめないで更新ができないという、ある意味難しい工事の形態にならざるを得ません。この辺につきましては、十分機能を維持しながら、なおかつ適切に停電もしくは更新工事を実施するというところで、私どもを含めて業者と十二分に練りながら対応してまいりたいと思いますので、機能は全く維持できるというふうに考えております。

○議長（小野寺一知議員） 佐々木総務部長。

○総務部長（佐々木雅之君） 今ちょっと資料で確認できましたので、追加して説明させていただきます。1社については5月22日、いずれも文書回答です。5月19日、5月14日、5月11日ということで事前に入札執行前に連絡が入っています。この4つの辞退した業者が当日辞退する

ということは、札入れをした業者については当然わかっておりませんので、当日入札執行するときには1社しかいなかったということがわかりましたので、それで1社については入札をいたしました。文書で入札辞退届については4社とも今言った日付で事前に出ておりました。

○議長（小野寺一知議員） 熊谷議員。

○19番（熊谷吉正議員） 高見議員とのやりとりもありましたけれども、やっぱりこの種のケースについて1回立ちどまって、改めて再入札をするということの検討は必要であったような気がいたします。電子入札等の関係でいくと、それは民間同士のやりとりのところまでの推測はできませんけれども、少なからず疑義が持たれるケースではないのかなど。単なる落札率の問題だけではないと思いますので、十分内部で検討を少ししっかりしていただいて、透明性、説明のつくような形の検討を改めて求めておきたいというふうに考えております。

下水終末処理場の関係では、受変電設備の切りかえというのは大変どんな設備でも難しいことが多いのですが、ある程度私どもに、市民にわかる範囲の中で結構ですけれども、どの程度その終末処理場の機能がこの切りかえによって、一日で一回でできないわけですから、恐らく相当回数重ねて完全な更新をさせていくということなのでしょうけれども、例えば1回数時間やって、それによってどのぐらいの機能が落ちていくのかというところがもしわかればぜひ、特に事故があると大変なわけでありまして、そういう安全面の面だとか市民サービスへの影響、深夜で皆さん寝ておられる時間だから、直接受け入れ側のオーバーフローでもない限りは河川に流れる水との関係も、要するに浄化機能にかかわるわけでしょうから、その辺については説明がつくとすればお願いをしたいと思いますし、またお調べが後に必要であればその時点でも結構だと思いますけれども、改めて求めて終わりたいと思います。

○議長（小野寺一知議員） 扇谷上下水道室長。

○上下水道室長（扇谷茂幸君） 処理場の機能について若干説明をさせていただきますが、夜間特に水量が激減する時間帯がございます。特に夜中2時から例えば5時ぐらいまでの時間ですとか、もしくは日によっては12時過ぎてから極端に水量が減っていくという時期がございます。処理場自体100%の能力で運転をしているということでは実はございませんで、池の数も4池ございまして、それぞれある程度ストックの能力を持っております。ただ、いずれにしましても入ってくる水を1度汚水という池にためまして、それから処理系統に持っていくということで、それぞれ何段階かに分けてストックできるような池を持っておりますので、あくまでもその池が有効に活用できるということを前提に工事は進めるということにはなっておりますので、仮に大雨とか、やはり汚水が異常に入ってくるとか、そういった状況がありましたら、これは工事をやらないということになります。

そしてまた緊急時、これはちょっとまた私どものほうで検討しなければいけないのですが、発電機を持っておりますので、電気のやりとりの当然仮設は必要になってくると思いますが、非常時は直接北電からの電気が入らなくてもいわゆる発電機を活用しながら一時的に運転をするということが当然可能になってまいります。ただ、いずれにしましても発電機のほうも受変電のいわゆる制御のほうをどうしても通ってくるということになりますので、これは仮設の段階でまた十分検討しながら、全く処理に問題がないような形で十分検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（小野寺一知議員） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については、委員会付

託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。これより採決を行います。

議案第17号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知識員） 異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知識員） 日程第4 議案第18号 財産の取得についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。島市長。

○市長（島 多慶志君） 議案第18号 財産の取得について、提案の理由を申し上げます。

本件は、風連地区で進めております本町地区第1種市街地再開発事業において建設されている保留床について、平成20年9月5日付で北海道知事認可を受けた土地、建物の権利を明らかにする権利変換計画に基づき、（仮称）地域交流センターを6億8,250万円で取得しようとするものであり、名寄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案の概要について申し上げましたが、細部につきましては教育部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小野寺一知識員） 補足説明を山内教育部長。

○教育部長（山内 豊君） 市長提案の追加説明を申し上げます。

本件につきましては、平成19年12月27日付で北海道知事から風連本町地区第1種市街地再開発事業の施工認可を受け、事業参加者の施設整

備計画の詳細設計に着手し、平成20年9月5日で詳細設計に基づく事業の収支計画を策定した風連本町地区第1種市街地再開発事業権利変換計画が北海道知事に認可され、平成20年度10月から個人の住宅、店舗を含む施設設備に着手されております。

（仮称）地域交流センターは、その権利変換計画に基づき、平成21年度の事業で建設される保留床を購入、取得するものであります。取得の相手につきましては、名寄市風連町仲町72番地、風連本町地区第1種市街地再開発事業、個人施工社、株式会社ふうれん代表取締役、富永紀治となります。取得施設の規模につきましては、構造が鉄筋コンクリートづくり4階建てで、延べ床面積2,531.06平米となっています。1階部は913.93平米で、主にロビー、エントランスホール、エレベーターで構成されております。2階部は897.15平米で、大ホール、控室、会議室、研修室で構成されています。次に、3階部になりますが、408.94平米で、会議室2室、調理実習室となっております。4階部は311.04平米となっており、和室、IT教室が配置されてございます。詳細は、後ほど資料をもとに説明させていただきます。取得価格は、消費税込みで6億8,250万円となっております。財源につきましては、昨年度の国の2次補正により敷地については先行取得していることから、総事業費は7億1,230万円で、そのうち国庫補助金で3億2,050万円、合併特例債で3億7,220万円、合併補助金で1,950万円、残りは一般財源と予定しているところであり、また、施設の引き渡し時期は平成22年3月10日を予定しております。

次に、施設の概要になりますが、（仮称）地域交流センター外観につきましては、この地区にれんが倉庫があったことから、れんがタイルと特産品のもちをイメージした色彩としています。内部につきましては、ユニバーサルデザインを採用し、あらゆる利用者に優しい構造となるよう配慮して

います。各ロビー部分には、旧風連町の開庁100年記念事業で本年度まで取り組んでおります小学1年生の手形を配置します。大ホールは、多目的な使用を考慮し、床はビニールシート張り、腰壁は間伐材を利用した羽目板とビニールクロスの併用仕上げ、天井部は吸音効果の高い特殊石こうボードを採用しています。

次に、暖房を含む電気設備に関しては、夜間蓄熱電力を利用した床蓄熱方式のメイン暖房を採用し、補助暖房装置についても融雪用電力を利用したパネル暖房機を設置し、電気料金の節減を図ります。電話や校内LANについても配備し、本庁舎と通信回線で接続可能になるよう設計を行っています。大ホールには専用音響スピーカーを設置、備品で購入するアンプと接続し、従来施設と同様の音響環境が整備されます。また、舞台照明の調光装置を設けて給電できるよう配慮されています。防犯対策としては、各ホール、ロビーに防犯カメラを設置し、1階管理事務室にモニター、録画装置を設置しています。また、非常用発電機を設置し、災害時の避難の拠点として対応できるよう設備を整えています。機械設備については、安全性と利便性から電気温水器を必要箇所ごとに設置する個別給湯を採用するとともに、各室に熱回収型の換気扇を設置し、個別の換気を行います。とりわけ2階大ホールの換気には、廃熱回収型の換気設備を配置し、夏季には適温の冷風、冬季においては適温の温風を供給するとともに、室内空気の正常化と熱エネルギーの省力化を図っています。

次に、お手元の説明資料について御説明申し上げます。まず、1ページ目につきましては立面図でございます。それぞれの方角からの図面となります。右上の北側立面図部分につきましては6ページ、全体配置図と同じ方向からの投影図になりますので、御参照願いたいと思います。

次に、戻りまして2ページ目以降から各階の説明になります。まず、1階の部分につきましては913.93平米で、ロビー、エントランスホール、

管理事務室、エレベーターホール、駐車場となっています。階段室につきましては、一定規模以上のホールを建築する場合、2方向以上の階段を設置しなければならない義務があり、階段室を2カ所配置しております。また、駐車場が不足していることの議論もありまして、身体に障害のある方のための駐車場は2台分を含め10台分の駐車場を配置しています。このほかに14台分の駐車場を確保しています。あわせてJA道北なよろ農業協同組合の敷地内に5台分が配置されることから、全体で29台分の駐車場を整備します。

次に、3ページ目は2階部分になります。面積は897.15平米で、大ホール、控室、会議室、研修室の配置となっています。大ホールにつきましては、机といすを配置しますと180名分の席を用意することができます。風連福祉センターでの円卓利用の状況がありましたので、従来と同様の利用が可能となっております。また、ステージ部分につきましては風連福祉センターと比べ奥行きを1メートル広く確保しております。また、どんちょうはステージにかからない設計となっているので、ステージ面積は従来より広くなっております。

次に、4ページ目は3階部分になります。面積は408.94平米で、会議室2室と調理実習室を配置しています。

5ページ目、4階部分になりますが、面積は311.04平米で、和室、IT教室を配置し、全体を構成してございます。

6ページでは、再開発事業全体のイメージとなっておりますが、図面中央部に本施設の完成イメージを掲載しております。

以上、追加説明とさせていただきます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） これより、質疑に入ります。御発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。本件については、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第18号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第5 推薦第1号 名寄市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。本年7月19日をもって任期満了となります農業委員について、農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により議会推薦の農業委員は4名とし、上口里美氏、住田美紀氏、植松正一氏、黒井徹氏を推薦したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、名寄市農業委員会委員に上口里美氏、住田美紀氏、植松正一氏、黒井徹氏、4名を推薦することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時36分

○議長（小野寺一知議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6 意見書案第1号 地方分権改革にあたり地域経済等に配慮し、地方財政の充実・強化を求める意見書、意見書案第2号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書、意見書案第3号 ハ

ローワーク機能の抜本的強化を求める意見書、意見書案第4号 経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書、意見書案第5号 国直轄事業負担金に係る意見書、意見書案第6号 新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書、意見書案第7号 所得税法第56条の廃止を求める意見書、意見書案第8号 基地対策予算の増額等を求める意見書、以上8件を一括議題といたします。

お諮りいたします。本件については、全議員による提出でありますので、この際提案説明、質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。
よって、意見書案第1号外7件は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第7 決議案第1号 北朝鮮の核実験に抗議する決議を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

熊谷吉正議員。

○19番（熊谷吉正議員） 議長より御指名がありましたので、これより北朝鮮の核実験に抗議する決議案の提案を行いたいと思っておりますけれども、私たち名寄市民は世界で唯一の被爆国、日本の国民として、すべての国の核兵器廃絶、軍縮を求める立場から非核平和都市宣言を行っております。よって、先般北朝鮮が強行した核実験に強く抗議をするとともに、名寄市議会の立場を明らかにしたいというふうに考えております。以下、読み上げて御提案を申し上げますので、議員各位の御賛同を切にお願いをしております。

北朝鮮の核実験に抗議する決議案。

核兵器の廃絶は、最初の被爆国である日本をはじめ、いまや全世界の人類共通の願いとなっている。

しかしながら、北朝鮮政府は、5月25日に2度目の核実験を強行した。これは、北朝鮮に対して「さらなる核実験またはミサイルの発射をおこなわないよう」求めた国連安全保障理事会決議1718に違反し、決して許されるものではない。

今日、世界の中で核兵器廃絶に向かう新たな機運が生まれつつあるときに行われた今回の核実験は、こうした動きに逆行し、北東アジアの平和と安全を脅かすものである。

よって、非核平和都市宣言を行っている名寄市において、本市議会は、北朝鮮政府に対し、核実験の強行に強く抗議するとともに、今後いかなる核実験も行わないこと、核兵器及び核兵器開発計画を放棄することを強く求めるものである。

以上、決議する。

平成21年6月15日、名寄市議会。

各議員の皆さんの切なる御賛同を求めています。

○議長（小野寺一知議員） お諮りいたします。

本件については、全議員による提出でありますので、この際質疑、委員会付託を省略し、直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認め、採決を行います。

本件は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第8 報告第12号 例月現金出納検査報告を議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配付されておりますので、これをもって御了承をお願いいたします。

○議長（小野寺一知議員） 日程第9 請願を議題といたします。

今期定例会において本日までには受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり所管の常任委員会に付託いたしましたので、御報告を申し上げます。

○議長（小野寺一知議員） 日程第10 委員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、委員を派遣することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、委員の派遣が決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 日程第11 閉会中継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました各委員長からの申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小野寺一知議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（小野寺一知議員） 以上で今期定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、平成21年第2回名寄市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時42分

上記会議のてんまつを記載し、その相違なきこ

とを証するため、ここに署名議員とともに署名する。

議 長 小野寺 一 知

署名議員 大 石 健 二

署名議員 木戸口 真

質 問 文 書 表 (一般質問)

平成 2 1 年 第 2 回 定 例 会

発 言 順 序	氏 名	発 言 要 旨
1	佐 藤 勝 (P 30)	1. ふうれん望湖台自然公園と、望湖台センターハウスの将来的な位置付けについて (1) ふうれん望湖台自然公園の評価と将来展望 (2) 望湖台センターハウスの評価 (3) 望湖台センターハウスが担う役割 (4) 望湖台センターハウスの中・長期的な位置付け (5) 人件費等の考え方 2. 地域交流センター(仮称)建設に関して (1) 地域交流センター運営市民委員会(仮称)の設置を (2) 地域交流センター駐車場の確保を (3) 地域交流センター内に「休憩コーナー」の設置を (4) 名称の公募を 3. 農地法改正案について (1) 農地法改正案に対する市の見解 (2) 改正案の要点 (3) 農地法改正後の名寄市農業の向うべき道
2	岩 木 正 文 (P 41)	1. インフルエンザ対策について (1) 新型インフルエンザへの対応 (2) 市民の安全を守る周知 2. AEDの周知について (1) 設置場所の周知 (2) スポーツ大会での活用状況 3. 新学習指導要領について (1) 先行実施の現状 (2) 授業時数確保の対応 (3) 中1ギャップの現状と対策 4. 児童虐待について (1) 子どもを守る対策

		(2) ハートダイヤルの子どもへの対応
3	高橋伸典 (P 52)	<p>1. スクール・ニューディール政策について</p> <p>(1) 本市小中学校数と小中生徒数の現状</p> <p>(2) 各学校の教育用PCの数と現状</p> <p>(3) 耐震化への考えとこれからの施策は</p> <p>(4) エコ対策の考え方は</p> <p>(5) 校庭の芝生化の考えは</p> <p>(6) スクール・ニューディール政策の取組を</p> <p>2. 高齢者福祉対策について</p> <p>(1) 外出支援サービス事業、自立支援デイサービス事業の現状</p> <p>(2) 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム（ケアハウス）の入所希望者の状況について</p> <p>(3) 小規模多機能型居宅介護（短期入所者）の現状について</p> <p>(4) 今後の高齢者自立支援事業に係るケアハウス・シルバーハウジングの建設等の考えは</p> <p>3. 行財政改革に係る公共施設のあり方について</p> <p>(1) 生きがいホビーセンターの今後について</p> <p>(2) 当初の目的達成の考え方について</p> <p>(3) 今後のホビーセンターの考え方について</p>
4	大石健二 (P 63)	<p>1. 名寄市の行財政運営から</p> <p>(1) 都市基盤整備について</p> <p>ア 市街地の整備推進等の手法と今後の課題</p> <p>(2) 名寄市の行財政改革について</p> <p>ア その手法と今後の課題</p> <p>(3) 中心市街地活性化基本計画について</p> <p>ア 現状分析等と今後の課題</p> <p>(4) 行政報告について</p> <p>ア 市政推進と今後の課題</p>
5	東千春 (P 73)	<p>1. 老朽住宅の解体助成について</p> <p>(1) まちなかの美化について</p> <p>(2) 空き住宅の防犯について</p> <p>(3) 雇用と経済効果について</p> <p>(4) 住宅リフォームの評価と今後について</p>

		<p>2. 名寄市立大学について</p> <p>(1) 教員確保の現状と進捗状況について</p> <p>(2) 就職対策の進捗状況について</p> <p>(3) 行政及び市民からの大学支援について</p> <p>(4) 新卒業生とのかかわりについて</p> <p>3 将来の歩道のあり方について</p> <p>(1) 車道側に傾斜する歩道について</p> <p>(2) 縁石等で仕切るフラット形の歩道について</p>
6	佐々木 寿 (P 88)	<p>1. 自衛隊関係について</p> <p>(1) 国の防衛計画大綱見直し、次期中期防衛力整備計画策定の動きに対する名寄市の取組について</p> <p>2. 道の権限移譲について</p> <p>(1) 名寄市への権限移譲の現状と課題、今後の取組について</p> <p>3. 教育関係について</p> <p>(1) 理科授業の現状について</p> <p>(2) 教員相互の授業参観施策について</p> <p>(3) 学校給食法改正後の取組について</p> <p>4. 社会福祉事業について</p> <p>(1) 名寄市の高齢者事業の推進について</p>
7	黒 井 徹 (P 98)	<p>1. 地域活性化・経済危機対策臨時交付金の取組について</p> <p>(1) 交付金の概要と申請スケジュールについて</p> <p>(2) 予定される額と事業について</p> <p>(3) 公共投資臨時交付金による影響額について</p> <p>2. 国の21年度予算にかかわる農業政策について</p> <p>(1) 担い手への経営支援対策の概要とその取組について</p> <p>(2) 水田フル活用としての自給率向上対策について</p> <p>(3) 集落営農法人化の取組について</p> <p>3. 名寄農業高校の今後の方向性について</p> <p>(1) 担い手等の研修施設としての活用の可能性について</p> <p>(2) 新たな活用の推進方法について</p>
8	田 中 好 望 (P 109)	<p>1. 施設の統廃合について</p> <p>(1) 望湖台センターハウスについて</p> <p>(2) 歴史民俗資料館について</p>

		2. 風連中央小学校の老朽化に、今後どう対処するのか
9	日根野 正 敏 (P 1 1 8)	<p>1. 農業推計と農地法改正について</p> <p>(1) 10年前、現在、10年後の平均耕作面積と戸数推計と課題について</p> <p>(2) 農地法改正の見解と対応について</p> <p>2. 特例区バス事業と団体活動推進補助事業について</p> <p>(1) 特例区大型バス事業の近年の利用状況と、団体活動推進補助事業の利用状況</p> <p>(2) 両事業の利用区分について</p> <p>3. 公共施設の宿泊利用について</p> <p>(1) 市内団体等の宿泊利用の見解について</p> <p>4. 名寄地区・風連地区の旧焼却場の今後について</p> <p>(1) 解体費用の概算について</p> <p>(2) 補助事業の見通しについて</p> <p>(3) 残留ダイオキシン調査の推移と構築物の安全性について</p>
10	高 見 勉 (P 1 2 8)	<p>1. 先行取得した公有用地の利活用について</p> <p>(1) 旧営林署跡地他大規模用地の利用計画について</p> <p>(2) 土地開発公社の今後のあり方について</p> <p>2. 指定管理者制度について</p> <p>(1) 公募等の実態と課題について</p> <p>(2) 事業評価及び財務監査について</p> <p>3. 学校支援地域本部事業について</p> <p>(1) 名寄市における取組の現状について</p> <p>(2) 今後の具体的な取組について</p>
11	渡 辺 正 尚 (P 1 4 5)	<p>1. 建設行政について</p> <p>(1) 今年度の建設事業の発注時期は</p> <p>(2) 指名業者の基準について</p> <p>(3) 今後の対応について</p> <p>2. 市民と協働のまちづくりの考え方について</p> <p>(1) 基本的に両者が情報の共有化を図らなければならないと思うが、現状はどのような状況か</p> <p>(2) 情報公開条例が出来てから、今までにあった請求件数は何件か</p> <p>3. 高齢者福祉について</p>

		<p>(1) 外出しやすい環境整備が必要だと思いが、お考えについて</p> <p>(2) パークゴルフ等の軽スポーツの推進などが考えられるが</p> <p>4. 産業振興について</p> <p>(1) 農業振興について</p> <p>(2) その他の産業振興施策について</p>
12	竹中憲之 (P155)	<p>1. 公害と環境衛生について</p> <p>(1) 大気汚染調査のあり方について</p> <p>(2) 小河川における水質検査について</p> <p>(3) 最終処分場の現状について</p> <p>2. パークゴルフ場の利用状況について</p> <p>(1) 利用料値上げでの苦情は</p> <p>(2) シーズン券の発行数は</p> <p>3. 公営住宅法改正について</p> <p>(1) 入居基準改正による問題点は</p> <p>4. 日本国憲法と施策</p> <p>(1) 憲法が施策に活かされているか</p>
13	川村幸栄 (P166)	<p>1. 子育て支援について</p> <p>(1) 子育て応援特別手当について</p> <p>(2) 就学援助について</p> <p>(3) 生活保護の母子加算について</p> <p>(4) 学童保育について</p> <p>2. 高齢者福祉について</p> <p>(1) 介護保険サービスの充実について</p> <p>(2) 介護労働者の現況について</p>

第 2 回 名 寄 市 議 会 定 例 会 議 決 結 果 表

平成 2 1 年 6 月 1 日～平成 2 1 年 6 月 1 5 日 1 5 日 間
 本 会 議 時 間 数 1 5 時 間 2 6 分

議 案 番 号	議 件 名	議 決 年 月 日	議 決 要 旨
議 案 第 1 号	名寄市手数料徴収条例の一部改正について	21. 6. 1	原 案 可 決
議 案 第 2 号	名寄市地域包括支援センター条例の一部改正 について	”	”
議 案 第 3 号	名寄市病院事業の設置等に関する条例の一部 改正について	”	”
議 案 第 4 号	専決処分した事件の承認を求めることについ て	”	承 認
議 案 第 5 号	専決処分した事件の承認を求めることについ て	”	”
議 案 第 6 号	専決処分した事件の承認を求めることについ て	”	”
議 案 第 7 号	専決処分した事件の承認を求めることについ て	”	”
議 案 第 8 号	専決処分した事件の承認を求めることについ て	”	”
議 案 第 9 号	専決処分した事件の承認を求めることについ て	”	”
議 案 第 1 0 号	専決処分した事件の承認を求めることについ て	”	”

議案第 1 1 号	専決処分した事件の承認を求めることについて	21. 6. 1	承認
議案第 1 2 号	平成 2 1 年度名寄市一般会計補正予算	〃	原案可決
議案第 1 3 号	平成 2 1 年度名寄市国民健康保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第 1 4 号	平成 2 1 年度名寄市老人保健事業特別会計補正予算	〃	〃
議案第 1 5 号	平成 2 1 年度名寄市介護保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第 1 6 号	平成 2 1 年度名寄市水道事業会計補正予算	〃	〃
議案第 1 7 号	工事請負契約の締結について	21. 6. 15	〃
議案第 1 8 号	財産の取得について	〃	〃
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者推薦につき意見を求めることについて	21. 6. 1	適任と認める
推薦第 1 号	名寄市農業委員会委員の推薦について	21. 6. 15	推薦決定
意見書案第 1 号	地方分権改革にあたり地域経済等に配慮し、地方財政の充実・強化を求める意見書	〃	原案可決
意見書案第 2 号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書	〃	〃
意見書案第 3 号	ハローワーク機能の抜本的強化を求める意見書	〃	〃
意見書案第 4 号	経済危機対策などに伴う地方負担の軽減を求める意見書	〃	〃

意見書案第 5 号	国直轄事業負担金に係る意見書	21. 6. 15	原 案 可 決
意見書案第 6 号	新型インフルエンザ対策の強化を求める意見書	”	”
意見書案第 7 号	所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書	”	”
意見書案第 8 号	基地対策予算の増額等を求める意見書	”	”
決議案第 1 号	北朝鮮の核実験に抗議する決議	”	”
報告第 1 号	平成 2 0 年度名寄市一般会計予算繰越明許費の繰越の報告について	21. 6. 1	報 告 済
報告第 2 号	平成 2 0 年度名寄市介護保険特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について	”	”
報告第 3 号	平成 2 0 年度名寄市下水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について	”	”
報告第 4 号	平成 2 0 年度名寄市簡易水道事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について	”	”
報告第 5 号	平成 2 0 年度名寄市食肉センター事業特別会計予算繰越明許費の繰越の報告について	”	”
報告第 6 号	公害の現況に関する報告について	”	”
報告第 7 号	名寄市土地開発公社の経営状況について	”	”
報告第 8 号	株式会社名寄振興公社の経営状況について	”	”
報告第 9 号	株式会社ふうれん望湖台振興公社の経営状況について	”	”
報告第 1 0 号	株式会社ふうれんの経営状況について	”	”

報 告 第 1 1 号	名寄市社会福祉事業団の経営状況について	21. 6. 1	報 告 済
報 告 第 1 2 号	例月現金出納検査報告について	21. 6. 15	”
請 願 第 1 号	名寄市が建設（新築及び改築）する公共施設 に石油燃料設備の採択についての請願	”	建設常任委員会付託
	委員の派遣について	”	派 遣 決 定
	閉会中継続審査（調査）の申し出について	”	継続審査（調査） 決 定